

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



Home Office

# シリア・アラブ共和国 出身国情報 (COI) 報告書

COI 公式資料局

2013年9月11日

# 目次

## 序文

更に詳しく知りたい場合の有用な情報源

パラグラフ

## 基本情報 Background information

1. 地理 .....	1.01
地図 .....	<b>1.06</b>
2. 経済 .....	2.01
通貨と為替レート .....	<b>2.07</b>
3. 歴史 1946～2012年 .....	3.01
ハサケ県の国勢調査: 1962年、及びアラブ化: 1960年代～70年代 .....	<b>3.02</b>
バアス党の権力掌握: 1963年 .....	<b>3.04</b>
ハーフェズ・アル=アサド政権: 1970～2000年 .....	<b>3.06</b>
ムスリム同胞団の反乱: 1976～1982年 .....	3.08
ゴラン高原の併合: 1981年 .....	3.09
バッシャール・アル=アサド政権: 2000年～現在 .....	<b>3.10</b>
「ダマスカスの春」: 200年6月～2001年2月 .....	3.11
反対勢力の増加とその後の弾圧: 2003～2007年 .....	3.12
選挙及び大統領国民投票: 2007年4～5月 .....	3.16
続く弾圧: 2007年6月～2010年年末 .....	3.17
2011年3月～2012年の騒乱の始まり .....	3.19
2011年の政府の譲歩、2012年の選挙及び憲法改正 .....	3.24
4. 憲法 .....	4.01
最高憲法裁判所 .....	<b>4.06</b>
5. 政治制度 .....	5.01

## 人権

6. 序論 .....	6.01
7. 治安情勢 .....	7.01
反政府武装勢力 .....	<b>7.06</b>

シリア国民評議会と自由シリア軍.....	7.09
アル=ヌスラ戦線.....	7.12
<b>紛争地域.....</b>	<b>7.16</b>
<b>戦闘における武力行使.....</b>	<b>7.18</b>
8. 治安部隊.....	8.01
序論.....	<b>8.01</b>
武装勢力.....	<b>8.04</b>
離反.....	8.05
<b>内部治安部隊(ISF:Internal Security Forces).....</b>	<b>8.08</b>
警察、憲兵、及び砂漠警備隊/国境部隊.....	8.08
シャビーハ及びシリア人民軍/人民委員会.....	8.11
<b>治安部隊及び諜報部隊.....</b>	<b>8.18</b>
序論.....	8.18
<b>政府勢力による人権侵害.....</b>	<b>8.21</b>
恣意的な逮捕と拘留.....	8.25
拷問.....	8.31
監視.....	8.41
海外監視.....	8.48
超法規的殺害及び「失踪」.....	8.49
レバノン国民とパレスチナ人の「失踪」で主張されるシリアの関与.....	8.55
<b>不服申し立ての経路.....</b>	<b>8.58</b>
9. 兵役.....	9.01
兵役に関する最近の大統領宣言.....	<b>9.10</b>
予備兵.....	<b>9.17</b>
10. 政府軍以外の武装勢力による虐待.....	10.01
超法規的殺害.....	<b>10.02</b>
恣意的な逮捕と拘留.....	<b>10.06</b>
拷問.....	<b>10.09</b>
人質の確保.....	<b>10.11</b>
11. 司法.....	11.01
組織.....	<b>11.01</b>
反テロリズム裁判所.....	11.04
最高国家安全保障裁判所.....	11.06
独立.....	<b>11.07</b>
公正な裁判.....	<b>11.10</b>

<b>即席の地域司法制度の出現</b> .....	<b>11.15</b>
12. 逮捕と拘留—法的な権利.....	12.01
13. 刑務所の状況.....	13.01
<b>刑務所における虐待</b> .....	<b>13.05</b>
14. 死刑.....	14.01
15. 政党.....	15.01
<b>政治的表現の自由</b> .....	<b>15.05</b>
<b>結社と集会の自由</b> .....	<b>15.09</b>
<b>反体制グループと政治活動家</b> .....	<b>15.14</b>
シリア国民連合.....	15.17
シリア国民評議会(SNC:Syria National Council).....	15.18
シリア国民調整委員(NCC: National Co-ordination Committee).....	15.19
イスラム主義/サラフィー主義政治活動家.....	15.20
ムスリム同胞団(Al-Ikhwan al-Muslimun).....	15.21
クルド人政治活動家.....	15.27
16. 言論の自由とメディア.....	16.01
<b>序論</b> .....	<b>16.01</b>
<b>出版メディア</b> .....	<b>16.12</b>
<b>ラジオとテレビ</b> .....	<b>16.16</b>
<b>ジャーナリスト</b> .....	<b>16.20</b>
<b>インターネットの自由</b> .....	<b>16.26</b>
17. 人権組織、組織、及び活動家.....	17.01
<b>海外渡航</b> .....	<b>17.10</b>
<b>国際機関</b> .....	<b>17.11</b>
18. 汚職.....	18.01
19. 信教の自由.....	19.01
<b>宗教団体</b> .....	<b>19.10</b>
エホバの証人.....	19.14
キリスト教徒.....	19.16
ヤズィーディー教徒.....	19.20
<b>改宗活動</b> .....	<b>19.21</b>
<b>改宗</b> .....	<b>19.22</b>
20. 民族グループ.....	20.01
<b>クルド人</b> .....	<b>20.05</b>
内乱の間の状況.....	20.18

国籍を持たないクルド人 .....	20.24
Ajanib(『外国人』)と Maktoumeen(『隠れた人々』) .....	20.35
21. 性的指向と性同一性.....	21.01
<b>法的権利</b> .....	<b>21.02</b>
<b>政府当局の扱い及び態度</b> .....	<b>21.03</b>
<b>社会の扱い及び態度</b> .....	<b>21.09</b>
性転換者と中性の人々 .....	21.16
22. 心身障害 .....	22.01
<b>障害を持つ児童</b> .....	<b>22.09</b>
23. 女性 .....	23.01
<b>序論</b> .....	<b>23.01</b>
<b>法的権利</b> .....	<b>23.08</b>
<b>政治的権利</b> .....	<b>23.17</b>
<b>社会・経済的権利</b> .....	<b>23.23</b>
教育と雇用 .....	23.27
女性の健康 .....	23.35
母性の健康.....	23.36
生殖に関する権利.....	23.39
中絶.....	23.42
結婚、一時的な結婚、離婚、子どもの親権、及び相続 .....	23.43
カトリック身分法 .....	23.55
<b>女性に対する暴力</b> .....	<b>23.56</b>
強姦を罰する法律 .....	23.67
『名誉』犯罪 .....	23.71
24. 児童 .....	24.01
<b>序論</b> .....	<b>24.01</b>
<b>法的権利</b> .....	<b>24.06</b>
基本的な法律に関する情報 .....	24.06
司法権と刑事権 .....	24.09
<b>児童に対する暴力</b> .....	<b>24.11</b>
児童労働.....	24.20
<b>育児と保護</b> .....	<b>24.26</b>
<b>教育</b> .....	<b>24.33</b>
<b>保健と福祉</b> .....	<b>24.39</b>
25. 人身売買 .....	25.01

イラク人 .....	<b>25.06</b>
26. 医療問題 .....	26.01
27. 移動の自由 .....	27.01
28. 国内避難民 (IDPs: Internally displaced persons).....	28.01
内戦を逃れて避難する人々 .....	<b>28.06</b>
29. 外国人難民 .....	29.01
イラクからの難民 .....	<b>29.08</b>
パレスチナ人 .....	<b>29.14</b>
難民の子どもと教育.....	<b>29.23</b>
30. 市民権と国籍 .....	30.01
国籍を持たないクルド人.....	<b>30.05</b>
31. 偽造公式文書及び不正に取得された公式文書 .....	31.01
32. 出国と帰国 .....	32.01
不法出国 .....	<b>32.10</b>
帰国 .....	<b>32.11</b>
亡命を認められなかった人々 .....	32.13

## 付属書

付属書 A – 主要な出来事の年表

付属書 B – 要人

付属書 C – 略語一覧

付属書 D – 参考資料一覧

# 序文

i この出身国別情報(COI)レポートは、COI サービス局と英国内務省が、難民・人権保護認定プロセスに携わる職員のために作成したものである。英国で最も多く提起される難民・人権保護の主張に関する一般的背景を示している。このレポートは、2013年7月31日までに得られた情報を含んでいる。レポートは2013年9月11日付で発行された。

ii このレポートは、幅広い外部情報提供者より得られた資料から成り、英国内務省の見解又は政策を一切含んでいない。レポートに含まれる全情報は、文書全体を通して、元の資料から得たもので、難民・人権保護の認定プロセスに関わる職員に配布されるものである。

iii このレポートは、難民・人権の適用において提起される主要な問題に焦点を絞り、元資料から抽出した情報をまとめたものである。扱っている主題が、難民・人権申請で殆ど提起されないものである場合は、ウェブリンクのみが提示されている。難民・人権申請に関連して生じる全ての問題を包括した詳細な調査結果を示すことを意図したものではない。詳細な説明が必要な場合は、元資料を直接参照されたい。

iv このレポートの構成と形式は、英国内務省の意思決定者や上訴提示官が普段使う方法に合わせ、具体的な問題に関する情報を迅速に電子検索でき、コンテンツページを使用して、求める主題を直接参照することができるようになっている。主要な問題は、大体、専用のセクションにおいて、ある程度掘り下げて取り扱っているが、他のセクションで簡潔に触れられていることもある。従って、レポートの構成上、繰り返しになる箇所もある。

v このレポートに含まれている情報は、原資料より抽出したものに限られる。特定の主題に関連する全ての側面の情報を網羅するよう努力したが、必ずしも関連情報が得られるというものでもない。このため、このレポートに含まれる情報が、実際に述べているもの以上のことを示唆すると考えてはいけない。例えば、ある法律が可決されたと記されていても、その法律が発効されたと記されていない限り、発効されたと考えるべきではない。同様に、ある出来事、ある行動に関する情報が記されていないなくても、その出来事、行動が起こらなかったことにはならない。

vi 上述の通り、このレポートは、いくつかの情報提供者より抽出した情報をまとめたものである。情報の統合に当たり、原資料間の不一致を解消する努力は全く行っていない。但し、不一致をまとめ、可能な箇所では様々な原資料を紹介し、バランスの取れた像を描

くように努力している。例えば、原資料により、個人、地名、政党等の名称の表記、綴りが異なっている場合がある。この報告書では、綴りの統一は行わず、原資料の通りに表記している。同様に、原資料により、数値が異なる場合があるが、このレポートでは原資料の通りに記載している。この文書に出てくる「sic」という用語は、引用文献における綴りの誤り、又はタイプミスを示すためのみに使用されており、資料の内容について、何らかの見解を示すものではない。

vii このレポートは、基本的に、過去2年間に発行された原資料に基づいている。しかし、最近の資料に無い関連情報を含むという理由で、それ以前の資料の情報が含まれていることもある。全ての原資料には、このレポートが発行された時点で適切と考えられる情報が含まれている。

viii このレポートと、付随する原資料は、公開文書である。全てのレポートは英国内務省のウェブサイトで公開されており、このレポートの原資料の大部分も公開されている。このレポートで提示した原資料が電子ファイルとして入手可能な場合、該当するリンク先のアドレスが、閲覧した日付と共に示してある。政府機関が発行した文書、購読予約の文書等、入手しにくい原資料は、COI サービス局に請求すれば、コピーを入手できる。

ix レポートは、難民受け入れ数の最も多い20カ国について発行されている。この20カ国以外の国に関するレポートも、運用上の特別な必要があれば発行される。英国内務省の職員は、特定の問い合わせ事項がある場合、常時、情報請求サービスを使うこともできる。

x このレポート作成に当たり、COI サービス局は、原資料より情報を抽出し、正確で最新かつバランスのとれた公平な資料を提供するよう努力した。このレポートに関する意見、追加資料に関する提案は歓迎である。下記の英国内務省 COI サービスまで送付されたい。

Country of Origin Information Service

Home Office

Lunar House

40 Wellesley Road

Croydon, CR9 2BY

United Kingdom

E メール: [cois@homeoffice.gsi.gov.uk](mailto:cois@homeoffice.gsi.gov.uk)

URL: <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi>

## 国別情報に関する独立諮問グループ

xi 国別情報に関する独立諮問グループ(IAGCI:Independent Advisory Group on Country Information)は、英国内務省のCOI資料の内容について提言することを目的として、国境局独立主任検査官(Independent Chief Inspector of Borders and Immigration)により、2009年3月に設立された。IAGCIは、英国内務省のCOIレポート、その他のCOI資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCIの活動に関する情報は、主任検査官のウェブサイト(<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>)で公開されている。

xii IAGCIは、英国内務省のCOI文書を選んで内容を検証し、これらの文書に特化した提案、又は、より一般的な提案を行う。IAGCI、又は、国別情報に関する独立専門委員会(Advisory Panel on Country Information)(2003年9月から2008年10月までの期間、英国内務省のCOI資料を監視していた独立機関)が検証したレポートの一覧は、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/> で公開している。

xiii 特記: 英国内務省の資料又は手続きを支持することがIAGCIの職務ではない。グループが検証した資料のいくつかは、非停止請願(NSA)リストに指定されている国、又は、指定が提案されている国に関連するものである。こうしたケースでは、グループの職務は、ある特定の国をNSAに指定するという決定若しくは提案、又は、NSAのプロセス自体に対する支持を暗示すると解釈すべきではない。IAGCIの連絡先は以下の通りである。

Independent Advisory Group on Country Information

Independent Chief Inspector of Borders and Immigration

5<sup>th</sup> Floor, Globe House

89 Eccleston Square

London, SW1V 1PN

Eメール: [chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk)

URL: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

[目次に戻る](#)

## 更に詳しく知りたい場合の有用な情報源

本レポートで提示されている情報の補足として、更に詳しい最新情報が必要な場合のため、有用な情報源とウェブリンクの一覧を以下に掲載しておく。本レポートで用いた情報源の完全な一覧は、付属書 E－情報源一覧(Annex E－References to source material)に掲載されている。

AlertNet (Thomson Reuters) <http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/index.htm?news=all>

Al-Jazeera <http://english.aljazeera.net/indepth/spotlight/libya/>

British Broadcasting Corporation (BBC) <http://news.bbc.co.uk>

Cable News Network (CNN) <http://edition.cnn.com/WORLD/?fbid=i0gUtrVnUAy>

Canadian Immigration and Refugee Board, National Documentation Packages

[http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/index\\_e.htm?id=1140](http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/index_e.htm?id=1140)

ECOI.net <http://www.ecoi.net/>

Integrated Regional Information Networks (IRIN) <http://www.irinnews.org/>

UNHCR Refworld <http://www.unhcr.org/refworld/publisher,UNHCR,COUNTRYPOS,,,0.html>

英国内務省は、外部ウェブサイトの内容に関し、責任を負わない。

# 基本情報

## 1. 地理

1.01 シリア・アラブ共和国(アラビア語: al-jamhuriya al Arabia as-Souriya)は、西アジアに位置し、以下に示した 2008 年 5 月版国連参考地図(地図(Maps))の項を参照されたい[2a]で見取れる通り、北はトルコ、東はイラク、南はヨルダンと国境を接している。レバノンとイスラエルとは南西の国境を接する。シリア西部の海岸は、東地中海に面している。(Europa World、2013 年 5 月 21 日閲覧)[1a](Country Profile-Location...)

ゴラン高原の併合: 1981(The annexation of the Golan Heights: 1981)の項も参照されたい。

1.02 シリアの国土面積は 185,180 平方キロメートルで、その大部分は山地及び半砂漠である。首都はダマスカス(アラビア語: Dimashq)、その他の主要都市には、北から南の順に、カミシリ(Al-Qamishli)、ハサケ(Al Hasakah)、ハラブ[アレッポ](Halab [Aleppo])、イドリブ(Idlib)、ラタキア(Al Ladhīqiyah)、ラッカ(Ar Raqqah)、デリゾール(Dayr az Zawr)、ハマ(Hamah)、タルトゥース(Tartus)、ヒムス[ホムス](Hims [Homs])、クネイトラ(Al Qunaytirah)、及びスワイダー(As Suwayda)がある。(Europa World、2013 年 5 月 22 日閲覧)[1a](Country Profile-Location...)(国連参考地図、2012 年 4 月)[2a] 2013 年 5 月 7 日最終更新の最新版の米国中央情報局(CIA)World Factbook は、シリアの県(muhafazat、単数形—muhafazah)を、ハサケ(Al Hasakah)、ラタキア(Al Ladhīqiyah (Latakia))、クネイトラ(Al Qunaytirah)、ラッカ(Ar Raqqah)、スワイダー(As Suwayda)、ダラア(Dar'a)、デリゾール(Dayr az Zawr)、ディマシュク(Dimashq)、ハラブ(Halab)、ハマ(Hamah)、ヒムス(Hims)、イドリブ(Idlib)、ダマスカス(Rif Dimashq (Damascus))、タルトゥース(Tartus) の 14 県としている。 [6a] (Government)

1.03 2013 年 5 月 7 日更新の CIA World Factbook は、次のような情報を提供している:

人口: 22.457 336 (2013 年 7 月の推定値)

人種: アラブ人 90.3%、クルド人、アルメニア人、その他 9.7%

言語: アラビア語(公用語)、クルド語、アルメニア語、アラム語、チェルケス語(広く使われている); フランス語、英語(ある程度理解できる)

宗教: イスラム教スンニー派(国教—イスラム教) 74%、その他のイスラム教宗派(アラウィ派、ドルーズ派を含む) 16%、キリスト教(様々な宗派) 10%、ユダヤ教(ダマスカス(Damascus)、カミシリ(Al-Qamishli)、及びアレッポ(Aleppo)に非常に小さなコミュニティがある)

## [1a](People and society)

2009年オンライン版 Ethnologue: Languages of the World には、ヨルダン及びシリアの言語地図(language map of Jordan and Syria) [30b] を含む シリアの言語(languages of Syria) [30a] の詳細な情報が掲載されている。

1.04 2012年1月1日時点で、シリアの国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: United Nations Relief and Works Agency)には、48万6,000以上のパレスチナ人が難民として登録されている。これらの難民は、9つの公式難民キャンプと、3つの非公式難民キャンプで暮らしている。[11a]

殆どのシリア人は、イスラム教スンニー派の正統派的信仰に従っている。他にもかなりの数の少数派宗教がある。これには、イスラム教シーア派、イスラム教イスマイル派、アーガー・ハーン(Aga Khan)を指導者とするサラミーヤ地区イスマイル派、ドルーズ派、Ansariye 山地のヌサイリ派又はアラウィ派(アサド(Assad)大統領を含む人口の約11%が信仰するイスラム教シーア派の分派)、及び、Sinjar 山地のヤズィーディー教徒、及び少数のキリスト教徒が含まれる。」(Europa World、2013年5月22日閲覧)[1a](Society and Media-Religion)

1.05 Europa World online(2012年3月12日閲覧)は、2013年の国民の祝日を掲載している。

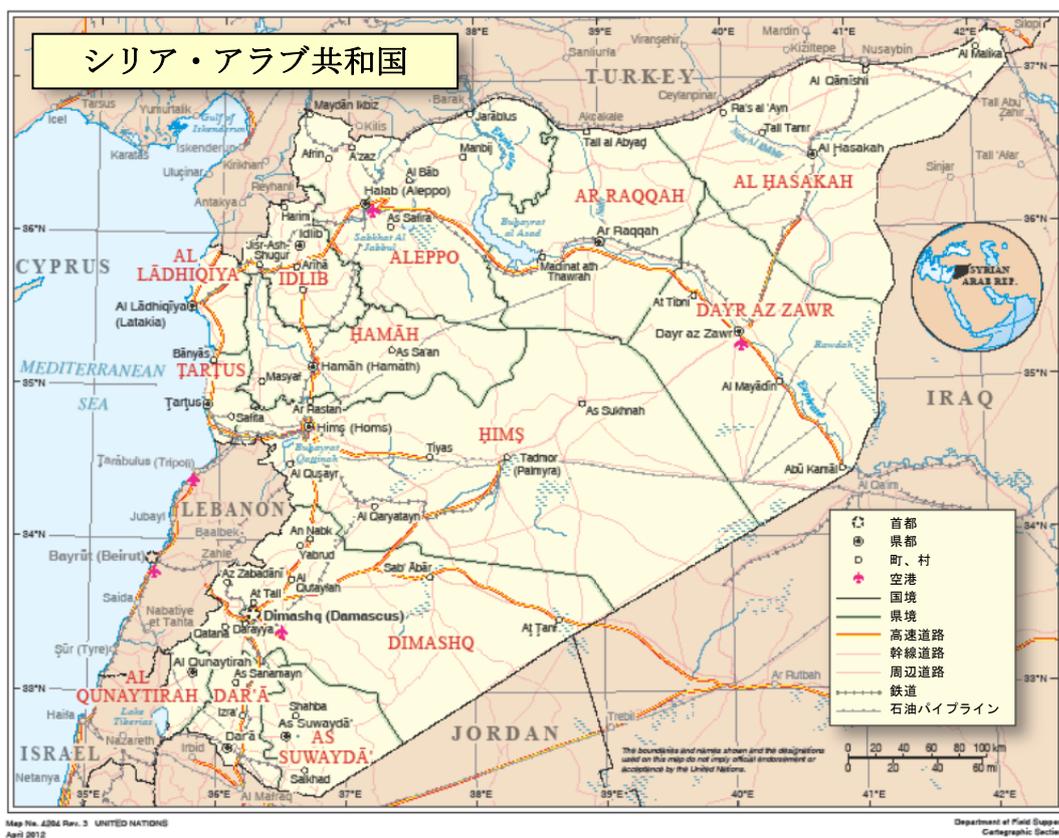
「1月1日(元日); 1月23日\*(Mouloud/Yum al-Nabi、マホメットの誕生日); 3月8日(革命記念日); 3月21日(母の日); 4月17日(独立記念日); 5月1日(メーデー); 5月3~6日(グレゴリオ暦のイースター); 5月6日(殉国者の日); 6月5日\*(Leilat al-Meiraj、マホメット昇天祭); 8月7日\*(Id al-Fitr、ラマダン終了日); 10月6日(10月解放戦争記念日); 10月14日\*(Id al-Adha、イード・アル=アドハー又は犠牲祭); 11月4日\*(Muharram、イスラム暦新年); 12月25日(クリスマス)。

\*の付いた祝日は、イスラム教太陰暦によって、上記の日付と1~2日ずれることがある。」

[1a] (Country Profile: Public Holidays)

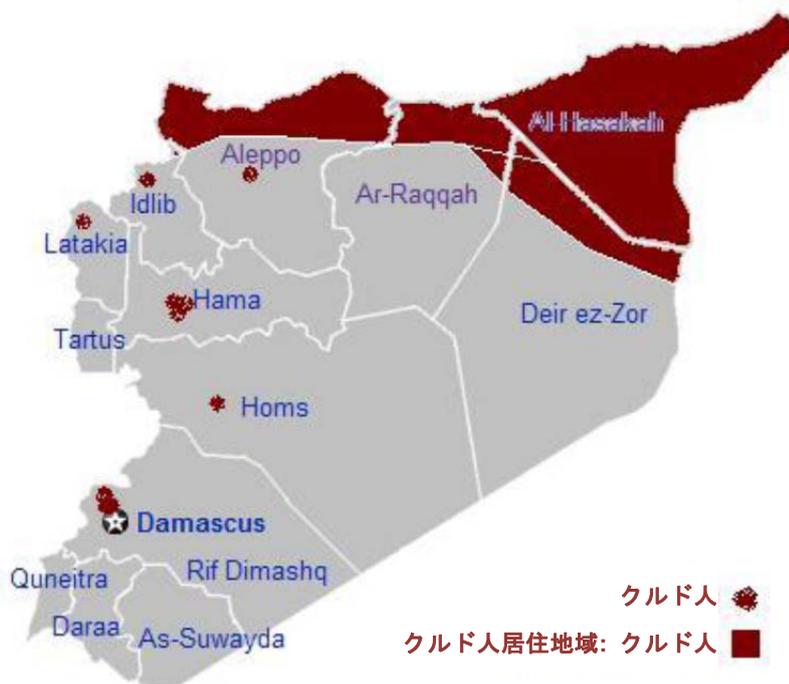
## 地図

1.06 国連 Cartographic Section(UNCS: United Nations Cartographic Section) が2012年4月に発行した参考地図を以下に示す。



[2a]

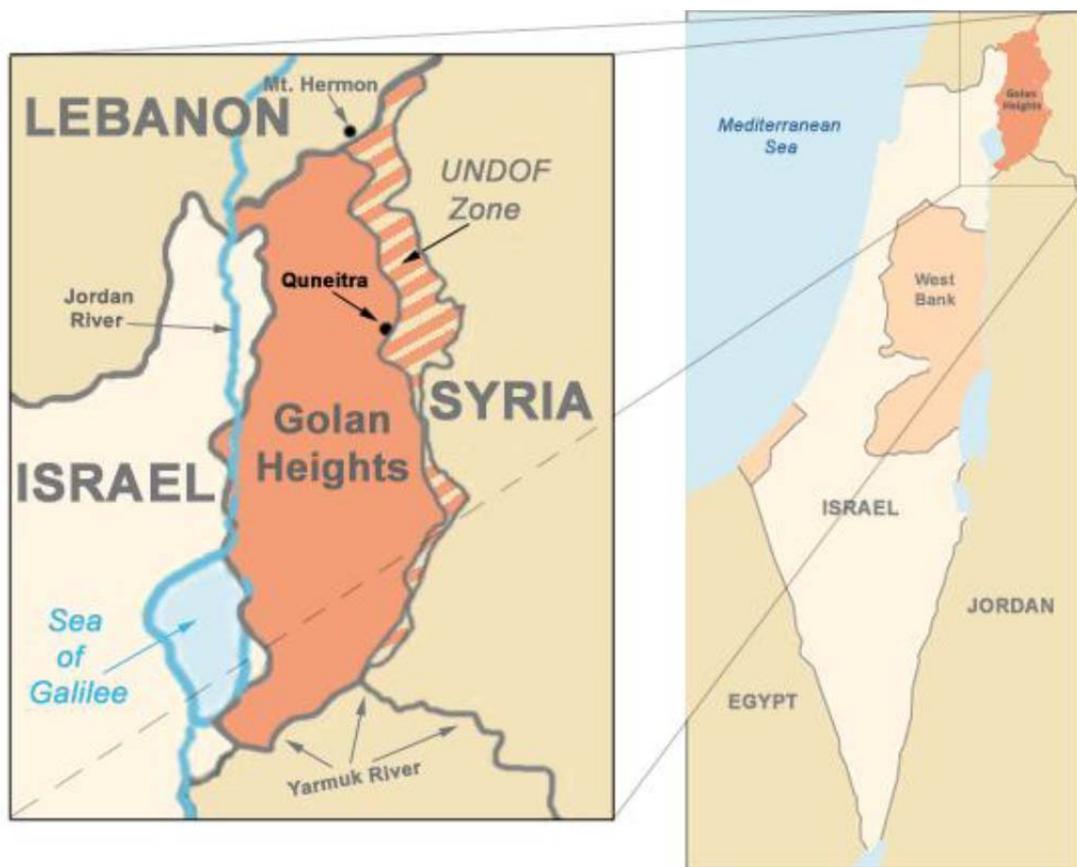
1.07 2010年10月27日に Damascus Bureau に掲載されたレポート A Decade in Power, Part 4: Syrian Kurds-Bolder but Still Oppressed より取得したクルド人居住地域の地図を以下に示す。



[96a]

クルド人(Kurds)の項も参照されたい。

1.08 CIA World Factbook の情報を基に ProCon.org が作成したゴラン高原の地図を以下に示す。[58a]



国内避難民(Internally displaced persons(IDPs))の項も参照されたい。

## 2. 経済

2.01 2013年7月10日更新の米国中央情報局(CIA)World Factbookは、次のように記している。

「シリア経済は、騒乱が起こる前は緩やかな成長を見せ、改革も行われていたが、2011年に始まった内戦の影響を未だに受け続けている。国際的な制裁を受け、2012年に経済は更に冷え込み、国内消費、国内生産は共に減少し、急激なインフレが起こった。シリア政府は不況の影響を緩和するため、外貨準備高の縮小、予算増加、貿易赤字の解消、シリア・ポンドの為替相場の引き下げなど、必死の努力を行った。」 [6a] (Economy)

2.02 CIA World Factbookは、次のような統計も公開している。

インフレ率(消費者物価): 33.7% (2012年推定値)

失業率: 18% (2012年推定値)

国民1人当たりのGDP(PPP): 5,100米ドル (2011年推定値) [61](Economy)

2.03 2013年4月更新のWorld Bank Brief on Syriaは、次のように記している。

「経済危機の影響は甚大である。未確認の推定によると、経済は、2011年に3%縮小し、2012年には約20%縮小した。国際制裁と並び、紛争で最も影響を受けたのは、観光業、小売業、交通、通信、鉱業及び製造業である。こうした景気後退は、当初、温暖な気候により成長していた農業部門と、建築基準法が整備されていなかったために2011年に起こった非公式の建設ブームにより、相殺される形となっていた... シリア中央銀行(Central Bank of Syria)が発表した最新データによると、年度ごとのインフレ率は2012年11月に50%に達した。実際の数字は、これよりもっと高いと考えられ、シリア経済の分断化を反映し、地域によって大幅に異なる可能性がある。インフレ率が最も高かったのは、電気、ガス、基本的な食料品、及び衣類であるため、貧困で脆弱な家庭が最も打撃を受けたと考えられる。」 [62a]

2.04 2013年5月21日更新の英国放送協会(BBC: British Broadcasting Corporation) Timelineは、2009年3月、シリアの株式市場で取引が開始されたと報じた。これは、国が管理する経済が徐々に自由化されている徴候である。 [28a]

2.05 BBCは、2012年3月23日更新のレポート『質疑応答: シリアに対する制裁(Q&A: Syria sanctions)』の中で、バシヤール・アル=アサド大統領が反政府デモ活動家に対して武力を行使するのを止めさせるため、国際社会は、様々な制裁を加えたと説明している。

「アラブ連盟、欧州連合[EU]、米国、及びトルコの各国は、シリア国民とシリア企業に対し、経済制裁を加えた...」

「シリアにとって最大の貿易相手国である欧州連合は、120人以上の個人、及び40以上の企業に対し、渡航禁止や資産の凍結などの制裁を加えた。これには、アサド大統領、大統領の親族の殆ど、シリア中央銀行(Central Bank of Syria)、及び、大臣7人を含む政府高官が含まれる。」

「昨年(2011年)、欧州連合は、シリアからの原油の輸入を停止した。2月には制裁を拡張し、金、貴金属、及びダイヤモンドについて、シリアの公共機関やシリア中央銀行(Central Bank of Syria)との取引を中止した。」

「米国は、1979年にシリアを『テロ支援国家』として指定した。このレッテルは、大量の制裁を誘引した。これらの制裁は、その後、現在の危機を受けて、2004年にブッシュ政権によって、又、昨年(2011年)にバラク・オバマ政権によって追加されたものである。2011年8月、オバマ大統領は、シリアのエネルギー部門に制裁を加え、米国内にあるシリア政府の資産を全て凍結するという執行命令を新たに発した。」

「昨年(2011年)11月、アラブ連盟はシリアを除名し、制裁措置を採った。これには、アラブ各国にあるシリア政府の資産の凍結、シリア中央銀行(Central Bank of Syria)との取引の停止、シリアへの民間航空の乗り入れ禁止、シリアでのプロジェクトに対するアラブ各国政府の投資の中止、及び、シリア政府高官の渡航禁止が含まれる。しかし、一部のアラブ諸国、特にシリアと隣接する国々は、制裁を適用することは難しいと述べている。」

「2011年11月30日、トルコはシリア政府の資産を凍結し、経済取引を全て停止すると発表した。トルコのアフメト・ダウトオール(Ahmed Davutoglu)外務大臣は、新政府が樹立されるまで、シリアとの協力協定(co-operation agreement)を停止するとも述べた。」 [28b]

2.06 Economist Intelligence Unit による 2013年5月1日付の 2013年4月版 シリア国別報告書(Country Report on Syria)は、米国と欧州連合が、シリアからの石油をボイコットすることを決定したと報じている。同レポートは、こう付け加えている。

「シリア政府は、騒乱と制裁の影響による経済停滞の対応に苦しむだろう。紛争発生以来、シリアの中央集権型経済を段階的に自由化しようとする政策は放棄された。欧州連合がシリアからの石油輸入を停止したため、石油の輸出による収益が減り、政府の収入は減少し続けている。逆に、4月に欧州連合が、シリア国民連合(SNC: Syrian National Coalition)が管理する油田で採掘した石油の輸入に関する制裁を解除したことにより、反政府勢力は利益を得ると考えられる。但し、こうした輸入が近い将来実現することは考えにくい—現在、シリアには、制裁が解除されている石油会社は無く、一部の油田は JN: Jabhat al-Nusra の支配下にあると報じられている。一方、米国によるシリアの経済部門に対する制裁は、シリアの事業全般で、輸入資金の調達を更に難しくしている。アサド政権は、求償取引や直接的な経済援助を通じた経済支援を求めて、益々、イランやイランの支持国に近付くだろう。シリアの国際収支が際立って悪化していることを考えると、シリア中央銀行(Central Bank of Syria)は、シリア・ポンドの下落を制御し、外貨規制を更に強化するため、市場への介入を続けるだろう。」 [78a]

国際関係(International relations)の項も参照されたい。

## 通貨と為替レート

2.07 Gocurrency.com は、次のように記している。「シリアの公式通貨はシリア・ポンドである。ポンドはアラビア語ではリーラ(lira)と呼ばれる。1ポンドは100ピアストルである。」  
[29a] 2013年5月21日、同ウェブサイトは、次のように記している。

1 シリア・ポンド(SYP) = 0.01 米ドル(USD)[29a]

1 シリア・ポンド(SYP) = 0.007 英ポンド(GBP)[29b]

## 3. 歴史 1946～2012年

付属書 A: 主要な出来事の年表(Chronology of major events)も参照されたい。

3.01 2013年5月7日更新の米国中央情報局(CIA)World Factbook は、シリア・アラブ共和国の形成について、詳細な情報を掲載している。

「第1次世界大戦後、フランスは、シリアのかつてオスマン帝国があった地方の北部地域を獲得した。フランスは、1946年に独立を認めるまで、その地方をシリアとして統治した。しかし、新生シリアは政治的安定性を欠き、独立後の最初の数十年間に、いくつもの軍事クーデターを経験した。1958年、シリアはエジプトと連合し、アラブ連合共和国を結成した。しかし、1961年9月、シリアとエジプトは分離し、シリア・アラブ共和国が再結成された。」 [6a](Background)

## ハサケ(Al Hasakah)県の国勢調査: 1962年、及びアラブ化: 1960年代～70年代

3.02 United States Institute of Peace による2009年4月版のレポート『The Kurds in Syria – Fueling Separatist Movements in the Region?』は、次のように記している。

「クルド系シリア人に対する公民権剥奪は、シリアが正式にアラブ民族主義を採択し、クルド人をはじめとするアラブ系以外の少数民族に対する迫害を始めた1958年に始まったことである。1962年10月、シリア当局は、クルド人の大多数が出身地とするシリア北東部のハサケ(Hasakah)県で所謂『特別国勢調査』を行った。次に、当局は、トルコからシリアに不法入国した人々を特定するという名目で、統計報告書を作成した。その結果、クル

ド人 12 万人—シリアに住むクルド人人口の 20%近く—が国籍を剥奪され、選挙権、公的生活への参加権、国外渡航権、私的財産所有権、及び、公務に就く権利を含む全ての市民権を失った。」 [13a](p2)

3.03 DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が共同で行った、ダマスカス(Damascus)、シリア、バイルート、レバノン、及びイラク クルディスタン地域 (KRI: Kurdistan Region of Iraq)であるアルビール(Erbil)とドホーク(Dohuk)の現地調査に関する 2010 年 5 月版レポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』は、次のように記している。

「[19]60 年代の終りに、シリア政府は、トルコとの国境に沿った、長さ 280km、幅 10~15km の耕作に適した土地に『アラブ・ベルト(Arab belt)』を作ることを決定した。この計画で、ベルト地帯にある 332 の村に住む 14 万人のクルド人が追放され、代わりにアラブ人が入植することが想定されていた。計画は 1975 年まで実行されなかった。この時、アラブ人ワルド(Walda)族の約 4,000 世帯が、ジャジーラ(Jazira)にある 41 のモデル農場、並びにアル・ラッカ(ar-Raqqa)北部にある 15 のモデル農場に移住した。ジャジーラ(Jazira)のアラブ化運動は、1976 年にハーフェズ・アル=アサド(Hafez al=Assad)によって中止されたが、現状は変わらないままであった。」 [60a](p8)

クルド人政治活動家(Kurdish political activists)とクルド人(Kurds)も参照されたい。

## バアス党の権力掌握: 1963 年

3.04 2013 年 5 月 21 日に閲覧した Europa World Country Profile は、次のように記している。

「1963 年、アミン・アル=ハーフェズ(Amin al-Hafiz)少将は、アラブ社会主義再生党(Arab Socialist Renaissance(バース(Baath)党)のメンバーを主体とする政府を発足させた。1966 年、軍隊のクーデターにより、アル=ハーフェズ大統領の政権は失墜し、代わりにヌーレディーン・アル=アターシー(Nur el-Din al-Atasi 博士)が大統領に就任した。」 [1a](Historical context)

3.05 Freedom House による 2013 年 5 月 9 日付のレポート『Freedom in the World 2013-Syria(Freedom House report 2013)』は、次のように記している。

「1963 年のクーデターでアラブ社会主義バアス党が権力を掌握し、『非常事態法』に基づく 1 党独裁政権が誕生するまで、軍事政権と選挙による文民政権とが、次々と交代した。

1960年代に、権力は党の文民主義者から軍部の士官に移行した。これらの士官の殆どは、アラウィ派(人口の12%を占めるイスラム教の異端派)である。この傾向は、1970年にハーフェズ・アル=アサド将軍が権力を掌握した時、頂点に達した。」[14a](Overview)

## ハーフェズ・アル=アサド政権: 1970～2000年

3.06 2013年5月7日最終更新のCIA World Factbookは、次のように記している。「1970年11月、社会主義のバアス党の党员で、少数派のアラウィ派でもあるハーフェズ・アル=アサド(Hafiz al-Assad)が、無血クーデターにより権力を掌握し、国の政治に安定をもたらした... アル=アサド大統領没後、2000年7月に、息子のバッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)が国民投票により、大統領として承認された。」[6a](Background)。Europa Worldは、次のように記している。「... 1970年11月、無血クーデターの後、ハーフェズ・アル=アサド(Hafiz al-Assad)中将率いるバアス党の軍事組織(穏健派)が権力を握った。ハーフェズ・アル=アサド(Hafiz al-Assad)は1971年3月に大統領に選出された。1972年3月、アサド(Assad)大統領の下、5大政党のグループ(バアス党を含む)で構成される国民進歩戦線(NPF: National Progressive Front)が結成された。」[1a](Historical Context)

3.07 Freedom House report 2013は、次のように記している。「アサド(Assad)政権は、宗派間・民族間の橋渡しとなる基礎を築いたが、治安の確保と反対勢力の抑圧の面で、アラウィ派の力に頼っていた。」[14a](Overview)

## ムスリム同胞団の反乱: 1976～1982年

3.08 米国議会調査局(United States Congressional Research Service)は、2012年8月21日付のレポート『シリアの武力闘争: 米国と国際社会の対応(Armed Conflict in Syria: U.S. and International Response)』の中で、こう記している。「政府は、1980年代の初め、ムスリム同胞団(Muslim Brotherhood)が率いる民衆蜂起を武力によって弾圧し、シリアで大多数を占めるイスラム教スンニー派数千人を殺害した。」[9a]

イスラム主義/サラフィー主義政治活動家(Islamist/Salafist political activists)と信教の自由(Freedom of religion)の項も参照されたい。

## ゴラン高原の併合: 1981年

3.09 2013年5月21日に閲覧したEuropa World Country Profileは、次のように記している。

「シリアとイスラエルの国境付近における緊張の高まりは、1967年6月の第3次中東戦争を引き起こした。イスラエルは、アラブ連合共和国(UAR)(エジプト)がチラン(Tiran)海峡を封鎖したことに対する報復として、隣接するアラブ諸国に対し、攻撃を仕掛けた。イスラエル軍は、瞬く間にシリアのゴラン高原地域を含む領土を占拠した。同地域は、現在、イスラエル領となっている。微妙な休戦状態が続いたが、1973年10月、エジプト軍とシリア軍が、イスラエルに占拠された領土に同時に攻撃を仕掛け、休戦が破られた。シリア軍の戦線では、ゴラン高原で激しい戦闘が繰り広げられたが、18日後、停戦協定が結ばれた。1974年5月、米国国務長官ヘンリー・キッシンジャーの調停により、武装解除が合意に達した。1981年12月、イスラエルがゴラン高原を正式に併合したことにより、交渉による中東紛争解決の見通しは大幅に後退した。」 [1a] (Contemporary Political History – Domestic Political Affairs – Syria’s regional influence under President Hafiz al-Assad)

イスラエルとの関係(relations with Israel)、移動の自由(Freedom of movement と国内避難民(IDPs)(Internally displaced people(IDPs))の項も参照されたい。

## バッシヤール・アル=アサド(Bashar al-Assad)政権: 2000年～現在

3.10 2013年5月21日に閲覧した Europa World Country Profile は、次のように記している。

「[ハーフェズ・アル=]アサド(Hafiz al-Assad)大統領は2000年6月10日に死亡した。間もなく、人民議会(People's Assembly)は、バッシヤール・アル=アサド(Bashar al-Assad)が大統領に就任できるよう、憲法を改正し、大統領就任の最低年齢の条件を40歳から32歳に下げた。バッシヤール・アル=アサド(Bashar al-Assad)は軍隊の最高司令官にも任命され、中將に昇格した。6月下旬、人民議会はバッシヤールの大統領任命を承認した(バアス党は既にバッシヤールの立候補を支持していた)... 公表された数字によると、7月10日の国民投票で、バッシヤール・アル=アサド(Bashar al-Assad) (唯一の大統領候補)は97.3%の支持を得た。」 [1a] (Contemporary Political History – Domestic Political Affairs – Bashar al-Assad's succession to the presidency)

憲法(Constitution)と政治制度(Political system)の項も参照されたい。

### 「ダマスカスの春」 : 2000年6月～2001年2月

3.11 Freedom House report 2013 は、こう記している。

「バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)が権力を握り... シリアの政治と経済の自由化を誓った。大統領就任後、最初の6ヵ月間は、政治犯の釈放、国外追放された反体制家の帰還、及び国の問題に関する開かれた協議が盛んに行われた。しかし、2001年2月、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)政権は、唐突に『ダマスカスの春』を終結させた。改革の指導者たちは逮捕され、長期間の禁固刑に処された。一方、その他の改革推進派は、秘密警察により常に監視され、脅迫を受けた。」 [14a](Overview)

経済(Economy)、政府勢力による人権侵害(Human rights violations by government forces)、司法(Judiciary)、政治的所属(Political affiliation)、及び人権組織、組織、及び活動家(Human rights institutions, organisations and activists)の項も参照されたい。

## 反対勢力の増加とその後の弾圧: 2003～2007年

3.12 Freedom House report 2013 は、次のように記している。「2003年のイラクのバアス党政権の崩壊に刺激され、シリアの反対勢力は互いに協力し、政治犯の釈放、厳戒令の停止、及び野党の合法化に向けて動き出した。」 [14a](Overview)

3.13 DIS と ACCORD/Austrian Red Cross が共同で2010年5月に発行したレポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』は、2004年3月のクルド人による反乱について、次のように、詳細を簡潔にまとめている。

「2004年3月12日、ジャジーラ(Jazira)地域のカミシリ(Al-Qamishli)という町で行われたサッカーの試合で、地元チームのクルド人サポーターと、デリゾール(Dayr az Zawr)から来たビジターチームのアラブ人サポーターとの間で緊張が高まり、敵対するチームのサポーター間で喧嘩が始まった。これに対し、治安部隊が実弾5発を発砲し、少なくともクルド人7人が死亡した。翌日、治安部隊は、クルド人の葬列とデモ隊に向けて発砲し、再びクルド人が死亡・負傷した。続けて、カミシリ(Al-Qamishli)他、アル・カタニヤ(al-Qahtaniya)、アル・マルキヤ(al-Malkiya)、及びアームダー(Amuda)など、シリア北部と北東部のクルド人居住の町で、激しい抗議行動と反乱が、2日間に亘り行われた。シリア軍はカミシリ(Al-Qamishli)他、シリア北部の主要なクルド人居住の町に進攻し、一週間後、反乱は治まった。少なくとも36人が死亡、160人が負傷し、騒乱の最中に2,000人以上が拘束された。2005年3月30日にバッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領の恩赦により312人が釈放されたのを含め、被拘留者の殆どが釈放された。」 [60a](p7)

3.14 Freedom House report 2013 は、次のように記している。

「2005年のバアス党大会議で抜本的な政治改革の草案が作成されることが示唆されていたが、具体的な対策は何ら採られなかった。2005年10月、敵対する3つのグループ—イスラム主義者、クルド人、及び無信教の自由主義者—全ての代表者が、『ダマスカス国民民主変革宣言(DDNC: Damascus Declaration for Democratic National Change)』に調印した。これは、国の指導者たちに退任を求め、広範な自由民主主義の原則を支持するものであった。」

「2006年5月、シリアの政治的権利活動家と人権活動家は、シリア—レバノン関係の変化と、レバノンの国家主権の認識のための『ベイルート - ダマスカス宣言(Beirut-Damascus Declaration)』に調印した。署名した人々の多くは、個人の自由に対する新たな弾圧で拘束され、懲役刑を宣告された。」 [14a] (Overview)

3.15 2012年3月12日に閲覧した Europa World Country Profile も、こう報じている。

「2006年5月、レバノンとシリアの知識人及び活動家274人が『ベイルート - ダマスカス宣言(Beirut-Damascus Declaration)』に署名した。これは、レバノンに対する政策を見直し、レバノンの国家主権を認め、正常な外交関係を設立することをシリア政府に請願するものである。後日、署名した人々の多くが逮捕された。2007年の初め、5人の著名な活動家が、虚偽の情報を流し、国家の倫理に悪影響を与えた罪で起訴され、3～10年の懲役刑を宣告された。」 [1a] (Contemporary Political History: The UN investigation into the assassination of Rafiq Hariri)

政府勢力による人権侵害(Human rights violations by government forces)、政治的所属(Political affiliation)、言論の自由とメディア(Freedom of speech and media)、人権組織、組織、及び活動家(Human rights institutions, organisations and activists)、及びクルド人(Kurds)の項も参照されたい。

## 選挙及び大統領国民投票: 2007年4～5月

3.16 シリアのMajlis Al-Chaab(人民議会)に関する2009年8月14日最終更新の列国議会同盟(IPU: Inter-Parliamentary Union)のデータベースは、次のように記している。

「公式結果によると、登録有権者780万人のうちの約56%が投票所に出向いた。合計

11,967,611 人が投票資格を持っている。しかし、国外居住者の多くが投票者カードを取得しなかったため、登録有権者の数は 7,805,994 人に留まった。反体制家や人権活動家は、多くの投票所が無人であったことを考慮に入れ、投票率が 10%と低かったことを主張した。」

「選挙後、選挙違反を主張する路上抗議がシリア北部で起こり、激しい紛争に発展した。政府軍の介入により、5人が重傷を負ったと報じられた。」

「最終結果では、国民進歩戦線(NPF: National Progressive Front)が 172 議席を獲得した。残りの議席は、無所属の候補者が獲得した。」

「2009年5月7日、新しく選出された人民議会は、就任会議を開催し、対立候補無しで 243 票を獲得した Mahmud Abrash を議長として再選出した。」

「2009年5月11日、人民議会は満場一致でバッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)を 2007年7月17日から7年間の任期を務める大統領として任命した。5月27に行われた国民投票で、アサド大統領は 97%以上の得票をもって承認された。」 [9a] (Last elections)

憲法(Constitution)及び政治制度(Political system)の項も参照されたい。

## 続く弾圧: 2007年6月～2010年年末

3.17 2013年5月21日に閲覧した Europa World Country Profile は、次のように記している。

「2005年10月、禁止された政治組織の政治活動家やメンバーが連合し、『ダマスカス国民民主変革宣言(DDDNC)』と題した文書を発行した。これは、穏健なイスラム主義の理念に基づき、全ての人に自由と人権を保障する新憲法を持った民主主義国家を、平和的な方法で樹立することを求めるものである。この宣言は、クルド人の民族主義の問題を民主的な方法で解決することも求めている。2007年12月、署名者 168人が招集され、宣言の発するメッセージを再確認し、国民評議会を選出した。バアス党の創設者の一人アクラム・アル・ホーラーニ(Akram al-Hourani)の娘フィダ・アル・ホーラーニ(Fida al-Hourani)が党首に選出された。会議後の数週間で、この運動の活動家最大 40人が拘束された…」 [1a] (Contemporary Political History – Domestic Political Affairs- Domestic unrest following the 2007 legislative elections)

3.18 Freedom House 2013 report も、こう報じている。「… DDDNC の支持者は、その同

盟の運営組織を結成し、活動を新たにしたが、政府の取り締まりを促進する結果となった。続く3年間、政府は反対意見を抑圧し、反体制者を処罰し続けた。それでも米国や欧州諸国は、ダマスカスとの関係改善のため、2010年に試験的な措置を講じた。」[14a] (Overview)

## 2011年3月～2012年の騒乱の始まり

3.19 Freedom House report 2013 は、続けて次のように記している。

「2011年の民衆蜂起に対して政府が乱暴な対応を採ったため、シリアが外国との関係を改善する道は閉ざされてしまった。3月に南部の町ダラア(Dara'a)で政府を批判する落書きを描いた子どもたち数人が拘束され、噂によると拷問されたという事件が、抗議行動に火を着けた。抗議行動は、間もなくハマ(Hamah)やホムス(Homs)などのシリア中部の都市や、トルコとの国境に沿った町にも広がった。市民のデモンストレーションに向け、政府当局が大量の実弾と軍用武器を使うのを見て、少数の政府軍兵士が離反し、反政府民兵組織を結成する事態になった。2つの勢力間の戦闘はエスカレートし、やがて内戦に発展した。」[14a](Overview)

3.20 国際戦略研究所(International Institute for Strategic Studies)は、武力闘争データベース(Armed Conflict Database)に、暴動の概略を次のように記している(更新日付未記入)。

「2011年に中東及び北アフリカ全域で起こった民衆蜂起に触発され、シリアの内戦は、ダラア(Dara'a)における抗議行動から始まり、シリア軍と、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)の強権支配を終結させようとする反対勢力との間の内戦に発展した。デモ参加者たちは、更なる政治の自由化と民主改革を求めた。アサド(Assad)大統領は多少譲歩したものの、治安部隊が高圧的な弾圧を行ったことなどに足を引っ張られ、抗議行動を鎮めることができなかった。反政府勢力は組織化されておらず、機材も調整能力も持たず、軍の離反者を含んでいる。シリア軍は、一斉攻撃に入る前に、反乱者たちが占拠している区域を包囲・爆撃する。こうした作戦は、大きな人道上の懸念を引き起こした。国際社会は、対応について意見が割れている。」[79a]

3.21 2011年8月、国連人権理事会(UN Human Rights Council)は、近年の騒乱における人権侵害を調査するため、諮問委員会を設立した。2011年11月23日発行の調査結果報告書『シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会報告書(Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic)』は、次のように記している。

「2011年2月、地方の貧困、汚職、表現の自由、民主的権利、及び政治犯の釈放などの問題に関する限定的な抗議行動が起こった。その後、人権を尊重し、経済・法律・及び政治の遠大な改革を強く求める抗議行動へと発展した。3月中旬には、公共の建物に政府を批判する落書きを描いた子どもたちの拘束と拷問を受け、ダラア(Dara'a)で平和的な抗議行動が起こった。政府が葬列に向けて発砲するなど、平和的な抗議行動を弾圧したことを受け、ダラア(Dara'a)の抗議行動に対する支持がラタキア(Al Ladhqiyyah)郊外の一部、バニヤース(Baniyas)、ダマスカス(Damascus)、デリゾール(Dayr az Zawr)、ホムス(Homs)、ハマ(Hamah)、及びイドリブ(Idlib)など、数々の都市に広がり、市民が町を行進した。

「2011年4月25日、シリア軍はダラア(Dara'a)で最初の大規模軍事作戦を実行した。その後、全国で抗議行動が続き、政府勢力による弾圧も激しさを増していった。他にも大規模な軍事行動が様々な地域で展開された。11月8日、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR: Office of the High Commissioner for Human Rights)は、2011年3月以降、少なくとも3,500人の民間人が政府軍によって殺害されたと推定している。数千人が拘束され、拷問や虐待を受けたとも報じられている。報道によると、最も多くの犠牲者が出たのは、ホムス(Homs)、ハマ(Hamah)、及びダラア(Dara'a)である。」

「抗議行動が勃発して以来、政府軍や治安部隊から数多くの離反者が出たが、最近の数ヶ月で、離反者は更に増えているという。人数は不明だが、離反者たちは自ら『自由シリア軍(Free Syrian Army)』を結成し、政府軍及び治安部隊の双方に対する武力攻撃を行ったと声明を出している(但し、この組織の規模、構造、能力、及び作戦に関する信頼できる情報は無い)。2011年7月に政府軍からの離反を宣言した Riad Al Asaad 大佐が、自由シリア軍(Free Syrian Army)を指揮していると言われている。」

「抗議行動の開始以来、政府は、自らが武装ギャングやテロリストによる攻撃の標的になっていると主張していた。テロリストの一部は外国の資金援助を受けているとも主張した。2011年3月30日、アル=アサド(Al-Assad)大統領は、国家演説の中で、シリア・アラブ共和国が『帝国主義勢力』による『巨大な陰謀に晒されている』と断言した。陰謀を企む者たちが虚偽の情報を広め、派閥間の緊張を煽り、暴力に訴えたとも述べている。又、これらの陰謀者たちは国内のメディア、その他から支持を得ていると主張した。」 [56e] (Sequence of events)

3.22 同レポートは、こうも記している。

「[2011年]11月、政府軍と治安部隊が、市民集会や葬儀を標的とした作戦をホムス(Homs)、

ダラア(Dara'a)、ハマ(Hamah)、デリゾール(Dayr az Zawr)、及びダマスカス(Damascus)で実行した。ホムス(Homs)では、Alqaseer、Bab Amr、Bab Al Sibaa、Bab Hood、及び Karm Al Zaitoon などの住宅地で軍事行動が繰り広げられた。目撃者によると、町の内外に戦車が出現し、頻繁に住宅に発砲した。11月13日までの3週間の間で、民間人260人が死亡したと推定されている。情報によると、自由シリア軍(Free Syrian Army)のメンバーと称するいくつかの離反者グループが国家勢力を攻撃し、政府軍と治安部隊の兵士を殺害、又は負傷させたという。」 [56e] (Military and security forces)

3.23 国連人権理事会(UN Human Rights Council)は、2012年6月26日付の『シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会の口頭報告(Oral Update of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic)』の中で、次のように記している。

「2011年9月の設立以来、諮問委員会(CoI: Commission of Inquiry)は、シリア・アラブ共和国で人権の状況が悪化していることに対する懸念を一貫して表明した。一部地域で国内武力闘争の色を帯びた軍事行動に発展する中、重大な人権侵害が頻繁に起こっている。当初、政府は抗議行動に対し、警察や治安部隊を出動させていたが、間もなく、紛争は、親政府民兵組織を伴った政府軍と、数多くの武装した反政府戦闘員を伴った反政府軍との衝突に発展した。武力闘争の急激な激化に反比例するように、国際的な人権規範は軽んじられるようになった。」

「CoI は、シリア・アラブ共和国内で避難した民間人、及び、国境を越えて外国に避難した民間人に関し、懸念—今では9万2,000人に到達した難民の数; 住居の略奪や放火; 移動・言論・及び結社の自由など基本的人権の制限に繋がる嚴重な警戒態勢; 及び、一部地域における、食料、水、及び医療など生活必需品の体系的な否定など、数々の懸念—を抱き続けている。国連人道問題調整事務所(OCHA: Office for the Coordination of Humanitarian Affairs)は、シリアで150万人の人々が人道的支援を必要としていると報じている。」 [56f]

## 2011年の政府の譲歩、2012年の選挙及び憲法改正

3.24 Freedom House のレポート Freedom in the World—2013 は、次のように記している。

「アサド(Assad)政権は、攻撃の首謀者が、政治上の目的を持った国内の反対勢力ではなく、外国の資金援助を受けたテロリストであると主張し続けたにも拘わらず、2011年、政府は、長期に亘る戒厳令を解き、憲法を改正するなど、多少の譲歩を行った。バアス党の指導権

を強く主張する文言を排除し、大統領の任期を最長2期までに制限した新憲法は、2012年2月の国民投票で89%の支持率を持って採択されたが、これは、反対派によって虚偽として却下された。激しい戦闘が続き、反対派がボイコットする中、2012年5月に議会選挙が行われた、バアス党党员とバアス党支持者168名、無所属の政府支持者77名、反体制グループとされる5名のみで構成される立法議会が発足した。」 [14a](Overview)

3.25 2011年11月23日発行の調査結果報告書『シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会報告書(Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic)は、民衆蜂起の最中にアサド(Assad)政権が採った政策を挙げている。

「2011年4月、大統領は、政治改革と法律の改正に向けたいくつかの政策を発表した。これには、新政府の形成 [2011年4月14日付政令 No. 146]、厳戒令の停止[2011年4月21日付政令 No. 161]、国家最高治安裁判所(Supreme State Security Court)の廃止[2011年4月21日付政令 No. 53]、一般恩赦[2011年4月21日付政令 No. 34、61、及び72]、及び、平和的な抗議行動に参加する権利に関する新規規定[2011年4月21日付政令 No. 53]が含まれていた。」

「2011年6月2日、大統領は、複数政党による民主主義に向けた移行プロセスの一部として、助言を行う National Dialogue Commission を設立した。反体制派の指導者数人は、デモ参加者に対する武力行使が続いていることを理由に、会議をボイコットした。

「2011年6月6日、大統領は、破壊行動とテロ行為により、無実の人々と同様、軍と治安部隊のメンバーも死亡したと述べた。国民の要求に応えるため、政府は不眠不休で努力すると認めた一方で、変化を求める人々の中には、危機を広める目的を持った少数の犯罪者グループや過激な宗教の一派が含まれていると断言した。国営報道局は、ホムス(Homs)、ハマ(Hamah)、イドリブ(Idlib)、及びタル・カラフ(Talkalakh)をはじめとする都市で、政府勢力に対する武力攻撃を盛んに報道した。

「その後、政府は改革の一部として、政党に関する新法を公布する8月3日付の政令 No. 100、及び選挙に関する一般的な法令を公布する8月3日付の政令 No. 101 を含む数々の政策を発表した。2011年12月12日に地方選挙が行われることが発表され、9月2日、メディアに関する法令が新たに導入された。10月16日、大統領は、憲法の草案を準備する国家委員会を設立した。憲法草案は、4ヵ月以内に国民投票で可否を問われる予定である。」 [56e](Sequence of events)

3.26 German Institute for International and Security Affairsによる2012年3月発行の論文『The Violent Power Struggle in Syria』は、次のように論じている。

「2012年2月26日に可否を問われる憲法の修正は、まず、政府の代表が本気で改革を導入しようとしているとは思えない証拠を露見している。修正案によると、国家と社会におけるバアス党の指導権を排除し、複数政党制度を導入し、3ヵ月以内に議会選挙を行うことが提示されているが、権力は依然として大統領が握り、その他の立憲機関はショーウィンドーの飾り付け程度の重要さしか持たない。このように、新憲法は、アサド(Assad)一族が国家と政治を長く独占してきた現実を強化するだけのものであった。大統領の7年間の任期を最長2期までとする条項は、2014年から開始するバッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)の現任期終了後に適用されるため、アサド(Assad)は2028年まで大統領を務められることになる。」 [81a]

公正な裁判(Fair trial)、政治的所属(Political affiliation)、人権組織、組織、及び活動家(Human rights institutions, organisations and activists)、及び憲法(Constitution)の項も参照されたい。

## 4. 憲法

4.01 アサド(Assad)大統領の設立した委員会が4ヵ月間をかけて草案を練った後、シリア・アラブ共和国は2012年2月15日に新憲法を採択した。大きく変わったのは、バアス党を「国家と社会の指導者」とする文言が抹消されたことである。新憲法は、2012年2月26日の国民投票で承認された。[3a] 第1条には、「シリア・アラブ共和国は、民主主義に基づく、完全な主権を持った国家である。その領土は、何人も分割・割譲することはできない。シリア・アラブ共和国は、アラブ共和国連合の一員である。」とある。[3a](Chapter 1, Part1)

4.02 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices, Syria』は、次のように記している。「新憲法は、国家機関及び社会におけるバアス党指導者の優位性を定めている。アサド(Assad)大統領とバアス党幹部は、政府の3機関全てで支配力を振るっている。可否を問うだけの2007年の国民投票は、国際基準に照らして自由・公正さを共に欠いていたが、アサド(Assad)大統領の2期目の7年任期を承認した。5月に行われた議会選挙も、国際基準に照らして自由・公正さを共に欠くものであり、反体制グループの一部は選挙をボイコットした。」 [7b]

4.03 憲法第3条は、大統領はイスラム教徒でなければならないことを定めており、「イス

ラム法が法律の主な源である」としている。[3a](Chapter 1, Part 1) 憲法第 33 条は、次の項目を定めている。

「1. 自由は神聖な権利であり、国家は国民の個人的自由を保証し、その尊厳と安全を守る。」

「2. 市民権は、全ての国民が法に従って享受する権利と義務に関連する基本的理念である。」

「3. 国民は権利と義務において平等である。性別、出身地、言語、宗教、又は信念に基づいた差別を受けることはない。」

「4. 国は、全ての国民に平等な機会を与える理念を貫くことを保証する。」 [3a](Chapter 2)

4.04 憲法は、政治、経済、社会、及び文化に参加する権利、プライバシー保持の権利、表現と集会の自由の権利など、法律に従った国民の権利を保証している。[3a] (Chapter 2, Articles 34,36,42 & 44) しかし、外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office) の 2013 年 4 月 15 日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、「シリア憲法が表現と集会の自由を国民に認めているにも拘らず、民衆蜂起の間に規制が急激に強化され、2012 年を通して、平和的な反政府抗議行動は武力によって解散させられた。」と報じている。[5b](p234) 同レポートは、こうも記している。「アサド(Assad)政権は、超法規的殺害、恣意的な拘留、性的暴力、及び男性、女性、子どもに対する拷問など、数々の人権侵害行為を行った。」 [5b](p233)

4.05 BBC News は、2012 年 5 月 16 日付の『Syria election results show support for reforms, says Assad』と題したレポートで、2012 年 2 月に憲法が改正されたことに関し、次のように報じている。「今回の選挙は、『国家と社会の指導者』というバアス党の唯一無二の立場を定めた条項を排除し、2012 年 2 月に採択された新憲法の下で行われた最初の選挙である。又、宗教、部族、地域、宗派若しくは職業の所属、又は海外に拠点を置いていないものに限定されるものの、新たな政党の形成を認めている。」 [28i]

人権(Human Rights)の項も参照されたい。

## 最高憲法裁判所

4.06 米国国務省の2010年3月11日付レポート『2009 Country Reports on Human Rights Practices』は、次のように記している。「最高憲法裁判所(SCC: Supreme Constitutional Court)は、法律と政令の合憲性を支配し、議会選挙の有効性に関する特別上訴を受理し、犯罪で告発された場合には大統領を訴追するが、民事及び刑事司法制度からの上訴を審理することは無い。[7g] (Section 1e)

## 5. 政治制度

5.01 2013年5月21日に閲覧した Europa World Country Profile は、次のように記している。

「1973年憲法(その後の改正も含め)の下で、立法権は、全国的な成人選挙によって選出され、4年間の任期を務める250人の議員で構成される一院制の人民議会に与えられている。執行権は、直接選挙によって選出され、7年間の任期を務める大統領に付与される。(2003年6月10日のハーフェズ・アル=アサド(Hafiz al-Assad)大統領の死亡後、憲法が改正され、息子バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)中將の大統領就任が認められた。) バッシュール (Bashar) 大統領は、任命された閣僚会議の支援を受けて行政を行う。閣僚会議を率いるのは首相である。シリアには、14の行政区(mohafazat)がある。2012年2月に行われた国民投票で、憲法に対するいくつかの改正が承認された。主な改正点は、複数政党を認めたことと、大統領の任期を最長2期と限定したことである。大統領の任期限定に関する条項は、2014年から始まるアサド(Assad)大統領の現任期終了後に適用される。」 [1a] (Constitution and Government)

5.02 2012年の出来事を網羅した Freedom House による2013年5月9日付のレポート Freedom in the World 2013 は、次のように記している。

「シリアは選挙に基づく民主主義を採っていない。大統領はバアス党によって任命され、国民投票で承認され、7年間の任期を務める。実際には、政府が国民投票を操作している。250議席から成る一院制の人民議会の選挙と同様である。任期4年の人民議会は独立した立法権を殆ど持たない。ほぼ全ての権力を立法府が握っている。」

「宗教、部族、又は地域の結束に基づいた政党は禁止されている。2011年の政令によって新しい政党の結成が認められるまで、合法的な政党はバアス党と、国民進歩戦線(NPF: National Progressive Front)に属するいくつかの小さな連立パートナーのみであった。無所属の候補者は、厳しく精査され、政権と緊密な同盟関係を結んだ上で、人民議会の3分の1程度の議席を争うことが許可される。2012年に行われた憲法の可否を問う国民投票では、

バアス党以外の政党の選挙への参加に関する規定を緩和し、大統領の最長任期を2期までとしたが、5月の議会選挙は、政府の構成に微小な変化しか与えなかった。」[14a] (Political Rights and Civil Liberties)

5.03 2013年7月10日更新の米国中央情報局(CIA)World Factbookは、シリアの政治団体について、次のように記している。

**「政党及び党首:**

国民進歩戦線(NPF: National Progressive Front)[バッシャール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領、Suleiman Qaddah 博士](アラブ社会主義再生党(Arab Socialist Renaissance Party(バース(Baath)党)を含む[バッシャール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領])  
 社会主義労働組合員民主党(Socialist Unionist Democratic Party)[Fadlallah Nasr al-Dini]  
 シリア・アラブ社会主義者連合(Syrian Arab Socialist Union)又は ASU [Safwan al-Qudsi]  
 シリア共産党(Syrian Communist Party)(2支部) [Wissal Farha Bskdash, Yusuf Rashid Faysal]  
 シリア社会国民党(Syrian Social Nationalist Party)[As'ad Hardan]  
 労働組合社会党(Unionist Socialist Party)[Fayez Ismail]

**クルド人政党(違法とみなされている):**

アザディ党(Kurdish Azadi Party)  
 クルド民主合意党(Kurdish Democratic Accord Party) (al Wifaq)  
 クルド民主党(Kurdish Democratic Party)(アル・パールティー イブラーヒーム派(al Parti-Ibrahim wing))  
 クルド民主党(Kurdish Democratic Party)( (アル・パールティー ムスタファー派(al Parti-Mustafa wing))  
 シリア・クルド民主党(Kurdish Democratic Party in Syria)又は KDP-S  
 Kurdish Democratic Patriotic/National Party  
 シリア・クルド進歩民主党(Kurdish Democratic Progressive Party)又は KDPP-ダルウィーシュ(Darwish)派  
 シリア・クルド進歩民主党(Kurdish Democratic Progressive Party)又は KDPP-ムハンマド(Muhammad)派  
 シリア・クルド民主連合党 Kurdish Democratic Union Party 又は PYD [Salih Muslim Mohammad]  
 シリア・クルド民主連合党(Kurdish Democratic Unity Party)  
 シリア・クルド民主イェキーティー党 (Kurdish Democratic Yekiti Party)  
 シリア・クルド未来運動党(Kurdish Future Party)又は KFP

シリア・クルド未来運動党(Kurdish Future Party) [Rezan Hassan]

シリア・クルド左派党(Kurdish Left Party)

シリア・クルド・イエキーティー（連合）党 (Kurdish Yekiti (Union) Party)

シリア・クルド民主党(Syrian Kurdish Democratic Party)

**その他の政党:** シリア民主党(Syrian Democratic Party)[Mustafa Qalaaji]

**政治的圧力団体とその指導者:**

自由シリア軍(Free Syrian Army)

シリア国民連合(National Coalition of Syrian Revolution and Opposition Forces)又は Syrian Opposition Coalition [Mu'aaz al-Khatib] (カイロに亡命し活動)

シリア・ムスリム同胞団(Syrian Muslim Brotherhood)又は SMB [Muhammad Riyad al-Shaqfah] (ロンドンに亡命し活動)

「注記: 他にも抗議行動や武力攻撃を行っている数百の地域グループがある。」 [6a]

政治的所属(Political affiliation)の項も参照されたい。

# 人権

## 6. 序論

シリアにおける最近の人権の状況については、[Amnesty International\(AI\)](#)のウェブサイト上の国別ページ[12a]、[国際人権連盟\(FiDH: International Federation for Human Rights\)](#)[31a]、[Human Rights Watch \(HRW\)](#) [39a]、及び[シリア人権委員会\(SHRC: Syrian Human Rights Committee\)](#)のウェブサイト[44a]を参照されたい。

特定の問題やグループに関する人権情報の詳細を含むセクションを調べるには、[目次ページ](#)に戻ることにしてください。

6.01 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office) の2013年4月15日付レポート『[Human Rights and Democracy Report 201](#)』は、次のように記している。

「2011年3月にアサド(Assad)大統領政権に対する抗議行動が始まってから、状況は劇的に悪化した。2012年を通して、政府は国民に対し武力を行使し続け、反体制派の戦闘員と政府軍との衝突が広がった。1日平均100人以上が死亡し、国連が最近発表した推定によると、2012年に5万5,000人以上が死亡したという。政府は、超法規的殺害、恣意的な拘留、性的暴力、及び男性、女性、子どもに対する拷問など、数々の人権侵害行為を行った。国際社会は、このような残虐行為を中止するよう、アサド政権に繰り返し求めた。」[5c](p233)

6.02 米国国務省の2013年4月19日付レポート『[2012 Country Reports on Human Rights Practices](#)』は、次のように記している。

「政府は、見かけ上、4月に戒厳令を解いたが、民間人に対する警察や軍の武力行使は頻繁に行われた。アサド(Assad)政権は、抗議行動を鎮圧するために、全国の都市や住宅地に対する軍事奇襲を含め、致命的な攻撃を無差別に仕掛けた…」

「この年に起こった最も暴虐な人権侵害行為は、国民を威圧し支配するために政府が行った全国的な大規模攻撃と戦略的な民間人の殺害、活動家とその家族を狙った攻撃、及び、子どもを含む民間人を人間の盾として使ったことである。政府は、国民が平和的に自らの政府を交代させる権利を否定した。政府は、国民の言論・移動・結社の自由、法的代理人を求める権利、及び、医療を受ける権利を否定した。」

「政府は、他にも、誘拐と失踪; デモ参加者、通行人、ジャーナリスト及び医療従事者の殺害; 女性や子どもを含む市民の拷問と虐待; 強姦と奇襲; 刑務所と収容施設の悲惨な状況; 恣意的な逮捕と拘留; 公正な公判の否定; プライバシーへの恣意的な介入; 報道・インターネット・学問の自由の否定など、重大な問題に関与した。政府は非政府団体(NGO)の活動、中でも市民社会への支援や民主主義の促進に向けた活動に対する規制を強化した。政権は、医療を最も必要とする人々を医療機関が支援することを、一貫して規制した。宗教と移動の自由を制限し続けた。人身売買を根絶する法令の制定は進まなかった。女性や少数民族に対する暴力や社会的差別が続き、労働者の権利も制限されたままであった。」

「役人が罪を犯しても刑罰を免れる慣習は蔓延し、深く根付いている。政府は、人権を侵害した役人を処罰、逮捕、訴追しようとはしない。政権は、地位の高い役人が人権を侵害しても、これを保護した。政府全体で汚職が蔓延し、司法は独立性を欠いていた。」  
[7b](Executive summary)

政府軍以外の武装勢力による虐待(Abuses by non-government armed forces)の項を参照されたい。

6.03 Cairo Institute for Human Rights Studies は、2013年5月に発行したレポート『*Delivering Democracy: Repercussions of the “Arab Spring” on Human Rights*』の中で、こう記している。

「シリアの民衆蜂起に対する武力弾圧は、いくつかの反体制グループが武力抵抗に走ったため、全国的な武力闘争に発展した。シリア軍は、民衆蜂起を鎮圧するため、自国民に対し、まるで外国を征服する軍隊のように、冷血に武力を行使した。重火器を用いた鎮圧行動は、住宅地、更には病院への爆撃にも及んだ。爆撃された病院の一部は、個人を不法に拘留したり、被拘留者を裁判にかけずに処刑したりすることにも使われていた。抗議行動を平和的な手段に留めていた町や村でも、財産の略奪及び放火、無差別の殺戮、その場での処刑が行われた。民衆蜂起が起こった2011年3月から2012年年末までに、少なくとも6万人が死亡した。2012年の1年間で死亡した民間人の数は3万6,000人と推定される。」  
[110a]

6.04 Freedom House による2013年5月9日付のレポート『*Freedom in the World—2013*』は、次のように記している。「集会の自由は厳密に制限されている。公共の抗議行動は、正式な許可が無ければ違法であるが、許可は、政府支持派のグループにしか与えられない... 結社の自由も厳しく制限されている。非政府組織は全て、政府に届け出を提出しなければ

ならないが、改革団体や人権団体は、通常、登録を却下される。未登録の人権団体の指導者は、国家批判を公表した罪で投獄されることが多い。][14a](Overview) Freedom Houseは、レポート『Freedom in the World—2013』の2013年版別冊『The Worst of the Worst』の中でも、調査の結果、最低ランクと位置付けられた9カ国にシリアを含めている。[14d]

6.05 2012年1～12月の出来事を網羅した Amnesty International による2013年5月23日付の Annual Report 2013—Syria は、次のように記している。

「内戦は国の大部分を巻き込み、民間人数千人が犠牲となった。無差別空爆、大砲と迫撃砲による攻撃、爆破、超法規的処刑とその場での処刑、脅迫、拉致、及び人質確保が日常茶飯事となった。」

「2012年1月、アラブ連盟は、シリア政府が行った誓約、即ち、都市からの軍隊の撤退、武力行使の停止、及び、囚人の解放を順守しているか否かを監視する調査団の派遣を中止した。同様に、国連・アラブ連盟合同特使コフィ・アナン(Kofi Annan)による計画の実施を監視・支援するために4月に設立された国際連合シリア監視団(United Nations Supervision Mission in Syria)は、武力闘争が続いているため、8月19日に中止された。ロシア連邦と中国は、シリア情勢に対する国連安全保障理事会(UN Security Council)の決議を2度に渡って拒否した。8月、長年アルジェリアの外交官を務めた Lakhdar Brahimi がコフィ・アナン(Kofi Annan)の後任となったが、年末までに、政治的解決の合意に向けて進展は無かった。)

「2012年2月、政府は、長期に亘るバアス党の独裁政治を終結させる新憲法の可否を問う国民投票を行ったが、抜本的な政治改革を求める反対勢力により、承認には至らなかった。90日後、議会選挙が行われた。」

「政府は、多くのデモ参加者の殺害事件を怪しげな『武装ギャング』の責任と主張し、2012年7月、新しい反テロリズム法を採択した。この法律は、政治活動家、及びその他の人々を、『テロ行為』を行ったという曖昧な罪で拘束し、9月に反テロリズム裁判所(Anti-Terrorism Court)が設置されるまで、不公正な裁判で審理するために適用された。][12b]

6.06 国連拷問禁止委員会(UNCAT: United Nations Committee against Torture) は、最終見解で、シリア政府が以下の国際条約に批准又は加盟したことを伝えた。

(a) 市民的及び政治的権利に関する国際規約(International Covenant on Civil and Political Rights)(1969年4月21日)

- (b) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)(1969年4月21日)
- (c) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination) (1969年4月21日)
- (d) 子どもの権利条約(Convention on the Rights of the Child)(1993年7月15日)、並びに、これに付随する2つの議定書、即ち『武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書、及び、『児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書』(2000年5月25日)
- (e) 女子差別撤廃条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women)(2003年3月28日)
- (f) 全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約(United Nations Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families)(2005年6月2日)
- (g) 障害者権利条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)(2009年7月10日)。  
[57a](Para 4)

6.07 国連開発計画 Programme on Governance in the Arab Region (UNDP-POGAR: United Nations Development Programme – Programme on Governance in the Arab Region)は、シリアの人権問題に関するページ(更新日付の記載無し)で、こう報じている。「シリアは、1990年にイスラム教諸国の大臣が発表した『カイロ人権宣言(Cairo Declaration on Human Rights in Islam)』に同意した。この宣言は、批准を強制しない指針文書である。シリアは、2004年5月にチュニジアで開催されたアラブサミットで作成されたアラブ人権憲章/改訂後(Arab Charter on Human Rights/Amended)にも批准した。しかし、アラブ人権憲章/改訂後は、未だに執行されていない。」 [4c]

6.08 同レポートは、更にこう報じている。「シリアには、人権に関する政府機関が少なく、全般的なレベルで機能する次のような非政府組織の数も限られている: Arab Organization for Human Rights in Syria(2004年)、Committees for Defending Human Rights in Syria(2000年)、及び、Syrian Human Rights Association(2001年)。」 [4c]

## 7. 治安情勢

7.01 Al-Jazeera は、2012年7月15日の放送で、国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)がシリアにおける武力紛争を内戦と宣言したと報じた。

「国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)は、首都ダマスカス(Damascus)で反乱軍と政府軍が激しい戦闘を繰り返しているという活動家の報告に基づき、今後、シリアにおける紛争を内戦として認識すると発表した。」

「ジュネーブに拠点を置くこのグループの調査は、戦争犯罪に対する非難の意を示唆し、シリア全国で国際人道法が適用されるが、現地では、殆ど効果を持たないことを意味している。戦争の原則としても知られる人道法は、紛争の全当事者に対し、目的を達するために適切な武力を使う権利を認めている。」

「日曜日(2012年7月15日)、国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)のスポークスマン Hicham Hassan は、『今や、シリアは国内の武力紛争の状態にある』と述べた。」 [111a]

7.02 「米国 Institute for the Study of War が 2013 年 3 月に発行したレポートの著者である Joseph Holiday は、次のように記している。

「シリアにおける紛争は、2012年の夏、反体制運動から内戦に発展した。紛争の最初の年、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad) は父ハーフエズ・アル=アサド(Hafiz al-Assad)の手法に則って反体制派に対抗した。しかし、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)は 2011年の革命を鎮圧することに失敗し、内戦への発展を速める結果となった。」同レポート『The Assad Regime』は、アサド(Assad)政権が反体制派の抑え込みには失敗したが、シリアの反対勢力との長期に亘る内戦に臨む余力を残していることの説明を狙いとしている。」 [90b]

7.03 2011年8月、国連人権理事会(UN Human Rights Council)は、近年の騒乱における人権侵害を調査するため、諮問委員会を設立した。2012年7月15日から2013年1月15日までの期間を対象とした2013年2月5日付のレポート(UNHRC report、2013年2月5日)は、次のように記している。

「報告対象期間の最後の6ヵ月間で、紛争は激しさと複雑さを増し、政治的解決に向けた努力は滞っている。シリア・アラブ共和国の様々な当事者を支援するに当たり、地域社会も国際社会も、それぞれの利害を追い求め、交渉による解決の展望を打ち砕いた。国際社会のキープレイヤーたちの立場は変わっていない...」

「最近の数ヶ月間で、シリア・アラブ共和国における紛争は、武力のレベルも上昇し、別の地域へと広がるなど、一定の様相を示してはいないが、一貫して激しくなっている。政府が南部と沿岸部の行政区の支配を維持する一方、反政府武装グループは、中部・北部地域で支配地域をかなり広げており、政府は一部の地域や戦略上の分岐点の支配権を譲ることを余儀なくされている。北東部の行政区でクルド人民兵組織が戦闘に加わったため、武力衝突が激化したことが判っている。

「政府と親政府民兵組織は、激化する反乱に対抗するため、武力の『収縮』戦略を採用した。政府は、主要都市の支配を維持することに集中しつつ、不穏な動きのある町には何重にも警戒態勢を敷き、これを包囲した。武装グループの支配下に置かれた町は、砲撃や集中砲火に苦しんだ。その他の地域—主に田園地帯—は、政府軍により完全に放棄されたが、集中砲火を浴び続けた。従来の攻撃手段に加え、クラスター空爆弾、砲弾など、別の武器も用いられた。どちらの側も化学兵器を用いたという信頼できる証拠は無い。」

「親政府コミュニティー—ポピュラー コミュニティーとも呼ばれる—が結成した自衛団は、反政府武装グループから近隣の町や地域を保護し、政府軍と共に軍事行動に参加した。自衛団は、政府から、又、一部地域では外国の支持者から、武器を調達しているとされる。」  
[56g]

7.04 同レポートは、民間人と戦力外の戦闘員の扱いにおける人権侵害行為に着目した。

「2012年8月1日に Jedaydet Artouz で起きた軍事行動に関して、現地からの情報を直接受け取ることができた。軍事行動の間、兵士は、主にスンニー派が居住する都市南部の地域で、住居を一軒ごとに搜索した。軍事行動の後、住民たちは、その場で処刑されたと見られる約60人の男性住民の遺体を発見した。ある事例では、住民たちが、17人の成人男性の遺体を発見した。殆どの遺体は、後ろ手に縛られ、至近距離から射殺されたと見られる。政府軍の兵士が殺人の戦争犯罪を働いたと考える根拠がある。」

「2012年8月20日から24日にかけて、政府軍は、ダラヤ(Daraya)で反政府武装グループの兵士を狙って集中砲火を行った。その後、政府軍はシャビーハ(Shabbiha)と共に町に進攻した。政府軍の離反者、又は反政府武装グループのメンバーなど、武器を捨てた多くの若者が、『庭(the gardens)』と呼ばれる地域(Mazare)に逃亡したと報じられている。Mazareでは、政府軍が100人以上を殺害した。他にも、シャビーハが戦闘に適格な年齢の男子を探し、住居を一軒ごとに調べたという報告がある。その後、その場で処刑されたと見られる遺体が、ダラヤ(Daraya)の至る所の住居で発見された。」

「ダラヤ(Daraya)の出来事の直後の様子を映したビデオや写真には、女性や子どもを含む大量の遺体が収められている。シリア国営メディアは、武装『テロリスト グループ』がダラヤ(Daraya)から『一掃された』と報じた。政府軍の兵士が、女性と子どもを含め、戦闘に加わっていない戦力外の戦闘員や民間人に対し、殺人の戦争犯罪を働いたと考える根拠がある。」

「複数のメディアが、2012年8月18日から26日にかけてダラア(Dar'a)行政区の一地区である Harak で起きた事件を報じた。政府軍は、18日間に亘る自由シリア軍(Free Syrian Army)との戦闘の後、町の支配権を取り戻した。Harak に戻った住民は、放火された家や、榴散弾、至近距離からの銃撃、ナイフにより重傷を負った遺体を発見した。一部の遺体は燃やされていた。遺体には、女性や子どもが含まれていた。遺体は、Harak から近隣のシリア軍第52旅団司令部に搬送され、埋葬されたと言われている。政府軍の兵士と親政府民兵組織が、殺人の戦争犯罪を働いたと考える根拠がある。」

「直接得た情報によると、2012年12月22日から24日にかけて、ホムス(Homs)のデア・バルベイ(Deir Baalbeh)地区で、無差別の集中砲火が行われたという。自由シリア軍(FSA)と政府軍との戦闘の過程で、政府軍はデア・バルベイ(Deir Baalbeh)地区で市民を包囲し、町からの避難を妨害した。逃げ出そうとした家族を殺害したことも報告されている。事件の起きた経緯から、政府軍は、12月29日、デア・バルベイ(Deir Baalbeh)地区で、民間人を標的とした攻撃を行ったと考えられる。これは戦争犯罪に相当する。国連人権委員会は、これは戦闘行為における人権侵害であると述べている。」

「2013年1月7日、政府軍は、Al-Mastomah の町で無差別の集中砲火を行い、3日間に渡り自由シリア軍(FSA)との戦闘を繰り広げた後、町の支配権を取り戻した。政府軍は町に進攻し、住居を一軒ごとに搜索し、民間人又は戦力外の戦闘員を至近距離から処刑した。遺体を映したビデオは、政府軍が女性、子ども、及び年配者を処刑したことを示しており、これは、殺人の戦争犯罪に相当する。」

「2012年7月に Al Muhassan とデリゾール(Dayr az Zawr)で、8月にダラア(Dar'a)の Sad Street で、又、10月にダマスカス(Damascus)郊外のドゥーマー(Duma)地区で起きたと言われる大量殺戮に関する調査は続いている。」

「判明している事件の成り行きから察すると、政府軍は戦争犯罪、更には人道に対する罪も犯したことになる。」 [56g]

2011年12月15日付の Human Rights Watch report 『”By All Means Necessary!” Individual and Command Responsibility for Crimes against Humanity in Syria』には、武装勢力と諜報局の構造と司令部の詳細や、人権侵害行為を行ったとされる組織の詳細が掲載されている。[39I]

7.05 2013年7月25日、BBCは、シリアの内戦で10万人以上が死亡したと国連事務総長が述べたことを報じた。「潘(Ban)国連事務総長は、ニューヨークの国連本部で米務長官 John Kerry の傍らで発言していた。最新の推定死者数は、先月、国連が発表したばかりの数字を7,000人も上回っている... 国連は、以前、詳細が報告されていない事件が多いと考えられるため、国連の統計は実際の数字を下回っていると述べている。」[28p]

## 反政府武装勢

7.06 Institute for the Study of War の Joseph Holiday は、2012年3月に『Middle East SecurityReport, Syria’s Armed Opposition』と題するレポートを発行した。同レポートは、様々な武装グループの統率力と、それぞれの活動地域の詳細を交えて、シリアの武力闘争の全体像を提示している。[90a]

政府軍以外の武装勢力による虐待(Abuses by non-government armed forces)の項も参照されたい。

7.07 2013年2月5日付の UNHRC report は、反政府武装グループの情報を掲載している。

「反政府勢力は依然として分裂しているものの、政府の国家支配を脅かし、油田や空港などの戦略拠点を狙った攻撃ができるほどの戦力へと成長した。これらのグループは、北部や中部の県では支配力を広範囲な領土に拡張したが、南部や沿岸の行政区では苦戦していた。」

「階級を統一・組織化しようとする努力にも拘らず、反政府武装勢力は分断され、信頼できる指揮系統を確立することができなかった。外部の様々な後援者より資金と資材の支援を受けているため、武装グループは統一に向かう代わりに分裂や競争を繰り返しているという事実が、反政府武装勢力の分断化を促進した、又は分断化の原因となった。」

「自由シリア軍(FSA: Free Syrian Army)は、司令部と支持者が中央部隊を設立し、地域や地元の軍事委員会との連携を試みたにも拘らず、単なる名前だけの存在に留まった。一方、

穏健派のグループから過激派のグループまで幅はあるが、特定の状況と地域において、個別に軍事提携を結んだグループもあった。しかし、自称 FSA と個別グループには、こうした違いがあったが、共通の目的を持って戦っていたため、協力するにはさほど支障が無かった。」

「外部後援者の介入は反政府勢力の先鋭化に貢献した。外部後援者は、アル=ヌスラ戦線 (Al-Nusra Front) などサラフィー主義武装グループを好み、主流の反政府勢力が、ロジスティクスと作戦の実行力に優れたこれらのグループと合体することを奨励させたためである。外部後援者から得る支援は、通常、2つのものに左右される。1つは武装グループの作戦実行力、もう1つは、武装グループがどれだけ後援者の言葉と象徴を受け入れる意思を持つかである。」

「外国人兵士の数は増えたが、反政府武装グループの隊列の中で占める割合は未だに低い。反政府武力闘争における外国人兵士の専門技術と経験は、作戦を効果的に実行する上で重要である。外国人兵士は、中東、北アフリカ、中央アジア出身で、その多くはリビア人、チュニジア人、サウジアラビア人、レバノン人、イラク人、及びエジプト人である。」

「反政府武装グループの武器調達能力は、足並み揃ってという訳ではないが、向上した。軍の基地から略奪した軍事品と並び、外部後援者から提供された武器や弾薬が、大量且つ頻繁に、隣接国との国境を越えて密かに持ち込まれている。[56g]

7.08 同レポートの翌号である 2013 年 6 月 4 日付のレポート(第 23 回セッション)は、こう付け加えている。「国家レベルで指揮系統を統一するために設立された SJMCC: Supreme Joint Military Command Council は、様々な外部後援者から得たロジスティクス上の支援を集結し、指揮系統を統合し、過激なグループの影響を緩和させることに、全て失敗した。各部隊に対し、ロジスティクス上の支援を行うことができないため、SJMCC の威厳の下に武装グループを統合させようとする試みは阻害された。」 [56h]

## シリア国民評議会と自由シリア軍

7.09 German Institute for International and Security Affairs による 2012 年 3 月発行の論文『The Violent Power Struggle in Syria』は、次のように論じている。

「政府軍は、増え続ける下級兵士の離反に苦しんだが、最高ランクの指揮官たち、又、今でも恐怖を与える強力な治安組織は、政権への忠誠心を維持している。所謂自由シリア軍

(Free Syrian Army)は、国家治安部隊、正規軍、及び諜報局に対して攻撃を仕掛け、政府勢力が抵抗勢力の本拠地に侵入することを防止することによって、ある程度、抗議行動を保護する機能を果たしているが、同時に、政府勢力の武力行使を促進している。自由シリア軍(Free Syrian Army)は装備が貧弱で、犯罪者を惹きつけ、地域グループに寸断されている。シリア国民評議会は、2012年3月初旬に軍事事務所を開設し、反乱勢力の統率を確立しようとしたが、今のところ、反乱勢力は、文民統制下に入ることも、中央の命令に従うこともない。全体としては、現在、自由シリア軍(Free Syrian Army)は、政府軍や治安部隊にとって、重大な脅威とはなっていない…」

「宗教に動機付けられた武力行使は、異なる宗派が混在する居住地において、特にスンニ一派とアラウィ派との間で増加している。同時に、反体制の抗議行動は、これまで忠実と見なされていた地域、中でも商業の二大中心地であるダマスカス(Damascus)とアレppo(Aleppo)で激化し続けている。国民のムードに関する確実なデータは存在しないものの、インターネットフォーラムを閲覧してみると、長く中立の立場をとってきた多くのシリア人が、公然と政権に反対する姿勢を見せていることが判る。」

「シリアの反対勢力は、イデオロギーの流れごとに細分化されたままで、統一した行動を採れない状態である。[2012年]2月24日の会議で、シリアの友人たち(Friends of the Syrian People)によりシリアの反体制派の正当な代表として認められたシリア国民評議会は、内部の緊張によって分裂しており、一部のシリア国民の支持しか受けていない。多様な反体制派の連携による合同行動の最大の障害は、多くのシリア人が断固拒否する外国の介入の問題に関する立場の違いであることが判明した。」 [81a]

7.10 シリア国民評議会は、その公式ウェブサイト上で次のように述べている。

「シリア国民評議会(SNC)は、以下の基本理念に従って、目的の達成に尽力する:

- ・ 政権を交代させるため、全ての合法的な手段を尽くす。
- ・ シリア社会の全ての構成員(アラブ人とクルド人、並びに民族、宗教、及び宗派のグループなど)を国家の下、統一し、民族種に基づいた差別を求める声を断固拒否する。
- ・ シリア革命の非暴力的な性質を守る。
- ・ 国家の独立と主権を保護し、外国軍の介入を拒否する。」 [82]

政治的所属(Political affiliation)－反体制グループと政治活動家(Opposition groups and political activists)の項も参照されたい。

7.11 2013年2月20日に更新され、2013年7月30日現在で未だ最新の Jane's Sentinel Country Risk Assessment は、次のように記している。

「自由シリア軍 (FSA) は、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領の政府を交代させることを目的としたシリア軍の脱退兵士から成る、政治的動機に基づいた戦闘グループである。2011年7月29日に設立された同グループは、シリア全域で活動しているが、ホムス(Homs)、イドリブ(Idlib)、ダラア(Dar'a)の各行政区で特に強力な存在感を示していることが報告されている。同グループは、2011年3月半ばに始まった政治的な蜂起の最中、武装していない民間人の反政府デモ隊を狙った残忍な行動の結果として、国家治安部隊から離反したシリア空軍の元大佐リヤド・アル・アサド(Riyad al-Asad)が率いている。アサド(Asad)はシリアを逃れ、10月初めにトルコ南部のハタイ(Hatay)県に避難した。アサド(Asad)はここで、自由シリア軍(FSA)の12大隊と称される部隊の作戦統制に当たり、主な反体制運動組織であるシリア国民評議会(SNC)と接触していたと主張している... 自由シリア軍(FSA)は、権力が比較的分散され軽武装である一方、[2012年]10月初旬の報道によると、同グループの兵士は、かなりの量の小型武器、ロケット推進グレネード(RPG)、及び、対空砲を手に入れたという。自由シリア軍(FSA)がアサド(Assad)政権に与える脅威は、10月を通して増幅し続けた。この時、自由シリア軍(FSA)の兵士がホムス(Homs)、ハマ(Hamah)、イドリブ(Idlib)、ダラア(Dar'a)の各行政区で一連の攻撃を行い、113人の兵士が死亡、数十人が負傷したと見られる。自由シリア軍(FSA)は、11月前半に作戦の範囲を広げ、作戦のレベルを上げたと報じられ、デリゾール(Dayr az Zawr)行政区と首都ダマスカス(Damascus)でも攻撃を仕掛け、少なくとも治安部隊の兵士115人が死亡した。」 [8a] (Non-state armed groups)

## アル=ヌスラ戦線

7.12 Jamestown Foundation による 2012年11月30日付の記事は、こう記している。

「アル=ヌスラ(Al-Nusra)は、2012年1月下旬に結成したことを自ら発表した。以後、アル=ヌスラ(Al-Nusra)による発言は、主要なジハーディスト(聖戦主義者)のウェブフォーラム上で取り上げられ続けている。アブ・モハンマド・アル・ゴラニ(Abu Muhammad al-Golani)と称する同グループの指揮官は、グループ結成を宣言した音声メッセージの中で、自分は、仲間と共に、『アサド(Assad)政権と闘うレバント(Levant)の人々を助けるため、革命の数ヵ月後に、ある聖戦の戦場からシリアに到着した』と語った。西欧諸国がアサド

(Assad)政権の転覆を援助しようとしなかったことに触れた上で、アル・ゴラニ(al-Golani)は、シリア政権に対するジハード(聖戦)を宣言した。」

「2012年6月、Ansar al-Mujahdeen ウェブ フォーラムは、自らのイデオロギーを解説した『Jabhat al-Nusra li-Ahl al-Sham: Who are they? What are their Aims?』と題した小冊子を発行した。同小冊子には、アル=ヌスラ(AI-Nusura)グループが次のように紹介されている。」

「地球上の様々な地域から集結し、レバントの土地にたった1つのグループを結成した最強のムジャヒディンで構成される神聖な戦線である。バッシュール(Bashar)とその取り巻きの悪行を正し、レバントの土地にアラーの戒律を確立することを目的とする。イエメン、エジプト、チュニジア、及びリビアのように、人と名前を変えるだけの見せかけの改革ではない!我々は、西欧諸国に従うのではなく、アラーが命じている通り、ジハードにより政治制度全体を変え、シリアに正義、自由、及び平等をもたらすことに努める!...」

「アル=ヌスラ(AI-Nusura)は、反乱軍である自由シリア軍(FSA)のその他の派閥と協力しているが、シリアでジハーディスト(聖戦主義者)が用いる作戦は、2003年の米国軍によるイラク侵入の後、イラクでジハーディストが用いた作戦と似通っている。同グループは、待ち伏せ作戦、誘拐、暗殺、IED(即席爆発装置)攻撃、及び自爆テロを仕掛ける。こうした作戦の導入は、政府部隊との戦闘に参加することを望む若者にとって、魅力的に思えた。シリアのある活動家によると、殆どのメンバーが正規軍からの離反者であり、こうした斬新な作戦の訓練を受けていない自由シリア軍(FSA)よりも、アル=ヌスラ(AI-Nusura)戦線の方が、革新的な作戦を用いる能力で勝っているという。」 [63c]

7.13 The Guardian は、2012年12月11日付の記事『US blacklists Syria's al-Nusra Front as terrorist group』の中で、こう記している。

「オバマ政権は、シリアのレジスタンス グループの1つをアルカイダ戦線として宣言した。これは、米国が、穏健な反体制派を支持する方向に移行していることを示す行動の一部である。」

「米国国務省は、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領を倒す名目で戦闘に参加しているレバントの人々のためのアル=ヌスラ戦線(AI-Nusura Front)は、イラクのアルカイダ組織(AQI: al-Qaida in Iraq)の仮称であると述べ、アル=ヌスラ(AI-Nusura)戦線を、『外国人テロ組織』と指定した。オバマ政権は、アル=ヌスラ戦線(AI-Nusura Front)が、AQIから資金、武器、人材を調達していると語った。」

「アル=ヌスラ戦線(Al-Nusura Front)に対する宣言の結果として課された制裁は、同グループの上級士官が移動し難くなること以外、殆ど効果を持たないと考えられる。これは、オバマ政権が許容できるシリアのレジスタンスと、アル=ヌスラ戦線(Al-Nusura Front)とを隔離することを目的とした、主に外交的な行動である。」 [65b]

7.14 2013年4月10日、BBC News は、アル=ヌスラ戦線(Al-Nusura Front) がアルカイダとの繋がりを肯定したと報じた。

「アル=ヌスラ戦線(Al-Nusura Front)がアルカイダに忠誠を誓い、シリアのジハーディストグループと、イスラム過激派ネットワークとの疑わしい関係に関する憶測が収まった。」

「アル=ヌスラ戦線(Al-Nusura Front)がアルカイダに忠誠を誓ったという発表は、アルカイダの指導者アイマン・アル・ザワヒリ(Ayman al-Zawahiri)が、ジハーディストたちに対し、シリアにイスラム主義国家を設立するため、可能なことは全て実行するよう求めた数日後に行われた。」

「しかし、アル=ヌスラ戦線(Al-Nusura Front)は、アルカイダへの忠誠は、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領の政府に対する戦闘において大きな位置を占めるようになったシリアでの役割に影響を与えないことを素早く強調した。」

「戦線の主要人物である Abu Mohammed al-Jawani は、シリア国民に対し、地上でアル=ヌスラ(Al-Nusura)が示した『節度ある行動』は変わらないと強調した。」

「アル=ヌスラ(Al-Nusura)がアルカイダのイラク支部と合併したという主張に対し、その問題に関する相談は受けていないとして、否定した。」

「それでも、アルカイダへの忠誠は、反乱軍が支配する地域の住民の支持を得る上で、又、アルカイダと関係を持つことを望まないその他の反体制グループの好意を確保する上で、アル=ヌスラ(Al-Nusura)を微妙な立場に置く可能性は高い。」 [28d]

7.15 同レポートは、アル=ヌスラ(Al-Nusura)がどのようにプロパガンダを利用するかを追った。

「通信員によると、重要なのは、アラビア語で『支援』を意味するアル=ヌスラ(Al-Nusura)は、規律正しく誠実であるとの評判を得ている点であるという。」

「こうした評判のおかげで、アル=ヌスラ(Al-Nusura)は、北部の都市アレッポ(Aleppo)の反乱軍支配下の地域で、主要な役割を担うようになった。アレッポ(Aleppo)で、アル=ヌスラ(Al-Nusura)は、パン屋への小麦粉の配給と、イスラム法を執行するシャリア法廷の設立を管理するようになった。」

「アル=ヌスラ(Al-Nusura)のプロパガンダは、普通のイスラム教徒の心に響くように考えられていると思われる。民間人から犠牲者を出すことを回避するために最善を尽くすことを強調し、シリアの町で、熱心に耳を傾ける聴衆にメンバーが語りかける様子を描写する。」

「アル=ヌスラ(Al-Nusura)の言葉とビデオ映像は、通常、同グループが運営するメディア al-Manara al-Baida(白い光塔)が放送しており、ジハーディスト、ソーシャルメディア、及び動画共有のウェブサイトに定期的に投稿される。グループ専用の Facebook もある。」

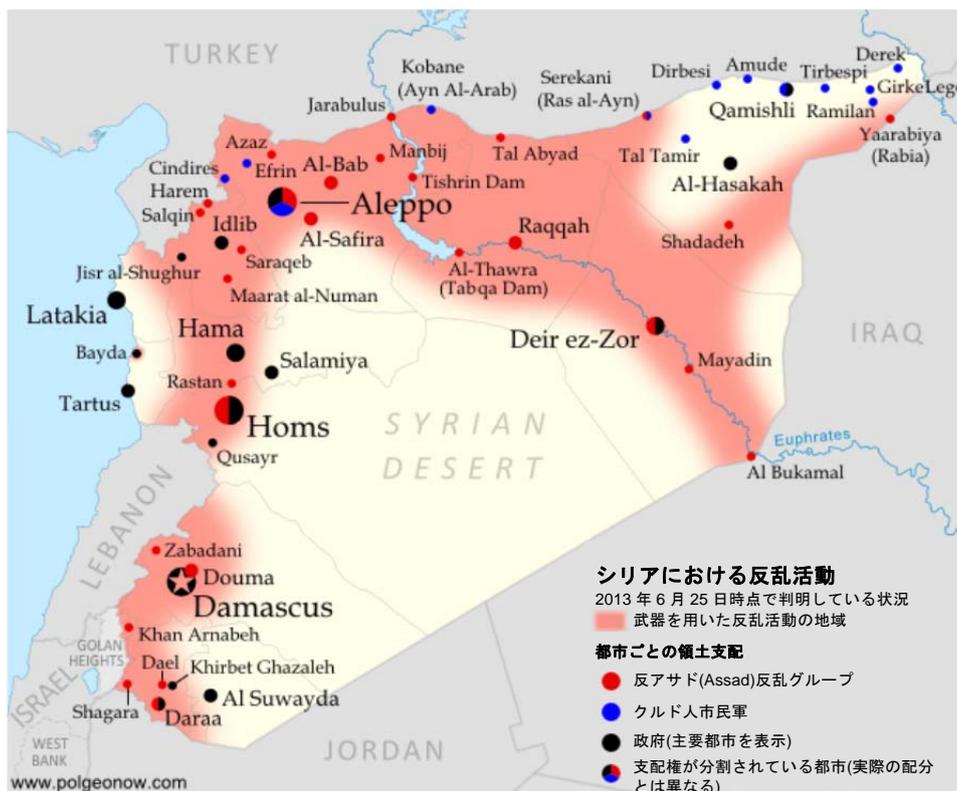
「ビデオ映像は、主なジハーディストグループが用いる傾向のあるドキュメンタリースタイルを採るのが普通であり、氏名により全員がシリア人と見られる自爆テロ犯の声明が含まれている。」

「同グループの指導者は、音声のみの出演を好み、どのビデオ映像にも個人的に顔を出していない。こうした秘密主義は、ビデオに出演している戦闘員や民間人の身分を明かさないう点にも反映されている。」 [28d]

即席の地域司法制度の出現(Emerging local improvised judicial systems)の項も参照されたい。

## 紛争地域

7.16 Political Geography Now から引用した下記の地図は、2013年6月25日時点の紛争地域を示している。



[89a]

7.17 2013年6月4日付の UNHRC report (第23回セッション)は、こう記している。

「最近の数ヵ月、シリアにおける戦闘は、宗派の境界線に沿って、一定して新しい地域に広がっている。軍事行動の最中に用いられた残忍な作戦、特に政府勢力が用いた作戦は、頻繁な大量殺戮や、前例の無い規模での大量破壊に繋がった。紛争は、暴動が隣接国に波及するに従って、更に複雑化し、地域の平和と安定を脅かした。」

「政府勢力は、主要な都市や、戦略拠点を結ぶ通信の主要ラインの支配を優先し続けている。アレッポ(Aleppo)、ダラア(Dar'a)、デリゾール(Dayr az Zawr)で苦戦を強いられたにも拘らず、政府はラッカ(al-Raqqah)を除いた主要都市を全て制圧した。最近、政府は戦略拠点から武装グループを排除し、国の主要な供給経路を確保するため、ダマスカス(Damascus)の田園地帯、及びダラア(Dar'a)とホムス(Homs)の各行政区で地上作戦を展開した。その他の作戦では、政府勢力が、武装グループと近隣国の支援ネットワークとの供給ラインを絶とうとした…」

「反政府武装グループは、奪取した北部及び東部の行政区における支配を強化していったが、ダマスカス(Damascus)、アレッポ(Aleppo)、及びホムス(Homs)の主要地域に進攻するこ

とはできなかった。指揮の統一、作戦実行上の規範、及びロジスティクスの支援を欠き、戦闘がほぼ行き詰まっている政府の要塞を切り崩すことは至難だった…」

「反政府武装グループは、Fou'a、イドリブ(Idlib)など、親政府地域で散発的な爆撃を行い、アレppo(Aleppo)のヌブル(Nubul)Shi'a 地区やザハラ(Zahra)など、政府を支持する北部の行政区を嚴重に包囲した。」

「政府が支持する少数民族の民兵組織が台頭し、両軍がそれぞれを支持する地域で拠点を築いたため、宗派間の争いが起こった。自由シリア軍(Free Syrian Army)のスポークスマンが最近行ったような挑発的な発言は、少数民族のコミュニティーに対する大量且つ無差別の武力行使を誘発する危険がある。」

「武装グループは、今でも小型武器や軽量武器を用いているが、支援国や地域の武装グループから調達した対戦車・対航空機システム、並びに間接照準射撃の使用が増えている。武装グループは、迫撃砲や大砲で政府軍の駐屯地を爆撃したが、駐留軍を歓迎している政府支持地域に対しても爆撃を行った。」 [56h]

## 戦闘における武力行使

7.18 2013年2月5日付の UNHRC report は、次のように記している。

「シリア・アラブ共和国における内戦は消耗戦に入り、民間人は益々危険に晒されるようになった。都市部には無差別攻撃が仕掛けられた。報告対象期間中、ダマスカス(Damascus)は、内戦開始後初めて空襲を受けた。反政府武装グループは、多くの市民が暮らす住宅地内から攻撃を仕掛けるため、民間人は砲撃に晒され、自宅からの避難を強いられる。政府軍は、民間人と戦闘に直接参加している人々の区別無く軍事行動を実行する。政府軍から離反した上級士官の内部情報によると、軍の司令官は民間人や民衆を直接狙う命令を与えていた。」

「内戦の動きは益々複雑化していった。戦闘は、セクト(宗派)主義の色合いを帯び、日和見的な犯罪性に満ち、外国人戦士や過激派グループの参加によって陰惨さを増していた。シリア・アラブ共和国への入国が困難になり、反政府武装グループによる敵対行動に関する調査が滞った。」 [56g]

7.19 同レポートは、政府勢力と親政府民兵組織による行動を詳細に伝えている。

「アレッポ(Aleppo)、ダラア(Dar'a)、ダマスカス(Damascus)、イドリブ(Idlib)、デリゾール(Dayr az Zawr)、ハマ(Hamah)、ホムス(Homs)、ハサケ(Al Hasakah)、及びラタキア(Latakia)行政区で、無差別砲撃や空襲が行われた。」

「アレッポ(Aleppo)、ハマ(Hamah)、及びデリゾール(Dayr az Zawr)では、パン屋に並ぶ人の列が狙われ、女性や子どもを含む民間人が死亡・負傷した。攻撃は、人が集中する午前中、又は、ラマダンの断食が明けるイフタール(iftar)の直前に行われることが多かった。小麦粉不足が続く中、殆どのケースで、パン屋の行列を狙った攻撃は、小麦粉がパン屋に配給された翌日に行われた。」

「アーザーズ(Azaz)など人口密度の高い都市部に対して空爆が行われたことは、衛星写真によって裏付けられている[資料目録に進む一付属書 XI、図 1~3]。政府軍の離反者の話によると、特定の都市や町を狙い、無差別に攻撃したという。民間人居住地域を攻撃した兵士たちは、民間人の命を軽視した。Harak の襲撃の際などは、無差別砲撃の後、政府軍が地上作戦を展開し、大量殺戮が行われた。」

「民間人が攻撃の標的であることが明白な事件がいくつか報じられた。政府軍は、葬列など、民間人の集まりに向けて砲撃した。[2012年]7月28日の Al-Habit とイドリブ(Idlib)の攻撃の際、軍のヘリコプターが、人々の移動を妨害するために町の道路を砲撃し、逃げまどう民間人を殺害した。11月9日、空軍は夫人のための市場デーを開催していたアル・クアリーイエ(Al-Quriyah)村の市場を砲撃し、女性19人を含む民間人21人が死亡した。」

「ダマスカス(Damascus)郊外の近隣地帯全域が政府軍によって砲撃・破壊された。ダマスカス(Damascus)で軍事行動を展開していた歩兵隊の特殊部隊からの離反者によると、上官は、自由シリア軍(FSA)とその他の反政府武装グループが活動する地域は全て、『テロリスト支援地域』と認識していたという。又、ザバダニ(Zabadani)を攻撃するに当たり、上官は、『町を破壊する』命令を与えていたとされる。

「こうした無制限の暴力の結果、数百人、数千人の民間人が避難を余儀なくされた。激しい爆撃の対象となった都市タフタナズ(Taftanaz)は、元住民の言葉によると『ゴーストシティー』と化していたという。」

「パン屋の行列やパン屋の爆撃は、一般市民の間に恐怖心を広めることを狙いとし、国際的な慣習である人道法の違反である。」

「内部情報によると、空軍は、『処罰の一種』として、反政府武装グループを支持していると思われる地域を攻撃の標的としたという。確証があれば、民間人に対する攻撃を命令した者は、民間人の攻撃という戦争犯罪に問われることになる。」

「無差別且つ広範囲の砲撃、頻繁な都市の爆撃、大量殺戮、民間人を狙った無差別砲撃、民間人の集まりに向けた銃撃、民間人居住地域における長期に亘る砲撃と狙撃が、政府の行動の特徴である。シリア軍は、反政府武装グループの支配下に落ちた地域の居住者を殺害し、不具にし、負傷させ、恐怖を与えることを目的とし、砲撃と狙撃を駆使した戦略を導入した。政府軍による砲撃と狙撃により、子どもと年配者を含む老若男女が死亡・負傷した。攻撃は、戦争犯罪に相当し、反政府武装グループの支配下にある地域の住民を狙った、人道に対する罪にも値する軍事行動であると見られる。」 [56g]

7.20 同レポートは、続けて、反政府武装グループが犯した可能性のある虐待行為の詳細を報じている。

「報告対象期間中、反政府武装グループは、アレッポ(Aleppo)とダマスカス(Damascus)で5回の爆撃を行ったと声明を出している。シリア・アラブ共和国全域で、即席爆発装置、自爆テロリスト、及び車載爆弾の使用が広まった。」

「反政府武装グループが、学校などの民間施設を基地、宿泊施設、又は合流地点として利用し、民間人を危険に晒していると考えられる根拠がある。」

「アレッポ(Aleppo)は、政府軍と反政府武装グループに分割されている。両軍とも、建物の屋上や幹線道路の入口に狙撃兵を配置し、人々の移動を監視している。狙撃兵は民間人に向けて頻繁に発砲した。調査の対象となった事例では、負傷者の行動は、民間人であることを明白に示していた。」

「民間施設の内部から攻撃を仕掛けることにより、反政府武装グループは、民間人を危険に晒し、可能な限り、人口密度の高い地域の中又はその付近で軍事行動を展開することを回避するという国際人道法に基づいた義務に違反している。狙撃兵は民間人と戦闘員との区別ができないため、人々の移動を監視し、地域の支配を強化するために狙撃兵を配置し、その結果、多くの民間人が死傷した。都市部において、隠れた場所から個人を狙った攻撃が横行する中、民間人は恐怖に包まれた。主に民間人が居住する地域で、即席爆発装置を用いた攻撃が仕掛けられることで、市民の間には恐怖が広がった。これは、甚だしい国際

人道法の違反であり、民間人に対する攻撃という戦争犯罪に相当する。反政府武装グループによる戦闘行為に関する調査は続いている。」 [56g]

2012年8月15日発行の出身国別情報(COI)レポートーシリアは、セクション7で、2011年と2012年の最初の数ヶ月間に、ホムス(Homs)、イドリブ(Idlib)、Al-Houk、及びMazaraatr al-Qubeirで行われた人権侵害に関する詳細を記している。

「政府軍及び反政府武装グループがアレppo(Aleppo)、ダラア(Dar'a)、ダマスカス(Damascus)、イドリブ(Idlib)、デリゾール(Dayr az Zawr)、ハマ(Hamah)、ホムス(Homs)、ハサケ(Al Hasakah)、及びラタキア(Latakia)の各行政区で犯した超法規的殺人の細部に亘る詳細は、国連人権理事会(UN Human Rights Council)が2013年2月5日に発行した Commission of Inquiry report の付属書 XI に掲載されている。」 [56g]

## 8. 治安部隊

### 序論

8.01 2011年8月、国連人権理事会(UN Human Rights Council)は、近年の騒乱における人権侵害を調査するため、諮問委員会を設立した。2011年11月23日発行の調査結果報告書『シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会報告書(Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic)』は、次のように記している。

「シリア・アラブ共和国の軍隊は陸軍、海軍、及び空軍で構成されている。軍隊は、国土を防衛し、国家を内部の脅威から保護する任務を負う。およそ30万人の兵士から成る軍隊は、3つの部隊で組織され、合計12の部門に分かれている。そのうち7部門が装甲部隊、3部門が機甲部隊、残りは共和国防衛隊(Republican Guard)と特殊部隊(Special Forces)である。エリート部隊には、大統領配下にある1万人体制の共和国防衛隊があり、反政府部隊からのいかなる脅威にも対抗する任務を帯びている。又、大統領の弟である Maher Al Assad が指揮する2万人体制の第4機甲師団(Fourth Division)がある。」

「シリアの治安組織は巨大且つ強力であると報じられている。多数の治安部隊と諜報局があり、重複した任務を負っている。反体制派の監視と抑圧という強力な役割をシリア社会で果たしている。国内治安組織には、シリア内務省(Ministry of Interior)配下の警察部隊、シリア軍事情報部(Syrian Military Intelligence)、シリア空軍情報部(Syrian Air Force Intelligence)、シリア国家治安局(National Security Bureau)、政治治安局(Political Security Directorate)、及び

シリア総合情報局(General Intelligence Directorate)が含まれる。シリア総合情報局(National Security Bureau)は、公式にはシリア内務省配下にある2万5,000人体制の組織であるが、大統領とその側近直属で活動している。シリア総合情報局(National Security Bureau)には、国内公安機構 (Internal Security)(国内公安庁(State Security Service)とも呼ばれる)、国外公安機構(External Security)、及び Plastine Division がある。[56e] (Military and security forces)

8.02 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2012年4月30日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2011』は、次のように記している。

「法律は、治安部隊が刑事責任を免除されることを認めている... 警察[及び]治安部隊の成員は、人権基準についてほとんど知識を持っていない。」

「シリアにおける法の支配は、1963年に発令された戒厳令により崩壊した。戒厳令は、治安局に例外的な権力を与えた。[2011年]3月、政府は、戒厳令を停止し、今後、治安部隊は民事法に支配されることを発表した。しかし、恣意的な逮捕と裁判無しの拘留が続き、治安部隊は処罰されることも無かった。」[5b] (p342)

8.03 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。

「刑事罰の免除の慣習は、今でも蔓延した問題である。軍と軍隊の総司令官は、軍士官、内部治安部隊のメンバー、及び関税警察官が、通常の任務遂行中に犯した罪について、逮捕状を発行することができる。これらの事例は軍事法廷で審理しなければならない。しかし実際には、警察や治安部隊のメンバーが虐待及び汚職で訴追された又は起訴された事例は、1件も報告されておらず、治安部隊は、独立して、法制度の支配外で機能するのが普通である。政府が治安部隊や警察の改革に向け、何らかの行動を取っているという報告は皆無である。」[7b] (Section 1e)

## 武装勢力

8.04 2013年5月29日更新の米国中央情報局(CIA)World Factbook: Field Listing – Military branches は、シリア軍の支部として、次の組織を挙げている: シリア陸軍(Syrian Arab Army)、シリア海軍(Syrian Arab Navy)、シリア空軍及びシリア防空軍(Syrian Arab Air and Air Defense Forces) (Air Defense Command を含む)(2008年)」。[6b]

## 離反

8.05 Jane's Information Group による 2013 年 2 月 20 更新の Sentinel Country Risk Assessments: Syria (Jane's Assessment) の Security セクションは、次のように記している。「一時期アサド(Assad)大統領の腹心だった Manaf Tlass、スンニー派の将軍、リヤド・ヒジャブ(Riyad Hijab)元首相、及び兵卒を含む離反は、最終的には最大の影響を与えるかもしれないが、今のところ、決め手になる数に達していない。」 [8a](Security)

8.06 2012 年 7 月 15 日から 2013 年 1 月 15 日を報告対象期間とする 2013 年 2 月 5 日付の国連人権理事会(UN Human Rights Council)の諮問委員会第 22 回セッションのレポート(2013 年 2 月 5 日付 UNHRC report)は、こう記している。

「2012 年前半に比べ、離反は減少している。原因として、政府軍が地上作戦を減らしたこと、軍と治安部隊の人員の移動に関する管理が強化されたこと、及び、潜在的な離反者が、離反の時期は終わったと認識したことなどが考えられる。離反の減少の直接の結果として、反政府組織の階級において、民間人が 70%以上を占め、指導的立場にも就いた。」 [56g]

8.07 2012 年全般を報告対象とした USSD 2012 report は、こう付け加えている。「兵士の離反が増加するにつれ、政府は空席となった階級を埋めるため、シャビーハ(Shabbiha)[下記 8.11 を参照されたい]の戦士の登用を増やした。」 [7b](Section 1f)

兵役(Military service)も参照されたい。

## 内部治安部隊(ISF)

### 警察、憲兵、及び砂漠警備隊/国境部隊

8.08 USSD Report 2012 は、次のように記している。「シリア内務省は、警察部隊の 4 つの部門—緊急警察、交通警察、近隣警察、及び反乱警察—を統括している。」 [7b] (Section 1d)

8.09 2012 年 11 月 12 日に更新され、2013 年 7 月 30 日時点で最新の情報を掲載した Jane's Information Group の Sentinel Country Risk Assessments: Syria Security and Foreign Forces section は、次のように記している。

「シリアの内部治安部隊(ISF: Internal Security Forces)は、シリア内務省の配下にある。内部

治安部隊(ISF)には、ダマスカス(Damascus)及びその他の主要都市で勤務し、定例的な警察業務に当たる都市警察部隊がある。警察には、交通警察、及び、非常事態の対応と反乱制圧の特別訓練を受けた部隊がある…」

「内部治安部隊(ISF)には、犯罪を調査し、犯罪記録を保管する Criminal Security Department が含まれている。Criminal Security Department は、国内の治安維持にも当たっている。」 [8a] (Police)

8.10 Jane's Assessment の同セクションは、こうも記している。「シリアには、砂漠警備隊又は国境部隊とも呼ばれる国境警備隊がある。2006年5月、シリアの在米大使は、2003年のイラク戦争後、シリア国境警備隊の軍事力は大幅に強化され、約1万人の兵士を擁していると主張した。」 [8a] (Border Guards)

## シャビーハ及びシリア人民軍/人民委員会

8.11 2011年11月23日付の国連人権理事会(UN Human Rights Council)による『シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会報告書(第17回特別セッション) (Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic)』は、次のように記している。「民兵組織には、政府より武器を提供され、国家治安部隊と共に反政府デモを鎮圧するために広く動員され、1万人の民間人で構成されるシャビーハ(Shabbiha)、及び、戦時に都市の治安と保護を維持するように設立され、推定10万人の予備兵を擁するバアス党の民兵組織人民軍(People's Army)が含まれる。」 [56e](military and security forces)

8.12 BBC News は、2012年5月29日付のレポート『Syria unrest: Who are the shabiha?』で、次のように記している。

「シャビーハ(Shabbiha)が何者であるか、又、誰に忠誠を誓っているかは、正確には不明である。しかし、彼らを表す呼称として『シャビーハ』という言葉が繰り返し使用されている。恐らくこれはアラビア語で『幽霊』を意味し、現代シリアでは『暴漢』を意味するようになった『shabh』という言葉に由来するものである… この用語は、港湾都市ラタキア(Latakia)で、バッシヤール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領に反対する民衆蜂起が起こり、最初の弾圧が行われた後、この民衆蜂起に関連して登場したものと考えられている… ラタキア(Latakia)には、シャビーハと呼ばれる、悪名高いマフィアのような組織犯罪のシンジケートが1970年代から存在していた。」

「シャビーハ(Shabbiha) ギャング団のメンバーは、主にアサド(Assad)大統領が所属し、政府、治安局や軍部で大勢を占めている少数派アラウィ派で構成されている。多くはアサド(Assad)一族のメンバー、及び親戚関係にある Deeb 一族と Makhlouf 一族のメンバーである。」 [28j]

8.13 BBC のセキュリティ専門家フランク・ガードナー(Frank Gardner)は、『Syria: The military, the militias and the spies』と題する2012年5月28日付の記事で、更なる情報を提供した。

「シャビーハ(Shabbiha)として知られるグループは、シリアの国家弾圧の『鈍い刃』であり、間違いなく、史上稀に見る最悪の残虐行為の当事者である。」

「シャビーハ(Shabbiha)は本質的に、犯罪歴を持つ街頭の暴漢である場合が多く、沿岸地域の密輸マフィアと関係を持っている者もいる。」

「シャビーハ(Shabbiha)は、公式な地位や、制服一好んで身に着ける黒い皮のジャケット以外には一を持たず、銃撃のために雇われ、通常、アラブ世界全域の伝統で抗議の日とされる金曜日に、命令があれば特定の地区に群がるのである。」

「シャビーハ(Shabbiha)は非常に局所的なレベルで活動するため、ダマスカス(Damascus)にいる政府高官まで遡って犯罪を追跡することは困難である。全員ではないが、多くが大統領の属するアラウィ派の氏族の出身であるにも拘らず、彼らの忠誠心は、特定の民族や宗教ではなく、金銭を払う任意の相手に向けられるように思われる。」

「彼らは諺で言われるところの、『安値で汚れ仕事を行う』犯罪者である。 Houla(Houla)の大虐殺の際、砲撃後、生存者の喉を裂き、又は頭部を撃ち抜いて『仕事を終える』ため、何者かによってシャビーハ(Shabbiha)が送りこまれた可能性はかなり高い。」

「地元情報源は、反乱軍である自由シリア軍(Free Syrian Army)が、アラウィ派が居住する近隣の村を砲撃した後、スンニー派の村民に対して報復するために、シャビーハ(Shabbiha)が雇われた可能性がある」と述べている。」

「シャビーハ(Shabbiha)は正規の指揮系統には含まれていないが、『政府が一定の距離を置いて弾圧を行うには便利な道具』であると見る向きもある。」 [28m]

8.14 米国 Institute for the Study of War が 2013 年 3 月に発行したレポートの著者である Joseph Holiday は、次のように記している。

「バッシュール (Bashar) 大統領は、アラウィ派の住民が少ない地域で、アラウィ派以外の犯罪組織から徴集したシャビーハ(Shabbiha)タイプの民兵組織を更に導入した。アレッポ(Aleppo)では、『武器や麻薬の密輸、アサド(Assad)政権との親密な関係、及び国家機関との度重なる衝突で有名な』スンニー派の Berri 一族が、大規模な政権支持の民兵組織を編成した。デリゾール(Dayr az Zawr)とダラア(Dar'a)では、シャビーハ(Shabbiha)は、スンニー派の政府支持勢力でもある。シャビーハ(Shabbiha)は報酬を得ているため、新兵がこうした民兵組織に入隊する様々な動機となる。新兵は、政権に忠誠を尽くす見返りに刑務所から釈放された犯罪者など、シリア社会の底辺の出身者であることが多い。) [90b]

8.15 2013 年 2 月 12 日付の国連総会のレポート『Situation of human rights in the Syrian Arab Republic : resolution / adopted by the General Assembly』は、次のように記している。「[国連総会は]シリア当局と、政府が操るシャビーハ(Shabbiha)民兵組織が、広範且つ体系的に、人権と基本的自由を甚だしく侵害していることを強く非難する。」 [105b]

8.16 2013 年 2 月 5 日付の UNHRC report は、こう記している。

「[2012 年]8 月 20 日から 24 日にかけて、政府軍は、ダラヤ(Daraya)で反政府武装グループの兵士を狙って集中砲火を行った。その後、政府軍はシャビーハ(Shabbiha)と共に町に進攻した。政府軍の離反者、又は反政府武装グループのメンバーなど、武器を捨てた多くの若者が、『庭(the gardens)』と呼ばれる地域(Mazare)に逃亡したと報じられている。Mazare では、政府軍が 100 人以上を殺害した。他にも、シャビーハ(Shabbiha)が戦闘に適格な年齢の男子を探し、住居を一軒ごとに調べたという報告がある。その後、その場で処刑されたと見られる遺体が、ダラヤ(Daraya)の至る所の住居で発見された…」

「反政府武装グループは、捕虜となった政府軍の兵士、及びシャビーハ(Shabbiha)のメンバーと考えられる兵士に対する尋問の際、拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を行った。」 [56g]

8.17 Joseph Holiday も、次のように記している。

「もう 1 つのタイプの政府支持の民兵組織である人民委員会(Popular Committee)は、威圧的なシャビーハ(Shabbiha)ほど世間の注目を集めていないが、数はシャビーハ(Shabbiha)を上

回っていると考えられる。より地域に即した人民委員会(Popular Committee)は、近隣の警備団として行動し、ハーフェズ・アル=アサド(Hafiz al-Assad)がムスリム同胞団(Muslim Brotherhood)の反乱の際に投入した準軍事的な人民組織(Popular Organization)に似通っている。国連人権理事会(UN Human Rights Council)によると、アラウィ派やキリスト教徒などの少数派は、反政府軍の兵士から近隣地域を保護するため、武装自警団を形成し、地域周辺に検問所を設置した。」 [90b]

Human Rights Watch のレポート『In Cold Blood: Summary Executions by Syrian Security Forces and Pro-Government Militias』も参照されたい。 [39i]

## 治安部隊及び諜報部隊

### 序論

8.18 USSD Report 2012 は、次のように記している。「文民政府は、もはや治安部隊の主要な4つの支部を統率できなくなっている。政府の治安部門は、昔から、管轄範囲が明確に分かれていない状態で、自主的に活動してきた。軍事情報部(Military Intelligence)と空軍情報部(Air Force Intelligence)はシリア国防省(Ministry of Defense)の配下にある。政治治安局(Political Security Directorate)はシリア内務省(Ministry of Interior)配下、シリア総合情報局幹部(General Intelligence Directorate)は大統領府の直接配下である。 [7b](Section 1d)

8.19 2012年11月12日に更新され、2013年7月30日時点で最新の情報を掲載した Jane's Assessment の Security and Foreign Forces section は、次のように記している。

「シリアには、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領とその政権に反対する勢力に関する情報を収集し、無力化させるため、無数の治安局と諜報局があり、重複した任務を遂行している。シリア総合情報局幹部(General Intelligence Directorate)や政治治安局(Political Security Directorate)など、民間の機関もあり、軍事情報部(Military Intelligence)や空軍情報部(Air Force Intelligence)など、軍の機関もある。大きな組織は、独自の留置所や尋問所を持つ。これらの組織は全て、大統領とその側近顧問の直属である。大統領は、治安部隊の上級士官で構成され、信頼のおける親衛隊を持っている。親衛隊のメンバーは、2012年の人事入れ替えで強調された通り、異なる機関に異動になり、指導的地位に就く傾向がある。ある状況で、どの機関が指揮を執るかに関する明確な方針は無いと思われる。諜報局/治安組織の主な局員は、政権に反対する暴動を弾圧するために投入されてきたが、反対勢力が軍事力を増すに従って、大きな課題に直面している。」 [8a](Security Forces)

8.20 国連拷問禁止委員会(UN CAT)は、2010年5月の最終見解で次のように述べている。

「... 拷問禁止委員会(UN CAT)は、諜報機関の指揮下に秘密の拘禁施設を設立したとの報告を懸念する... 諜報局によって管理されているこれらの留置所は、独立した監視団体及び検査団体の出入りを許可しておらず、当局による審査の対象にもなっていない。同委員会は、更に、被拘禁者の拘留中の扱いや、拘束に関する審査手続きに関する監視の仕組みなど、基本的な法律上の保護措置が否定されていることを懸念している。又、そのような施設では、被拘留者はどんな司法審査も受けず、事実上、外部と連絡を取れない状態に置かれ、拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の対象となり、長期間拘留されるという訴えがあることに対し、懸念を抱いている。」 [57a] (p6)

## 政府勢力による人権侵害

8.21 国連拷問禁止委員会(UNCAT)は、2010年5月の最終見解で次のように報告している。

「... 拷問禁止委員会(UN CAT)は、元々、国家の存続を脅かす内部又は外部の脅威が存在する場合などの例外的な状況下で適用されることを意図していた1962年12月22日の立法令第51号により発行され、1963年3月9日の政令第1号により改正された『非常事態法』が、今では半永久的の性質を持ち、基本的人権と自由の剥奪を可能にしていることに懸念を表明する。同委員会は、この『非常事態』が、治安部隊の様々な支部に対し、あらゆる司法の統制外に置かれた広範な非常時の権力を付与することが、事実上、国家当局による重大な条約違反に繋がることを、懸念を持って表明する。」 [57a] (p4)

8.22 同レポートは以下の点も強調している。

「同委員会が得た情報によると、1950年の立法令第61号及び2008年の政令第64により、軍事、空軍、及び公安などの諜報機関のメンバーは、勤務中の犯罪に対する訴追から、事実上の免責を認められていた。同委員会は、拷問や虐待など勤務中に犯した罪に対する訴追を防止する刑罰免除の慣習が蔓延していること、及びそれによる条約規定の完全な違反について、深く懸念している。」 [57a] (p5)

8.23 2013年1月15日から2013年5月15日を報告対象期間とした国連人権理事会(UN Human Rights Council)による2013年6月4日付の第23回セッションレポート(UNHRC report 2013年6月4日)は、こう記している。

「[2013年]1月29日にアレッポ(Aleppo)の Queiq 水路で81人の遺体が発見されてから、200人以上の遺体が回収された。ある医師は、個人的に140遺体を目にしたと語っている。犠牲者の多くは、アレッポ(Aleppo)の、政府支配下の地域で行方不明になった者たちである。回収された遺体の一部は、シリア空軍情報部(Air Force Intelligence)又はシリア軍事情報部(Military Intelligence)に拘束されていた者たちのものである。遺族は、諜報局を買収して非公式な情報を得て、又は、元拘留者から情報を得て、これを確認した。」[56h]

8.24 同レポートは、こうも記している。「強制失踪は、シリア軍事情報部(Military Intelligence)を含む政府役人によって、及び政府を支持し、政府の命令で、又は政府と共に活動する民兵によって行われた。」[56h]

拷問(Torture)及び不服申し立ての経路(Avenues of complaint)の項も参照されたい。

## 恣意的な逮捕と拘留

8.25 USSD Report 2012 は、次のように記している。「2011年4月まで効力を発する『非常事態法』は、政府に予防的逮捕を認めている。又、恣意的逮捕と拘留を禁止する憲法と刑法の条項を、令状を取る必要を定めた条項を含め、無効にした。政府が実際に『非常事態法』を停止した後も、治安部隊はそれまでの行動を変えず、恣意的逮捕を増やしていった。」[7b](Section 1d)

8.26 Freedom House による2013年5月9日付のレポート『Freedom in the World –2013』は、次のように記している。

「政府は2011年4月に戒厳令を解いたが、治安局は、起訴事実も無く被疑者を逮捕し、長期間に亘り外部との連絡を取れない状態に置くことに関し、実質的に無制限の権力を維持している。政治活動家は、拘置所から釈放された後も、頻繁に治安局によって監視され、嫌がらせを受けている。2012年年末時点で、推定10万人が行方不明になっているか、政治的な理由で拘留されている。内戦勃発後、超法規的殺人も劇的に増えている。」[14a] (Political Rights and Civil Liberties)

8.27 USSD Report 2012 は、こう付け足している。「指名手配犯の降伏を促すため、治安局がその親族を逮捕したという報告が、以前に比べて増加した。逮捕前に警察が令状や裁判所命令を発行・提示することは稀だった。殆どの事例で、逮捕は、治安局の一支部の命令

で秘密裏に行われた。恣意的な逮捕、及び虚偽の逮捕が一般的に行われ、被拘留者に対する法的救済の道は無かった。多くの場合、当局は民間人を逮捕するための理由を挙げていない。」 [7b](Section 1d)

8.28 2013年6月4日付の UNHRC report は、次のように記している。

「政府勢力は、戦争の手段として自由を剥奪し、反政府武装勢力を支持していると見られる地域を集合的に罰することを止めなかった。」

「武装グループのメンバーと見られる人物の家族は逮捕・拘束された。報道によると、2013年4月10日、ある指名手配犯の兄弟が、ダマスカス(Damascus)市 Kesweh の入口の検問所で第1部(First Division)に拘束され、兄弟に関する情報を提供するように強制されたという。」

「政府勢力は、基本的人権を行使した罪で、人を逮捕・拘束することが普通である。2013年1月中旬、スワイダー(Al-Suwayda)で起こった平和的な抗議行動の後、治安部隊は大量逮捕を行った。逮捕された中には、僅か12歳の子どものも含まれていた。」

「ダラア(Dar'a)市 Um Walad で、政府軍と治安部隊は、兵役に適した年齢であるというだけの理由で、男子を検問所で逮捕した。2013年1月以降、政府はラタキア(Latakia)市のスンニー派が主に居住する地区を奇襲する過程で、男性、女性、及び子どもを逮捕した。被拘留者は長期に亘って拘留された後、拘束の理由を伝えられないまま釈放された。」

「政府勢力は、支配力を強化した地域で、恣意的逮捕を大々的に行った。[2013年]1月中旬、政府勢力は、ハマ(Hamah)東部の Egeirbat の地上奇襲の後、反政府武装勢力に忠誠を誓ったとして、子どもを含む学生多数を逮捕した。政府勢力は、3月中旬にもダラア(Dar'a)、市 Nawa で、同様の大量逮捕を実行した。4月、ホムス(Homs)市 Al-Qusayr 周辺のスンニー派が居住する村の地上奇襲の際、ヒズボラ(Hezbollah)戦士が家宅捜索を行い、民間人50人以上を逮捕した。」

「シリアの武装勢力は、反対勢力に対する忠誠を疑われる民間人を拘束する巨大で無制限の権力を持っている。基本的人権の行使に対する処罰としての逮捕又は拘束は、それ自体が恣意的である。宗教又は出身地などに基づく差別による逮捕も、国際人権法を侵害するものである。兵役に適した年齢の男子の逮捕・拘束は、恣意性を示しており、反対勢力を支持していると見られる地域における、女性、子ども、年配者を含む民間人の大量逮捕は、集団的処罰に相当し、国際人道法に違反する。」 [56h] (Arbitrary arrest and detention)

8.29 Human Rights Watch は、2013年1月31日に発行され、2012年の出来事を網羅した World Report 2013: Syria の中で、次のように記している。

「治安部隊は、シリア全国の巨大な収容施設網を利用して、数万人の人々を対象に、恣意的逮捕、不法拘留、強制失踪、虐待、及び拷問を行った。多くの被拘留者は、20代、又は30代の若い男性である。しかし、子ども、女性、及び年配者も含まれていた。」 [39b]

8.30 2011年12月15日付の Human Rights Watch report『“By All Means Necessary!” Individual and Command Responsibility for Crimes against Humanity in Syria』は、シリア軍と諜報機関の構造と指揮に関する情報、及び、最近の人権侵害行為の首謀者に関する情報を詳細に伝えている。 [39]

政治的所属(Political affiliation)、言論の自由とメディア(Freedom of speech and media)、人権組織、組織、及び活動家(Human rights institutions, organisations and activists)、及びクルド人(Kurds)の項も参照されたい。

## 拷問

8.31 2013年6月4日付の UNHRC report は、次のように記している。

「拘置所や刑務所では拷問が蔓延している。ラタキア(Latakia)にある軍事警察本部では、政府の公安官が、反対派活動家に対し、繰り返し、殴打、平手打ち、足蹴りを加えている。その女性は辱めと言葉の虐待を受けた。同じ施設の他の被拘留者は、頻繁に拷問され、害虫や昆虫に満ちた窮屈な監房に監禁された。被拘留者は、衣服を脱がされ、電気ショックを与えられ、両腕を縛られた上、爪先が床に着くか着かないかの状態で、長時間天井から吊り下げられる(『Shabh』)。ある生存者は、『死んだ方がましだ』と語っている。」

「ラタキア(Latakia)にある軍の治安支部(Military Security Branch)の被拘留者は、拷問、警棒やケーブルによる殴打、拳による殴打、足蹴り、及び、タイヤに詰め込まれて殴打される『dulab』を頻繁に受けている。」

「ダラア(Dar'a)にある軍の治安支部(Military Security Branch)の被拘留者は、電気ショック、殴打、及び Busat Al Rih 式胴体引き伸ばしの拷問を頻繁に受けている。」

「数百人が、危険なほど過密な条件の下で拘留され、立ったまま就寝することを余儀なくされている。ダラア(Dar'a)市 Bosra にある第 38 連隊が運営する施設では、被拘留者は、Shabh、熱湯を浴びせられる、電気ショックを与えられるなどの拷問を受けている。」

「ダマスカス(Damascus)のシリア総合情報局幹部(General Intelligence Directorate)第 285 支部にある地下施設では、数百人が窮屈な監房で嘆かわしい状態の下、拘留されている。被拘留者は医療を受けられず、女性の健康と衛生上で必要なケアは無視されている。拷問を受けた被拘留者は、看守が毎日午後 7 時に決まって被拘留者を殴打し、Shabh、Dulab、Busat Al Rih 及び Falaqa(足を殴打する)式の拷問を行ったと語っている。」

「ダマスカス(Damascus)北部のアドラ中央刑務所(Adra Prison)、及びホムス中央刑務所(Homs Central Prison)の被拘留者は、食料と水の不足、衛生設備の不足、及び医療の完全な欠如に苦しんでいる。アドラ中央刑務所では、被拘留者が、非人間的な品位の無い窮屈な監房に監禁されている。ラッカ(Ar Raqqa)にある軍の治安支部(Military Security Branch)と空軍情報部(Air Force Intelligence)の刑務所、及びラッカ(Ar Raqqa)の Al-Tabqah にある軍の治安支部(Military Security Branch)の拘置所から釈放された人々の身体には、拷問を受けた痕が見られる。」

「政府が運営する刑務所や収容施設で留置されていた人々の話から察すると、そこで行われている虐待は、残酷な扱いと拷問に相当する。政府役人は、恐怖を染み込ませ、自白を引き出し、罰するために拷問を用い、進んで非常な苦痛を与え、身体と健康を損なうような怪我を負わせている。このような行動はジュネーブ条約第 3 条に違反し、戦争犯罪に値する。シリア全国の収容施設で行われているとされる体系的な虐待と拷問は、国家が拷問を奨励している証拠であり、人道に対する犯罪に当たる。」 [56h]

8.32 2011年11月23日付の UNHRC report 第 17 回特別セッションには、性的拷問に関する証言が掲載されている。

「男性被拘留者に対する性的拷問に関して、いくつかの証言が報告された。男性は、頻繁に衣服を脱がされ、裸で放置される。数人の元受刑者が、ダマスカス(Damascus)のシリア空軍情報部(Air Force Intelligence)、ジスルッシュェグル(Jisr Al Shughour)のシリア軍事情報部(Military Intelligence)、イドリブ(Idlib)とラトキア(Latkia)のシリア軍事情報部(Military Intelligence)や政治治安局(Political Security)、及び、タルトゥース(Tartus)の諜報局の収容施設を含む拘置施設で、生殖器の殴打、オーラルセックスの強要、肛門に電気ショックや煙

草の火を押し付ける虐待があったことを証言した。一部の被拘留者は、家族の面前で強姦する、又、妻や娘も強姦すると、繰り返し脅迫された。」

「数人の男性が、肛門に警棒を挿入されたこと、又、少年に対する強姦を目撃したことを証言した。ある男性は、15歳の少年が父親の面前で強姦される場所を目撃したと語っている。ある40歳の男性は、11歳の少年が3人の治安要員に強姦される現場を見たと伝えている。男性によると、『人生でこんなに怖い思いをしたのは初めてだ。奴らは私の方を向き、次はお前だと言った。』インタビューの相手は、これ以上証言を続けることはできなかった。ある20歳の学生は、人権理事会に対し、拘留中に性的暴力を受けたことを訴えた。学生は、『父親にその現場を見られていたら、私は自殺するしかなかっただろう。』と付け加えた。別の男性は、『もう男ではなくなった気がする。』と泣きながら打ち明けた。」

「数人の女性は、自宅を奇襲された際、軍と治安部隊によって脅迫と侮辱を受けたと証言した。女性たちは、夜に多く行われる家宅捜索の折、ヘッドスカーフを脱がされ、下着に触られたことで品位を損なわれたと感じている。軍と治安部隊の離反者は、拘置所で、女性が性的暴力を受ける現場に立ち会ったと証言している。しかし、この件に関し、人権理事会は確たる証拠を得ていない。1つの原因として、被害者が訴えた場合、恥辱を感じるであろう事実が考えられる。」 [56e] (Sexual violence)

8.33 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「法律は、このような行為[拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰]を禁止しており、刑法は、これに違反した場合、最長3年の懲役に処されることを定めている。地域の NGO は、当年(2012年)、当局による拷問がかなり増えたことを報じている。」

「Syrian Network for Human Rights は、子ども34人、女性17人を含むシリア人1,215人が、政府当局によって拘留されている間に、拷問を受け死亡したと報じている。拷問に関連した死亡数が最も多かったのは1月である。HRW は、政府が、数万人のデモ参加者及び活動家を拘束し、殴打、電気ショック、強姦、その他の虐待行為を行ったと報じた。HRW は、シリア全国で、反体制派を交流・拷問するために利用されている27カ所の収容施設を特定した。[下記 8.39 を参照されたい。] 被拘留者が死亡したことを遺族に知らせるため、遺体を返す慣習は続いており、遺体には拷問の痕が見られると、多くの NGO が断定した。Save the Children、及びその他のグループが報じたとおり、政府が子どもに対して極めて残酷な拷問を行った事例は非常に多い。」 [7b](Section 1c) 更に、国連拷問禁止委員会(UN CAT)に

よる2010年5月の最終見解は、シリアの法制度において、『... 拷問の定義が欠落していることを、懸念をもって...』表明している。[57a](p2)

8.34 Human Rights Watch(HRW)は、2013年1月31日に発行され、2012年の出来事を網羅したWorld Report 2013の中で、次のように記している。

「元拘留者や離反者によると、拷問の手段には、警棒やワイヤーなどを用いた長時間の殴打、苦痛な姿勢での長時間に亘る拘束、感電、性的な暴行及び屈辱、爪剥がし、及び疑似処刑があるという。尋問者や看守たちも、被拘留者に対し、靴にキスすることを強要した上、バッシュアール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領は神であると言わせるなど、様々な屈辱的な扱いを行った。被拘留者全員が、交代で就寝するしかないような過密な監房など、拘留施設の嘆かわしい状況を訴えた。」

「元拘留者数人は、拷問で人が死亡するのを目的したと語っている。地元の活動家によると、2012年、少なくとも被拘留者865人が拘留中に死亡したという。Human Rights Watchが調査した拘留中の死亡の事例では、遺体には痣、切り傷、火傷など、間違いようの無い拷問の痕が見られた。当局は、死亡に係る状況について、遺族に情報を一切提供していない。遺族が遺体を引き取る条件として、『武装ギャング』により殺害されたという旨の書類に署名させられ、公葬を行わないと約束させられた事例もある。」

「殆どの事例で、家族は、被拘留者の消息又は所在について、何ら情報を得られない。」[39b] (Arbitrary Arrests, Enforced Disappearances, Torture and Deaths in Custody)

8.35 UN News Service は、『Images of alleged torture in Syrian hospitals—'shocking'— 'UN rights office'』と題した2012年3月6日付の新聞発表で、次のように報じている。

「本日、国連人権事務所は、拷問を受けたとしてシリアの病院に収容されている患者を映した英国のニュース番組の画像が『衝撃的』であり、国連より指令を受けた調査団が提供した画像と似通っていると述べた。」

「『昨夜[2012年3月5日]チャンネル4で放映された写真は、実に衝撃的であり、残念ながら、国連の指令を受けた事実調査団と諮問委員会によるシリアに関するレポートにまとめられた証拠と一致している』国連人権高等弁務官事務所(OHCHR: Office of the UN High Commissioner for Human Rights)のスポークスマン Rupert Colville は、こう語った...」

「諮問委員会による2011年11月のレポートは、負傷者が陸軍病院に搬送され、そこでの尋問の際に、殴打されたり、拷問を受けたりした事例を報じていると、Colville氏は述べた。」

「拷問や殺人は、ホムス陸軍病院(Homs Military Hospital)ーチャンネル4の画像に映っている病院ーで、医師に扮した治安部隊と医療関係者との共謀の下、行われたと報じられている。」

「諮問委員会と事実調査団が受けた一貫性のある証言で、治安部隊がどのように公立病院や私立病院で、負傷したデモ参加者を追跡するかが明らかになった。6月上旬及び7月下旬、治安部隊はハマ(Hamah)の複数の病院を一斉搜索し、負傷したデモ参加者を逮捕し、陸軍病院に連行した上、尋問と拷問を行ったと報じられている。」 [67b]

8.36 2012年の人権状況に関する2013年5月23日付のレポート Amnesty International Annual Report 2013 – Syria は次のように述べている。「政府や親政府民兵組織は、情報又は『自白』を引き出すため、又、反政府の疑いのある者に対し恐怖と罰を与えるため、子どもを含む被拘留者に対して拷問やその他の虐待を広く用い、刑事責任を問われることも無い。」 [12b]

8.37 Freedom House のレポート Freedom in the World 2013 は、次のように記している。「司法とは独立して活動する治安局は、日常的に容疑者を拷問したり、その家族を拘束したりして、自白を引き出している。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

8.38 2009年6月19日付の世界拷問防止機構 (OMCT: World Organisation Against Torture) のレポート Steadfast in Protest – Observatory for the protection of human rights defenders: Annual Report 2009 は、次のように振り返っている。

「2008年9月30日、警察又は税関職員が関与する拷問の犯罪が発生した場合、並びに、内部治安部隊又は政治治安局が関与する拷問の犯罪が発生した場合、事案を軍事的管轄に移管することを認める政令第69号により、[軍事]裁判所の管轄が拡大された。この新しい法律は、拷問の罪で告発された治安部隊のメンバーを訴追する唯一の力を軍の司令官に与えることによって、こうした犯罪の事実上の刑罰免除を確立する。」 [34a](p482)

8.39 Human Rights Watch は、2012年7月3日付のレポートで、次のように述べている。「拘留施設から釈放された人や離反者によって、拷問の行われている場所、責任機関、拷

問の手段、及び、多くの事例で、シリア諜報局が運営する27の拘留施設における担当司令官が特定された。」

「レポート『Torture Archipelago: Arbitrary Arrests, Torture and Enforced Disappearances in Syria's Underground Prisons since March 2011』には、拘留施設の所在地を示す地図、元拘留者の証言、及び、こうした施設で拷問を目撃・体験した多くの人々が描いた拷問手段のスケッチが含まれている。」 [39o]

8.40 Human Rights Report による2013年5月17日付の別のレポート『Syria: Visit Reveals Torture Chambers』は、ラッカ(Raqqqa)が政府の支配下にあった時期、被拘留者が恣意的に逮捕され、拷問されたことを示す証拠を提示している。 [39e]

子どもの恣意的な逮捕、勾留、及び拷問については、24.12~24.19を参照されたい。

## 監視

8.41 UN CAT への2010年5月のAIブリーフィングは、次のように報告した。「SELは、人の逮捕、メールの監視、行動の監視、検閲、マスメディアと表現の全ての形態の閉鎖と没収を可能にする。これは、人々の移動、旅行、及び集会の自由を制限する権威を当局に与える。」 [12e] (p10)

8.42 Freedom House のレポート Freedom in the World – 2013 は、次のように記している。

「2006年、治安局は、公の集会や個人的な集会に対する取り締まりを強化し、5人以上が集まって政治的・経済的な話題を議論することを禁じた。監視網、及び巨大な密告網を利用してこの規定を徹底し、2011年に民衆蜂起が勃発するまで、自己検閲と恐怖の文化がシリア社会を支配した。年間を通じて、違法な抗議行動は、銃撃、逮捕、そして拷問という方法で処理された。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

8.43 DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が共同で行った、ダマスカス(Damascus)、シリア、ベイルート、レバノン、及びイラク クルディスタン地域(KRI: Kurdistan Region of Iraq)であるアルビール(Erbil)とドホーク(Dohuk)の現地調査に関する2010年5月版レポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』は、次のように記している。

「あるクルド人ジャーナリスト/人権活動家によると、デモに参加することなどにより、治安部隊などの注目を集めた人物は、その監視下に置かれる。治安部隊は、デモ参加者の数が非常に多いにも拘わらず、実際にそれを行うことが可能である。例えば、カミシリ(Al-Qamishli)で、治安局は約1,000人の職員と、それを上回る情報提供者のネットワークを持っている。ダマスカス(Damascus)だけでも約6,000人の職員を有している。」 [60a] (p36)

同レポートは、その他の情報源として、西欧諸国の外交筋、及び、デモ活動において、又はデモ活動の後、政府の監視が付くことを肯定した著名なクルド人指導者やクルド人の人権団体の代表などを挙げている。 [60a] ( p37-39)

8.44 2009年2月付の Human Rights Watch (HRW) レポート『Far From Justice – Syria’s Supreme State Security Court [SSSC]』は、次のように記している。「自宅の私的空間又は職場などで、大統領や政府に対する批判を口にした普通のシリア人が罪に問われていることから、政府が、政府に対する批判を全て封じるために、国家最高治安裁判所(SSSC: Supreme State Security Court)をいかに重用しているかを示している。

隣人、友人、又は家族による告発は、人を刑務所に入れるに十分な理由となり得る。」 [39c] (p4)

8.45 国境なき記者団(Reporters Without Borders)は、2013年5月23日付のレポート『Syria using 34 Blue Coat servers to spy on Internet users』の中で、インターネットの監視について、次のように記している。

「シリアのインターネット ネットワークは、長い間、厳重に監視されてきた。最近、監視は更に強まってしまった。」

「Telecomix ハクティビストのグループは、34のブルーコート(Blue Coat)サーバーが、シリア(WeFC リンク)で作動していることを突き止めた。これらのサーバーは、ディープ・パケット・インスペクション(DPI: Deep Packet Inspection)技術を利用して、ウェブサイトの検閲、Eメールの傍受、閲覧したサイトに関する情報取得など、シリアのインターネット ユーザーの行動を分析・管理している。」 [16d]

8.46 ジャーナリスト保護委員会(CPJ: Committee to Protect Journalists)は、2009年4月付レポート『10 Worst Countries to be a Blogger』 [15d]、及び2009年10月付レポート『Middle East Bloggers: The Street Leads Online』 [15b]の中で、治安局によるインターネットの監視について報じている。 [15b]

8.47 米国国務省の2013年5月20日付レポート『2012 Report on International Religious Freedom – Syria』は、次のように記している。「当年、内戦が激しさを増したことに伴って、政府は国民の大多数を占めるスンニー派を含め、『脅威』と見なす宗教グループのメンバーに対する攻撃や監視を強化した。」[7c]

## 海外監視

8.48 2011年10月3日付の Amnesty International report 『The long reach of the mukhabaraat: Violence and harassment against Syrians abroad and their relatives back home』は、英国に関するセクションで、次のように記している。「英国在住のシリア人によると、シリア当局は、シリアで、彼らとその家族に対する嫌がらせや脅迫を繰り返してきたという。彼らは Amnesty International に対し、「シリア大使館の職員が、大使館の外で行われた抗議行動や、大使館の中に招待されたデモ参加者の映像を、フィルムや写真に収めた。その後、大使館職員は、デモ参加者に電話を掛け、英国にある自宅を訪れ、シリアに帰国した際には死刑に処す、又、シリアに残された家族に危害を加えるなどと言って、脅迫した。デモ参加者に対し、政府を支持するプロパガンダを広め、政府を支持する大集会に参加するよう奨励した。」と伝えた。何名かは、治安部隊がシリアの家族を訪れて尋問し、少なくとも1つの事例では家族が短期間拘留され、別の事例では実家の器物損壊があったと語った。」[12h]

インターネットの自由(Internet freedom)の項も参照されたい。

クルド人政治活動家(Kurdish political activists)、及びクルド人(Kurds)の項も参照されたい。

## 超法規的殺害及び「失踪」

8.49 USSD Report 2012 は、次のように記している。「当年、数千もの恣意的又は法に基づかない生命の剥奪の事例が報告された。多くは、民主主義を平和的に推進するデモ活動に対する政府の行動の結果である。」[7b] (Section 1a)

兵役(Military service)の項も参照されたい。

8.50 2013年5月23日付の Amnesty International Annual Report 2013 – Syria は、次のように記している。

「政府勢力は、内戦に関連して拘留された数百人、若しくは数千人にも上るかもしれない人々の消息に関する情報を明らかにしていない。これは、強制失踪に相当する行為である。

シリア当局は、1970年代後半にシリア政府に拘束されて行方不明になった約1万7,000人の消息も明らかにしていない。」[12b]

8.51 Human Rights Watch(HRW)は、2013年1月31日に発行され、2012年の出来事を網羅した World Report 2013 の中で、次のように記している。

「治安部隊は、シリア全国の巨大な収容施設網を利用して、数万人の人々を対象に、恣意的逮捕、不法拘留、強制失踪、虐待、及び拷問を行った。多くの被拘留者は、20代、又は30代の若い男性である。しかし、子ども、女性、及び年配者も含まれていた。」

「逮捕されたのは、平和的な抗議行動の参加者、及び抗議行動を組織し、フィルムに収め、報道を行った活動家、並びにジャーナリスト、人道支援者、及び、医師である。活動家の自首を促すために、治安部隊が、子どもを含むその家族を拘束したとされる事例もいくつかあった。」

「数多くの政治活動家が、外部との連絡を絶たれた状態で拘留されている。1年以上拘留されている者もいれば、権利を行使したために裁判にかけられた者もいる。」[39b] (Arbitrary Arrests, enforced Disappearances, and Torture)

刑務所の状況(Prison conditions)の項も参照されたい。

8.52 Freedom House ノレポート Freedom in the World – 2013 は、次のように記している。

「2012年年末時点で、推定10万人が行方不明になっているか、政治的な理由で拘留されている。内戦勃発後、超法規的殺人も劇的に増えている。」[14a] (Political Rights and Civil Liberties)

8.53 2013年6月4日付の UNHRC report は、次のように記している。

「強制失踪は、シリア軍事情報部(Military Intelligence)を含む政府役人によって、及び政府を支持し、政府の命令で、又は政府と共に活動する民兵によって行われた。」

「大勢の人々—主に男性—が、政府と親政府民兵組織によって管理されている、ホムス(Homs)市 Nawa、ダラア(Dar'a)市 Nawa、ダマスカス(Damascus)市 Qatana を含む全国の検問所で逮捕され、長期間に亘り拘留された。どこかに連れ去られ、その後、消息が途絶えている。その他の事例では、逮捕後、政府が被拘留者の所在を明らかにしていない。殆どの

事例で、親族は報復に対する恐怖心を深く植え付けられているため、逮捕者の消息を確認しようとしていない。」[56h] (Enforced disappearances)

8.54 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「強制失踪の数は依然として多い。活動家、人権監視団体、及び国際 NGO が報じた失踪の事例の大多数は、政治に関連していると思われる。政府は、批評家、具体的には反政府抗議活動家、その家族、及びその仲間を標的にしている。HRW: Human Rights Watch によると、失踪者の殆どは 20 代、30 代の男性であるが、女性と子どもも含まれているという。Syrian Network for Human Rights は、6,405 人の女性が誘拐されたと報じている。地域調整委員会(Local Coordinating Committee)及び地域 NGO である Insan は、反政府抗議行動の後、数千人が失踪したと報告している。通知無しの拘束は一般的に行われている。」[7b](Section 1b)

死刑(Death penalty)の項も参照されたい。

Human Rights Watch の In Cold Blood: Summary Executions by Syrian Security Forces and Pro-Government Militias も参照されたい。 [39i]

## レバノン国民とパレスチナ人の「失踪」で主張されるシリアの関与

8.55 米国国務省の 2010 年 3 月 11 日付レポート『2009 Country Reports on Human Rights Practices』は、治安部隊が 1970 年代と 1980 年代に数千人の人々の『失踪』に関与したという報道を、シリア政府が否定し続けていると記している。

「... 失踪者の中には、シリアで拘束された、又は、シリア軍若しくはレバノンやパレスチナの民兵組織によりレバノンから拉致された、数百人のレバノン人とパレスチナ人が含まれている。レバノンの NGO である SOLIDE: Support of Lebanese in Detention and Exile は、600 人以上のレバノン人がシリアに抑留されていると推定している。2008 年 8 月、レバノン司法大臣 Ibrahim Najjar は、テレビ放映されたインタビューで、有罪判決を受けた犯罪者と『強制失踪』の犠牲者の 2 つのカテゴリーを合わせて、合計 745 人のレバノン国民が、シリアで行方不明となっていると述べた。」[7g](Section 1b)

8.56 UN CAT への 2010 年 4 月の AI ブリーフィングも、次のように報告した。

「レバノンでは、シリア軍が駐留した29年間の間に、シリア軍と諜報局局員により、強制失踪や拷問を含む人権侵害が、レバノン国民、パレスチナ難民、及びその他の人々に対して行われた。」

「1990年にレバノンの内戦が終結した後も、2005年4月にシリア軍が撤退するまでの間に、少数のレバノン人が尋問を受け、レバノンに拠点を置くシリアの諜報機関や治安当局により、強制失踪させられた者もいた。数日に亘って姿を消した者もいれば、数週間、数ヶ月、又は数年間、姿を消した者もいた。永久に戻らない者もいた。[12e] (p12-13)

8.57 2013年5月23日付の *Amnesty International Annual Report 2013 – Syria* は、次のように記している。

「シリア当局は、1970年代後半にシリア政府に拘束されて行方不明になった約1万7,000人の消息も明らかにしていない。その中には、シリアで拘束された、又は、シリア軍若しくはレバノンやパレスチナの民兵組織によりレバノンから拉致された、数百人のレバノン人とパレスチナ人が含まれている。しかし、レバノン国籍の Yacoub Chamoun が、行方不明になってから27年近く経って釈放されたことから、失踪者の家族の間で、愛する家族が生存している希望が生まれた。」 [12b] (Enforced disappearances)

歴史 1946～2012年 (History: 1946–2012)及び外国人難民(Foreign refugees)の項も参照されたい。

## 不服申し立ての経路

8.58 国連拷問禁止委員会(UN CAT: United Nations Committee against Torture))は、2010年5月の最終見解で次のように述べている。

「公務員による拷問を受けたとして、個人が検察庁に不服を申し立てる可能性に関する締約国報告書により、委員会に提供された情報に拘わらず、委員会は、当局に報告された多くの拷問の事例に関し、公正で完全な捜査を受け、又は行い、有罪となった者に適切な処罰を与えるための、独立した不服申し立ての仕組みが欠如していることを遺憾に思う。」 [57a] (p6-7)

8.59 USSD 2012 Report は、次のように記している。「人権侵害に対する政府の民事上の救済は、依然として機能していない。反対勢力は、一貫した民事裁判の手続きを確立していない。」 [7b](Section 1e)

人権組織、組織、及び活動家(Human rights institutions, organisations and activists)の項も参照されたい。

8.60 拷問に対する救済と賠償に関し、UN CAT への 2010 年 4 月の AI ブリーフィングは、次のように報告した。

「シリア憲法(第 28 条)が拷問を禁止し、刑法(第 319 条と 391 条)が『法律で許されないほどの力で人を殴った場合』の刑罰を認めているという事実に反し、シリアは、事実上、拷問禁止条約の第 14 条に違反しており、拷問が繰り返し一貫して行われているという疑惑があるにも拘わらず、Amnesty International による調査は、被拘留者に対して不法な力を使うことを罰するシリアの法律は、適用されることが稀である、又は全くないことを示している。実際、1969 年憲法令第 14 号第 16 項には、国家治安管理の職員が職務遂行中に犯した罪は、訴追されないことが明記されている。」

実際、発行には国家治安管理の従業員がその職務を遂行しながら、彼らが犯す犯罪で起訴されるべきではないことが明記されている。

「Amnesty International は、最初のレポートが、刑事手続法(CCP: Code of Criminal Procedures)の下、拷問犯罪の被害者は、『管轄裁判所に訴え出ることにより賠償を求める権利を持ち、事例の状況によって公正で適切な補償を受けることができる。賠償金は、身体的損傷、給与の損失、その他の被害、及びその他全ての状況を考慮して決定される。補償は、被害者が被った物質的及び精神的被害を全て考慮して支給される。』更に、国家と加害者は『責任を問われる可能性があり』、『適切な補償を提供するように命令される可能性がある。』と報告していると述べた。」

「しかし、我々[AI]は、これまで当局が、過去と未だ継続中の人権侵害に対する救済又は補償を提供する手順を全く進めていないことを懸念している。拘留中に死亡した事例を含め、拷問や虐待に関する申し立てや訴えを捜査したという報告は全く無い。数々の拷問—そのうちの一部は被害者が法廷ででっち上げた可能性もあるが—に関する疑惑があるにも拘わらず、シリア当局は、適正な調査を全く行っていないと思われる。又、賠償金、損害賠償金や更生など、別の形態の補償が被害者に提供された事例も報告されていない。」 [12e]

(p22-23)

8.61 2011年11月10日付のFreedom House report 『Countries at the Crossroads 2011 – Syria』は、次のように記している。「国民は、自分の権利が侵害されても、請願や救済の有効な手段を何ら持たない。オンブズマンの事務所や州の人権委員会などが存在しないため、治安部隊に対する苦情を申し立てることを望む個人は、まさにその治安部隊から許可を得なければならないのである。」 [14e]

## 9. 兵役

下記パラグラフ 9.01～9.09 は、兵役に関する最近の大統領宣言(Recent presidential declarations about military) パラグラフ 9.10～9.16 と併せて読むことが望ましい。

9.01 2013年6月5日更新の米国中央情報局(CIA)World Factbook は、男子は18歳で兵役義務の対象となり、18ヶ月の兵役を務めることが義務付けられていると記している。World Factbook は、女性は兵役の対象ではないが、自発的に志願することができることも記している。 [6a] (Military)

9.02 2008年5月付の子ども兵士徴用廃止をめざす連合(CSC: Coalition to Stop the Use of Child Soldiers)の Global Report は、次のように記している。

「憲法の下で、兵役は全シリア国民に義務付けられている(第40条)。実際には、シリアに住む19歳以上のシリア人又はパレスチナ人の男子のみが対象である。1953年10月5日付 Service of the Flag 法政令第115号の下、兵役の最低年齢は、『シリア国民が19歳に達する年の1月1日』である。同法は、『戦時又は非常事態時』に徴兵年齢を18歳、即ち、『対象者が18歳に達した日以降の1月の最初の日』に引き下げる権利を認めている。2005年には、兵役は30ヶ月から24ヶ月に短縮された。2007年、政令第30号により、Flag Law が改訂され、海外留学や海外居住など、兵役の延期及び免除の条件が更新された。息子を1人しか持たない家族からの徴兵も免除された。17～42歳までの全てのシリア人男性が、国を離れる場合、国軍徴兵部門から事前の許可を得ることが義務付けられた。18歳以上の男性及び女性であれば自発的に志願することが可能である。」 [55a] (Government – National recruitment legislation and practice)

9.03 2013年6月11日に閲覧した米国国務省の『Country Reciprocity Schedule – Syria(更新日付の記載無し)』は、次のように記している。

「18歳以上のシリア人男性は、兵役義務のために出頭しなければならない。出頭すると兵役カード(Military Card)を支給される。シリア人男性は、兵役を退いた後もこのカードを保持し、予備兵として招集された時に再度それを提示する。カードには、保持者が最初に兵役に就いた日から退役した日までの全ての日付、出来事、及び任務が記録されている。カードを無くした場合、又は提示できない場合、軍事記録は動員課(Mobilization Department)から入手することができる。

「兵役は全てのシリア人男性の義務である。しかし、兵役義務は様々な理由で免除されることがある。(例えば、候補者が、任務を遂行できないような不治の障害を負っている場合、両親にとって唯一の息子である場合、殉職した兄弟がいる場合、又は、別の国の居住者であり、兵役免除料を支払った場合)。更に、候補者が学生である場合は、義務の実行を延期することができる。」 [7f]

9.04 米国国務省の2012年4月19日付のレポート『2012 Country Report on Human Rights Practices – Syria』は、次のように記している。「兵役を完了していない移民は、シリアに滞在している間、兵役免除料を支払って、徴兵を避けることができる。外国で生まれたシリア出身者で、出生国の軍隊で兵役を務めた者は、支払いをせずに兵役を免除された。」 [7b] (Section 2d)

9.05 DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が共同で行った、シリア、レバノン、及びイラク クルディスタン地域 (KRI: Kurdistan Region of Iraq)の現地調査に関する2010年5月版レポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』は、次のように記している。

「2004年、スウェーデン大使館は、次のように報告した。『国籍を持たないクルド人は兵役義務の対象ではない。シリア系パレスチナ人は、パレスチナ解放軍(Palestinian Liberation Army)での兵役の対象となる。シリアの身分証明書を持つクルド人には、兵役義務がある。』」

「Kurdish Human Rights Project, London の マネージング・ディレクターである Rachel Raenell Bernu は、国籍を持たないクルド人がシリアで兵役義務の対象となることは疑わしいと述べた。」 [60a] (p66)

国籍を持たないクルド人(Stateless Kurds)の項も参照されたい。

9.06 国連人権委員会(CCPR: United Nations Human Rights Committee)の2005年8月の最終見解で、次のように述べた。「委員会は、シリアは良心に基づいて兵役を拒否する権利を認めていないが、兵役を望まない人たちがこれを回避するために兵役免除料を支払うことを認めているという、代表団が提供した情報を認識している。」 [53a] (p4)

9.07 徴兵忌避に関して、DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が共同で行った現地調査に関する2010年5月版レポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』は、次のように記している。

「Amnesty Internationalによると、兵役義務(21ヵ月間)を回避した男性は、状況に応じて以下のような異なるレベルの処罰の対象となる:

- ・ 招集された時に海外にあり、招集に応じなかった者は、シリアに帰国した時点で直ちに軍警察により逮捕され、2~3ヶ月の懲役を宣告される(通常は Tadmur 刑務所で)。

- ・ シリア在住で招集に応じなかった者は、逮捕され、3ヶ月の懲役刑を受ける。懲役を終えた後も兵役に応じなかった者は、6ヶ月の懲役刑を追加される。 [60a] (p65)

9.08 DIS: Danish Immigration Service /ACCORD(Austrian Red Cross(オーストリア赤十字)) 合同事実調査団が接触したその他の情報源は、以下のように伝えている。

「... 海外に居住していて兵役に招集された者は、手配書に氏名が載っているため、シリアに帰国した際、入国管理局に識別されることになる。入管当局は、通常2週間から一ヶ月以内に軍に出頭するように指示する。指定された期間内に軍に出頭しない場合は、軍事裁判所に呼び出され、徴兵忌避で起訴される。軍事裁判所の欠席裁判で発行された判決は全て、兵役の3ヵ月追加に減刑される。同情報源は、実際には、徴兵忌避のために刑務所に入る者はいないと付け足した。」 [60a] (p65)

2004年にダマスカス(Damascus)のスウェーデン大使館から質問を受けたシリアの弁護士による事実調査団の報告書が元にした情報には、次のように記されている。「兵役の招集に応じなかった場合の処罰は、2~6ヵ月と幅がある。しかし、大統領が毎年定期的に恩赦を発表するため、懲役刑は実際には適用されていない。加えて、これらの量刑は欠席裁判で発行されるため、控訴の対象となり、後に中止となる場合がある。」 [60a](p65)

出国と帰国(Exit and return)の項も参照されたい。

9.09 戦争抵抗者インターナショナル(WRI: War Resisters' International)の1998年4月付レポート『[Refusing to Bear Arms – A worldwide survey of conscription and conscientious objection to military service](#)』は、発行されてからかなりの期間が経過しているものの、シリアの兵役に関する現在で最も包括的な報告書である。[17a]

## 兵役に関する最近の大統領宣言

9.10 戦争抵抗者インターナショナル(WRI: War Resisters' International)は、2011年3月19日付の短いレポート『[Syria shortens term of conscription](#)』の中で、次のように記している。

「不満を抑えるためと思われる行動の1つとして、アサド(Assad)大統領は、土曜日[2011年3月19日]、強制徴兵期間を21ヶ月から18ヶ月に短縮する勅令を発行した。」

「長い徴兵期間は、無作為の身分検査や、徴兵を免れた者の家族に対する食糧援助の停止など、徴兵するために国が採った手段に憤りを感じる若者の間に、特に不満を生じた。」 [17b]

9.11 2012年1月版『[Syria Today](#)』は、次のように報じている。「... 公式の報道機関 SANAによると、兵役の期間が2011年3月に21ヶ月から18ヶ月に短縮されたものの、その後の11月下旬に、行政や学校教育上の理由から徴兵を遅らせる案の中止が決定された。その結果、数十人の若い男性が、直ちに招集されることを避けるため、急いで国を去った。」 [47d]

9.12 2011年7月31日、シリアの公式報道機関 SANA[シリア・アラブ通信社]は、次のように発表した。

「土曜日、アル・アサド(Al-Assad)大統領は2011年立法令第94号を発行した。これは、シリア国外で4年以上暮らし、兵役を命じられた人が、兵役に就く代わりに支払う兵役免除料を減額するものである。」

「兵役免除料は6,500米ドルから5,000米ドルに減額された。」 [87b]

9.13 2011年11月5日、SANAは更なる発表を行った。

「土曜日、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領は、2011年立法令第124号を発行した。これは、徴兵検査を受ける義務を怠った、又は、合法的な理由無しに軍への入隊を拒否した兵役に適した年齢の人に大赦を与えるものである。」

「兵役の義務を怠った者は、立法令の公布日から60日以内に、自身の徴兵部門に相談しなければならない。」 [87a]

9.14 少数民族の権利(MRG: Minority Rights Group International)の2012年6月28日付レポート『State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2012: Syria』は、次のように記している。

「シリアの民衆蜂起が始まった時、アサド(Assad)政権は、4月に少数民族クルド人に市民権を与える政令を発行し、これを懐柔しようとした。市民権取得過程には、尋問や脅迫を伴う国家の治安機関との面談が含まれるため、殆どのクルド人には、応じる意思は無かった。市民権を申請した若いクルド人男性は兵役に就くことを求められたが、それには、抗議者を弾圧する軍に入隊する可能性が伴っていた。」 [41b]

9.15 2013年3月12日、SANAは、一斉徴兵に関する噂を否定する発言を放送した。

「ある情報筋が、火曜日、兵役は神聖な国民の義務であるが、一部報道機関による一斉徴兵に関するニュースには、真実のかけらも無いと発表した。」

「同情筋は、若い男子が検問所で止められ、兵役に就くことを強制されるという報道が一部の衛星放送局で放送されているが、真実性は無いと述べ、こうした報道は、全くの虚偽であると断言した。」

「同情筋は、Supreme Iftaa Councilが発行するファトワ(fatwa)(判決の意)は、兵役が義務であることを表すものであり、これに反する解釈は、全て、価値を持たず、シリアを標的としたテロリズムを支援するものであると述べた。」

「同情筋は、シリア軍が最高レベルの配備と軍事力を持っており、テロリストを排除し、これに対抗し、国家と国民の安全を保護する十分な用意があると断言した。」 [87d]

9.16 しかし、Syria Direct(シリア人及び米国人のジャーナリストで構成される小さなグループで、シリア国内の独立した信頼できるニュースを報道していると称すインターネットのニュース サイト)は、異なる見解を報じている。

「異なる見解は、アレッポ メディアセンター(Aleppo Media Center)の月曜日の報道に続き、報じられた。アレッポ メディアセンター(Aleppo Media Center)の報道とは、政府が『出動態勢』を宣言し、35歳までの予備兵を召喚し、数人の学生が検問所で逮捕され、軍に入隊させるために直ちに移送されたというものである。」

「ハサケ(Al Hasakah)県とイドリブ(Idlib)県でインタビューを受けたシリア人反体制家たちは、政府の発言を否定し、強制徴兵は実際に起きていると語った。」

「『軍の検問所は、兵役に適した年齢の男子が町に帰ってくるところを捕まえる。』シリア東部にあるハサケ(Al Hasakah)県に住む25歳の無党派の政治活動家 Ahmad Ghannam は、こう語った。」

「『アリーハー(Ariha)では、[政府軍兵士が]検問所で数人の若い男性を逮捕した。』Free Syria Network のイドリブ(Idlib)を拠点とするレポーターであり、無党派の政治活動家でもある Alaith al-Asi は、こう述べた。『若者たちは検問所を避けるようになった。』」

「最近では、招集、又はアラビア語で a-nefeer al-'am は、政府と反対派のどちらからも掛かっている。シリアでは、暴動と同じペースで舌戦が激化している。」 [36a]

徴兵から逃げるキリスト教徒に関するパラグラフ [19.16](#) も参照されたい。

## 予備兵

9.17 2013年6月5日更新の米国中央情報局(CIA)World Factbook は、「規定では、再入隊の義務は5年、退役は15年間の兵役後若しくは40歳(軍籍)、又は、20年間の兵役後若しくは45歳となっている。2010年の推定では、5,889,837人が兵役に就く用意がある。[6a] (military)

9.18 Australian Refuge Tribunal は、2012年1月20日の返信で、シリアの予備兵に関する説明を試みている。

「ダマスカス(Damascus)のカナダ大使館の官僚が IRBC に対して行った 2007 年の発言によると、シリア政府は、兵役を完了した者を再度招集できる『予備兵』として認識しているという…」

「シリアで民衆蜂起が起こったことによって、兵役を完了した者が再度招集される可能性について、ダマスカス(Damascus)のスウェーデン大使館が 2004 年に作成したレポートは、政府が『予備兵』を招集することを是認しない限り、一般的に、予備兵が再度徴兵されることは無いと述べている。」 [76b]

9.19 Reuters は 2012 年 9 月 4 日付の報道記事で、次のように記している。

「シリアは、予備兵の中から益々多くの元兵士を招集し、現役軍に入隊させている。これは、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領に反対する過去 17 ヶ月に亘る反乱を鎮圧する努力に伴う苦悩の現れである。」

「脱走した予備兵数名と、現役の陸軍士官が Reuters に伝えたところによると、30 万人体勢の強力な陸軍を強化するために、過去 2 ヶ月の間で数千人の男子が招集されたが、多くは招集に応じていない。」 [68c]

9.20 Strategic Research and Communication Centre による 2011 年 12 月 24 日付のレポート『Safe Area for Syria – An Assessment of Legality, Logistics and Hazards』は、次のように記している。

「シリア軍は、30 万 4,000 人の現役兵と 45 万 500 人の予備兵を有していると推定される。政権は予備兵を 60%しか再徴兵ことができず、又、非武装の抗議行動を抑圧するために動員された正規軍からは、必然的に膨大な数の離反者が出たという信頼できる証拠がある…シリア予備軍について上で引用した数字は、恐らく誇張されており、又、実際に戦闘能力を持つ数を正確に反映していない。一般的に、予備兵は正規軍の一部として数えられ、正規軍の派遣部隊の一部として訓練される。予備兵団は、独自の基地、物資、器材及び指揮系統を持っている。彼らは国家の非常事態時にいつでも招集できるよう、定期的に演習に呼び出される。しかし、シリアの予備兵は、そのような軍事訓練や鍛錬の対象になっていないため、通常の軍事衝突において、良くて不適合、最悪の場合、全く無用の存在となるであろうことが予想される。」 [91a]

9.21 Telegraph のブログサイトでは、2012 年 1 月 30 日、Michael Weiss による『The Syrian

rebels' war of attrition』と題する記事が掲載された。彼は、「いかなる兵士も、無断欠勤(AWOL: absent without leave)をすれば不快な懲役判決を受けるリスクを負うにも拘らず、現在、召集に応じて出頭するのは、全体の3分の1に過ぎないと指摘した。」 [94a]

## 10. 政府軍以外の武装勢力による虐待

10.01 2011年8月、国連人権理事会(UN Human Rights Council)は、近年の騒乱における人権侵害を調査するため、諮問委員会を設立した。2013年1月15日から2013年5月15日を報告対象期間とした同委員会による2013年6月4日付の第23回セッションレポート(UNHRC report 2013年6月4日)は、こう記している。「反政府武装勢力も、殺人、正規の手続きを踏まない刑の宣告と処刑、拷問、人質の確保、及び略奪など、戦争犯罪を働いた。又、民間人居住区域で軍事行動を実行するため、民間人を危険に晒し続けている。それでも、反政府武装勢力が行った人権侵害や虐待の行為は、政府軍と親政府民兵組織が行った行為の程度と規模には及ばない。」 [56h]

### 超法規的殺害

10.02 2012年6月26日付の独立国際諮問委員会の口頭報告[UN CoI 2012 update]は、次のように記している。

「CoI は、反政府武装グループの捕虜となった軍のメンバーと治安部隊、シャビーハ(Shabbiha)、外国人戦闘士、密告の容疑者及び/又は協力者の超法規的処刑について、複数の報告を受けている... 複数の自由シリア軍(FSA: Free Syria Army)の兵士が CoI に語ったところによると、彼らは国際人道法や人権法について聞いたことがなかった。ある兵士は、国際基準に優先するシャリア法の一部である『目には目を』を信条としていると語った... ある反政府武装グループの兵士も、捕虜となった政府軍兵士が寝返ることを拒否した時、仲間と一緒にその政府軍兵士を殺したことを認めた。」

「ある自由シリア軍(FSA: Free Syria Army)の兵士は、『女性密告者』の数が増えていることを CoI に伝えた。この兵士は、捕虜となった女性密告者たちを強姦していないことを強調した。しかし、女性たちは直ちに処刑された。」 [56f] (Paragraphs 90-92)

10.03 Amnesty International は、2013年5月23日付の Annual Report 2013: Syria の中で、次のように記している。

「自由シリア軍(FSA: Free Syria Army)と繋がりを持つグループを含む反政府武装勢力は、戦争犯罪に相当する国際人道法の重大な侵害を行った。被害者は、殆どが政府軍と親政府民兵組織の兵士であることが判っている、又は疑われる人物であり、拷問を受けたり、直ちに殺害されたり、即席の不公正な裁判で『審理』した後、処刑されたりした。反政府武装勢力は、親政府メディアのジャーナリストや、政府支持民兵組織の兵士の疑いのある人物の家族も狙った。武装グループは民間人を脅迫・拉致し、身代金を要求したり、捕虜となった兵士、レバノン人、イラン人を含め、人質を取ったりすることもあった。自爆テロ、その他の爆破を実行し、人口の密集した地域で大砲や迫撃砲を撃った。対人地雷など、無差別殺傷兵器を用い、住居ビルに軍需品や爆薬を用意・保管し、そこに住む民間人を危険に晒した。戦力の一部として、子どもを戦闘ではなく下働きに使った。年末時点で、反政府武装グループは、益々脅威となり、政府を支持していると見られる少数民族のコミュニティーを攻撃していると報じられた。[12b]

10.04 2013年6月4日付の UNHRC report は、次のように記している。「日付は不明だが、男性 11 人が後頭部を撃たれて死亡した様子である。ジャブハット・アル=ヌスラ(Jabhat Al-Nusura)の指導者として知られるサウジアラビア出身の Qassoura Al-Jazrawi が、両手を縛られ目隠しをされ、目の前に跪いている男たちを射殺したと報じられている。Al-Jazrawi は、『デリゾール(Dayr az Zawr)東部地区のシャリア法廷』が出した処刑判決を実行したと主張している。」[56h]

10.05 同レポートは、こう続けている。「民間人を狙撃する、又、拘留施設が攻撃された場合は人質や被拘留者を殺害するというのが、政府軍と反政府軍の両方がよく採る方法である。」[56h]

## 恣意的な逮捕と拘留

10.06 2012年6月付のの独立国際諮問委員会の口頭報告[UN CoI June 2012 update]は、次のように記している。

「2012年6月、ある自由シリア軍(FSA: Free Syria Army)の兵士は、部隊が現在、人質交換のための人質を4人確保していることを CoI に伝えた。この兵士によると、下級の兵士はシャリア法廷の審理に委ねられたい... 別の自由シリア軍(FSA: Free Syria Army)兵士は、アラウィ派の兵士は捕獲されると直ちに処刑されるが、他の宗派の兵士は自由シリア軍(FSA: Free Syria Army)に入隊する機会を与えられ、拒否した場合、親族の元に返される。

別の兵士たちは、アラウィ派は人質交換において価値があり、複数のスンニー派と交換できると語った。」

「反政府武装グループは、捕えた治安部隊の兵士を審理にかける仕組みを構築中であると報じられている。CoI(独立国際諮問委員会)は、コミュニティーや宗派の指導者(Shura Council)の他にも、軍の司令官によって裁かれているという証言をいくつか報告した。CoI(独立国際諮問委員会)は、公正な裁判の基準に従って裁判手続きが採られていることを示す報告は受けていない。一般的に、有罪判決を受けた者に対する処罰は死刑であるが、『微罪』では釈放されることもある。ジャバルッザーウィイエ(Jabal al-Zawiya)や Deir Sinbal などでは、仮設刑務所が設置されていると報じられている。」 [56f](Paragraphs 90-92)

10.07 2013年6月4日付の UNHRC report は、次のように付け加えている。

「この6ヵ月間で、武装グループは、政府機関の欠如による空白を埋めるため、アレッポ(Aleppo)、ダラア(Dar'a)、北イドリブ(Idlib)、ラッカ(Ar Raqqa)、ハサケ(Al Hasakah)、デリゾール(Dayr az Zawr)、及び東ダマスカス(Damascus)行政区の一部地域で、司法と行政の機関を設立した... 正規の手続きを踏まない刑罰の宣告と処刑が、アレッポ(Aleppo)、ダマスカス(Damascus)、ダラア(Dar'a)、イドリブ(Idlib)、デリゾール(Dayr az Zawr)、及びラッカ(Ar Raqqa)で行われた。それらの事例では、判決が下され、捕虜一戦力外の戦闘員又は民間人のいずれかであった一は、一般的に国際法で必須と認識されている法的保証を与える裁判所の事前審理も無いまま処刑された。」 [56h]

10.08 Human Rights Watch は、2012年3月20日付のレポート『Syria: Armed opposition groups committing abuses』で、次のように述べている。

「本日、Human Rights Watch は、シリア国民評議会(SNC: Syrian National Council) と他の主要なシリアの反体制派グループへの公開書簡の中で、反政府武装勢力が重大な人権侵害行為を行ったと述べた。人権侵害行為には、治安部隊のメンバー、政府支持者、及びシャビーハ(shabbiha) と呼ばれる親政府民兵組織のメンバーと判明している人々の誘拐、拘禁、拷問が含まれている。Human Rights Watch は、反政府武装勢力が治安部隊のメンバーや民間人を処刑したとの報告も受けている。」 [39m]

## 拷問

10.09 2012年6月付の独立国際諮問委員会の口頭報告[UN CoI June 2012 update]は、次のように記している。

「独立国際諮問委員会(CoI)は、反政府武装グループに捕えられたシリアの治安部隊や治安部隊の支持者が、拷問によって自白を強要したことを示す情報を入手している。疑惑の事件を映したビデオ記録の多くは、捕虜の身体の痣や出血など、身体的虐待を受けた徴候を示している。2012年1月下旬に捕縛され、2012年4月下旬に釈放された2人のイラン人は、後に、捕縛されていた期間、骨折を含む身体的虐待を受けたとして公式声明を発表した。最近、自由シリア軍(FSA: Free Syria Army)に加わった脱走兵は、このグループが拷問を行っていたこと、又、拷問で捕虜が死亡した事例があったことも報告した。自由シリア軍(FSA: Free Syria Army)が用いる方法には、電気ケーブルで殴打することや、頭を水中に押しさえつけることなどが含まれている。」 [56f] (Paragraph 95)

10.10 2013年6月4日付の UNHRC report は、次のように付け加えている。

「アレッポ(Aleppo)にある司法裁判所やシャリア法廷が運営する拘留施設で拷問が行われたことが報告されている。シャビーハ(shabbiha)であることを疑われる者は、情報や自白を引き出すため、又は折檻や威圧の手段として、非常な身体と精神の苦痛・痛みを与えられた。」

「両軍が競合している地域では、反政府武装グループが管理する検問所で人が殴打された。2013年1月、アル=ヌスラ(Jabhat Al-Nusura)の戦闘員が、イドリブ(Idlib)市サラキブ(Saraqib)からアレッポ(Aleppo)に向かう道路で、シーア派であると疑われる男を逮捕した。男は3日間に亘って拘束された。釈放された時、男の身体には多数の痣や拷問の痕が見られた。アレッポ(Aleppo)市内の自由シリア軍(FSA: Free Syria Army)検問所では、政府支持派と見られる人々は、殴打、その他の虐待を受けた。」 [56h]

## 人質の確保

10.11 2012年6月付の独立国際諮問委員会の口頭報告[UN CoI 2012 update]は、次のようにも記している。「CoI(独立国際諮問委員会)は、反政府武装グループが民間人や政府軍兵士を拉致しているという報告を受けている。明らかな動機は人質交換であるが、ある戦闘員が同委員会に語ったところによると、武器を買うため、人質の家族に連絡し、身代金を要求することもあるという。同委員会は、2012年4月にホムス(Homs)で、又、2012年3月

にイドリブ(Idlib)で、こうした身代金要求事件が起きたとの報告を受けている。」  
[56f](Paragraph 96)

10.12 2013年6月4日付の UNHRC report は、次のように付け加えている。「人質を確保する事例は劇的に増えている。こうした事件は宗派間の対立に基づくものが多く、報復を誘発し、コミュニティー間の緊張を高める。ジャーナリスト、ビジネスマン、及び平和維持機構の職員などの外国人も人質となっている。家族が身代金を払えないこともあり、払わなかった場合、人質は殺害される。」

同レポートは、この種の虐待を詳細に調査し、政府と親政府民兵組織による人質事件を確認することはできなかったが、反政府武装勢力による事件の例は、数多く挙げている。」  
[56h]

キリスト教徒(Christians)の項も参照されたい。

## 11. 司法

### 組織

11.01 2013年2月20日に更新され、2013年7月30日時点で最新の情報を掲載した Jane's Assessment - Eastern Mediterranean, Syria – Internal Affairs –Judiciary は、次のように記している。

「憲法は、理論的に独立した司法制度を確立している。シリアは社会主義的/世俗的性を持った国家であるが、その司法制度は、西欧諸国(主にフランス)の概念や権利を一部取り入れているが、主にイスラム法に基づいている。裁判所は3階層の構造になっている。第1審裁判所、上訴裁判所、及び最高裁判所である。更に、宗教裁判所が個人法及び家族法の問題を扱う。シリアは、義務である国際司法裁判所(ICJ: International Court of Justice)の裁判権を受け入れていない。 [8a]

11.02 米国国務省の2010年3月11日付レポート『2009 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2009)』は、次のように記している。「司法制度は、シリア司法省(MOJ: Ministry of Justice)配下の民事裁判所と刑事裁判所、及び、離婚や相続に関する個人的な身分を扱う宗教裁判所で構成される。」 [7g] (Section 1e)

11.03 Encyclopedia of Nations(更新日付未記入)は、次のように記している。

「シリアの法制度は、フランス法に一部、シリア成文法に一部、基づいて成っている。治安判事は、事件を法廷に持ち込むべきか否かを判断する。微罪は平和裁判所(peace court)、より重大な事件は第1審裁判所で処理される。その上には民事上訴裁判所と刑事上訴裁判所があり、最高位に大審院がある。個別の国家安全保障裁判所は、政府の安全保障に影響を与える活動に対する裁判権を持つ。更に、シャリア法廷は、個人的な身分に関わる問題にイスラム法を適用して審理する。ドルーズ派、及びイスラム教以外のコミュニティーは、独自の宗教裁判所を持つ。」

「最高憲法裁判所(Supreme Constitutional Court)は、法令や立法令の合憲性について、大統領又は人民議会の4分の1が提出した請願を調査・支配する。最高憲法裁判所は、民事裁判所又は刑事裁判所で扱った事件の上訴を処理する権限を持たない。」

「憲法は独立した司法制度を定めている。通常裁判制度は独立しているが、国家安全保障裁判所は、執行部から完全に独立してはいない。」

「陪審裁判は存在しない。通常裁判所は、所定の手続きを保護する憲法の条項を尊重している... Economic Security Court は、経済的な問題に関する犯罪を審理する。」 [106a]

## 反テロリズム裁判所

11.04 ロシアの政治新聞 Pravda は、次のように記している。「シリアのバッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領は、昨日[2012年7月26日]、首都ダマスカス(Damascus)に拠点を置く反テロリズム裁判所を設立したと発表した。地元メディアによると、同裁判所は、テロ活動に関する事例を審理し、裁判で下された判決と刑を実行する。」 [107a]

11.05 2013年4月15日付の『Human Rights and Democracy』: 2013 Foreign and Commonwealth Office Report(FCO Report 2013)は、この主題に関し、次のように記している。「2012年7月、シリア政府は国際基準に遥か及ばないと懸念される『テロリズム裁判所』を新たに設立した。」 [5c]

## 最高国家安全保障裁判所(SSSC: Supreme State Security Court)

11.06 USSD Report 2012 は、次のように記している。「4月18日、アサド(Assad)大統領は、不公正で非公開の裁判を行い、控訴も受け付けない最高国家安全保障裁判所(SSSC: Supreme State Security Court)の廃止を正式に発表した。[7b](Section 1e)

過去の裁判所手続きの情報については、2009年2月のHRW report『[Far From Justice – Syria’s Supreme State Security Court](#)』を参照されたい。[39c]

## 独立

11.07 2013年5月7日最終更新の米国中央情報局(CIA)World Factbook は、大統領が最高裁判所(Supreme Judicial Court)の長を務めていると記している。[6a] (Judicial branch) 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。

「憲法は、司法の独立を定めている。しかし、裁判所は政治の影響を受け易く、政治が絡んだ事例の判決は、予め決まっているように思われる。裁判官の95%はバアス党党员又はバアス党と親密な関係を持つと推定されている。Bridging the Divide など、いくつかの機関によると、暴動の前、女性の裁判官は13%にしか満たなかったため、女性の声が代弁されなかったという。SNHR: Syrian Network for Human Rights は、安全保障裁判所には、女性の裁判官はいない、又はいたとしても非常に少ないと示唆している。」 [7b](Section 1e)

11.08 国連拷問禁止委員会(UN CAT: United Nations Committee against Torture)は、2010年5月の最終見解で次のように述べている。「国連拷問禁止委員会は、司法制度の独立の欠如と、独裁的な手続きが、公正な裁判を受ける権利の体系的な侵害に繋がっているという報告に懸念を抱いている。更に、1966年5月21日発行の立法令第40号の規定に従って、裁判官は刑罰を免除されないため、命令によって更迭され、いかなる審理も受けられないこともあり得る…」 [57a](p5)

11.09 2011年11月23日付の国連人権理事会(UN Human Rights Council)による『シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会報告書(Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic)』は、次のように記している。「憲法は裁判官の独立性を保証しているが、バアス党党员であることが裁判官と検察官になる前提条件である。大統領は、司法制度を統治する高等裁判所で裁判長を務める。又、最高憲法裁判所でも裁判長を務め、その他4名の裁判官を指名する。」 [56e] (national legal framework)

人権組織、組織、及び活動家(Human rights institutions, organisations and activists)の項も参照されたい。

## 公正な裁判

11.10 USSD Reeport 2012 は、次のように記している。

「被疑者は推定無罪である。被疑者は、起訴内容を迅速に知らされ、必要であれば詳しい説明を受ける権利を持つが、この権利が守られていることは確認できず、かなりの被拘留者の家族が、被告当人は起訴内容を知らされていないと述べた。少年が関与した事件、又は性犯罪を除き、裁判は公開される。陪審員はいない。民事裁判所及び刑事裁判所の被告は、法的代理人を選ぶことが法で認められている。弁護士費用を払えない場合は、裁判所が弁護士を任命する。被疑者と弁護士は、自分の事件に関して政府が所持する証拠を閲覧することができる。しかし、人権派弁護士によると、政治関連の事件では、弁護士が閲覧を許可されている起訴事件に関するファイルには、証拠が全く含まれていない場合もあるという。被告は証拠を提示し、原告と対立することが認められている。被告は証言又は罪の自白を法で強制されないが、被告の家族によると、裁判官や検察官による威圧が、虚偽の自白を誘引することもあるという。被告は、県の上訴裁判所、最終的には大審院に控訴することができる。」

「家族法と刑法の一部は女性に対して差別的なシャリア法に基づいているため、全ての国民が平等にこうした権利を行使することはできない。個人の身分に関する法律の一部には、被告の宗教に関わらず、シャリア法を適用するものもある。」 [7b] (Section 1e)

11.11 軍事裁判所について USSD 2009 はこう記している。

「軍や警察の支部の兵士やメンバーに対する容疑が軽犯罪であれば、被告に対する判決は最終判決となる。容疑が重罪である場合には、被告は、大審院で軍事会議所(Military Chamber)に上訴する権利を持つ。軍事裁判所も、軍事法に基づいて民間人を裁く権限を持っている。民間人は、軍事法廷で下された全ての判決を上訴する権利がある。被告が民間人である場合、軍事検察官が裁判の開催地を決定する。」 [7g] (Section 1e)

11.12 2009年6月19日付の世界拷問防止機構(OMCT: World Organisation Against Torture)のレポート Steadfast in Protest – Observatory for the protection of human rights defenders: Annual Report 2009 は、次のように記している。

「2008年9月30日、警察又は税関職員が関与する拷問の犯罪が発生した場合、並びに、内部治安部隊又は政治治安局が関与する拷問の犯罪が発生した場合、事案を軍事的管轄に移管することを認める政令第69号により、[軍事]裁判所の管轄が拡大された。この新しい法律は、拷問の罪で告発された治安部隊のメンバーを訴追する唯一の力を軍の司令官に与えることによって、こうした犯罪の事実上の刑罰免除を確立する。」 [34a](p482)

11.13 2011年10月24日付の世界拷問防止機構(OMCT: World Organisation Against Torture)の2011年版報告書は、次のように記している。「2010～2011年にかけて、政治犯を擁護し、人権侵害を非難する弁護士は、厳しい弾圧の対象であり続けた。」 [34b] (p562)

11.14 FCO Report 2013 は、司法制度の公正さを次のように評価した。

「シリア国民は、常に公正な司法による審理を否定されてきた。2011年3月の民衆蜂起の前でも、司法は腐敗し、無能で、独立性を欠いていた。殆どの裁判官は支配政党であるバアス党の党员又はその提携者である。法令は治安部隊に刑罰の免除を認めている。2012年を通して、司法制度は民事と刑事の事件を扱ってきた。しかし、信憑性の程度はそれぞれ異なるが、多くのシリア人が裁判無しで拘留され、軍事裁判所における裁判を含め、独裁的な司法手続きによって処理された。」 [5c]

## 即席の地域司法制度の出現

11.15 FCO Report 2013 は、次のように記している。「メディアの報告は、2012年、地域評議会が、シリア政府の支配外の地域で地域の即席司法制度の設立を開始したことを示唆している。」 [5c]

11.16 Al Arabiya は、2013年4月12日付の記事で、生まれたばかりの市民社会がイドリブ(Idlib)県アレppo(Aleppo)市で出現したと伝えている。

「結婚、相続、商取引... 今では、これらの事例は全て、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領の政権を放棄し、民衆蜂起に参加した弁護士や裁判官が席を占める裁判所で処理されるようになった。」

「アレppo(Aleppo)には20ほどの反乱部隊が駐留し、裁判所はその中でも最も重要な面々によって運営されている: 2つのジハーディストグループ—アルカイダと繋がりを持つアル=ヌスラ戦線(Al-Nusra Front)、及びサラフィー主義者—無の自由人(Ahrar Al-Sham)—そし

て、広く拠点を持つシリア国民連合(National Coalition)と繋がりを持つタウヒード旅団(Liwa al-Tawhid)である。」[108a]

11.17 Al-Monitor は、As-Safir(レバノン)の情報を翻訳した 2013 年 4 月付のレポートで、更なる情報を伝えている。

「イドリブ(Idlib)の審議会も、その他全ての支部の活動を監督するシャリア最高審議会として統合する方向に傾いている。しかし、これらの裁判所の判事は、一般市民ではなく、主に聖職者で構成されている。それぞれの裁判所では、2人のイマーム(imam、イスラム教の導師)と、民事専門の裁判官1人が審理を行う。これらのシャリア審議会は、アラブ連盟が作成したアラブ統一刑法(Arab Unified Penal Code)に従っている。アラブ統一刑法は、シャリア法から採用した条項を含んでいるが、シャリア法に基づく処罰を科さない。[93b]

## 12. 逮捕と拘留－法的な権利

12.01 米国国務省の 2013 年 4 月 19 日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。

「一般的に、刑事事件で逮捕するためには令状が必要である。通常、容疑者は、逮捕時に、手続きのために警察署に連行され、公判期日が決定するまで拘留される。起訴することなく拘留できるのは最長 60 日間と限定されているが、Amnesty International(AI)と人権活動家によると、警察は、多くの容疑者を 60 日間以上、又は無制限に拘留しているという。民事事件と刑事事件の被告は、審問を避け、自身が誓約することにより、仮釈放の手続きを取ることができる。こうした権利は、法制度全般で一貫して認められておらず、裁判を待つ被拘留者に適用されることは稀である。逮捕から数ヵ月後、又は数年後になることもある最初の法廷審問で、被告は自費で弁護士を雇うか、裁判所が任命した弁護士を割り当てられるが、弁護士は、裁判前に被告と面会することを保証されていない。地域の人権擁護団体によると、弁護士との面会を拒否されることは一般的であるという。法律は、家族との迅速な面会を認めているが、NGO や被告の家族は、この法律は一貫して適用されておらず、被告に会うために 1 年近く待っている家族もあると報告している。」

「政治や国家安全保障に係る犯罪の場合、当局は、容疑者を密かに逮捕し、恣意的と思われる方法で、事件を軍事、治安、又は刑事裁判所に割り当てることが多い。容疑者は、起訴されることなく、裁判も受けないまま長期間に亘って外部との連絡を絶たれた状態で拘禁され、裁判前の拘留に関する司法の判断を受ける権利を拒否された。殆どの場合、被拘

留者は、逮捕から数ヶ月後に行われることが多い罪状認否まで、起訴内容を知らされなかった。国家安全保障に係る犯罪で逮捕された者は、尋問前や尋問中、又は弁護の準備期間中と答弁の最中に弁護士と接見することを許可されなかった。政治や国家安全保障に係る犯罪の容疑者は、以前に比べ、増加している。」 [7b] (Section 1d)

12.02 USSD Report 2012 は、次のように続けた。

「2011年4月まで効力を発する『非常事態法』は、政府に予防的逮捕を認めている。又、恣意的逮捕と拘留を禁止する憲法と刑法の条項を、令状を取る必要を定めた条項を含め、無効にした。政府が実際に『非常事態法』を停止した後も、治安部隊はそれまでの行動を変えず、恣意的逮捕を増やしていった。指名手配犯の降伏を促すため、治安局がその親族を逮捕したという報告が、以前に比べて増加した。逮捕前に警察が令状や裁判所命令を発行・提示することは稀だった。殆どの事例で、逮捕は、治安局の一支部の命令で秘密裏に行われた。恣意的な逮捕、及び虚偽の逮捕が一般的に行われ、被拘留者に対する法的救済の道は無かった。多くの場合、当局は民間人を逮捕するための理由を挙げていない。」 [7b](Section 1d)

12.03 国連拷問禁止委員会(UN CAT: United Nations Committee against Torture))は、2010年5月の最終見解で次のように述べている。

「国連拷問禁止委員会(UN CAT: United Nations Committee against Torture))は、刑務所規制第1222号(Prison Regulation No. 1222)が、受刑者が弁護士や家族と連絡を取る権利、並びに弁護士や家族が受刑者を訪問する権利を保証していることを認識する一方、実際にはこれらの条項が、全ての被拘留者に対し、全ての基本的な法律上の安全措置を提供しておらず、拘禁の初期段階から適用されていないことに、深刻な懸念を抱いている。こうした法律上の安全措置とは、弁護士と速やかに面会する権利、独立した医療検査を速やかに受診する権利、親族に通知する権利、拘束時に起訴内容など容疑者の権利を通知される権利、及び、国際規格に従った時間内に裁判官の前に出頭する権利を意味する。」 [57a] (p4)

治安部隊(Security forces)及び司法(Judiciary)の項も参照されたい。

## 13. 刑務所の状況

13.01 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。

「刑務所の状況は、依然として過酷で生命を脅かすものであるのが一般的である。拘留施設は、全般的に条件が整っておらず、保健と衛生面で国際基準を満たしていない。人権擁護団体は、諜報局が全国で 27 から 72 ヶ所の個別の正規拘留施設を運営しており、政府は内戦の広がりによって更に設立する用意があると思われると報告している。複数の国際 NGO の報告が、全国に多くの非公式な拘留施設が存在し、政府が数千人の受刑者を所在不明の拘留施設で拘禁していることを示唆している。受刑者に対する不当な扱いや虐待の報告は頻繁にある。」 [7b] (Section 1c) 同報告書は更に次のように記している。

「反政府デモ活動家の逮捕が増え、大量の拘束者が出たため、政府当局は、バニヤース (Banyas)、ダラア (Dar'a)、アレッポ (Aleppo)、及びダマスカス (Damascus) など数多くの都市の軍事基地、競技場、動物園、学校、病院、及びその他の公共施設を刑務所に変えた。活動家は、政府が、逮捕されたデモ活動家を過密状態で十分なトイレ設備の無い工場や空の倉庫に収容しているとも断言している。被拘留者は、その後、これらの非公式な施設から諜報局の収容施設に移されることもある。地域 NGO と国際 NGO によると、政府は、受刑者や非拘留者を、非常に窮屈な建物に、十分なトイレ設備も適切な食料も無い状態で拘禁しているという。」 [7b] (Section 1c)

13.02 2012年6月25日付の国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross) Annual Report 2011 は、次のように記している。

「国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)は、騒乱に関連して逮捕・拘留された人の数が増えたことに伴い、国際赤十字運動の原則(Movement's Statute)により与えられた権限に基づいて、自由を奪われた人々を訪問し、その扱いと生活条件を監視することを申し出た。2012年6月に国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)総長が初めてダマスカス(Damascus)を訪れた際に行われた議論に続き、シリア当局はこの申し出を受け入れた。9月には、ダマスカス(Damascus)中央刑務所でシリア内務省(Ministry of the Interior)の管轄下に置かれた数千人の被拘留者が、シリア・アラブ共和国において史上初となる国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)代表団の訪問を受けた。但し、代表団と個人的に面談できたのは、僅か 23 人であった。」

「その後、代表団による最初の所見及び勧告は、刑務所当局に内密に伝えられた。その他の刑務所に拘留されている者も含め、被拘留者が定期的に訪問を受け、国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)の支援全般を享受できるようにするため、当局と国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)は、年内を通して、国

際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)の標準的作業工程に関する共通の理解に向けて協議を続けた。副大臣を含むシリア外務省(Ministry of Foreign Affairs)の代表、及び首相自身を含むシリア内務省(Ministry of the Interior)の代表が、国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)と一連の二者間会議を持ち、問題を更に追及するために、2つの集団円卓会議を開いた。この協議は、年末時点で継続中である。」 [18a] (p401)

13.03 USSD Report 2012 も、次のように記している。

「政治又は国家安全保障に係る犯罪の受刑者、中でもイスラム主義者を拘留する施設は、一般犯罪の受刑者の収容施設より、かなり条件が悪いままである。地域 NGO によると、当局は、政治犯を意図的に過密な監房に重罪の犯人及び容疑者と共に収容し、言葉による脅迫、及び身体的な虐待に晒した。政治犯は、ベッドの数が不十分なため、床に就寝することが多いとも報告している。又、頻繁に身体検査をされ、禁止されている物品を所持していることが発見されると、隔離房に監禁された。看守は、弁護士や訪ねて来た家族との会話をよく立ち聞きした。家族からの報告によると、当局は、多くの政治犯に対し、家族や弁護士と面会することを許可しないという。元拘留者や人権監視団体は、政府が、政治犯からコーラン(Quran)などの書物を剥奪し、監房で祈りを捧げることも禁じていると報告している。」 [7b] (Section 1c)

13.04 2011年8月、国連人権理事会(UN Human Rights Council)は、近年の騒乱における人権侵害を調査するため、諮問委員会を設立した。2013年1月15日から2013年5月15日までの期間を対象とした2013年6月4日付のレポート(UNHRC report、2013年6月4日)は、いくつかの刑務所について、次のように報じている。

「ダラア(Dar'a)にある軍の治安支部(Military Security Branch)の被拘留者は...危険なほど過密な状態で拘留されており、直立したまま就寝することを余儀なくされている。」

「... ダマスカス(Damascus)のシリア総合情報局幹部(General Intelligence Directorate)第285支部にある地下施設では、数百人が窮屈な監房で嘆かわしい状態の下、拘留されている。被拘留者は医療を受けられず、女性の健康と衛生上で必要なケアは無視されている...」

「ダマスカス(Damascus)北部のアドラ中央刑務所(Adra Prison)、及びホムス中央刑務所(Homs Central Prison)の被拘留者は、食料と水の不足、衛生設備の不足、及び医療の完全な

欠如に苦しんでいる。アドラ中央刑務所では、被拘留者が、非人間的な品位の無い窮屈な監房に監禁されている。」 [56h]

## 刑務所における虐待

13.05 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「拷問や虐待の事例の殆どは、治安局の4つの支部が運営する収容施設で起こっていると報じられている。シリア人権監視団(SOHR: Syrian Observatory for Human Rights)は、政府の治安部隊が受刑者に対し、『刑務所での暴動を防止するための必要な措置』と称して過剰な暴力を用いていると報告している。催涙ガスや実弾の使用など、刑務所における暴力は極めて悪質である。反政府勢力は、逮捕された活動家を釈放させるために、数件の人質交換を行った。それでも、釈放されたのは、新たに逮捕された6,500人の活動家のうち、100人にも満たなかった。地元情報筋によると、人質交換は、刑務所での暴力に何ら目に見える効果を与えなかったという。」 [7b](Section 1c)

13.06 USSD Report 2012 は、こうも記している。刑務所も政府による攻撃の標的となった。[2012年]7月22日、アレッポ(Aleppo)の al-Maslallmiya 刑務所が攻撃され、受刑者15人が死亡した。al-Arabiya 衛星放送局によると、続く7月25日、ホムス(Homs)中央刑務所が攻撃され、受刑者3人が死亡、40人が負傷したという。政府軍は受刑者を銃撃し、催涙弾を用いたため、刑務所の内外で火災が発生した。」 [7b](Section 1c)

13.07 2011年3月21日付の国連人権理事会(UN Human Rights Council)特別報道官による報告書『Report of the Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health, Anand Grover, mission to the Syrian Arab Republic』は、被拘留者が健康を維持する権利の保護という点に意見と評価を限定しつつ、同性愛や薬物中毒の被拘留者に関し、次のように記している。

「... 薬物中毒の受刑者は、他の受刑者と不必要に隔離して拘禁されている。同性愛の受刑者に対しても刑務所職員は隔離措置を採るが、その間、受刑者は精神的『治療』を施され、性的指向又は性同一性以外、何ら理由が無いにも拘わらず、他の受刑者とは別に拘禁される。それぞれの事例で不名誉が強調され、傷つき易い受刑者は差別される。結果として、これらの受刑者は公衆衛生の利益を享受することなく、健康を維持する権利を剥奪されている。」 [56d](Paragraph 78)

2010年7月付の Amnesty International のレポート『‘Your son is not here’: Disappearances from Syria’s Saydnaya Military Prison』は、Saydnaya 刑務所の暴動と、続く 2008 年の暴動で行方が判らなくなっている受刑者に関する詳細を伝えている。[12d]

政府勢力による人権侵害(Human rights violations by government forces)及び政治的所属(Political affiliation)の項も参照されたい。

## 14. 死刑

14.01 2013年4月15日付の『Human Rights and Democracy』:Human Rights and Democracy Report 2012 は、次のように記している。「シリア当局が処刑に関する情報を開示することは稀である。2012年中に何人が処刑されたのかは不明である... 超法規的殺害はシリアで深刻な問題である。民衆蜂起が始まって以来、拘束された人が恣意的に処刑された、又は拷問で死亡したという報告が増えている。」[5c](p236)

14.02 2013年6月12日に閲覧した Hands Off Cain 2013 データベースのシリアに関するエントリーには、次のように記載されている。「死刑に相当する犯罪には、反逆、殺人、敵軍の兵士としてシリアに対して武器を持つ等の政治的行動、軍隊から離反して敵軍に寝返る離反行為、戒厳令下や戦時中の扇動行為、暴力的な強盗、強姦、政府に対する口頭批判、及びムスリム同胞団への加入がある。シリアでは、麻薬密売には死刑が適用される。一方、薬物の所持に対する刑罰は終身刑である。」[23a]

14.03 同データベース・エントリーには、2011年12月以降に改訂された法令に関する詳細も記載されている。

「シリアの公式報道機関 SANA[シリア・アラブ通信社]は、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領が、2011年12月、『テロ活動を意図した武器を提供した、又は、武器の提供を手伝った者』に死刑を適用する法令を施行したと報じた。」

「2012年7月2日、バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領が3つの新しい反テロリズム法を發布したとシリアの公式報道機関 SANA[シリア・アラブ通信社]は伝えている。6月28日に可決された法令の文言には『テログループを結成又は指揮した者には10～20年の重労働が科されるが、テログループの目的が政権を交代させることや国家の構造を変えることであれば、更に厳しい刑に処せられる場合もある。』とある。又、『こうした

テロ行為が被害者の死亡又は身体障害に繋がれば、死刑が適用されることもある。』として  
いる…」

「2012年10月23日、バッシヤール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領は、10月23日  
以前に罪を犯した受刑者に大恩を与える2012年立法令第71号を發布した。これにより、  
死刑は、犯罪により、終身に亘る重労働、又は長期の懲役刑に減刑される。」 [23a]

14.04 2013年5月23日付の Amnesty International の Annual Report 2013: Syria は、次のよ  
うに記している。「死刑は廃止されてはいない。死刑の宣告例があるか否か、又は、処刑が  
行われた例があるか否かは、確認する術がない。」 [12b]

14.05 2010年及び2011年の1～6月を報告対象期間とする Hands Off Cain 2011 Report は、  
次のように記している。「… やシリアなど、一部の国では、処刑に関して完全に秘密が守  
られる。処刑に関するニュースは、地元メディアにさえ漏れることは無い。」 [23b]

## 15. 政治的所属

15.01 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2012年4月30日付  
レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。

「シリアにおける選挙制民主主義の歴史は貧弱なものである。近年、大統領選挙や議会選  
挙、市議会選挙が行われたものの、結果は厳密に管理され、政権にとって望ましくない候  
補者は立候補を拒否され、選挙の日程は遅れることが多かった。権力は大統領の掌中に集  
中しており、シリア憲法第8条には、バアス党がシリアの国を率いる唯一の政党であるこ  
とが定められている。議会など他の選出団体は、国の行政に殆ど影響力を持っていない。  
[5b] (p339)

15.02 2013年4月15日付の本年度のレポートは、次のように付け加えている。「シリア  
政府は、2012年に完全な改革を行い、2月26日に新憲法に関する国民投票を実施したと主  
張している。シリアの反体制派や独立監視団体は、提案の改革は見せかけであると批判し  
た。同様に、5月に行われた議会選挙は、不正であると騒がれ、反体制派からはボイコッ  
トされた。」 [5c](p244)

15.03 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights  
Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。「憲法は、国民が選挙を通じて

平和的に自らの政府を交代させる権利を認めているが、国民は、実際にその権利を行使することはできない。選挙は自由でも公平でもないからである。」[7b](Section 3) 同レポートは次のように続けている。

「大統領とバアス党は、政治的敵対勢力を抑圧した。憲法は、バアス党が与党であり、労働者や女性の団体など、全ての政府機関や民間団体の過半数を占めることを保証している。バアス党は、5月7日の選挙以降、250議席のうち168議席を占め、250人制の人民議会を支配している。バアス党と、他の9つの小さな従属的な政党が、連立国民進歩戦線(National Progressive Front)を構成している。2011年8月に発布された政令第100号は、政党の結成を認めているが、宗教、部族、又は地域の利益に基づいた政党は禁止されている。[7b](Section 3)

15.04 2013年5月23日付の Amnesty International の Annual Report 2013 は、次のように記している。「政府は、表現、結社、及び集会の自由を厳しく制限している。政府治安部隊と民兵は、抗議行動の現場、及び軍事弾圧の際の家宅奇襲や一軒ごとの家宅捜索で、数千人もの人々を拘束した... 拘束された人々の中には、政治活動家や人権活動家が含まれていた...」[12b]

政府勢力による人権侵害(Human rights violations by government forces)、政治制度(Political system)、政治的所属(Political affiliation)、公正な裁判(Fair trial)、言論の自由とメディア(Freedom of speech and media)、人権組織、組織、及び活動家(Human rights institutions, organisations and activists)、及び出国と帰国(Exit and return)の項も参照されたい。

## 政治的表現の自由

15.05 列国議会同盟(IPU: Inter-Parliamentary Union)のデータベースのシリア・アラブ共和国に関するエントリー(最終更新日 2011年8月9日)は、シリアで選挙権を得るには、18歳に達しており、シリア国民であることが必要であると記している。精神障害であることが判明した者、外国の国家に忠誠を誓った者、特定の犯罪で有罪判決を受けた者、又は武装グループや警察部隊の一員である者は、投票資格を失うことがある。[9a](Electoral system)

15.06 Freedom House による 2013年5月9日付のレポート『Freedom in the World 2013』は、次のように記している。「シリアは選挙に基づく民主主義を採っていない。大統領はバアス党によって任命され、国民投票で承認され、7年間の任期を務める。実際には、政府が国民投票を操作している。250議席から成る一院制の人民議会の選挙と同様である。任

期4年の人民議会は独立した立法権を殆ど持たない。ほぼ全ての権力を立法府が握っている。」 [14a](Political Rights and Civil Liberties)

15.07 同レポートは、こうも記している。「表現の自由は厳しく制限されている。刑法と『2001年出版法(Publications Law)』は、国家の結束を崩す資料、又は国家の印象を損なう資料、又は『革命の目標』を脅威に晒す資料の出版を禁止している。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

15.08 USSD Report 2013 は、次のように記している。「政府は、以前より他政党に対する態度を硬化した。Communist Union Movement、Communist Action Party's Party、及び、Arab Social Union などの政党は、嫌がらせを受け、党員は逮捕された。警察はイスラム主義の政党の党員を逮捕した。違法な政党の数は、前年に比べて激増したが、データ不足のため、文書化することが困難であった。」 [7b](Section 3)

## 結社と集会の自由

15.09 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2013年4月15日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。「シリア憲法は表現と集会の自由を保証している。しかし、民衆蜂起の最中に規制が急激に厳しくなり、2012年を通して、平和的な反政府抗議行動は、軍事部隊により離散させられた。」 [5b](P341)

15.10 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「憲法は集会の自由を認めている。しかし、政府は、2011年4月に『非常事態法』が停止された後も、集会の自由を規制し続けた。2011年9月に発布された政令第110号は、集会の自由に関する広範な権力を政府に与えるものである。デモ活動は犯罪と見なされ、違反者に対する罰則は、平均すると、1年の懲役及び罰金50,000シリア・ポンド(703ドル)である。」

「デモ活動又は3人以上の公の集会を行う場合、シリア内務省の許可を得る必要がある。内務省は、政府支持グループ以外の要請を全て却下している。原則として、内務省は、政府、政府支持グループ、又はバアス党によるデモ活動のみを許可している。こうしたデモ活動は、政権によって様々な折に実施された。」 [7b](Section 2b)

15.11 同レポートは、こうも記している。

「憲法は、個人的な集会を認めているが、政府がそうした集会を規制する権限も認めている。実際、政府は、個人的な集会を行うに当たり、事前の登録と承認を求め、結社の自由を規制している。政府は、結社とそのメンバーによる活動を規制し、専門的な結社の執行委員会は、政府の息のかかったメンバーで構成されている。」

「政府は、登録の要請を却下するか、政治的背景を理由に処理しないことが多い。」  
[7b](Section 2b)

15.12 Freedom House による 2013 年 5 月 9 日付のレポート『Freedom in the World 2013』は、次のように記している。

「集会の自由は厳密に制限されている。公共の抗議行動は、正式な許可が無ければ違法であるが、許可は、政府支持派のグループにしか与えられない。2006 年、治安局は、公の集会や個人的な集会に対する取り締まりを強化し、5 人以上が集まって政治的・経済的な話題を議論することを禁じた。監視網、及び巨大な密告網を利用してこの規定を徹底し、2011 年に民衆蜂起が勃発するまで、自己検閲と恐怖の文化がシリア社会を支配した。年間を通じて、違法な抗議行動は、銃撃、逮捕、そして拷問という方法で処理された。」[14a] (Political Rights and Civil Liberties)

監視(Surveillance)の項も参照されたい。

15.13 2009 年 11 月付の Human Rights Watch report 『Group Denial – Repression of Kurdish Political and Cultural Rights in Syria』は、2004 年 3 月にカミシリ(Al-Qamishli)で起きた事件の後、又、2005 年 5 月のクルド人宗教指導者 Sheikh Ma'shuq al-Khaznawi 殺害に続いて起きた騒乱の後の、クルド人の公の集会に対する取り締まりについて報じている。[39d] (p18-30)「その後、シリア治安部隊は、クルド人の政治的・文化的集会を弾圧し、民衆を離散させるために武力を用いることも多かった。これに対し、クルド人グループは、公の集会を益々頻繁に開催するようになった。」(HRW、2009 年 11 月)[39d](p18)

反対勢力の増加とその後の弾圧: 2003～2007 年(Increased opposition and subsequent clampdown: 2003-2007)、クルド人政治活動家(Kurdish political activists)、及びクルド人(Kurds)の項も参照されたい。又、政治制度(Political system)パラグラフ 5.03 には、クルド人の政党(r いる)とその指導者の詳細が記載されている。

## 反体制グループと政治活動家

15.14 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2013年4月15日付のレポート『Annual Report on Human Rights 2012』は、次のように記している。「シリア政府は被拘留者の数とシリア国内の収容施設の数に正式に発表していないが、独立監視機関は3万5,000人以上の政治犯が拘留されていると推定している。」 [5b](p235)

15.15 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「1年を通して、政府は批評家を拘留し、反逆罪など幅広い政治犯罪で起訴した。政治犯と被拘留者の数は—シリア国民及び外国人を含めて—政府の正式な情報が無いため、又、それぞれの治安局が別個の監禁施設を持ち、膨大な数の被拘留者を拘禁しているため、推定することは難しい。当局は、依然として、政治又は治安に関連する犯罪で拘留されている人々の数や氏名について、情報を開示しようとしなない。地域の人権監視機関は、当局が1月から8月までの間に3万人以上の政治犯を逮捕したと推定している。これは以前に比べ、顕著に増加している。この数字の中には、反政府抗議行動の参加者も含まれている。政府は、政治犯を通常の刑務所で拘留し、更に期間を延長して、治安部隊が運営する収容施設として判明している27ヵ所の収容施設のうちの一つで拘留した。政治犯は起訴されることも裁判を受けることも無く拘留され、政府は被拘留者の家族に連絡することも無かった。裁判になれば、被拘留者は刑事裁判所に出頭した。」 [7b](Section 1e)

15.16 Human Rights Watch(HRW)は、2013年1月31日付のWorld Report 2013の中で、次のように記している。「政治活動家は、拘置所から釈放された後も、頻繁に治安局によって監視され、嫌がらせを受けている。2012年年末時点で、推定10万人が行方不明になっているか、政治的な理由で拘留されている。」 [39b]

政党とその指導者の詳細を記載した政治制度(Political system)パラグラフ 5.03 も参照されたい。

## シリア国民連合

15.17 2013年7月12日、BBC Middle East News は、シリアの反対勢力に関する初歩的な情報を提供した。

「2012年11月、シリアの反対勢力は、カタールのドーハ(Doha)で開催された会議で、これまでより包括的な指揮委員会を新たに設置することに同意した。」

「シリア内外のメンバーで構成されるシリア国民連合(National Coalition for Syrian Revolutionary and Opposition Forces)が、シリア唯一の合法的な代表として正式に承認され、あらゆる財政支援、及び可能であれば軍事支援の基点となり、反乱部隊が支配する地域を統率し、アサド(Assad)後の移行を計画するようになることが望まれた…」

「ウェブサイトによると、シリア国民連合(National Coalition)は以下の原則を掲げている。」

- ・シリアの絶対的な国家主権と独立を確保する
- ・シリア国民の結束を維持する
- ・国土と都市の結束を維持する
- ・政権を転覆させ、治安部隊を排除し、シリア国民に対する犯罪に関与した団体の責任を追及する
- ・政権とは、いかなる対話も交渉も行わない
- ・反体制派の目的である、文民による民主的なシリアの樹立に向けて努力する…

「シリア国民連合(National Coalition)には、草の根的な反体制活動家のネットワークである地域調整委員会(LCC: Local Coordination Committee)のメンバー、並びに地域革命委員会の代表も含まれている。又、反乱軍である最高軍事評議会(SMC: Supreme Military Council)と自由シリア軍(Free Syrian Army)の支援も受けている。」

「しかし、暴力を拒絶し、政府との交渉を望む国内の反政府グループを代表するシリア国民調整委員(NCC: National Co-ordination Committee)、及び、アル=ヌスラ戦線(Al-Nusra Front)を含む、反政府組織と共に戦ういくつかのイスラム過激派グループは、シリア国民連合(National Coalition)に含まれていない。」

「シリア国民連合(National Coalition)も、シリアの数多くの反政府組織、特にジハーディストグループに対し、全般的な指揮権を確立することはできなかった…」

「シリア国民連合(National Coalition)は、2013年7月にイスタンブールで開催された会議で、一連の投票においてサウジアラビアが支持する候補者を立て、カタールが支持する候補者を破り、指揮権を調整した。多大な影響力を持ち、リヤドとも親密な関係を持つ、部族の大物であるアーメッド・ジャルバ(Ahmed Jarba)が議長に任命された。」 [28f]

## シリア国民評議会(SNC)

15.18 同レポートは、次のように続けている。

「シリア国民評議会(SNC: Syrian National Council)は、シリア政府を交代させた後の信頼できる政権となること、又、国際社会との単一の接点となることを目的に、2011年10月に結成された反政府グループの連立である。」

「シリア国民評議会(SNC: Syrian National Council)のウェブサイトは以下の原則を掲げている。」

1. あらゆる合法的な手段を用いて現政権を転覆させる。
2. シリア社会のあらゆる成員を国家として結束させ、民族間の抗争に歯止めをかける
3. シリア革命の非暴力的な性質を守る
4. 国家の独立と主権を守り、外国軍の介入を拒絶する

「現在の議長はキリスト教徒で古参の左派反体制家ジョージ・サブラ(George Sabra)である。サブラ(Sabra)は2012年11月、シリア国民連合(National Coalition for Syrian Revolutionary and Opposition Forces)結成直前にクルド人の前議長アブデル・バセット・サイダ(Abdelbaset Sayda)の後任となった。サイダ(Sayda)とその前任者ブルハン・ガリオウン(Burhan Ghalioun)は2人とも、反政府組織内の様々なグループ間の調整を取れず、戦線を統一できなかったことで批判を受けた。」 [28f]

## シリア国民調整委員(NCC)

15.19 同レポートは、更にこう記している。「2011年9月に結成されたシリア国民調整委員(NCC: National Co-ordination Committee)は、13の左派寄り政党、3つのクルド人政党、及び無所属の政治・青年活動家で構成される。」 [28f]

## イスラム主義/サラフィー主義政治活動家

15.20 USSD Report 2012 は、次のように記している。政府は、イスラム主義政党など、一部の政治組織への加入を妨害し続けており、逮捕という手段を採ることも多い。」 (Section 1f) 同レポートは、こう記している。「政治又は国家安全保障に係る犯罪の受刑者、中でも

イスラム主義者を拘留する施設は、一般犯罪の受刑者の収容施設より、かなり条件が悪いままである。」(Section 1c)更に、「政府は、国営テレビを通じ、抗議行動を行っている者や反政府勢力はイスラム教スンニー派と過激派のイスラム教ワッハーブ派(Wahhabi)であると主張し、少数グループを威圧し、従属させようとした。」[7b](Section 6)

公正な裁判(Fair trial)、刑務所の状況(Prison conditions)、及び死刑(Death penalty)の項も参照されたい。

## ムスリム同胞団(Al-Ikhwan al-Muslimun)

15.21 2010年1月～12月の出来事を網羅したシリア人権委員会(HRC: Syrian Human Rights Committee)のレポート『Tenth Annual Report on Human Rights in Syria 2011』は、次のように記している。「... 法令 49/1980 は... ムスリム同胞団のメンバー、その子ども、親戚や同調者を死刑に処すと定めている。」[44c] (p14)

15.22 同レポートは、こうも記している。

「多くの地域や地方の公式及び民間の団体が、政府とムスリム同胞団との間の意見の相違に終止符を打ち、30年以上に渡り保留となっている問題を解決することを試みてきた。しかし、受け取ったニュースによると、政府が単にこの複雑な問題に対処する意思を持たないことにより、こうした試みは行き詰っているという。この問題には、数万人の行方不明者、数十万人の国外移住者、数万人の死者、又、政府に押収された不動産や、侵害された権利に関連するファイルが付随する。」[44c] (p13)

15.23 米国国務省の2010年3月11日付レポート『2009 Country Reports on Human Rights Practices』は、次のように記している。

「政府は、1970年代後半から1980年代初頭までの間に、推定1万7,000人が治安部隊によって『失踪させられた』という報道を否定し続けている。HRW: Human Rights Watchによると、失踪した人々は、殆どが拘束されたムスリム同胞団(MB: Muslim Brotherhood)のメンバーや、他のシリア人活動家、並びにシリアで拘束された、又は、シリア軍若しくはレバノンやパレスチナの民兵組織によりレバノンから拉致された、数百人のレバノン人とパレスチナ人である。[7g] (Section 1b)

ムスリム同胞団の反乱: 1976～1982年(The Muslim Brotherhood rebellion: 1976-1982)、反対勢力の増加とその後の弾圧: 2003～2007年(Increased opposition and subsequent clampdown: 2003-2007)、政府勢力による人権侵害(Human rights violations by government forces)、公正な裁判(Fair trial)、及び外国人難民(Foreign refugees)の項も参照されたい。

15.24 米国国務省の2013年5月20日付レポート『2012 Report on International Religious Freedom – Syria』は、次のように記している。

「保守的なスンニー派原理主義を一般的に表す『サラフィー主義』組織に加入することは違法である。政府と国家安全保障裁判所は、サラフィー主義活動の正確な定義を提示しておらず、何故違法なのかという点も明らかにしていない。法令第49号によると、シリア・ムスリム同胞団(MB: Muslim Brotherhood)との協力は死刑に値すると定めている。今年まで、死刑は懲役12年に減刑されるのが一般的であった。しかし、現在、刑は懲役から死刑まで幅がある。」 [7c]

15.25 同レポートは、更にかつこう記している。「政府は、ムスリム同胞団(MB: Muslim Brotherhood)、サラフィー主義者、又はその他の『過激』とされる団体と協力していると見なされる者(濡れ衣であることも多かった)に対し、狙う、逮捕する、嫌がらせをする、殺害するなど、数々の行為を行った... 又、政府は、ムスリム同胞団(MB: Muslim Brotherhood)の協力者と宗教的過激派と見なされる者の範囲を広げ、その名目を利用して、反体制派に対する虐待を正当化しようとした。」 [7c]

15.26 USSD Report 2012 は、次のように記している。「監視団体は、ムスリム同胞団(MB: Muslim Brotherhood)及びシリア・ムスリム同胞団(Syrian Muslim Brotherhood)のウェブサイトを含む、約180のインターネット・ウェブサイトが、ブロックされたことがあると推定している。」 [7b] (Section 2a) 同レポートは、こうも記している。「外国に亡命を求めた者、及び、過去、ムスリム同胞団(MB: Muslim Brotherhood)と関係を持った者は、シリアに帰国した際、罪を問われた。」 [7b] (Section 2d)

インターネットの自由(Internet freedom)、及び出国と帰国(Exit and return)の項も参照されたい。

シリア国民評議会と自由シリア軍(Syrian National Council and Syrian Free Army)の項を参照されたい。

## クルド人政治活動家

シリアのクルド人に関する最近の情報については、英国に拠点を置く International Support Kurds in Syria Association – SKS のウェブサイトの [Syria](#) 及び [Reports](#) のページを参照されたい。[48a-48b]

15.27 HRW: Human Rights Watch の 2009 年 11 月付レポート『Group Denial – Repression of Kurdish Political and Cultural Rights in Syria』は、次のように記している。

「2004 年 3 月の出来事の 3 ヶ月後の 2004 年 6 月上旬に、シリア軍事情報部(Military Intelligence)の士官は、クルド人指導者 3 人を召喚し、シリア国内の全てのクルド人政党は、政治的・文化的な活動を中止しなければならないと伝えた。その上、従わなければ、クルド人政党を他の禁止された政党の党員と同様に扱うだろうと警告した。これに対し、12 の無認可クルド人政党の指導者たちは、6 月 15 日にカミシリ(Al-Qamishli)で会議を開き、声明を発表した。彼らは活動を継続する権利を主張し、彼らの政党が合法的地位を持たないのは、『政党を組織する法律』の欠如が原因であると述べた。又、権力を握っている政党を含め、シリアの政党は全て無認可であることを指摘した。[39d] (p18)

反対勢力の増加とその後の弾圧: 2003～2007 年(Increased opposition and subsequent clampdown: 2003-2007)の項も参照されたい。

15.28 2013年2月20に最終更新され、2013年7月30日時点で最新の情報を掲載した Jane’s Information Group による『Sentinel Country Risk Assessments: Syria (Jane’s Assessment)』の Security セクションは、次のように記している

「シリアに住む 170 万人のクルド人は、巨大で強力な少数民族である。クルド人は、長きに亘り、アラブ民族主義の政権に不満を抱いてきた。数十年の間、シリア政府のクルド人への対応は、民族の抑圧と、断固としたクルド系シリア人としての身分の否定であった。歴史上の悲嘆は多数あるが、シリア内外で起きた最大の問題は、クルド人 30 万人の市民権剥奪と、それに伴う土地の所有権と、公務員職に就く権利である。クルド人が反政府抗議活動に参加することを防止するため、2011 年 4 月、アサド(Assad)大統領はクルド人 30 万人に完全な市民権を与えた。しかし、この方策も、クルド人を懐柔するための更なる対策も、多くのクルド人が反政府デモ活動に参加することを防止できなかった。」

「クルド人問題を複雑化しているのは、2003 年のイラクのサダム・フセイン(Saddam Hussein)大統領の失墜以後、クルド系イラク人が政治的にも領土的にも勢力を広げている

ことにより、ダマスカス(シリア政府)が テヘラン(イラン政府)とアンカラ(トルコ政府)と共有する懸念が再燃していることである。結果として、シリア、トルコ、及びイランは、皆、クルド民族主義と分離主義の感情の復活を恐れている。更に、民族分離主義を越えて、宗派政治論争が隆起し、シリアの政情不安の大きな原因となっている。そのため、政府はイスラム教アラブ民族の身分と、普及しているバアス党の思想とを融合させようと試みている... 2012年が経過するに従い、クルド系シリア人が、現在の内戦の結果に拘わらず、国内で自治権を拡張する準備をしているという証拠が益々出現するようになった。」 [8a]

15.29 国際危機グループ(ICG: International Crisis Group)の2013年1月22日付のレポート『Syria's Kurds: A Struggle Within a Struggle』は、現在のシリアの政治闘争へのクルド人の関与について、次のように記している。

「シリアの政治闘争は広がりを見せたが、クルド人が大多数を占める地域は比較的隔離されたままであった。クルド人は目立った動きを控え、政府の矛先をかわしていた。時間の経過と共に、治安部隊は別の場所に集合するために撤退した。クルド人のグループは、ここで表面に出て、治安部隊の後を引き継いだ。影響力を持つ地域を明確に区分けし、それぞれの支配地域を防衛し、必要なサービスを住民に提供し、アサド(Assad)後のシリアにおけるクルド人コミュニティの地位を向上させることなどを目的とした。大きな収穫を得る機会であるが、簡単に手に入れることはできない... アラブ対クルドの新しい戦線を開き、問題が更に複雑化することを避けるため、政府はクルド人に殆ど手を出さなかった。結果として、殆どのクルド人政党はシリアのより大きな政治闘争の陰に隠れ、政権と闘うこともせず、政権を支持することもせず、過剰にアラブ民族主義且つイスラム主義に傾倒していると思われる(クルド人以外の)反対勢力には用心深く接した。」 [98a]

15.30 同レポートは、クルド人政党の組織について、次のように記している。

「現在、(進行中の政治闘争の影響を大きく受け、)これらの政党の中で最も強い影響力を持つシリア・クルド民主連合党(PYD: Partiya Yekîtiya Demokrat, Democratic Union Party)も、政府と対立することに最も消極的であり、馴れ合いとの批判を浴びた。統率がとれ、熟練し、充実した武器を装備したこのグループは、トルコの主要なクルド人反乱グループであるクルディスタン労働者党(PKK: Kurdistan Workers' Party)のクルド系シリア人の分派である。民衆蜂起が起こって間もなく、イラク北部の山地でクルディスタン労働者党(PKK: Kurdistan Workers' Party)と共に駐留していたシリア・クルド民主連合党(PYD: Democratic Union Party)は、戦闘部隊を率いてシリアに戻って来た。2012年7月、政府の治安部隊がクルド人居住地域から部分的に撤退したことに乗じ、政治と治安維持に関する支配権を確立

し、少なくとも5カ所の政府拠点の市の建物から役人を追い出し、シリア国旗を独自の旗に置き換えた。その過程で、シリア・クルド民主連合党(PYD : Democratic Union Party)は、クルド人が大多数を占める殆どの町で、自らが国家機関を管理する当局であると公に名乗った。」

「シリア・クルド民主連合党(PYD : Democratic Union Party)と競合する主な政党は、小さなクルド人政党の混成グループである。そのうちのいくつかはイラクのクルド人グループと親密なつながりを持っている。イラクのクルディスタン地域政府(KRG: Kurdistan Regional Government)の大統領であり、クルディスタン民主党(KDP: Kurdistan Democratic Party)の議長でもあるマスワード・バラザーニー(Masoud Barzani)の保護の下、10以上のこれらの政党が、2011年10月にシリア・クルド国民会議(KNC: Kurdistan National Council)と合体した。この連立政党は、内部の分裂と、シリア国内に戦闘部隊を持たないという弱点を持ち、対抗馬としてはいささか脆弱であったが、シリア・クルド民主連合党(PYD : Democratic Union Party)と競合する唯一の有効なクルド人政党である。それでも、シリアの政治闘争により、クルド人居住地に治安維持と政治の空白ができたことで、これら2つの主要な政党は競争を激化していった。」 [98a]

15.31 DIS: Danish Immigration Service /ACCORD(Austrian Red Cross(オーストリア赤十字)) 合同事実調査団が2010年5月付のレポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』作成のために接触した様々な情報源は、クルド人政党が主に個人主導型であると同意した。つまり、「... 分裂は、思想の違いではなく、個人の性格の不一致によって起こっている。」 [60a](p21)ある西側諸国の外交関係者は、次のように語った。

「... シリア・クルド民主連合党(PYD : Partiya Yekîtiya Demokrat, Democratic Union Party)は、他のクルド人政党とは一線を画している。シリア・クルド民主連合党(PYD : Partiya Yekîtiya Demokrat, Democratic Union Party)は、クルド人政党の中でも、最も組織的にまとまった規律ある政党である。他のクルド人政党が、より開放的で個人主導型である一方、シリア・クルド民主連合党(PYD : Partiya Yekîtiya Demokrat, Democratic Union Party)は、加入条件と指揮権の規則について、厳密性と秘密主義を貫いている。シリア・クルド民主連合党(PYD : Partiya Yekîtiya Demokrat, Democratic Union Party)の推定1,000人のメンバーは、非常に活発に活動していると思われる。 [60a] (p21)

HRW: Human Rights Watch の2009年11月付レポート『Group Denial – Repression of Kurdish Political and Cultural Rights in Syria』は、シリアの治安部隊が、どのようにクルド人政党の指導者やクルド人活動家を追跡したかを、詳細に記している。 [39d]

2011年の民衆蜂起以前のクルド人政治活動家の扱いについては、2012年8月15日付の出身国別情報(COI)レポートーシリアの第15章を参照されたい。

政府勢力による人権侵害(Human rights violations by government forces)、司法(Judiciary)、逮捕と拘留ー法的な権利(Arrest and detention – legal rights)、及び結社と集会の自由(Freedom of association and assembly)の項も参照されたい。

監視(Surveillance)、クルド人(Kurds)、及び出国と帰国(Exit and return)の項も参照されたい。

## 16. 言論の自由とメディア

報道の自由に関する最近のレポートについては、Committee to Protect Journalists (CPJ) [15e] 及び Reporters sans Frontières (RSF)[16b]のシリアに関するウェブページを参照されたい。

### 序論

16.01 2011年9月1日更新で、現時点で最新の情報を掲載した国境なき記者団(RSF: Reporters sans Frontières)による『RSF World Report – Syria [RSF Report]』は、次のように記している。

「2011年3月に民主化推進を目的とした民衆蜂起が開始して以来、多くのジャーナリストやブロガーを含む1万3,000人以上が逮捕された。拷問が当たり前になってきている。政府当局は、外国人ジャーナリストへのビザの発行を制限しつつ、通信手段に対する管理を強化した。ウェブは特に厳しく監視され、政府はサイバー軍に広範な権限を与えている…」

「シリア人、及びシリアに住む外国人は、メディアと話すことを恐れている。こうして、シリア当局は、治安部隊が抗議行動鎮圧の手段として行ったデモンストレーションや人権侵害について、メディア管制を敷くことができる。」 [16a]

16.02 2013年1月29日のニュース報道で、国境なき記者団(RSF: Reporters sans Frontières)は、次のように付け加えている。

「[2013年]1月22日にアレッポ(Aleppo)付近で3人の外国人ジャーナリストが12時間に亘って拉致された事件により、国境なき記者団(RSF: Reporters sans Frontières)は、シリアで進

行中の武力闘争の過程で、外国人及びシリア人のジャーナリストが拉致されることに対して、懸念を強めた。」

「現在、合計4名の外国人ジャーナリストが拉致されている、又は行方不明となっており、拘束されている可能性がある。」

「国境なき記者団(RSF: Reporters sans Frontières)は... シリア当局に対し、現在拘束されているジャーナリスト/市民ジャーナリスト36名の釈放を求める...」

「2011年3月に民衆蜂起が起きて以来、少なくともジャーナリスト22名と市民ジャーナリスト53名が、ニュースと情報の収集と伝達に関連し、殺害された。」[16f]

16.03 ジャーナリスト保護委員会(CPJ: Committee to Protect Journalists)は、2013年3月付のレポート『Attacks on the Press in 2012 – Syria』で、次のように記している。

「2011年にシリアで民衆蜂起が起こって以来、新聞社にとっての状況は極めて悪化している。シリア政府は、殆どの国際ジャーナリストの入国を拒否し、地元のニュースに関する取材を規制することにより、報道管制を続けた。外国人ジャーナリストは、内戦を報道するため、トルコやレバノンから国境を越えてシリアに密入国しようと試みた。市民ジャーナリストは騒乱をビデオに収めて報道するために、極限のリスクを負った。何十人ものジャーナリストが1年間で逮捕され、拘束中、政府によって拷問を受けた者もいると伝えられている。地元ジャーナリストや国際ジャーナリストが、政府、反乱軍、及びシリア人以外のイスラム主義過激派グループによって拉致された。そのうちの何人かはその年の後半になっても安否が判らなかつた。ジャーナリスト28人が殺害され、狙撃の標的にされ、又は一斉射撃で死亡したことを踏まえ、ジャーナリスト保護委員会(CPJ: Committee to Protect Journalists)は、2012年のジャーナリストにとって最も危険な国としてシリアを挙げた。多くの犠牲は政府軍によるものであったが、政府支持と見なされるジャーナリスト又は報道局に対する数々の攻撃は、あるテレビ局で起こった2回の爆破事件を含め、反乱軍によるものと思われる。」[15a]

16.04 ジャーナリスト保護委員会(CPJ: Committee to Protect Journalists)は、世界中の報道管制に関する2012年5月2日付の調査報告書『10 Most Censored Countries』で、最も検閲の厳しい国家として、エリトリア、北朝鮮に続き、シリアを3位に位置付けた。[15i]

16.05 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2013年4月15日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。「シリア国営メディアは厳しく管理され、反対勢力を『テロリスト』による脅威と呼ぶなど、政府の言葉をそのまま伝えている。反政府活動家は独自のチャンネルを設置し、ソーシャル・メディア・ネットワークを通じて政府と対峙した。メディアは紛争のプロパガンダとして益々利用されるようになっていく。シリア人ジャーナリスト、外国人ジャーナリスト、及びその事務所は、政府と反政府武装グループの両方に狙われた。」[5c](p244)

16.06 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices, Syria(USSD Report 2012)』は、次のように記している。「憲法が言論と報道の自由を保証しているにも拘らず、政府は、実際にはこれらの権利を排除している。こうした権利を行使しようとした者は、脅迫や嫌がらせを受けるか、殺害された。」[7b](Section 2)

16.07 2012年10月24日付のFreedom House [FH]の2012年版シリアの報道の自由に関する調査報告書[FH Press Freedom 2012]は、次のように記している。「『2001年出版法(2001 Press Law)』は、国家が全ての印刷メディアを広範に統制することを可能にし、国家安全保障や国民の団結など、政府が機密と見なす問題に関する報道を禁止している。不正確な情報を出版することも禁じられている。『出版法(Press Law)』に違反した者は、懲役1年～3年、及び罰金50万～100万シリア・ポンド(1万～2万ドル)の対象となる。」[14b]

表現の自由の違法化に関する詳しい情報は、2009年2月付のHRWレポート『Far From Justice – Syria’s Supreme State Security Court』を参照されたい。[39c]

16.08 国境なき記者団(RSF: Reporters sans Frontières)のレポートは、次のように記している。「民間の報道局が出現したにも拘らず、バアス党は、ニュースの内容について、厳しい取り締まりを続けた。2008年にシリアは国際舞台に復活したが、何も変わらなかった。」[16a]

16.09 国境なき記者団(RSF: Reporters sans Frontières)は、2013年1月30日付の『2013 Freedom Index』の中で、シリアを176位(179カ国中)に位置付けた。(自由度は、1位が最も高く、179位が最も低い)。[16c]

16.10 FH Press Freedom 2012は、次のように記している。「一般的に、テレビやラジオ放送は国によって管理され、存在するいくつかの民間放送局は、ニュースや政治的な問題を扱わない。」[14b]

16.11 2012年3月22日に発行され、2011年を報告対象期間とした Freedom House によるレポート『Freedom in the World 2012-Syria』は、次のように記している。「学問の自由は大きく制限されている。近年、私立大学がいくつか設立されたが、大学によって学問の自由度は異なる。異議を表現した大学教授は解雇、又は投獄された。何名かは 2011 年の民衆蜂起の間に殺害された。例えば、9 月中のある週には、ホムス(Homs)で 4 人の大学教授が暗殺された。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

2010年7月15日、国境なき記者団(RSF: Reporters sans Frontières)は、シリアの報道の自由に関する批評文『Ten years after Bashar el-Assad's installation, the government still decides who can be a journalist(バッシャル・アル=アサドが就任して 10 年が経過したが、政府は依然として誰がジャーナリストとなることができるかを決定している)』を発表した。 [16e]

## 出版メディア

16.12 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「政府は、依然として地元の出版メディアと放送メディアを厳しく統制している。法律は、政府の要求に応じて、政府の情報筋を明らかにしない記者に対し、厳格な処罰を科している。政府とバアス党は、殆どの新聞社を所有・運営している。同年の間、いくつかの半独立の定期行物が出版されたが、これらは政府と繋がりを持つ個人が所有・制作している場合が殆どである。政府はクルド語の出版物を全面的に禁止している。但し、クルド語の出版物がシリア国内で入手可能であるという信頼できる報告があった...」

「政府は、書籍の出版社をほぼ全て所有又は管理している。政権に批判的な書籍は違法である。」 [7b] (Section 2a)

16.13 Freedom House による調査報告書『Freedom in the World 2012』は、次のように記している。「近年、10 以上の民間の新聞や雑誌が発刊されたが、2011 年の混乱時には、最も確立された新聞や雑誌でさえ、国内の政治問題を曖昧に扱った。『2001 年出版法(2001 Press Law)』は、当局が恣意的に出版免許の発行を拒否する、又は取り消すことを可能にし、民間の出版社に対し、全ての資料を提出し、政府の検閲を受けることを義務付けている。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

16.14 USSD Report 2012 は、次のように記している。

シリア情報省(Ministry of Information)及びシリア文化省(Ministry of Culture)は、国内の出版物を流通前に、又、外国の出版物を輸入前に検閲している。内容が政府に批判的である場合、又は政府の機密事項である場合は流通を止めさせている。両省庁は、治安担当の職員によって、政府にとって驚異的である、又は都合が悪いと判断された資料の出版と配布を禁止している。一般的に、検閲はアラビア語の資料に対して厳しく行われている。」

「地元通信員は、大統領とその家族、治安局、又はアラウィ派に対する批判などの話題に関して、厳しく自己検閲すると報告している。国内ジャーナリスト、外国人ジャーナリストとも、こうしたガイドラインに従わない場合は、政府により、国外退去を命じられるか、逮捕、拷問又は処刑の対象となる。」 [7b](Section 2a)

16.15 BBC News による 2013 年 1 月 30 日付のメディアに関する報告は、次のように記している。「主要な 3 紙は国営である。民間の新聞社は、殆ど政府と良好な関係を持った人物が運営している。2011 年の反乱の後、反体制活動家はビラや A4 サイズの週報を発行するようになった。」 [28o]

## ラジオとテレビ

16.16 BBC News によるメディアに関する報告は、次のように記している。

「テレビはシリアで最も普及しているメディアである。政府と与党は、放送と出版メディアの大部分を所有し、これを管理している。伝統あるメディアは大統領に対する批判を扱わず、ジャーナリストは自己検閲を行っている。」

「2012 年に Eutelsat とエジプトの Nilesat がネットワーク通信を中止したため、シリアの国営テレビは衛星放送能力の大部分を失った。Eutelsat は、シリアが衛星テレビの送信をパンクさせ、BBC、その他の放送局の放送に被害を与えたと訴えている。」

「反体制派の衛星放送局は、海外から放送しており、2011 年以降、その数が激増している。その中には、ロンドンを拠点とする Barada TV、UAE に拠点を置く Orient TV と Al-Ghad TV がある。」 [28o]

16.17 Freedom House による調査報告書『Freedom in the World 2012』は、次のように記している。「ニュースを報道しないいくつかの放送局を除き、シリアの放送局は全て国営であ

る。但し、衛星テレビ受信用アンテナが普及しているため、殆どのシリア人は外国の放送を受信することができる。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

16.18 USSD Report 2012 は、次のように記している。「政府はいくつかのラジオ局と殆どの地元テレビ会社を所有しており、シリア情報省(Ministry of Information)が、全てのラジオとテレビのニュースと娯楽番組を監視し、政府の政策に従っていることを確認している。所有と使用について厳しい規制があるにも拘らず、衛星テレビ受信用アンテナは広く普及している。但し、政府はアラブ ネットワークの一部を妨害することがある。」 [7b](Section 2a)

16.19 RSF Report は、次のように記している。「カタールに拠点を置くアルジャジーラ (Al-Jazeera)は、[2011年]4月27日、シリア全国で活動を無期限に中止すると発表した。理由は職員が威圧と脅迫を受けたためとしている。この放送局のシリア人職員は、政府当局の脅迫を受けており、職員の敷地には、石や卵が投げつけられた。」 [16a]

## ジャーナリスト

16.20 FH Press Freedom 2012 は、次のように記している。「法律もまた、首相がジャーナリストに対し許可証を発行し、公益に係る理由によりこれを拒否できると定めている。」 [14b]

16.21 Freedom House による調査報告書『Freedom in the World 2012』は、『2001年出版法 (2001 Press Law)』は「... 政府の要求に応じて情報源を提示しない記者は、処罰すると定めている。」と報じている。 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

16.22 2011年11月23日付の国連人権理事会(UN Human Rights Council)による『シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会報告書(Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic)』は、多数のジャーナリストが、デモ活動を報道した罪で拘束され、拷問を受けたと訴えていることを報じている。 [56e] (Arbitrary detentions)

16.23 ジャーナリスト保護委員会 (CPJ: Committee to Protect Journalists) は、2012年の世界中のジャーナリストの死亡に関する2012年12月18日付のレポートで、次のように記している。

「シリアは、2012年、群を抜いて最も危険な国に位置付けられた。ジャーナリスト28人が、戦闘に巻き込まれて死亡、又は政府若しくは反対勢力に暗殺された…」

「イラク戦争をはじめ、数多くの戦争を報道してきたBBC中東の通信員 Paul Wood は、シリアの内戦は『今まで報道した中で、最も困難だった。』と述べている。バッシヤール・アル=アサド(Bashar al-Assad)政府は、国際通信員の入国を拒否することによって、情報の流出を防ごうとしているため、Wood とその他の多くの国際ジャーナリストは、内戦を取材するためにシリアに密入国しなければならなかった。『野菜を積んだトラックの荷台に隠れたり、シリア警察に追跡されたりした一潜入取材の時は色々なことが起こる。』」

「国際ジャーナリストは遮断され、国内メディアは国に管理された状態であるため、市民ジャーナリストが立ち上がり、内戦を報道するためにカメラと手帳を手にした一そして、少なくとも13人が尊い命を落とした。」 [15g]

16.24 USSD Report 2012 は、次のように記している。「以前と同様、政府勢力は、国家批判と見なされる出版物を作成したジャーナリストやその他の執筆者に対し、拘束、逮捕、嫌がらせの行為を行った。嫌がらせ行為には、威圧、国外撤去、ジャーナリストとしての身分の剥奪、又は、認定証発行の要求の拒否などが含まれている。ジャーナリストを標的にした物理的攻撃の報告も、以前に比べて増加した。」 [7b](Section 2a)

16.25 同レポートは、こうも記している。「政府は、ジャーナリストが地域的なアラブ報道協会を結成することを、長年に亘り妨害している。」 [7b] (Section 2b)

クルド人政治活動家(Kurdish political activists)及びクルド人(Kurds)の項も参照されたい。

## インターネットの自由

16.26 2012年9月25日付のFH(Freedom House) Freedom on the Net 2012 は、次のように記している。

「シリアは、ブロードバンド接続の環境を整えることが最も困難で費用も高額である国として分類されており、中東でも最も遠距離通信基盤の開発が遅れている国の1つである。この状況は、2011年と2012年を通じて悪化しただけであった。公衆の抗議活動とそれに対応する政府の抑圧に続き、インフレが急速に進み、停電が劇的に増えたことが原因である。中でもシリア部隊により激しい砲撃を受けたホムス(Homs)などの都市では、通信基盤

が大きな損害を受けた。国際電気通信連合(ITU: International Telecommunications Union)は、2011年年末時点で、国民の22.5%に当たる約500万人がインターネットを利用したことがあると推定した。しかし、ブロードバンド申込者の数は121,300人に留まっている。一方、携帯電話の普及率は2011年年末時点で63%と推定され、ブロードバンド普及率を明らかに上回った。」[14f]

16.27 RSF Report は、次のように記している。

「2005年、シリア情報省(Information Ministry)はインターネットに関する規定を網羅するため、出版法の改訂作業を開始した。2007年以降、インターネット・カフェの経営者は、顧客が公開討論で投稿したコメントを全て記録することが義務付けられている。昨年[2010年]末、内閣は、ムハンマド・ナジ・オタリ(Mohammad Naji Otri)首相が作成したインターネット通信に関する法案を承認した。この法案は、ウェブ上の情報の流れを更に規制することを目的としている。3月中旬に民衆の抗議行動が始まって以来、報道関係者に対する嫌がらせが増えている。当局は、ジャーナリストが抗議行動を取材することを防止するため、デモ活動に個人的に立ち会うことを禁止した。多くのシリア人ジャーナリストやブロガーが逮捕され、拷問を受けた。」[16a]

16.28 同レポートは、こうも記している。「政府はサイバー軍を雇用し、ウェブを特に厳しく監視している。サイバー軍の役割は重要度を増すばかりである。アサド(Assad)支持のプロパガンダ、虚偽の情報の拡散、Eメールとソーシャルネットワーク・アカウントのハッキング、フィッシングなどー情報と偽情報の紛れもない戦争が、シリアで繰り返されている。」[16a]

16.29 更に、国境なき記者団(RSF: Reporters sans Frontières)による2012年5月2日付の新聞発表は、次のように記している。

「ウェブ上でソーシャルネットワークのサイトに書き込まれた政府批判を追跡する任務を負うサイバー軍は、活動を倍増させた。デモ活動家を支持するウェブページやサイトをアサド(Assad)支持の書き込みで満たす。ハッシュタグ#Syriaによって提供される情報に干渉するため、Twitterのアカウントが作成されている。」

「又、サイバー軍は、暴力を求める呼びかけを反政府のページに投稿し、それらが抗議行動家による投稿であるかのように装い、民衆蜂起に対する信頼を失墜させようとしている。」

当局は、反体制派を監視するために、Facebook や Twitter 上に偽のログインページを作成し、フィッシング詐欺の技術を利用して個人情報を入力している。」 [16f]

16.30 2012年9月25日付のFH(Freedom House) Freedom on the Net 2012は、次のように記している。

「2011年の初め以降、シリア政府は、インターネット基盤に対する集中管理を繰り返し利用し、接続を遮断した。時には、インターネットと携帯電話の回線を完全に切断した(全国的に、又は騒乱の激しい特定の地域で)。2011年6月に全国的なシャットダウンが発生し、1日中続いた。2011年9月にクルド人居住地域で、11月にアレppo(Aleppo)で、12月にダラア(Dar'a)とダマスカス(Damascus)の一部で、又、2012年1月にホムス(Homs)で、地域は限定されるが、より長時間に亘るシャットダウンが発生した。政治活動家によると、政権支持勢力が都市の包囲作戦を開始する度に、ブロードバンドの帯域幅が同時に大きく制限され、3G回線が切断される。その他の折には、例えば2012年3月にダラア(Dar'a)で、全電力系統が一度に数時間に渡り切断されたこともある。政府がこうした手段を意図的に採ったことは、2011年5月にシリア国家治安局(National Security Office)の総司令官から漏洩した文書により明らかである。この文書は、『水曜日14:00から、ダラア(Dar'a)、ホムス(Homs)、及び東部の県で、インターネットを完全に切断せよ』と明確に命じている。こうした手段には、市民ジャーナリストが通信機器を充電したり、外界に最新情報を送信したりすることを妨害する目的があると広く信じられている。」 [14f]

16.31 BBCは、2012年の後半と2013年に起こった同様の『停電』について報じている。

「シリアのインターネットは、全国的な停電により、19時間以上に亘ってインターネットが全く使えなくなった事態から復旧したようである。監視会社 Renesys は、水曜日[2013年5月8日]14:30GMT(現地時間17:30)頃から、活動の兆候を検知した。

「現地の国営メディアは、以前、停電の原因は『光ファイバーケーブルの不備』であると報じた。しかし、専門家は『考えにくいこと』として、この説明を却下した…」

「シリアでは、昨年の11月、3日間に亘るインターネットのシャットダウンが起こっている。政治活動家は、バッシュアル・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領が反乱勢力の通信を『沈黙』させようとしていると語っている。」 [28f]

16.32 同レポートは、こうも記している。

「2012年2月、『サイバー犯罪に対抗するためのネットワーク通信規制に関する法令(Law for the Regulation of Network Communication against Cyber Crime)』が新たに可決され、各ウェブサイトは所有者と管理者の氏名と詳細を明確に公表することが義務付けられた。ウェブサイト又はオンラインプラットフォームの所有者は、政府が指示する期間、『内容と通信データのコピーを保存し、ネットワークに情報を提供した人の身分を検証できるようにする』ことも求められる。これに従わない場合、ウェブサイトを遮断し、10万～50万シリア・ポンド(1,700～8,600米ドル)の罰金を科されることがある。意図的に違反したことが判明した場合、ウェブサイトの所有者又は管理者は、懲役3ヵ月～2年、及び、罰金20万～100万シリア・ポンド(3,400～17,000米ドル)を科されることがある。しかし、2012年5月時点で、当局はこれらの規制をあまり積極的に執行していない。」[14f]

監視(Surveillance)の項も参照されたい。

16.33 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「政府はインターネットへのアクセスを制限している。政府がEメールやインターネットのチャットルームを監視しているという信頼性の高い報告があった。個人もグループも、処罰を恐れることなく、Eメールを含め、インターネット経由で意見を表明することはできなかった。政府は、メディア法、並びに一般的な法律を適用することにより、インターネットの使用を規制し、ユーザーを処罰しようとしている。」

「政府は、頻繁にEメールなどのインターネット通信を監視し、様々な都市でインターネット・サービスに干渉・遮断した。治安支部は、インターネットの自由を制限する上で、大きな役割を果たしている。政府は、治安支部によるインターネットの監視と検閲を、監督又は制限しようとしていない。インターネットの遮断は、反政府抗議行動が通常行われる金曜日に重なって発生することが多い。様々なグループの話によると、シリアの全インターネット・サービス・プロバイダーは、色々なウェブサイトへのアクセスを定期的に遮断するという。監視団体は、改革を支持する All4syria.org や、クルド人反政府グループ、ムスリム同胞団(Muslim Brotherhood)、シリア・ムスリム同胞団(Syrian Muslim Brotherhood)、及び Sharq al-Awsat などアラビア語の反政府新聞と繋がりを持つおよそ180のウェブサイトが、一度や二度は遮断されたことがあると推定している。」

「2011年2月、政府は、Facebook や YouTube の禁止を解除した。しかし、人権監視団体は、政府が、政府の武力行使に関する情報、中でも抗議行動家が殴打、逮捕、殺害されている

場面を収めた YouTube の画像の流出を依然として遮断していると報じている。2011年12月、政府は、抗議行動に対する武力行使の証拠を収め、共有するために、市民が利用していた iPhone の使用又は輸入を禁止した。人権活動家は、政府が、活動家に対する強要又は脅迫を目的として、個人を特定できる情報をインターネット上で収集しようとしていると考えている。活動家は、Eメールやソーシャルメディアのアカウントのパスワードを提供することを政府に強要されたと伝えている。又、活動家のウェブサイトやアカウントは、政府支持者により攻撃の対象となったことも語っている。反対勢力と独立した報道は、インターネットやモバイル通信が騒乱の重要な瞬間に、地域ごとに切断されたことを指摘している。[7b] (Section 2a)

16.34 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2013年4月15日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。「2012年も、オンラインの監視とインターネットの検閲が盛んに行われた... 反政府活動家は、独自のチャンネルを設置し、ソーシャルメディアのサイトを利用して、政権と対抗した。」[5b](p244)

16.35 国境なき記者団(RSF: Reporters sans Frontières)は、2013年5月23日付の新聞発表で、次のように記している。

「シリアのインターネット ネットワークは、長きに亘り、厳しく監視されている。今や、監視体制は更に強化されたようである。」

「Telecomix ハクティビストのグループは、34のブルーコート(Blue Coat)サーバーが、シリア(WeFC リンク)で作動していることを突き止めた。これらのサーバーは、ディープ・パケット・インスペクション(DPI: Deep Packet Inspection)技術を利用して、ウェブサイトの検閲、Eメールの傍受、閲覧したサイトに関する情報取得など、シリアのインターネット ユーザーの行動を分析・管理している。」[16h]

16.36 BBC Arabic News のイスラム教グループ・アナリストである Murad Batal al-Shishani は、『Jihadists' Twitter presence becomes more sophisticated』と題した2012年6月22日付の記事で、次のように記している。「Twitter 上で、ジハーディストとその同調者の存在は目立たないが、むしろ巧みで、増加する傾向にある... シリアは、ジハード同調者の Twitter 活動の中で、多くを占める話題の1つである。ジハーディストは、アサド(Assad)政権に対する民衆蜂起のための寄付を奨励しており、サウジアラビアが6月にシリアのための募金活動を禁止した後、Twitter を利用して寄付を促進している。」[28h]

監視(Surveillance)の項も参照されたい。

## 17. 人権組織、組織、及び活動家

17.01 女性差別の撤廃に関する国連委員会(UN CEDAW: United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women)による2007年6月の最終所見は、次のように記している。「締約国が市民社会組織との共働に力を入れていることを認識し、締約国が『結社法(Associations Law)の改訂作業に入っていることを指摘しつつも、委員会は、現在適用される法律が、市民社会組織の設立と運営を妨害していることに懸念を表明する。』 [32a](para 35)

17.02 Freedom Houseによる調査報告書『Freedom in the World 2012』は、次のように記している。「結社の自由は厳しく制限されている。全ての非政府組織は政府に登録しなければならないが、政府は、改革派又は人権擁護グループに対し、登録を拒否するのが一般的である。認可を得ていない人権擁護グループの指導者は、国家批判を発表したとして投獄されることが多い。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

17.03 2013年2月発行のObservatory for the Protection of Human Rights Defendersによる2013年年度報告書『Violations of the right of NGOs to funding: from harassment to criminalisation』は、次のように記している。

「シリア・アラブ共和国において、結社と団体に関する1958年法令第93号は、全ての組織に対し、シリア労働福祉省(Ministry of Social Affairs and Labour)に登録する許可を得ることを義務付けている。事前に許可を得ずに設立された組織は刑法によって処罰されることがある。刑法には、人権擁護組織が実施する可能性の高い数多くの活動を制限し、政府が恣意的に適用する規定が複数含まれている。又、『国際色』を持つ政治・社会組織のメンバーに特定し、3ヵ月～3ヵ年の懲役又は自宅軟禁を科す条項が含まれている。」 [46a](p31)

17.04 同レポートは、こうも記している。

「シリア・アラブ共和国において、刑法は、『国家の経済・社会・政治的性質を変える目的』で設立された結社に加入することを違法としている。又、結社を閉鎖し、そのような組織の設立者及び執行者を最低7年間の重労働に処することを定めている(第306条)。シリア

当局は、この条項を頻繁に適用し、結社を組む活動家に対して重い刑を科している。」  
[46a](p37)

17.05 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。

「政府は、国内の人権擁護団体の結成に、一切許可を出していない。数十の無許可のグループが国内で違法に活動し、民衆蜂起の結果、数が増加している。政府が、国内の人権活動家を常に監視し、移動を禁止するなどの嫌がらせを行っているとの報告がある。政府は、人権擁護団体や外国大使館からの特定の事例に関する問い合わせに対し、その件は未だ調査中である、当該受刑者は国家治安法に違反した、と回答するのが普通である。又は、その事例が刑事裁判所に持ち込まれていれば、行政は独立した司法に介入できないと回答する。政府は、頻繁にこうした組織のメンバーを追跡し、嫌がらせ、拘束、逮捕、拷問及び処刑の対象とした。」 [7b](Section 5)

17.06 同レポートは、次のように付け加えている。

「政府は国際人権 NGO を強く警戒し、入国を許可していない。HRW: Human Rights Watch と AI: Amnesty International の報告によると、政府は人権侵害を犯したことを全く認めていないという。政府は依然として HRW: Human Rights Watch の入国を許可していない。その他の組織も、政府が反政府抗議行動に対する攻撃を仕掛けている地域への出入りを禁止されている。政府は、供給経路に沿った地域、及び反政府勢力が支配する地域に近い接点において、人権擁護団体の活動を特に厳しく制限している。」 [7b](Section 5)

17.07 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2013年4月15日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。「人権擁護団体は、シリアでの活動範囲を制限されている。人権擁護団体が負う恣意的な逮捕又は拘束のリスクは高い。又、シリアには、独立した人権監視団体が存在しない。」 [5b](p234)

17.08 Human Rights Watch(HRW)は、2013年1月31日付の World Report 2013 の中で、次のように記している。

「[治安部隊に]逮捕された人々の中には、平和的な抗議行動の組織、撮影、及び報道に関与した抗議行動家や活動家の他、ジャーナリスト、人道援助の提供者、及び医師が含まれ

ている。活動家によると、治安部隊は投降を促すため、子どもを含む家族を拘束することもあるという。」

「膨大な数の政治活動家が外部との連絡を絶たれた状態で拘束されている。1年以上拘束されている者もいる一方、権利を行使したために裁判にかけられた者もいる。2012年2月16日に起きたある事例では、シリア空軍情報部(Air Force Intelligence)がシリア・メディア・センター(SCM: Syrian Center for Media and Freedom of Expression)を奇襲し、女性7人を含む16人を逮捕した。9月には、シリア・メディア・センター(SCM: Syrian Center for Media and Freedom of Expression)のメンバー7人が、憲法の基本的理念を変える意図をもって禁止文書を発行した罪で有罪となった。逮捕された7人のうち、同グループの会長である Mazen Darwish を含む5人が、外部との接触を断たれた状態で拘束されている。」 [39b]

17.09 2013年5月23日付の Amnesty International の Annual Report 2013 は、次のように記している。「拘束された人々の中には... 人権活動家が含まれている。軍事法廷、特別法廷などでの不公正な裁判で有罪となり、刑を宣告された者もいる。」 [12b]同レポートは、続けて、この1年間で逮捕された著名な人権活動家を数人挙げた。

政府勢力による人権侵害(Human rights violations by government forces)、公正な裁判(Fair trial)、結社と集会の自由(Freedom of association and assembly)、及び出国と帰国(Exit and return)の項も参照されたい。

## 海外渡航

17.10 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「... 政府は、人権活動家や市民社会活動家、及びその家族、提携者の移動を禁止することが多い... 又、反体制派の海外渡航は一貫して禁止しており、渡航を試みた者は攻撃の対象とされる。地元メディアと人権擁護団体は、反体制活動家とその家族は、空港や国境で攻撃されることを恐れ、出国することを躊躇すると、繰り返し訴えた。」 [7b](Section 2d)

出国と帰国(Exit and return)の項も参照されたい。

## 国際機関

17.11 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「政府は国際人権 NGO を強く警戒し、入国を許可していない。HRW: Human Rights Watch と AI: Amnesty International の報告によると、政府は人権侵害を犯したことを全く認めていないという。政府は依然として HRW: Human Rights Watch の入国を許可していない。その他の組織も、政府が反政府抗議行動に対する攻撃を仕掛けている地域への出入りを禁止されている。政府は、供給経路に沿った地域、及び反政府勢力が支配する地域に近い接点において、人権擁護団体の活動を特に厳しく制限している。」 [7b](Section 5)

17.12 同レポートは、国連やその他の国際機関に対する政権の態度を、次のように記している。

「政府は[2012年]4月12日に、国連・アラブ連盟合同特使(UN/Arab League Joint Special Envoy)による6項目からなる調停案(Six-Point Peace Plan)に従い、停戦協定に同意したが、政権と反体制派のどちらも、直ぐに協定を破った。国連は、軍事監視団を派遣し、合意の一部である停戦を監視したが、シリア政府は軍事監視団の移動と活動を規制した。10月、特使の調停により、イード・アル＝アドハー(Eid al-Adha)の祝日に合わせて開始される第2の停戦協定が締結されたが、これも失敗した。政府は、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)など、数多くの国連機関の協力を拒否し、特に反体制派が支配する地域において、人道支援団体の出入りを規制した。又、独立監視団体による議会選挙の監視を求める国連の要請も却下した。」

「1月にアラブ連盟の監視団が退去した後、政府はこの団体と継続して協力することを拒否した。政府系の情報筋は、アラブ連盟の加盟国であるサウジアラビアとカタールが公に反体制派を支持したとして、アラブ連盟を国際的パートナーとして認めることはできないと訴えた。」 [7b](Section 5)

17.13 Save the Children による 2013年3月付のレポート『Childhood Under Fire』は、現在、国際 NGO が直面している困難のいくつかを要約している。

「支援を必要としている数百万の人々の元に出向く上で、最も大きな障害となっているのは、治安の悪さである。一斉射撃、武力の無差別行使、爆弾、地雷、不発弾、誘拐; 支援団体に対する脅威は、挙げれば切りがない。そして、これらの脅威は現実のものである一過去2年間で、支援団体のメンバー15人が、内戦に巻き込まれた一般市民を支援しようとしてシリアで死亡している。国際的に認識されている人道支援団体の記章を付けていたに

も拘らず、直接狙われた者もいる。救急車も直接攻撃を受けた。シリア国内の救急車は、5台中4台が破壊された。」

「無差別攻撃であれ、直接攻撃であれ、支援団体のメンバーや車列に対する攻撃により、一部の地域は活動するには危険すぎる状況となっている。」 [102a]

17.14 同レポートは、続けてこう記している。

「内戦前は、地域団体にせよ、国際団体にせよ、シリアで十分な人道支援活動を行う技術面・運営面の能力を持った団体は非常に少なかった。内戦が激化するにつれ、国連と NGO は、出入り制限と治安の悪さという障害の中、活動の規模を大きくしようとしている。直接的な支援を補うため、Save the Children など多くの団体は、大規模な人道支援を行うことができるシリアの団体と提携している。しかし、膨大な支援の必要性に合わせ、公平性と中立性の理念を維持して活動する経験豊富な地元団体の数は、十分ではない。」 [102a]

国内避難民(Internally displaced persons) (IDPs)及び外国人難民(Foreign refugees)の項も参照されたい。

## 18. 汚職

18.01 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices』は、次のように記している。

「法律は、公務員の汚職に対して刑事罰を科すと定めている。しかし、政府はこの法律を適正に執行していない。警察と治安局には汚職が蔓延している。この年、刑務所の看守が受刑者や面会者に賄賂を要求しているという報告が複数あった。賄賂を多く支払った家族は、警察の立会い無しで受刑者と面会することができた。賄賂の金額は、以前に比べて跳ね上がった。受刑者との面会に要する賄賂は、平均 3,000～5,000 シリア・ポンド(42～70 ドル)である。人権派弁護士と受刑者の家族は、裁判所や刑務所の政府役人は、受刑者に便宜を図る、又は、基本的な世話をすることのために、賄賂を要求していると伝えている。交通警察官は、頻繁にドライバーに賄賂を要求し、児童労働者は、逮捕を免れるために、警察に賄賂を渡していると語っている。」 [7b](Section 4)

18.02 Freedom House による 2013 年 5 月 9 日付のレポート『Freedom in the World 2013-Syria(Freedom House report 2013)』は、次のように記している。「汚職は蔓延しており、

重い刑が科されることは稀である。又、官僚社会を円滑に操作するためには賄賂が必要であることが多い。政権の官僚とその家族は、様々な不法経済活動の恩恵を受けている。」

[14a] (Political Rights and Civil Liberties)

18.03 Transparency International 2012 Corruptions Perceptions Index は、得点数 26 のシリアを、調査対象の 176 ヶ国中、144 位に位置付けた。(CPI スコアは、公務員と政治家の間で存在すると思われる汚職の程度を、実業家や国別情報アナリストが評価した数値である。数値は、0(汚職まみれ)から 100(非常に潔白)までの範囲がある。)」 [21a]

政府勢力による人権侵害(Human rights violations by government forces)の項も参照されたい。

## 19. 信教の自由

19.01 米国国務省が 2013 年 5 月 20 日に発行し、2012 年の 1 年間を報告対象期間とするレポート『2012 Report on International Religious Freedom – Syria(USSD IRF Report 2012)』は、次のように記している。

「憲法、及びその他の法律や政策は、信教の自由を保護しているが、政府は信教の自由を制限している。この年(2012 年)、政府は益々信教の自由を侵害するようになった。憲法は、宗教的な儀式が公の秩序を乱さない限り、信仰と宗教的実践の自由を認めている。政府は、シリアで大多数を占めるスンニー派を含め、『脅威』と見なす信仰団体のメンバーに対し、狙う、監視するなどの行為を増やしていった。信仰団体に対する弾圧は、内戦の激化と同時に起こり、その結果、2011 年の民衆蜂起の勃発から 2012 年年末の間に、一般市民 3 万 5,000 人が政権によって殺害された。『狙う』の行為には、殺害、拘束、及び嫌がらせが含まれている。ホムス(Homs)やアレッポ(Aleppo)の田園地帯など、異なる宗派が混在する地域では、政権が、信仰する宗教に基づいて市民を狙ったという信頼できる報告がある。政府は、エホバの証人、並びに『イスラム過激派グループ』と見なされる団体を違法とした。又、全ての宗教団体の活動を監視し、様々な信仰団体の間、及びその内部の関係を脅かすものとして、改宗を思い留まらせようとした。[7c] (executive summary)

19.02 少数民族の権利(MRG: Minority Rights Group International)の 2011 年 7 月 6 日付レポート『State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2011: Syria』は、次のように記している。

「国民の大多数がイスラム教スンニー派であるシリアは、アラウィ派（シーア派イスラム

の宗派)、イスマイル派とシーア派など、人口の13%ほどを占める少数派宗教の母国である。キリスト教徒は人口の約10%、ドルーズ教徒は約3%である。ヤズィーディー教徒が居住する小さなコミュニティー(人口10万人前後)があるが、IRFR2010によると、ヤズィーディー教徒はイスラム教徒と区別される信仰に属するものとして認識されていない。100~200人程度の少数のユダヤ教徒もおり、国家に疑いの目を向けられている。ユダヤ教徒は、政府の許可無しでは移動できず、国家に厳しく監視され、公務員と軍隊への雇用対象から除外されている。」 [41a]

19.03 少数民族の権利(MRG: Minority Rights Group International)が2012年6月28日に発行した2012年版レポートは、次のように付け加えている。

「紛争が軍事的な色彩を増したことと、多宗派で構成されるシリアの性質から、バッシュアール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領の一族が属し、一族が間違いなく権力の座を独占している少数派のアラウィ派と、国民の大多数を占めるスンニー派との間で、内戦が勃発するのではないかとこの恐れが強まった。アラウィ派が政権で重要な地位を占めていることから、以前の少数民族の権利(MRG: Minority Rights Group International)のレポートでは、アラウィ派を脅威に晒された少数派として捉えていなかったが、政府が転覆すれば、アサド(Assad)政権との親密な関係より、報復攻撃を受ける危険な立場に置かれることになる。シリアの人口の7~9%を占めるキリスト教徒の弱い立場が懸念されたが、この年、少数民族の権利(MRG: Minority Rights Group International)は、キリスト教徒に対する攻撃の報告は受けていない。」 [41b]

19.04 USSD IRF Report 2012 は、以下の点も強調した。「政府は、政策上、いかなる宗派主義も否定すると主張しているが、宗教は一部の雇用機会を決定する要因である。アサド(Assad)大統領とその一族が属する少数派のアラウィ派は、軍やその他の治安局における地位を含め、その人数と釣り合わないほど多くの重要な政治的地位を占めている。 [7c] (Government practices)

19.05 Freedom House による調査報告書『Freedom in the World 2012』は、次のように記している。

「... 政府は、モスクを厳しく監視し、イスラム教の宗教的指導者の任命を管理している。宗教団体の集会は、礼拝以外は全て許可を必要とし、資金の収集活動は厳しく監視されている。少数派のアラウィ派が国内の治安部隊と士官部隊の地位を独占する一方、軍の兵卒と歩兵隊はスンニー派が占める傾向がある。スンニー派の兵士は、アラウィ派の上官より

圧力と迫害を受け、殆どがスンニー派である抗議活動家を銃撃せよとの命令に対し、数百のスンニー派部隊が2011年に離反し、反乱を起こしたと考えられている。一部の活動家は、10月に起きたシリア有数のスンニー派聖職者の息子 Ahmad Hassoun の暗殺は、宗派間の対立を深めようとする政権の企みであったと解釈している。宗派間の分断化を示すものとして、異なる宗教団体が混在するシリアの不穏な都市において、明らかな報復合戦があったことが挙げられる。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

19.06 ドイツ・ヴェレ(DW: Deutsche Welle、ドイツの放送局)は、2013年2月24日付のレポートで、次のように記している。

「シリアの内戦は、宗派間の対立として更に激しさを増している。しかし、少数派のキリスト教徒、ヤズィーディー教徒、ドルーズ派、及びアラウィ派にとって、状況はまるで違っている。」

「シリアの様々な宗教コミュニティは、数十年に亘り、平和に共存してきた。しかし、国内で進行中の紛争は、信仰によって、人々をこれまでにないほど深く分断した…」

「シリアは民族と宗教の寄せ集め国家である。約2,200万人の人口の4分の3はイスラム教スンニー派である。アラウィ派とキリスト教徒は、それぞれ人口の10%を占めている。更に、数十万人のドルーズ派、シーア派、及びヤズィーディー教徒もシリアに住んでいる。宗教の裏では、大多数を占めるアラブ人と、人口の約15%を占めるクルド人との民族間の緊張も高まっている。」

「バッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領の政権に対する抗議行動が始まった時、キリスト教徒は、殆どのシリア人と同様、改革を求める声を歓迎したと、シリアとレバノンのプロテスタント教会の教会会議で牧師を務める Adeb Awad は語っている。しかし、内乱が武力闘争に変わった頃、外国から多数の兵士が入国してきた。その中のイスラム過激派は、多くのキリスト教徒の村を恐怖に陥れ、住民を追放したと、Adeb Awad はドイツ・ヴェレ(DW: Deutsche Welle)に語った。但し、アレッポ(Aleppo)を除く主要な都市では、キリスト教徒を狙った攻撃は少なかった。」

「宗教の対立の色を増してきた内戦は、信仰の違いが問題なのではなく、特定の宗教集団と一般的に関連付けられる事柄が問題なのであると、スウェーデンのシリア研究家 Aron Lund は説明している。親アサド(Assad)派か反アサド(Assad)派かは、個人の実際の気持ちとは別に、宗教に基づいて判断されることが多い。」

「反政府派の殆どがスンニー派であることから、スンニー派は反体制活動家と見なされる一方、アラウィ派は親政府派であると認識される。アサド(Assad)大統領も、政界、軍、経済界のエリートの中で指導的立場にあるメンバーも、政府が雇っている悪名高いシャビーハ(shabbiha)民兵組織も、アラウィ派である。スンニー派が居住する村でシャビーハ(shabbiha)が働いた残虐行為が深い恨みを生んだため、政府内に、反体制派のアラウィ派やスンニー派がいることに気付く者は殆どいない。」

「Awadによると、殆どのキリスト教徒も、依然としてダマスカス(Damascus)の政府を支持しているという。『地域で唯一、神政国家ではないシリアは、キリスト教徒にとって最善の環境を提供している。』Awadはこう語った。キリスト正教会、カトリック教会、プロテスタント教会、どのキリスト教会も同様に、過激なイスラム主義者による権力の乗っ取りを恐れている。『キリスト教徒やその他の少数派宗教のコミュニティが軍と政府の支持に回ったのは、これが原因である。』Awadはこう語った。」 [97a]

19.07 同レポートは、個人の氏名及び/又は住所は、宗教を表すことがあると説明している。

「シリア人は、個人がどの宗教を信仰しているかを簡単に言い当てることのできる一名前で判ることが多いのである。Lundによると、Omar という名前の人はスンニー派であるという。住所もヒントになる。『どの区域にスンニー派、又はアラウィ派が多く住んでいるか、どの区域は政府を支持しているか、などは人々の知るところである。』Lundはこう語った。」

「ある宗教の信者になることは、ある政治的立場を想定されることに繋がり、危険である場合がある。国連は、少数派宗教の信者が住む区域や宗教的な場所の付近で、10件以上の爆破事件があったことを認識している。こうした爆破事件は、軍事的な目的を持たず、単に宗派間の緊張を高める意図で引き起こされたものである。その一方で、多くの病院は、宗教の異なる病人や負傷者を受け入れることを拒否している。又、人々は逮捕や拷問を恐れて、国営病院には行かないと国連は報じている。」

「これらの少数派宗教集団にとって、未来の展望はそれぞれ異なる。1,000年以上も前にイスラム教シーア派から分離したアラウィ派の運命は、政権の運命と緊密に繋がっている。アサド(Assad)政権が転覆すれば、アラウィ派は報復と抑圧の対象になることが十分考えられる。しかし、ドルーズ派にとっては、状況は全く異なる可能性がある」と Lund は語る。ドルーズ派は、主にシリア南部に住み、政府を支持し続けている。『但し、政権が転覆すれ

ば、政権支持の立場を捨て、自治権を得ようとする可能性もある。』Lund はこう語った。  
[97a]

19.08 Human Rights Watch(HRW)は、2013年1月23日付のレポート『Syria: Attacks on Religious Sites Raise Tensions』の中で、次のように記している。

「Human Rights Watch は、ラタキア(Latakia)とイドリブ(Idlib)の各行政区の捜査に続き、反政府武装グループが、2012年11月と12月にかけて、宗派が混在するシリア北部の地域において、意図的に宗教的な場所を破壊したと思われると語った。反政府武装グループがイドリブ(Idlib)行政区においてシーア派の礼拝所を破壊し、ラタキア(Latakia)行政区では、2つのキリスト教会が略奪を受けた。3つの事件とも、Human Rights Watch が検証した証拠と目撃者の証言から、攻撃は、地域が反政府武装勢力の手に落ち、政府勢力が撤退した直後に起きていることが判っている…」

「Human Rights Watch は、以前、政府軍によるイドリブ(Idlib)市タフタナズ(Taftanaz)のモスクの破壊と盗難を報じた。」 [39q]

19.09 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2013年4月15日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。

「騒乱は、シリアの様々な宗教コミュニティ間の関係に悪影響を与えた。シリア政府が暴動をイスラム原理主義テロリストの責任とし、少数派宗教コミュニティに恐怖感を抱かせたことに続き、2012年に宗派間の緊張が高まった。政権は、少数派のアラウィ派から成る武装ギャング団シャビーハ(shabbiha)を使って、殆どがシリアの多数派のスニー派である抗議行動家を弾圧した。これが、武力行使と宗派間の報復合戦に繋がった... シリア国民連合(National Coalition for Syrian Revolutionary and Opposition Forces)は、11月に結成されて以来、シリア国民全体の代表となることを目的とし、少数民族と少数派宗教の尊重に尽力している。」 [5c](page 237)

## 宗教団体

19.10 USSD IRF Report 2012 は、次のように記している。

「憲法、及びその他の法律や政策は、信教の自由を保護しているが、政府は、特に『過激派』と見られるグループのメンバーに対し、信教の自由を制限している。政府の政策と司

法制度は、多くの宗教団体に対し、宗教的な儀式が『公の秩序を乱さない』限り、自由に礼拝することを認めている。政府は『イスラム過激派』と見なされるグループやエホバの証人を違法としている。こうしたグループは、政府の注意を引かないように活動することを余儀なくされている。国民は、政府が国民の権利を侵害したと思われる時、政府を訴えることができる。」

「保守的なスンニー派原理主義を一般的に表す『サラフィー主義』組織に加入することは違法である。政府と国家安全保障裁判所は、サラフィー主義活動の正確な定義を提示しておらず、何故違法なのかという点も明らかにしていない。法令第 49 号によると、シリア・ムスリム同胞団(MB: Muslim Brotherhood)との協力は死刑に値すると定めている。今年まで、死刑は懲役 12 年に減刑されるのが一般的であった。しかし、現在、刑は懲役から死刑まで幅がある。」

「シリアには正式な国教は無いが、憲法は、大統領はイスラム教徒でなければならないこと、イスラム法が法律の主な源であることを定めている。政府は、国家の世俗的な性質を維持することに尽力するイスラム教徒を選び、宗教の指導者の地位に任命している。」 [7c] (legal/policy framework)

司法(Judiciary)、女性(Women)、及び児童(Children)の項も参照されたい。

19.11 法の準拠に関し、USSD IRF Report 2012 は、次のように記している。

「全ての宗教団体は、政府に登録しなければならない。政府は、団体の資金調達を監視し、宗教団体、非宗教団体を問わず、礼拝を除く全ての集會に許可を必要とする。登録手続きは複雑で時間がかかることもあるが、政府は、通常、承認を待つ間も非公式に活動することを許可している。政府に認可されたイスラム教、ユダヤ教、及びキリスト教の団体全てを含め、認可された宗教団体と聖職者は、光熱費が無料になり、宗教的建物に対する不動産税と公用車に対する個人資産税が免除される。」 [7c] (legal/policy framework)

19.12 同レポートは、次のように続けている。「個人的身分に関して、政府は、国民が、名目上はキリスト教、ユダヤ教、又はイスラム教のいずれかを信仰することを要求している。信仰する宗教は、出生証明書に記載され、結婚の際、又は宗教的巡礼に出る際の法的書類に記載することが要求される。パスポートや身分証明書には、信仰する宗教を記載する必要はない。」 [7c] (government practices)

19.13 同レポートは、こうも記している。

「政府の治安部隊は、宗教団体、非宗教団体を問わず、全ての団体を監視している。政府は、イスラム過激派を特に政権にとっての脅威と見なし、宗教に基づく過激派と見なされる個人を厳しく監視している。又、大多数を占めるスンニー派が、外国のスンニー派と連絡を密に取り始めたことに対し、反政府の政治活動又は軍事活動に相当するとして警告を発し、公に脅迫した。モスクを建設することは認められたが、政府は説教を監視・管理し、祈祷の際、モスクを閉鎖することが多かった。」 [7c] (government practices)

## エホバの証人

19.14 TEAJCW: European Association of the Jehovah's Christian Witnesses が国連総会に提出した 2011年7月25日付のレポート『Summary: [Universal Periodic Review] : Syrian Arab Republic / prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (c) of the annex to Human Rights Council resolution 5/1』は、次のように記している。

「エホバの証人は、礼拝のための集会を禁止されている。TEAJCW は、政府が宗教書物の出版や国外のエホバの証人との連絡を禁止しており、政府機関への雇用の対象から除外されていると述べている。又、出国するためにパスポートを取得することが非常に困難であることを伝えた。同レポートは、全てのエホバの証人とその自宅が監視されていること、又、頻繁に招集され、尋問されていることを付け加えた。」 [56c]

19.15 Freedom House report による 2011年11月10日付のレポート『Countries at the Crossroads 2011– Syria』は、次のように記している。「... エホバの証人など、禁止された宗教の信者は、日常的に尋問や嫌がらせを受けている。」 [14e]

## キリスト教徒

19.16 New York Times は、2013年2月13日、トルコに住むシリア出身のキリスト教難民にインタビューを行った。

「膨大な数のシリア人キリスト教徒の故郷であるシリア北東部のハサケ(Al Hasakah)行政区で、キリスト教徒に対する暴力が激化していると、難民は語った。」

「地元でジャジーラ(Jazeera)と呼ばれるこの地域は、ラース・アル=アイン(Ras al-Ain)、カミシリ(Al-Qamishli)、及びマリキヤ(Malikiyah)の区域を含んでいる。政府軍、アラブ系の自由シリア軍(Free Syrian Army)、及びクルド人戦士が、支配権を巡って三つ巴になって争っている真ん中で、地域のキリスト教徒は包囲された形になっている。」

「戦闘は散発的であるが、地域は無法状態に陥り、キリスト教徒は反乱軍の武装ギャング団の標的となっていると、マルディン(Mardin)の首都大司教を務める Gabriel Akyuz 牧師は、先週、マルディン(Mardin)でのインタビューで語った。」

『ギャング団は身代金目当てに人を誘拐し、悪質な不正行為を働いている。シリア人が逃げ出しているのは、そのためである。』 Gabriel Akyuz 牧師はこう語った。」

「先週トルコ南東部でインタビューを受けた難民、教会役員、及びシリアの機関の代表によると、この数週間で、数百人のキリスト教難民がトルコに到着した。現在クルド人が支配している地域がアラブ系民兵組織の手に落ちた場合、数万人が続けてトルコに避難する準備をしているという...」

『難民は、キャンプで暮らすことを怖がっている。自分たちの属する集団の中で暮らす方が安全だと感じている。』 Mor Hanonyo で4家族と独身の難民数人を世話する Joseph 牧師はこう語った。」

『反乱軍から逃げて来たのに、キャンプは反乱軍でいっぱいである。』3人の少年の母親で、学校の教師を務める女性は語った。この女性は、母国に残っている親類に対する反乱軍の報復を恐れ、匿名で語ることを希望した。」

「キリスト教難民の多くは、徴兵を避けて避難した若者であり、今では、トルコの難民キャンプに入れば反乱軍に加入させられるのではないかと恐れていると、トルコの Federation of Syriac Associations の会長を務める Evgil Turker はインタビューで語った。」

「アル=ヌスラ戦線(Al-Nusra Front)及びその他の反乱グループは、難民キャンプに身を潜めている。』 Turker 氏はこう語る。『彼らは1日に20人か30人の若い男性を駆り集め、国境の柵を越えてシリアに送り返している。』 [92c]

兵役(Military service)の項も参照されたい。

19.17 New York Times は、2012年6月28日の記事で、次のように述べている。

「今月、シリアの都市クサイル(Qusayr)から、町のキリスト教徒に不吉な警告が届いたとの報告があった。バッシヤール・アル=アサド(Bashar al-Assad)に反対するスンニー派主導の反体制派に参加するか、さもなければ町を去れという内容である。その直後、数千人のキリスト教徒が町を脱出した。」

「世俗寄りの独裁政治に保護されて数十年、クサイル(Qusayr)に対する最後通牒は、シリアのキリスト教コミュニティに暗い未来を突き付けた... シリアでは、アサド(Assad)政権の残忍な弾圧をものともしない国内反体制派に対する国民の支持にかき消され、キリスト教弾圧への懸念が顧みられていない。」

「今年3月、クサイル(Qusayr)に対する最後通牒の数ヵ月前に、反体制派のファルク旅団(Faruq Brigade)のイスラム過激派は、ホムス(Homs)のハミディヤ(Hamidiya)とブスターヌッディーワーン(Bustan al-Diwan)付近で住宅を1軒ごとに回り、地元のキリスト教徒を追放した。奇襲の後、伝えられるところによれば、キリスト教徒の約90%が都市を脱出し、政府が支配する地域、近隣諸国、又はレバノン国境近くにあるキリスト教徒の谷(Wadi al-Nasarah)と呼ばれる土地を目指した。民衆蜂起以前にホムス(Homs)で暮らしていた8万人以上のキリスト教徒のうち、今日残っているのは約400人である」 [92b]

19.18 Reuters は、2013年4月22日付のニュース報道で、次のように述べた。

「国営放送は、2年間に亘る内戦の結果として生じる宗教的寛容と多様性に対する脅威を警告していた2人の著名なシリア人司祭が、月曜日、シリア北部のアレッポ(Aleppo)県で武装反乱勢力により誘拐されたと伝えた。」

「シリア・アラブ通信社(SANA)は、アレッポ(Aleppo)でシリア正教会とギリシャ正教会の大主教を務める Yohanna Ibrahim と Paul Yazigi が、Kfar Dael の村で『人道的活動を行っていたところを』『テロリストグループによって』拉致されたと報じた。」

「反体制派のシリア国民連合(Syrian National Coalition)のシリア人メンバー Abdulahad Steifo は、大主教たちは反乱軍が支配するトルコとの国境にあるバブアルハワ(Bab al Hawa)からアレッポ(Aleppo)に向かう路上で誘拐されたと伝えている。」 [86e]

19.19 USSDS IRF Report 2012 は、次のように記している。「一部のキリスト教徒は、民間部門で雇用面での差別の問題が深刻化していると感じている。キリスト教徒数人が、キリスト教徒に対する社会的寛容が損なわれており、多数のシリア人キリスト教徒が出国する主な原因となっていると報告している。」 [7c] (Status of Societal Respect for Religious Freedom)

## ヤズィーデー教徒

19.20 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2012年4月30日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2011』は、次のように記している。「クルド人の少数派宗教集団であるヤズィード派は、宗派が政府によって認められていないため、差別の対象となっている。ヤズィード派はシリアのイスラム教徒として登録されており、公立学校でイスラム教の宗教教育を受けている。」 [5b] (p344)

クルド人(Kurds)及び政治的所属(Political affiliation)の項も参照されたい。

## 改宗活動

19.21 USSSD IRF Report 2011 は、次のように記している。「改宗活動を禁止する民法は存在しないが、政府はこれに反対しており、『宗教集団の間の関係を脅威に晒した』として、宣教師に対し、追放する、罪に問うなどの行為を行っている。」 [7c] (legal/policy framework)

## 改宗

19.22 同レポートは、次のように付け加えている。「政府は、改宗活動と改宗を規制している。政府は改宗したイスラム教徒の宗教上の立場を認めず、シャリア法(イスラム法)の裁きの対象とする。キリスト教徒がイスラム教へ改宗することも認めていない。」 [7c] (legal/policy framework)

19.23 同レポートは、こうも記している。「社会的慣習と宗教上の規定により、改宗する例は比較的少ない。中でも、違法とされているイスラム教からキリスト教への改宗は稀であった。多くの場合、改宗者には社会的な圧力がかかるため、新しい宗教を公に実践するには、改宗者は国内で移住するか、国外へ出ることを余儀なくされる。」 [7c] (Status of Societal Respect for Religious Freedom)

## 20. 民族グループ

20.01 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。

「政府は、少数派国民と少数民族に対し、伝統的活動、宗教的活動、及び文化的活動を実践することを制限した。クルド人—シリア国籍を持つ者も持たない者も—は、政府と社会からの差別と抑圧を受けると同時に、以前に比べて激しい政府主導の武力行使の対象とされた。以前、政府はクルド人に対して寛容であったが、この年、政府は数多くのクルド人活動家に対し、逮捕、拘束、拷問などの行為を行った。宗派間の緊張を高めるためのプロパガンダとして利用する目的があるとされている。地元メディアによると、政府は、元旦(Nowruz)などのクルド人の祝祭日に奇襲攻撃をかけたという。」 [7b] (Section 6) 更に、同レポートはこう続けている。

「当局は、店やレストランの看板の言葉の少なくとも60%をアラビア語にしなければならないとする古い規則を執行している。政府の役人は、パトロール隊を商業区域に派遣し、店主が店の名前をアラビア語に変えることを拒否した場合、店を閉鎖すると言って店主を脅すと報告されている。少数民族—特に政府が標的としているらしいクルド人—は、こうした行為を、少数民族の文化的アイデンティティを失わせる試みの更なるステップとして捉えている」

「政府は、依然として、抗議活動家や反体制派の正体が、イスラム教スンニー派と過激派のイスラム教ワッハーブ派(Wahhabi)であると、国営テレビで主張している。これには、少数民族を威圧し、従わせる目的がある。」 [7b] (Section 6)

20.02 政治参加に関して、同レポートは次のように記している。「議会には、キリスト教徒、ドルーズ派、そしてクルド人の閣僚がいる。与党で少数宗派のアラウィ派は、内閣において、その他の少数派より大きな権力を握っている。」 [7b] (Section 3)

20.03 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2013年4月15日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。特定の人口統計データは信頼性が低いですが、推定では、イスラム教スンニー派が人口の74%、アラウィ派(イスラム教シーア派の1派)が11%、キリスト教徒が10%、ドルーズ派が3%、その他のイスラム教徒が2%を占めている。 [5c](p237)

20.04 同レポートは、こうも記している。「2011年3月に始まった民衆蜂起は、シリアの異なる民族と宗派間に潜在していた緊張を高めた。戦闘は、政権に忠実な側と、それに反対する側との間で行われているが、特定の宗派が標的とされ、攻撃を受けた事例もある。こうした事例は、民族や宗派が混在する地域、又は、武装グループが親政府少数派の居住する土地を奪取しようと試みた地域で起こっている。」 [5c](p237)

## クルド人

シリアのクルド人に関する最近の情報については、英国に拠点を置く International Support Kurds in Syria Association – SKS のウェブサイトの [Syria](#) 及び [Reports](#) のページを参照されたい。 [48a-48b] 又、[シリアのクルド人居住地域の地図](#)を参照されたい。

20.05 国際危機グループ(ICG: International Crisis Group)の2013年1月22日付のレポート『Syria's Kurds: A Struggle Within a Struggle』は、次のように記している。「民族的にも言語的にも他とはっきり区別されるグループであるシリアのクルド人は、トルコ国境やイラク国境付近の地域で暮らしているが、ダマスカス(Damascus)やアレッポ(Aleppo)など、国内のその他の地域の都市にも大きなコミュニティがある。」 [98a]

20.06 DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が共同で行った、ダマスカス(Damascus)、シリア、バイルート、レバノン、及びイラク クルディスタン地域(KRI: Kurdistan Region of Iraq)であるアルビール(Erbil)とドホーク(Dohuk)の現地調査に関する2010年5月版レポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』は、次のように記している。

「[シリアのクルド人の]大多数はスンニー派であり、独自の言語である Kirmanji 語を話す。クルド人は、イラク国境とトルコ国境に沿った地域に大きな集団で暮らしている。特に、北東部のジャジーラ(Jazira)、北部の'Ain 'Arab 地域、及び、北東部の'Afrin[Kurd Dagh(クルド人の山)とも呼ばれる]付近の高地の、3つの地域に集中している。アレッポ(Aleppo)とダマスカス(Damascus)にもかなり大きなクルド人コミュニティがある。」 [60a](p7)

20.07 KHRP: Kurdish Human Rights Project は、2011年7月4日、シリアも対象とする報告説明『Mother-Tongue Education in the Kurdish Regions』の中で、次のように記している。「母国語教育は、国際法に基づいて基本的な権利と見なされるべきであるが、クルド人居住地域では、適切に認識、保護、又は推進されておらず、その地域における紛争の解決の障壁となっている。」 [61c] 同レポートは、シリアに限定して次のように記している。

「シリア憲法は、表現の自由を確立することができない。何故なら、その表現が『... 国家と民族主義の構造の堅牢性を保護し、社会主義体制を強化するような建設的な論評...』に相当することが要求されるためである。シリア当局は、これらの条件を利用して、国家に対する脅威と見なすクルド人の母国語に関する権利を抑圧する可能性がある。」[61d](p9)

20.08 USSD Report 2012 は、次のように記している。「政府はクルド語の使用と教育を制限している。クルド語の書籍やその他の資料の出版や、クルド語による文化的表現も規制されている。又、時にはクルド人の祝祭を規制することもある。」[7b](Section 6)

20.09 KHRP: Kurdish Human Rights Project が国連総会に提出し、2011年7月25日付の『Summary: [Universal Periodic Review] : Syrian Arab Republic / prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (c) of the annex to Human Rights Council resolution 5/1』の中に含まれているレポートは、次のように記している。

「KHRP は、クルド人の子どもたちは、両親が必要な書類を入手できないため、学校に入学することが困難である。発達時期を通して子どもが教育を受けられない状況が続くため、その後の雇用に大きな支障が出ている。KIS: Kurds in Syria は、クルド人の学生と労働者が、今でも恣意的な異動を命じられることがあり、政府系の学会、局、機関から除名の対象となっていると伝えている。」

「KHRP は、シリア当局が、クルドの元旦である(Nowruz)を祝うことを阻止しようとクルド人に圧力をかけていると伝えている。」[56b] (Paragraph 57-58)

20.10 同レポートは、こうも記している。「KHRP によると、国籍を持たないクルド人は、シリア国籍を必要とする特定の職業から排除されており、非公式な職業で不法就労せざるを得ないことが多いという。」[56b] (Paragraph 49)

更なる情報については、SKS: International Support Kurds in Syria Association の2010年8月付のレポート、政令第49号—シリアのクルド人に対する民族浄化(Decree 49 – ethnic cleansing of Kurds in Syria)を参照されたい。[48c]

20.11 2012年5月24日付の Amnesty International の Annual Report 2012- Syria は、次のように記している。

「人口の10%を占めると推定される少数民族のクルド人は、言語と文化の使用を制限されるなど、未だに民族種に基づく差別を受けている。クルド人は、4月7日にバッシュール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領が立法令第49号を發布し、Ajanib(『外国の』)クルド人に国籍を与えるまで、事実上、無国籍であった。この時、殆どがハサケ(Al Hasakah)行政区に住む Maktoumeen(『隠れた』、実際には『未登録の』を意味する)として知られるクルド人には国籍が与えられなかった。クルド人人権活動家は、依然として逮捕と投獄の対象である。」 [12b]

20.12 Human Rights Watch(HRW)も、2012年1月22日付の World Report 2012 の中で、次のように記している。「[2011年]4月4日、アサド(Assad)大統領は、シリアで生まれた無国籍のクルド人の多くに国籍を与える法令を發布した。」 [39b]

20.13 DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が共同で行った現地調査に関する2010年5月版レポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』は、次のように記している。「国連開発計画 (UNDP: United Nations Development Programme)–シリアの代表団によると、医療と教育を受ける上で、クルド人を含む民族グループに対する差別は見られないという。こうしたサービスの代価は非常に低い上、身分証明書の提示も求められない。」 [60a](p58) 同レポートは、国籍を持たないクルド人が公共サービスを受ける可能性について、詳細に綴っている。 [60a]

国籍を持たないクルド人(Stateless Kurds)の項を参照されたい。

児童(Children)及び医療問題(Medical issues)の項も参照されたい。

20.14 Freedom House によるレポート『Freedom in the World 2012』は、次のように記している。

「少数民族のクルド人は、文化と言語表現の面で大きく制限されている。『2001年出版法(2001 Press Law)』は、出版社の所有者と編集長はアラブ人でなければならないと定めている。国外に亡命したクルド人グループは、30万人ものシリア系クルド人が国籍を剥奪され、パスポート、身分証明書、又は出生証明書を取得できないため、土地の所有、政府機関への就職、及び投票ができないでいると推定している。クルド人活動家と見なされた者は、決まって学校や公職から除名される。政府は、2011年4月、シリア東部に住む数千人のクルド人に国籍を与えると宣言したが、クルド人にとっては厳しい状況が続いた。反体制派は、10月に起きた著名なクルド人活動家ミシャール・タンモ(Mishaal al-Tammo)の暗殺の背

後に政府がいると主張している。政府勢力は、ミシャール・タンモ(Mishaal al-Tammo)の葬儀で銃撃を行い、数人のクルド人を殺害した。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

20.15 KHRP: Kurdish Human Rights Project 『Impact Report 2009』は、次のように記している。「2009年、クルド文化を平和的に推進しようとするクルド人の逮捕、及び外部との接触を絶った状態での拘留は、進行中の問題として残った。政治活動家に対する表現と結社の自由の侵害も、同様である。」 [61a] (p24)

監視(Surveillance)及び政治的所属(Political affiliation)の項も参照されたい。

20.16 DIS: Danish Immigration Service /ACCORD(Austrian Red Cross(オーストリア赤十字)) 合同事実調査団が2010年5月付のレポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』作成のために接触した様々な情報源は、政府の目から見て、クルド人の文化的活動と政治活動を区別することは難しいと語った。

「... ある西側諸国の外交筋は、政府と国家治安局が、国家の統一を脅かす脅威、又は政府当局に対する何らかの反抗と見なされるクルド民族主義の文化的又は政治的徴候に対し、非常に敏感であることは間違いないと述べた。政府がクルド人の文化活動に厳しく反応するのは、このためである。」

「[同レポートは]政府は、クルド人の文化活動が一般的に政治に関連すると認識しているため、政治活動と、政治に無関係の活動との区別を付けることが困難であると説明している。当局がクルド人の文化活動を禁止する場合、その活動に参加する普通の人々も政治と関連付けられる。従って、クルド人の文化活動に参加することは、当局によって罪を問われ、処罰を受けるリスクを伴う。 [60a](p40)

20.17 国際危機グループ(ICG: International Crisis Group)の2013年1月22日付のレポート『Syria's Kurds: A Struggle Within a Struggle』は、次のように記している。

「政府は一部のクルド人を政権に登用し、ある程度の政治活動と準軍事的活動(トルコに向けられたものに限り)、及び犯罪(殆どが密輸)を寛容に扱うことによって、一部のクルド人を手懐けたが、シリアのクルド人は差別と抑圧で不満も募らせていた。最も酷い差別としては、30万人ほどー総勢200万人いると推定されるクルド人のうちの15%ーが無国籍のまま放置され、法的保護を受けられず、基本的権利も剥奪されている事実がある。反乱は頻

繁に起こったが、直ちに鎮圧される。その結果、大多数のクルド人は行動を起こすこともなくなった。」[98a]

## 内乱の間の状況

20.18 国際危機グループ(ICG: International Crisis Group)の2013年1月22日付のレポート『Syria's Kurds: A Struggle Within a Struggle』は、次のように記している。「シリアの政治闘争は広がりを見せたが、クルド人が大多数を占める地域は比較的隔離されたままであった。クルド人は目立った動きを控え、政府の矛先をかわしていた。時間の経過と共に、治安部隊は別の場所に集合するために撤退した。クルド人のグループは、ここで表面に出て、治安部隊の後を引き継いだ。影響力を持つ地域を明確に区分けし、それぞれの支配地域を防衛し、必要なサービスを住民に提供し、アサド(Assad)後のシリアにおけるクルド人コミュニティの地位を向上させることなどを目的とした。[98a]

20.19 同レポートは、次のように続けている。

「2011年にシリアの民衆が蜂起した時、クルド人が参加し、政権の転覆を大声で唱えていたら、という点について、伝統的なクルド人政党は、多少、異なる見解を持っている。クルド民族が明確に反体制派に加担していれば、厳しい報復を受けたであろう。クルド人の抗議行動に対するアラブ人の無関心さに怒りを覚えたであろう。又、それに続く2004年の政府による弾圧では、暴動の枠外に身を置く方が得策であったろう。そして、新たに権力を握った活動家たちが、クルド人活動家の立場を危うくする懸念もある。アラブ対クルドの新しい戦線を開き、問題が更に複雑化することを避けるため、政府はクルド人に殆ど手を出さなかった。結果として、殆どのクルド人政党はシリアのより大きな政治闘争の陰に隠れ、政権と闘うこともせず、政権を支持することもせず、過剰にアラブ民族主義且つイスラム主義に傾倒していると思われる(クルド人以外の)反対勢力には用心深く接した。」[98a]

20.20 同レポートは、最も影響力の強いクルド人政党について、次のように記している。

「現在、(進行中の政治闘争の影響を大きく受け、)これらの政党の中で最も強い影響力を持つシリア・クルド民主連合党(PYD: Partiya Yekîtiya Demokrat, Democratic Union Party)も、政府と対立することに最も消極的であり、馴れ合いとの批判を浴びた。統率がとれ、熟練し、充実した武器を装備したこのグループは、トルコの主要なクルド人反乱グループであるクルディスタン労働者党(PKK: Kurdistan Workers' Party)のクルド系シリア人の分派であ

る。民衆蜂起が起こって間もなく、イラク北部の山地でクルディスタン労働者党(PKK: Kurdistan Workers' Party)と共に駐留していたシリア・クルド民主連合党(PYD : Democratic Union Party)は、戦闘部隊を率いてシリアに戻ってきた。2012年7月、政府の治安部隊がクルド人居住地域から部分的に撤退したことに乗じ、政治と治安維持に関する支配権を確立し、少なくとも5カ所の政府拠点の市の建物から役人を追い出し、シリア国旗を独自の旗に置き換えた。その過程で、シリア・クルド民主連合党(PYD : Democratic Union Party)は、クルド人が大多数を占める殆どの町で、自らが国家機関を管理する当局であると公に名乗った。」 [98a]

20.21 同レポートは、シリア・クルド民主連合党(PYD : Democratic Union Party)と競合する政党について、次のように記している。

「シリア・クルド民主連合党(PYD : Democratic Union Party)と競合する主な政党は、小さなクルド人政党の混成グループである。そのうちのいくつかはイラクのクルド人グループと親密なつながりを持っている。イラクのクルディスタン地域政府(KRG: Kurdistan Regional Government)の大統領であり、クルディスタン民主党(KDP: Kurdistan Democratic Party)の議長でもあるマスワード・バラザーニー(Masoud Barzani)の保護の下、10以上のこれらの政党が、2011年10月にシリア・クルド国民会議(KNC: Kurdistan National Council)と合体した。この連立政党は、内部の分裂と、シリア国内に戦闘部隊を持たないという弱点を持ち、対抗馬としてはいささか脆弱であったが、シリア・クルド民主連合党(PYD : Democratic Union Party)と競合する唯一の有効なクルド人政党である。それでも、シリアの政治闘争により、クルド人居住地域に治安維持と政治の空白ができたことで、これら2つの主要な政党は競争を激化していった。」 [98a]

20.22 同レポートは、クルド人の中で高まる緊張について、次のように記している。

「シリアのクルド人による活動は軍事的な色彩を増していったが、誰に対して武力を行使するのかという点は、曖昧なままである。敵は政権、(クルド人以外の)反体制派、トルコ、又は同じクルド人なのか。シリア・クルド民主連合党(PYD : Democratic Union Party)配下の軍隊である YPG : People's Defence Corps は、政権に代ってクルド人居住地域の全域に検問所を設置した。主に、付近に駐留するクルド人以外の反政府武装グループからクルド人を保護するための、クルド人居住地域の防衛策であると主張している。」

「... 昨年起こった一連の衝突、暗殺、誘拐、及びその他の暴力行為は、シリア・クルド民主連合党(PYD : Democratic Union Party)とシリア・クルド国民会議(KNC: Kurdistan

National Council)との紛争が、2012年7月の合意、及びクルディスタン民主党(KDP: Kurdistan Democratic Party)の訓練開始よりかなり前から生まれていたことを示唆している。」 [98a]

20.23 2013年4月8日に Huffington Post 紙に掲載された Daniel Nisman の記事は、クルド人がシリア人反乱勢力と共働している可能性を伝えている。

「YPG : People's Defence Corps 民兵組織とシリア人反乱勢力は、戦略拠点であるアレッポ(Aleppo)北部 Sheikh Maqsood 区域を共同で支配し、病院、刑務所、及びその他の主要な施設への供給経路を切断することに合意したと報じられている。反乱軍の兵士は、[2013年]3月31日に、殆ど抵抗を受けずに同区域に入った。4月6日、シリア軍が、こうした新しい協定に対する典型的な対応として、アレッポ(Aleppo)北部のクルド人居住地域を爆撃し、15人が死亡した。翌日、クルド人民兵組織は市内のシリア軍検問所を襲撃し、5部隊を壊滅させた。」

「更に東に行った北東部の都市カミシリ(Al-Qamishli)では、シリア軍が、4月4日、クルド人民兵組織が駐在する検問所を襲撃した。数時間後、YPG : Kurdish People's Defence Units の民兵が、カミシリ(Al-Qamishli)郊外の2つのシリア軍拠点を襲撃した。この襲撃で両軍にかなりの死者が出た。これは、2012年の夏にシリア軍が地域の都市から撤退して以来、クルド人が大多数を占めるハサケ(Al Hasakah)県における最初の事件となった…」

「クルド人民兵組織とシリア軍との間の武力闘争が激化したことは、シリア系クルド人の政治的中立という方針に明確な変化があったことを示している。3月31日の反乱軍によるアレッポ(Aleppo)市 Sheikh Maqsood 区域の奪取は、地元のクルド人民兵組織が計画し、協力した。その結果、都市の支配権に関してクルド人が維持していた中立性は破られた。同区域でその後行われた空爆は、シリア軍がクルド人民兵組織を敵軍と見なすようになったことを示している。」

「シリア系クルド人の指導者の方針は、協力関係にあるクルディスタン労働者党(PKK: Kurdistan Workers' Party)と、トルコ政府との間で進められている停戦交渉に影響を受けた可能性が高い... その後、シリア系クルド人指導者が、停戦交渉に対する支持を宣言したことにより、3月31日のアレッポ(Aleppo)市 Sheikh Maqsood 区域からの撤退を含め、クルド人民兵組織とシリア反乱軍との協力が深まった。」

「現在は反乱軍を支持しているが、シリア系クルド人は、アラブ人スンニー派による民族革命よりクルド人コミュニティの保護と独立を優先している。従って、シリア反体制派との合意は、確実性が無く、変わる可能性がある。」 [99a]

更なる情報については、DIS: Danish Immigration Service /ACCORD(Austrian Red Cross(オーストリア赤十字))合同事実調査団による 2010 年 5 月付のレポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』を参照されたい。 [60a]

政府勢力による人権侵害(Human rights violations by government forces)及びクルド人政治活動家(Kurdish political activists)の項も参照されたい。

## 国籍を持たないクルド人

The census of Al-Hasakah province: 1962, and Arabization: 1960s–1970s and Citizenship and nationality も参照されたい。

20.24 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の 2013 年 4 月 15 日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。「1960 年代にシリアの国籍法が改訂されて以来、シリアの少数民族である数万人のクルド人が無国籍の状態で放置されている。Human Rights Watch は、現在、シリアには国籍を持たないクルド人が約 30 万人いると推定している。」 [5c](p237)

20.25 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「国籍は、生存、死亡に拘わらず、父親のみから受け継ぐものである。1962 年の国勢調査により、約 12 万人のシリア系クルド人が市民権を失った。1962 年にたった 1 日で行われたこの国勢調査は、立法令によって義務付けられ、ハサケ(Al Hasakah)県の住民への予告なしに実施された。政府は、このような手段を採った理由として、1945 年以降に入国したクルド人を確認することであった。実際には、何らかの理由で登録されていないか、必要な全ての書類を持っていなかった人は、その日以降、『外国人』と見なされ、国勢調査に応じなかった人は『未登録』と記録された。市民権を失った結果として、クルド人とその子孫は、身分証明書を持たないため、医療や教育などの行政サービスを受けることができなくなった。又、社会的・経済的な差別を受けた。更に、国籍を持たないクルド人は、資産を相続、遺贈する権利を持たず、市民権又は身分証明書を持っていないことから、入出国が制限された。」 [7b] (Section 2d)

20.26 同レポートは、2011年に行われた変更について、続けて次のように記している。  
「2011年4月に、アサド(Assad)大統領は、政令第49号を発行し、『外国人』として登録されているハサケ(Al Hasakah)県の無国籍クルド人が市民権を申請することができることを宣言した。2011年9月の時点で、KurdWatchのウェブサイトは、5万1,000人の国籍を持たないクルド人が、市民権を示す身分証明書を受け取ったと報じた。しかし、この政令は、約16万の『未登録』のクルド人には適用されず、これらの人々は、年末時点で国籍を持たないままであった。」 [7b] (Section 2d)

20.27 同レポートは、こうも記している。「一般的に... 国籍を持たないクルド人を含め... 市民権を持っていなくても、学校や大学に子どもを入学させることができる。しかしながら、国籍を持たないクルド人は、学業成績を証明する学位文書を受ける資格を持たない。  
[7b] (Section 6)

20.28 Reutersは、2011年4月7日付のレポート『Syria's Assad takes more steps to appease Kurds』で、次のように記している。

「シリアの大統領は、木曜日 [2011年4月5日]、50年近くに亘る厳格なバアス党支配による恨みをなだめる努力の一部として、多くのクルド人が居住する東部のハサケ(Al Hasakah)地域の人々に国籍を与える政令を発行した。」

「何人が国籍を与えられるかは明かでないが、ハサケ(Al Hasakah)で実施された1962年の国勢調査の結果として、少なくとも15万人のクルド人が、外国人として登録されている。」

「しかし、クルド人は独裁政権を交代させるため、バッシュャール・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領の政令にも拘わらず、市民の権利と民主主義の獲得のための非暴力な闘争を続けるだろうとクルド人指導者ハビブ・イブラヒム(Habib Ibrahim)は述べた。」

「『我々の目的はシリア全体に民主主義をもたらすことである。市民権は全てのシリア人の権利であり、好意による贈り物ではない。それは誰かに与えられる権利ではない。』シリア・クルド民主連合党(Kurdish Democratic Unity Party)を率いるイブラヒム(Ibrahim)は Reuters に語った...」

「シリア人権監視団(SOHR: Syrian Observatory for Human Rights)は、クルド人を懐柔するための別の策として、シリア東部の都市ラッカ(Ar Raqqa)で逮捕されたクルド人 48 人が、逮捕後一年以上経った火曜日に釈放されたと述べた。」

「アサド(Assad)大統領は今週初め、シリア東部のクルド人居住地域の指導者と会談し、彼らの要求に耳を傾けたと公式の報道機関が報じた。」 [68a]

20.29 少数民族の権利(MRG: Minority Rights Group International)の2012年6月28日付レポート『State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2012: Syria』は、次のように記している。

「シリアの民衆蜂起が始まった時、アサド(Assad)政権は、4月に少数民族クルド人に市民権を与える政令を発行し、これを懐柔しようとした。市民権取得過程には、尋問や脅迫を伴う国家の治安機関との面談が含まれるため、殆どのクルド人には、応じる意思は無かった。市民権を申請した若いクルド人男性は兵役に就くことを求められたが、それには、抗議者を弾圧する軍に入隊する可能性が伴っていた。」 [41b]

20.30 DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が共同で行った現地調査に関する2010年5月版レポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』は、次のように記している。

「ある国際機関は、国籍を持たないクルド人が、シリアで非常に弱い立場に置かれていることを指摘した。国籍を持たないクルド人は、土地を所有できず、基本的な公共医療を受診できず、公職に就くこともできない。しかし、実際には、国籍を持っていなくても、個人的な繋がりを持っているか、必要な賄賂を支払うに十分な財政的手段を持っているか、民間又は公共の医療を受診できる。」 [60a] (p58)

20.31 医療の受診について、同レポートは、国連開発計画 (UNDP: United Nations Development Programme)の代表が次のように発言したと述べた。「... 国籍を持たないクルド人は、身分証明書の提示を求められないため、無条件に教育や医療を受けられる。」 [60a] (p58) 反対に、現地調査団が接触したその他の情報源は、国籍を持たない人は、基本的に無料な医療を受ける資格又は経済力しか持っていないことを報告した。」 [60a] (p58)

20.32 教育について、DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が接触した様々な情報源は、初等教育は無料で提供され、全ての子どもに義務付けられていた

が、中等・高等教育についてはそうではなかったと報告している。[60a] (p61) 又、ある国際機関は「... 殆どの無国籍クルド人は、社会・経済的な困難を抱えているため、子どもを学校に入学させる可能性が低いと強調した。更に、国籍を持たないクルド人は身分証明書を持たず、国籍を持たない子どもには在学証明書や試験用紙が配布されない。」[60a] (p61) 現地調査報告書の第10章は、初等教育を修了した人の識字率に関する様々な見解を記している。[60a] (p62-63)

児童(Children)及び医療問題(Medical issues)の項も参照されたい。

20.33 DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が現地調査レポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』作成のために接触したある外交筋は、次のように述べている。「殆どの無国籍クルド人は、亡命を求めするために欧州に渡航する経済的手段を持たない。[60a](p14)又、ある国際救済組織の代表は、国籍を持たないクルド人は貧困であるため、その他のシリア系クルド人に比べて出国する手段を見つけることが困難であると断言している。[60a](p14)同レポートは、国内の移動についても、こう記している。「治安局の許可が無ければホテルにチェックインできないため、国籍を持たない人は、国内の移動も制限される。」[60a](p59)

20.34 シリアの無国籍クルド人が直面している経済的不利益を強調し、DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross による2010年5月付の現地調査レポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』は、次のように記している。

「ある著名なクルド人政治指導者によると、国籍を持たない人々は、様々な差別を受けている。新しい法律に従って、民間部門でも公共部門と同様、身分証明書を持たない人を雇用することが禁止された。即ち、国籍を持たないクルド人がハサケ(Al Hasakah)からアレppo(Aleppo)、ダマスカス(Damascus)、又はシリアの他の場所に行っても、ホテルやレストランでの職を得ることができない。[60a] (p59)

移動の自由(Freedom of movement)及び出国と帰国(Exit and return)の項も参照されたい。

## Ajanib(『外国人』)と Maktoumeen(『隠れた人々』)

20.35 Chattam House による2006年1月付の論文『The Syrian Kurds: A People Discovered』は、Ajanib は、1962年の国勢調査に参加したが、国籍を剥奪されたクルド人を指し、一方、

Maktoumeen は、国勢調査に参加しなかったか、少なくとも片親が Ajanib であるクルド人を指すと記している。[59a] (p4)

20.36 国連難民高等弁務官事務所(United Nations High Commissioner for Refugees)から国連人権高等弁務官事務所(OHCHR: Office of the High Commissioner for Human Rights)に提出された 2011 年 5 月付のレポート『Universal Periodic Review: Syria』は、クルド人の分類について、次のように記している。

「レポートの大半は、約 30 万人のクルド人がシリア国民と認められていないと推定している。これらの人々は、ほぼ半数ずつ、Ajanib(『外国人』)と Maktoumeen(『未登録』)のいずれかのカテゴリーに分類される。Ajanib は、1962 年の国勢調査で、1945 年以前にシリアに居住していなかったと判断された人々である一方、Maktoumeen は、1962 年の国勢調査に参加しなかったか、国勢調査の後にシリアに移住したか、何らかの理由で出生届が提出されなかった人々である。これら 2 つのカテゴリーに属しているクルド人には、異なる書類が発行されており、権利が制限され、受けられるサービスも限定されている。国籍法第 3 条 (d) 1 に、シリアの領土で生まれ、他の国籍を取得することができない者全員に、市民権を与えると明記されていることを考えると、上記のカテゴリーの子どもたちは、シリアの市民権を取得する権利を持っているはずである。しかしながら、親と同様、子どもたちは未だにシリア国民と見なされていない。新たに採択された 2011 年 4 月 7 日付大統領令第 49 号は、ハサケ(Al Hasakah)行政区で外国人として登録されているクルド人にシリアの市民権を付与することを定めており、これにより Ajanib は国籍を取得することができる。これは、大きく前向きな展開として強調すべきである。こうした進歩に照らして、未登録クルド人のカテゴリー(Maktoumeen)の状況も、間もなく対処されることが望まれる。」[10b]

ハサケ県の国勢調査: 1962 年、及びアラブ化: 1960 年代～70 年代(The census of Al-Hasaka province: 1962 and Arabization: 1960s-1970s)の項も参照されたい。

20.37 Refugee International による 2006 年 1 月付の論文『Buried Alive: Stateless Kurds in Syria』は、Ajanib と Maktoumeen にはシリア国民と異なる身分証明書が発行されると報告している。

「国籍を剥奪されたクルド人とその子孫の殆どは、Ajanib(『外国人』)と見なされ、シリア内務省によって赤い身分証明書を発行される。この証明書は、持ち主がシリア国民ではないこと、即ち移動する権利を持たないことを示す。赤いカードを持つ子どもも、一部は『1962 年の調査時点で氏名が登録されていない者』に分類されている。これは、その子どもが調

査のずっと後に生まれたことを考えると皮肉なものである。書類を書き換える、又は初めて書類を取得するには、3,000～5,000 シリア・ポンド(60～100 米ドル)の高額の賄賂を支払うことや、数ヶ月から数年の歳月をかけて治安部隊の支部に出向き、認可を得るなど、いくつかの問題を伴う。」

「膨大な数のシリアの無国籍クルド人が、この身分証明書すら持っておらず、実質的に存在しない状態である。Maktoumeen は現在 7万 5,000～10 万人存在する。かつて、彼らは地元の市長の事務所(ムフタール(Mukhtar)又は伝統的な村長)から身分を証明する『白書』を取得することができた。但し、政府はこれらの書類を法的に認めていなかった。しかし、現在、この慣習はシリア政府からの特別な命令により終了している。」 [40b] (p3)

20.38 2009年4月付のUSIPレポートも、次のように記している。

「外国人として分類されたクルド人(Ajanib)は、公式記録で外国人として記録されることを許可した赤い身分証明書を持っている。しかし、この身分証明書では、パスポートを取得したり、国を離れたりすることはできない。隠れたクルド人(Maktoumeen)は、地元のムフタール(族長)によって発行され、当局が必要と認めた時に所有者を識別するためだけに使用される黄色い身分証明書、又は居住証明書しか持っていない。当局が発行しているにも拘らず、シリアの政府機関は、これらの証明書を認定していない。よって、いかなる意図や目的のためであろうと、黄色い身分証明書の保持者は、シリアで正式の身分を全く認められない。」 [13b] (p3)

20.39 Refugee International による 2006年1月付の論文には、婚姻や、その婚姻により生まれた子どもを、法的に登録することができるか否かに関する表が含まれている。

妻	夫	婚姻は法的に登録できるか?	婚姻による子どもを法的に登録できるか?
Maktoumeen	国民	不可	可—父親の下で
Maktoumeen	Ajanib	不可	可—父親の下で
Maktoumeen	Maktoumeen	不可	不可
Ajanib	国民	可	可
Ajanib	Ajanib	不可	可—父親の下で
Ajanib	Maktoumeen	不可	不可
国民	国民	可	可
国民	Ajanib	不可	可—父親の下で

国民	Maktoumeen	不可	不可
----	------------	----	----

[40b](p6)

## 21. 性的指向と性同一性

シリアにおける LGBT の人々の状況に関する最近のレポートについては、国際レズビアン・ゲイ協会(ILGA: International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association)の [Syrian Arab Republic: News](#) のウェブページを参照されたい。[22a]

21.01 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。

「具体的には、法令は、『自然に反する』性的行為を犯罪としている。警察は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、及びトランスジェンダー(LGBT)の人を処罰するために、この法令をよく適用する。この年、この法令の下で有罪になった事例の報告は無かった。しかし、政府が、社会的価値の損傷、違法薬物の売買と使用、『いかがわしい』パーティーの主催や促進など、曖昧な罪で、過去数年間で数十人のゲイやレズビアンを逮捕したことを示す報告が複数ある。

「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの問題に取り組む国内 NGO の存在は報告されていないが、Facebook をはじめ、オンラインネットワーク上のコミュニティはいくつか存在する。人権活動家は、社会のあらゆる側面において、性的指向と性同一性に基づくあからさまな社会的差別があると報告している。」 [7b] (Section 6)

## 法的権利

21.02 国際レズビアン・ゲイ協会(ILGA: International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association)は、2012年6月付のレポート『State Sponsored Homophobia survey 2012』で、次のように記している。「1949年刑法 520条はこのように定めている: 不自然な性行為を行う者を最高3年の懲役刑に処する。」 [22b] USSD report 2012 は、次のように記している。「政府は、この法令を厳格に執行していない。又、執行する努力も見せていない。」 [7b](Section 6)

## 政府当局の扱い及び態度

21.03 2010年3月10日付のウェブサイトへの書き込みで、国際レズビアン・ゲイ協会(ILGA: International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association)は、2008年12月18日にシリアが57カ国を代表して読み上げた宣言文の文言を提供した。[22c] この宣言文は、66カ国が署名し、同日にアルゼンチンで読み上げられた General Assembly Statement Affirming Human Rights Protections Include Sexual Orientation and Gender Identity(SOGI)に対する返答である。[22d] 下記はシリアが読み上げた宣言文からの抜粋である。

「大統領閣下... 私たちは、いかなる国際人権法においても合法的な根拠を持たない概念を国連に導入しようとする試みに真剣に憂慮しております。肌の色、人種、性別、宗教、その他多くの特徴に基づいた不寛容と差別が、残念なことに世界中の至る所に存在することも然りながら、性的指向や性的行為に基づいて特定の人に注意を向けようとする試みに、更に困惑を覚えております。」

「私たちの警告は、単に法的根拠の欠如や、その宣言文が、国家主権と国政非介入の原則を尊重する国連憲章の約束に反し、本質的に国家の国内管轄権内にある問題に踏み込むことに由来するものではありません。この警告は、これら2つの概念を悪用することに反対して発せられたものであります。性的指向の概念は、通常の成人同士の同意に基づく性行為に対する性的関心をはるかに越えて、個人が選択する幅広い範囲に及んでいます。それによって社会の通常化、又、恐らく小児性愛など多く嘆かわしい行為の正当化が促進されております。2つ目の概念は、特定の性的関心又は性的行為を遺伝的要因に基づくものとするものであり、これは、科学で繰り返し、否定されてきた問題であります。」 [22c]

21.04 USSD Report 2012は、次のように記している。「地元メディアは、治安部隊が同性愛を口実として、民間人を拘束、逮捕、拷問する事例が多く見られると報じている。警察が逮捕理由を発表することは稀であるため、こうした事例の数は判断しにくい。更に、社会的な汚名を着せられる恐れから、被害者は、例え言いがかりであっても、訴え出ることを躊躇している。」 [7b](Section 6)

21.05 2011年3月31日に発行された外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2010年版レポート『Human Rights and Democracy Report』は、次のように記している。「シリア警察は、同性愛者の集まりと見られる会合を頻繁に弾圧しているが、LGBTの権利を主張・保護する団体で認知されているものは存在しない。」 [5d]

21.06 2010年7月、Guardian誌のオンライン『Comment is free』上で、GME: Gay Middle Eastの編集者 Dan Littauer は、次のように記している。「シリアの同性愛者の生活は、未だに認

められていない。シリア全体の LGBT の人々にとって、私的なパーティーや集会を開く場所は必須である。公のゲイバーやゲイ組織は存在しない。人々は、他の人に気付かれず、不快感を与えないことを願い、遠隔地で私的なパーティーを開催している。当局は、こうした集会の存在を知っているが、見過ごす傾向にある。」 [65a]

21.07 2010年6月、GME: Gay Middle East は、シリア当局が『ボーイハント』の領域への奇襲に加えて、以下のような行動に出ていると報告した。

「シリア当局は、[2010年]3月と4月の間の5週間に渡り、4件以上の私的なゲイパーティーを奇襲し、最後の奇襲で25人以上の男性を逮捕した。逮捕者には正式な起訴状が提出された。逮捕者の殆どは『同性愛行為』の罪で、その他の者は違法な薬物の販売及び/又は購入と使用の罪で、何名かは違法な『いかがわしい』パーティーを開催し、薬物の取引と使用、及び同性愛行為を奨励した罪で起訴された。」 [66b]

21.08 2010年7月22日、GME: Gay Middle East は次のように記している。

「シリア当局は、私的なゲイパーティーと見られる集会に出席した、又はこれを企画した容疑で、3ヶ月以上警察に拘留されていた25人以上の男性をようやく解放した。被拘留者は、『今後、いかなるゲイパーティーも許容しない!』という秘密警察の明確で強い脅迫を受けた。GME: Gay Middle East は、釈放の経緯と、今では自宅や家族の元に戻っている男性たちの無事を調査している。」 [66a]

刑務所における精神的な『治療』については、刑務所の状況(Prison conditions)—パラグラフ 13.07 を参照されたい。

## 社会の扱い及び態度

21.09 2010年4月に私的なゲイパーティーと見られる集会に出席した、又はこれを企画したために25人が逮捕された事件(政府当局の扱い及び態度(Treatment by, and attitudes of state authorities))の項を参照) について、GME: Gay Middle East は次のように警告した。「シリアの秘密警察に同性愛の疑いをかけられたという事実は、罪状無しで釈放されたとしても、被疑者を家族や近所の人からの重大な危険に晒すのに十分である。」 [66b]

21.10 2010年7月に被疑者たちが釈放されたのに続き、「GME: Gay Middle East は、この展開を歓迎する一方、家族が被疑者の『犯罪』について知らされたことで、被疑者はまだ

危険から脱した訳ではないと感じている。被疑者は直接的な危険に晒されることになるため、GME: Gay Middle East は、シリア警察に対し、被疑者に向けられた容疑を公に却下するか、疑わしい活動の容疑が晴れたことを発表するなどして、被疑者の安全を確保するための更なる対策を講じるように求めた。」 [66a]

21.11 GME: Gay Middle East シリア人編集者 Sami Hamwi は、2011年10月6日付の自身の執筆した記事『Why Syrian LGBT People Should Join the Revolution』の中で、シリアのレズビアンについて個人的な見解を次のように記している。

「レズビアンはいかなる形態でセクシュアリティを表現しようと、家族によって強く非難される。シリア社会がどのように機能しているかを知っている人にとって、法律の下で男性と女性は同等であるという政権の主張は、嘘としか思えない。私は、『私は女の子にしか惹かれず、男性と一緒にいる自分を想像することはできない』と姉に言ったという理由だけで、年上の男に『妻』として文字通り売却された女性を個人的に知っているが、実際に、その女性は、夫とその家族に召使いのように扱われている。」 [66c]

21.12 Sami Hamwi は、Pink News に執筆した 2011年6月16日付の記事『Comment: What life is really like for gay Syrians』の中で、次のように述べている。

「シリアにおける LGBT の人々の窮状は、法令が同性愛を犯罪と見なしていることから端を発し、宗教的・社会的な同性愛嫌悪や、それを越えた範囲にまで及んでいる。私は、銃で撃たれ、拷問を受け、縛られた状態で家族の放尿を浴びるなどの屈辱を強いられた複数のゲイの男性を知っている。」

「警察がゲイの男性に屈辱を与える動画は、携帯電話上でジョークとして回覧されている。『ゲイ』や『レズビアン』を表す不快な言葉は、最も偏見のない人々の間でさえ、未だに広く使用されている。同性愛嫌悪のジョークは、人々の間で必ず受ける。又、同性愛が話題に上がる度に、人々は嫌悪と呪いの言葉を口にするのである。」 [69a]

21.13 記事には、著者のレズビアン友人とのインタビューが掲載されている。その友人は、自分のセクシュアリティに対する家族の態度に関して、次のように語っている。『これからどうなるか分かりますか？家族は私を結婚させようとするでしょう。私は仕事を言い訳にして、いつか、私を嫁にするには年を取りすぎたと思われるようになるのを待っているのです。』 [69a]

21.14 Global Gayz は、2012年4月23日付の記事『Gay Life in Syria: an Interview with a Gay—Refugee』の中で、現在一時的にトルコで生活している34歳のゲイのシリア人男性(Adad)にシリアでの生活についてインタビューしている。

「シリアでは、家族の殆ど(全員ではない)が、Adadの性的指向を受け入れているが、もはや安全な生活など全くあり得ない。軍の上官である叔父たちは、何年もの間、結婚と、視野の狭い民族主義者の視点を持つことを強制しようとしてきた。叔父たちの圧力に抵抗することで、Adadは孤立し、反政府活動の疑いを持たれるようになった。」

「又、Adadは過去に不道德な(ゲイ)の行為をした疑いで、シリア警察に拘留されているが、警察を恐れず、氏名とIDバッジ番号を尋ねた。同性愛はシリアでは犯罪ではないのだから、Adadは、自分に対する警察の行動が単なる嫌がらせであることをはっきり認識しており、自己防衛することを恐れなかった…」

「Adadは、2011年3月にシリア革命が勃発する前は、シリア人は同性愛を嫌悪しながらも、一般的には寛容だったと語った。他人の問題に関与せず、ゲイ問題を政治的な問題にすり変えず、公衆に迷惑をかける行為をしなければ、人々は構わないでいてくれたと、Adadは語った。」

『人々には、家族の問題、なんとか生計を立てていくこと、政府のスパイによる密告など、対処しなくてはならない自分自身の問題があまりにも多いのです。』通常、家族にゲイがいるということは、最初は腹立たしいが、食料、安心、安全、収入、子どもの教育、自分や家族が他人の注意を引きつけないことなど、生活にはもっと重要なことがある。」

「シリアでは、憎悪に基づく暴力的な犯罪は、事実上報告されたことが無い。Adadが知る限り、ゲイの家族の名誉殺人は起こったことはない。いかなる種類の暴力であれ、警察の注意を引くし、それは避けたい。(家族以外の)誰かの性的秘密を握った場合、脅迫又は脅迫未遂に繋がる事が多く、これは、同性愛者であること以上に重い犯罪である。」

「時折、警察署長の気まぐれにより、ゲイクラブ、ゲイパーティー、又はダマスカス(Damascus)で唯一のゲイバー(『イスラム教徒は酒を飲まない!』)に警察の手入れがあった。Adadは、最近、警察はゲイの人たちをほぼ放置していたと語った。2006年頃から2010年までの時期について、『あの頃は良かった』とAdadは懐かしんだ。」

「しかし、後任の新しい警察署長は、自身の能力を示す必要があると感じた。それも、政府や公務員の間で蔓延している汚職に対してではなく、貧弱なゲイコミュニティにおける、自然の秩序に反する不道德且つ想像上の行為に対してである。」

「しかし、その熱心な行動は僅か数ヶ月しか続かなかった。2010年後半に社会が『合理的な範囲で寛容』な状態に戻り、ゲイの人たちは特定のカフェや私的な小さなパーティーで会い、挨拶を交わした。」

「警察は監視を止めた訳ではなかった。Adad が2度目に警察に拘束された時、担当警察官は、恐らくは Adad を威圧しようとしたのであろうが、オンラインのソーシャルネットワークのウェブサイトから取得した、シリア(及びその他の国)のゲイと見られる人々の氏名と写真が、そのプロフィールと友人の氏名と共に記載された分厚い情報ファイルを提示した。」

「Adad は、国際的な人権擁護のウェブサイト AsylumLaw.com が、あるオンラインのニュースサイトのために Adad が書いた批評からその言葉を引用したために、容疑者として尋問されたのではないかと疑っている。公然たる反抗の態度は成功したが、Adad は、警察のこの行動が、ゲイの生活を続けるという警告、つまり、政治的な問題に関与するなという厳しい警告であったことを悟った。普段通り、Adad は反抗的で、脅迫に屈服するつもりはなかった。『私は法律を知っており、私の権利を知っています。そして、政治(又は宗教)には全く興味が無いと言いつ返してきました。』」

「しかし、Adad は不吉な前兆を見て取った。もはや政治に対する興味を失い、『腐敗した』人間社会の諸事の全てを時間の無駄として軽蔑し、これに対してシリアで影響力を持つことはない。『私のブログは、私自身のもを含めた、平和に暮らすことだけを求めるシリアのゲイの実生活に関するものです。私の2番目のブログは、ゲイに友好的な場所を紹介するゲイのためのシリアのガイドです。』」

「Adad は、ウェブサイトでゲイの社交場の名前を挙げたことからトラブルが発生したことがあるかという質問に対し、次のように答えた。『いいえ、問題を起こさない限り、ほぼ自由にさせてもらっています。しかし、大きなパーティーや公共のショーを行うことに対しては、警察は、やはり脅迫し、警告を与えようとしています。』」

「これら全てのことを踏まえ、Adad は、このような人生に嫌気がさしている。個人の選択を制限しようとする他人によって陰の存在になり、支配される人生は、不完全なもの、即ち、素顔と仮面が半分ずつの人生である。」 [20a]

21.15 2012年8月29日に Newsweek/The Daily Beast に掲載された Reese Erlich による記事は、現在トルコに住むシリア人のゲイの男性 Mahmoud Hassino のインタビューを特集している。

「昨年、Hassino は、バシヤール・アル=アサド(Bashar al-Assad)政権に反対する数百万人のシリア人による民衆蜂起に参加した。デモ行進し、秘密集会に出席した。数十人のゲイやレズビアンが民衆蜂起で死亡したが、その性的指向は、殆どのシリア人の知るところではない。」

「... Hassino は、一部のゲイやレズビアンは、今でもアサド(Assad)大統領を支持していることを認めた。保守的なイスラム主義者が権力を握れば、今より強い抑圧を受けるかもしれないと恐れているのである...」

『皆が宗教に捉われないシリアを望んでいる。』 Hassino は語った。アサド(Assad)を支持する人々は、政府が転覆した場合の『代替案を用意しているだろう』とも推測した。」

「しかし、内戦が激化するにつれ、反体制派の中の世俗的な勢力は弱まっている。そして Hassino の見解は、世俗的な反体制派の間でも論争を呼んでいる。」

「シリア中部の都市ハサケ(Al Hasakah)の地域調整委員会(Local Coordinating Committee)の世俗的指導者である Miral Bioredda は、個人的には同性愛を私的な問題と捉えていると述べた上で、『しかし、ゲイの人々が立ち上がって権利を主張すれば、シリア社会はにべもなく拒絶するだろう。市民社会の発展には時間がかかるものだ。』と語った。」

「より厳しい意見を持つ者もいる。トルコでインタビューを受けた自由シリア軍(Free Syrian Army)のメンバーNasradeen Ahme は、世俗的な反体制派の1人であるが、次のように述べた。『私が責任者であったなら、同性愛者に対して、より厳しい法律を執行するだろう。イランやサウジアラビアのように、同性愛者は石打ちの刑にするべきだと誰かが唱えても、反対はしないだろう。』」

「こうした保守的な意見は、誰がシリアの内戦に勝利しようと、同性愛者は困難な立場にあると、Hassino は認めた。『これは、もはや法律を超える大きな問題となってしまった。社会的伝統は、宗教的伝統に影響を受ける。殆どの人は同性愛を嫌悪している。』」 [100a]

## 性転換者と中性の人々

21.16 国際レズビアン・ゲイ協会(International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association)は、シリアに関するページで、以下の質問を提起し、回答を示した。

- ・「同性愛と性転換には、法律上明確な区別はあるか? 否
- ・性的指向に基づいた差別を禁止する法令はあるか? 否
- ・性転換治療及び/又は手術は、法で管理されているか? 否
- ・公的文書上の性別を変更することは可能か? 否
- ・公的文書上の氏名を変更することは可能か? 否」 [22e]

21.17 Danny Says - A Gay Middle Eastern man telling his stores に掲載された 2012 年 3 月 10 日付の記事『Transgenderism and Prostitution in Syria』は、次のように記している。

「私はシリアのその他の奇妙な人々が性転換者の存在について話している様子を覚えている。それは社会全体のタブーの一種であると思われた... 国内には同性愛に対するある種の嫌悪感があり、シリアの性転換者は、主流社会からの差別のみならず、同性愛者の社会からの差別も受けていると感じた。」 [101a]

21.18 同記事には、性転換を経験したレバノン人女性 Rama とのインタビューも含まれている。Rama はレバノンにある LGBT のための NGO である Helem に勤務している。「... 彼女は、東洋の国では、性転換者は売春婦又は麻薬ディーラーとして働くしかないと語ったことがある。これは、シリアの性転換者にも当てはまるようである。」 [101a]

21.19 COI サービスは、本セクションに登場する資料を参照したが、本レポートの更新作業の期間中に、シリアの中性の人々に特化した情報を見つけることは出来なかった。

## 22. 心身障害

22.01 米国国務省の 2013 年 4 月 19 日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。

「内戦で障害を負った人の数は、正確に把握されていない。身体への影響に加え、多くのグループや活動家が、強度のトラウマや精神的苦痛を訴えた。」

「法令は、障害者に対する差別を禁じており、公共部門の雇用者にもこの規則を拡張しようとしているが、政府は、これらの規定を適切に執行していない。法令は、教育、医療、その他の公共サービスを受けることに関し、障害者を差別から保護しており、障害者のための雇用枠として、公務員職の4%と民間企業での職の2%を確保している。障害者が飛行機に搭乗することや、その他の交通機関を利用することも、特に制限していない。民間企業は、障害者を雇用することで税の控除を受けられる。」

「政府は、建物への出入り、通信、又は情報の取得について、障害者を保護する措置を採っていない…」

「シリア労働福祉省(Ministry of Social Affairs and Labour)は、障害者の支援を担当しており、多くは職業訓練を通して自立を促進するため、専用の募金や機関を通じて支援を提供している。」 [7b](Section 6)

22.02 国際連合のウェブサイト Enable は、2012年3月19日時点で、シリア・アラブ共和国は、2009年7月10日に障害者権利条約及び議定書(Convention and Protocol on the Rights of Persons with Disabilities) (UN)の両方に批准していると報告している。 [70a]

22.03 2011年3月21日付の国連人権理事会(UN Human Rights Council)特別報道官による報告書『Report of the Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health, Anand Grover, mission to the Syrian Arab Republic』は、次のように記している。「特別報道官は、1973年3月13日に採択されたシリア憲法が、健康な生活を送る権利に関する条項を含んでいることを歓迎する。第46条は、全国民とその家族に対し、緊急事態、病気、障害、孤児、及び老齢の場合の医療を保証している。」しかし、同レポートは、続けてこう指摘している。「... 1963年以降、『非常事態法』が執行されており、コミュニティーやその他の市民社会グループのあり方に批判的な人々を含むシリア人を保護する憲法上の規定が事実上停止されている。コミュニティーや市民社会グループは、どちらも人権を尊重する効果的且つ健全な政策の構築に不可欠である。」 [56d]

22.04 シリアの障害給付金に関する詳細は、米国社会保障局(United States Social Security Administration)が作成している2010年発行の『Social Security Programs throughout the World』の中のシリアの概要に記載されている。[71a]

同資料には、恒久的障害に対する年金は、「被保険者の基本給の40%に加え、保険でカバーされている雇用1年につき2%が給付される」、又、「最初の月は月額給与の80%、その後は100%が給付される」と記載されている。給付金は、就労に基づいた障害に対し、負傷の翌日から最長12ヵ月間給付される。[71a]

22.05 2013年3月17日にDRS: Disability Rights Syriaのウェブサイトに掲載された『Rapid Assessments of the Needs of War Victims with Disabilities in Syria』は、次のように記している。

「シリア革命の健康医療委員会(Medical Health Commission)や野戦病院の医療チームに対し、軍事行動により一時的又は恒久的な障害を負った人の推定数について質問したところ、『分からない』又は『知らない』という回答を得た。ある医師は、こう語った。『戦争や、その他の無作為な武力攻撃で、目、手、足、又は腕を失った人を大勢見た。家族には、障害を負った男性、女性、子どもの世話をする基本的な経済基盤が無い。』」

「負傷者のうちの大勢が恒久的な障害を負うことは間違いない。」

「軍事行動で負傷した人々の多くは、負傷の程度が重かったことや、適切で迅速な処置とリハビリをしなかったため、恒久的な障害を負った。シリアの野戦病院は、救急の患者を受け入れるため、入院患者を早期に退院させなければならなかったと報告している。多くの負傷は、四肢の切断又は外観の損傷に繋がった。軍事行動により、多くの負傷者は、長期に亘る障害を負うと予想される(脳の損傷、四肢の切断、脊椎の損傷、聴力・視力の障害、精神・心理障害、など)。四肢切断を余儀なくされた事例が数千あるという衝撃的な報告もある。但し、恒久的な障害で苦しむ人々の正確な人数は、未だに把握されていない。内戦で外傷を負った多くの人々が、処々の問題のため、又、適切な予後治療やリハビリを受けなかったために恒久的な障害を負うリスクを未だに抱えていると考えられる。」[103a]

22.06 同レポートは、DRS: Disability Rights Syriaがどのような活動をしているか、又、障害を負った人に対する支援をどのように推進しているかについて、続けて記している。

「DRS: Disability Rights Syria は、シリアの障害者、中でもシリア革命で障害を負った人々の権利を守るため、シリアの障害の専門家、医務官、リハビリワーカー、及び障害者のグループにより、2012年8月に設立された。」

「グループのメンバーは、障害者の権利を推進することに向けて努力している。基本的な理念は、差別禁止、機会均等、実質的な社会参加、移動の自由、及び、社会への統合である。」

「DRS: Disability Rights Syria は、あらゆる医療、救急支援、及びリハビリのサービスを受けられない障害者の危急の必要性に応えるべく、設立された DRS: Disability Rights Syria は、シリア国内で、病院、地域調整委員会、地域 NGO、及びシリアからの難民を受け入れている近隣諸国と共働している。」

「DRS: Disability Rights Syria は、いくつかのプロジェクトを進めており、戦争で障害を負ったシリア人、及び、近隣諸国(ヨルダン、レバノン、トルコ、及びイラク)に住む障害を負ったシリア難民のニーズに関する調査を続けて行っている。」

「RAD: Rapid Assessment of Disability プロジェクトは、人道支援団体が障害者に関して信頼性が高く比較可能な情報を収集することを支援し、万人にとって有効なプログラムの設計と評価を可能にすることによって、障害者とそのコミュニティーに住む人々の暮らしを改善することを狙いとしている。」

「又、発展活動の導入者は、障害者に関する情報と、障害者が直面する障壁に関する情報が必要であるため、同プロジェクトは、障害者を含む、又は障害者を対象としたリハビリプログラムの設計も狙いとしている。」 [103a]

22.07 Handicap International は、自身のウェブサイト、12月末[年は不明]以降、シリアの負傷者及び障害者に対する支援活動を行ってきたことを報告している。レポートは、こう続けている。

「移動チームは、医療施設、キャンプ、及びコミュニティーを訪問し、国内避難民に対して治療と支援を提供している。専門家が指導するリハビリは、コミュニティーの中でも最も弱い立場に置かれた人々の障害の進行を防ぎ、自信を取り戻させることに役立っている。」

「負傷者の殆どは、最も基本的な医療しか受けられず、仮設キャンプ、又は支援を受けられる施設の無いコミュニティーで暮らすしか選択肢が無い…」

『負傷者の正確な数を把握することは不可能であるが、数万人であることは間違いない。』10名から成るチームの一員として、イドリブ(Idlib)市の北で Handicap International の活動を組織している治療専門家 Henri Bonnin はこう説明した。『状況をいくらか説明すると、活動地域内の僅か2つの病院で、58人に手術後の理学療法を施したが、そのうちの半数以上は、数週間にかけて整形外科的装具が必要である(装具及び義肢)…』

「戦闘だけが人の命を奪っているのではない。原因の一部は適切な医療が受けられないことにある。負傷者の多くが複雑骨折や神経系統に影響を与える怪我を負っているため、重大で恒久的な障害に発展することを防ぐため、恐らく約半数の患者はリハビリが必要であろう。」 [104a]

22.08 BBC は、2013年3月12日、英国に拠点を置く医師が、脚を失ったシリア人に安価な義足を提供していると報じた。

「シリアにおける戦闘の被害者が、ウェスト・ミッドランズ(West Midlands)出身の整形外科医がプラスチックの排水管で作った義足を提供された。英国ダドリー(Dudley)にある Russells Hall 病院に勤務する Viquar Qurashi は、休暇を使ってシリア国境の難民キャンプで活動している。排水管を患者に適合するようにオープンで成形し、足を取り付ける。この技術で、シリアの戦闘で傷ついた100人以上の人々に義足を提供した。」 [28n]

## 障害を持つ児童

22.09 USSD Report 2012 は、次のように記している。「障害を持つ児童は、初等教育と中等教育を受けているが、更に高等教育も求めている。」 [7b](Section 6)

22.10 国際連合教育科学文化機関(UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)が2009年に発行した『Review of marginalisation of people with disabilities in Lebanon, Syria and Jordan』は、シリアの障害を持つ児童に関し、次の点を挙げている。

・シリア政府は2004年、統合のための国家委員会を設置し、教育統合ユニットが設立された。教師の訓練と、バリアフリーな学校の建設を促進するプロジェクトが立ち上げられた。

・殆どの中東と北アフリカ (MENA: Middle East and North Africa) 諸国、中でもシリア、ヨルダン、及びレバノンには、障害を持った青年と児童の隔離を是正し、統合を確立するため、統合教育政策を打ち出している。

・バッシャー・アル=アサド(Bashar al-Assad)大統領夫人のアスマ・アル=アサド(Asma'a Al-Saad)は、特別なケアを必要とする児童のためのシリア統合プロジェクトを個人的に支援している。夫人は展望を示し、プロジェクト成功に必要な評価とその後の支援を続けている。

・現在レバノンとシリアで導入されている多目的コミュニティー・ラーニング・センター (MCLC: Multi-purpose Community Learning Centre)が、地域コミュニティーにより組織・管理されている。学校に通えない児童を対象に、コミュニティー・ラーニングと様々な能力開発活動の場を提供している。[72a]

22.11 Save the Children による 2013 年 3 月付のレポート『Childhood under fire The impact of two years of conflict in Syria』は、次のように記している。「負傷者 [内戦で負傷したと考えられる推定 30 万人] のうち何人が子どもであるかは分からないが、病院からの報告では、火傷、銃傷、爆発による負傷を負って入院する子どもが増えているという。子どもたちは日常的に死と、恒久的な障害を含む負傷のリスクに晒されている。子どもたちは武力行使の対象から外されていない。」[102a]

22.12 Handicap International は、自身のウェブサイト上の記事『Access to care: a major challenge for the people of Syria』(更新日付の記載無し)で、[手術後の理学療法と整形外科的装具(装具及び義肢)]の提供を受けた人の 4 分の 1 以上が、12 歳以下の子どもであると記している。[104a]

児童(Children)の項も参照されたい。

## 23. 女性

この章には、数年前のレポートが含まれている。現在のシリアの状況では、女性の法的・政治的・社会的権利に関する最近の情報を記した資料は殆ど手に入らない。

## 序論

23.01 国連開発計画 Programme on Governance in the Arab Region (UNDP-POGAR: United Nations Development Programme—Programme on Governance in the Arab Region)は、シリアの人権問題に関するページ(更新日付の記載無し)で、こう報じている。

「[バアス]党は、政治の支持基盤として女性を利用しており、男女平等を推進してきた。1970年代には、女性特別パラシュート降下隊を含む軍隊に、女性を積極的に登用した。しかし同時に、シリアは宗教的伝統に強く固執するイスラム教国である。深く根付いた社会規範が、女性を公職に進出することや、政治的な要求をすることから思い留まらせていた。少数の女性はビジネス界や政界に進出したが、大部分は伝統的な生活を続けている。」 [4b]

23.02 Freedom House による 2010年3月3日付の特別レポート『Women's Rights in the Middle East and North Africa 2010』(2010年3月 FH Women's rights report)[シリアにおける女性の権利に関する最新で最も包括的な考察]は、次のように記している。

「ここ数年をかけて、バアス党政権は、女性の権利を向上させるため、ある程度の努力をしてきた。例えば、1973年憲法には、全ての市民の平等を求め、女性の地位向上に対する一切の障害を除去することを義務付ける条項が含まれている。政府の政策は、女性の教育と労働力への進出も奨励している。これらの施策を反映して、女性の識字率は1981年の37%から2007年の76%に増加した。一方、労働参加率は、同じ期間に12%から31%に増加した。

「それにも拘わらず、男女間の平等を確保するために必要な法改正はほとんど行われず、女性が差別的な法律や慣行に対抗することができる方法は限られていた。」 [14c] (Introduction)

23.03 シリアは2003年3月28日に、女子差別撤廃条約 (CEDAW: Convention of on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)に加盟した。(国連拷問禁止委員会 (United Nations Committee against Torture)第44回セッション、会期2010年4月26日～5月14日) [57a](Paragraph 4)「しかし、シリアは条約の主要な条項に影響を与えるいくつかの条件を出した。シリアの官僚はこれらの条件を再検討し、条約を徹底的に導入する意向を示しているが、これまでのところ、具体的な変更は殆ど行われていない。」 (Freedom House による『Women's Rights in the Middle East and North Africa 2010』、2010年3月3日) [14c] (Introduction)

23.04 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。「シリア家族問題委員会(Syrian Commission for Family Affairs)、シリア司法省(Ministry of Justice)、及び、シリア労働福祉省(Ministry of Social Affairs and Labour)は、女性に平等な法的権利を提供するため、共働している。」[7b](Section 6)

23.05 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2013年4月15日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。「シリア憲法は、原則的には女性の完全な平等を認めているが、性別による不平等は未だに問題として残っている。」[5c](p237)

23.06 シリアは、2012年世界経済フォーラムの男女格差指数で、135カ国中132位に位置付けられた。[1が最も男女の格差が少なく、135が最も多い]。この指数は、それぞれの国で、獲得できる財源や機会を測定するのではなく、財源や機会を獲得する可能性の男女間の格差を測定するように設計されている。[77a]

23.07 国連開発計画 Programme on Governance in the Arab Region (UNDP-POGAR: United Nations Development Programme – Programme on Governance in the Arab Region)は、シリアの男女平等に関するページ(更新日付の記載無し)で、こう報じている。「シリアの女性のための中心的政治組織は、シリアの女性総同盟(General Union of Syrian Women)である。政治的・社会的な女性団体の連合によって1967年に設立されたこの同盟は、活動的なメンバーを持つ全国的な組織である。正式な政府機関ではないものの、政府の支援を受け、育児や教育の分野で数々の社会開発プロジェクトを実施した。」[4b]

## 法的権利

23.08 Freedom House が2010年3月に発行した女性の権利に関するレポートは、次のように記している。

「差別的な法律を改訂し、女性を差別から保護する新しい法律を公布するため、努力が成されているが、近年、実質的な変更は殆ど行われなかった。政府は、2003年に女子差別撤廃条約(CEDAW: Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women)に批准することで大きく前進し、女性の権利の問題が着目されるようになった。しかし、シリアが批准時に提出した条件により、条約の目的の多くが無効になった。全てのシリア

人の平等は制限されたままであり、刑法には、特定の犯罪の定義、証拠に関する要件、又は量刑について、女性に不利な規定が複数含まれている。

「憲法第 25 条は『国民は、権利と義務に関し、法律の前に平等である。』と規定している。更に、憲法第 45 条は、『[女性は]政治的・社会的・文化的・経済的生活に完全に且つ実質的に参加することを可能にするあらゆる機会を保証されている。政府は女性の発展と社会主義アラブ社会の構築への参加を妨げる制限を排除するために行動する。』と記している。しかし、1963 年に制定された『非常事態法』は、憲法が保障する法的保護の多くを無効にした。」

「性別に基づく差別を特に禁止する法律は無く、前述の権利と機会を否定された女性には、苦情を提出する手段が無い。[14c] (Non-discrimination and Access to Justice)

23.09 国連開発計画 Programme on Governance in the Arab Region (UNDP-POGAR: United Nations Development Programme—Programme on Governance in the Arab Region)は、シリアの性別に関するページ(更新日付の記載無し)で、こう報じている。「イスラム法がシリアの女性の身分を支配している。男女平等を実現するため、いくつかの民法が過去 30 年間に改訂されてきた。しかし、社会の慣習が、法の規約の執行を妨げるため、改革の多くが実現されずにいる。」 [4b]

23.10 女性差別撤廃に関する国連委員会(UN CEDAW: United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women)は、2007 年 6 月の最終見解で、次のように記している。「委員会は、男女平等の権利、及び女性に対する直接的・間接的差別の禁止が、憲法やその他の法律に反映されていないことを懸念している。」 [32b](Paragraph 15)

23.11 USSD Report 2012 は、次のように記している。「身分、退職、社会保障に関する法は、女性を差別している... 刑法の下では、男性と女性が、別々に同じ不倫の罪を犯した場合、女性に対する罰は男性の 2 倍である。イスラム教の身分法では、男性と女性に対する扱いが異なる。身分法の一部は、事件の関係者の宗教とは無関係に、イスラム法を取り入れている。[7b] (Section 6)

23.12 Freedom House が 2010 年 3 月に発行した女性の人権に関するレポートも、こう記している。「[身分法]第 307 条は、一夫多妻制の禁止など、ドルーズ派のコミュニティーに適用される一定の規則を制定し、結婚や離婚に関する宗教裁判官の決定権を強化するものである。第 308 条は、各キリスト教宗派に対し、独自の身分法を採用する権利を認めている。」

[14c] (Autonomy, Security and Freedom of the Person)

23.13 Freedom Houseによる2013年5月9日付のレポート『Freedom in the World 2013』は、次のように記している。「イスラム教徒の身分法は、シャリア法(イスラム法)に則っており、結婚、離婚、及び相続の問題に関し、差別的である。キリスト教徒の身分は教会法によって支配されており、離婚を禁じている場合もある。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

23.14 女性の人権に関する Freedom House の 2010 年版レポートは、こう記している。「女性の証言の証拠価値は、事例を扱う裁判所によって異なる。女性は、宗教とは無関係のシリア司法省(MOJ: Ministry of Justice)配下の民事裁判所、及び刑事裁判所では、完全な人格として扱われる。同様に、民法及び商法は、女性に男性と同じ法的権利を認めている。しかし、シャリア法廷では、女性の証言の価値は男性の半分に過ぎない。」 [14c] (Non-discrimination and Access to Justice)

23.15 女性の権利に関する Freedom House の 2010 年版レポートは、女性に対して差別的な刑法の規定の例として姦通を取り上げ、こうも記している。「姦通を証明する際、男性は裁判官に任意の形式の証拠を提示することができる一方、女性は、夫の書面による告白など、書面の証拠を提出することしか認められていない... 有罪判決を受けた場合、男性に対する刑が懲役 1 ヶ月～1 年であるのに対し、女性は懲役 3 ヶ月～2 年である。」 [14c] (Non-discrimination and Access to Justice)

23.16 女性の権利に関する Freedom House の 2010 年版レポートは、こうも記している。

「1975年、女性の法曹界への参入が認められたが、司法制度で女性の占める割合は、今日も低いままである。女性は、裁判官や検察官の13%を占めているが、ダマスカス(Damascus)に圧倒的に集中しており、ここで女性の占める率は全国平均の約2倍となっている。こうした男性優位の状況は、女性の司法制度に対する信頼性を低め、女性が裁判所に正義を求める可能性をも低めるものとなる。」 [14c] (Non-discrimination and Access to Justice)

社会・経済的権利(Social and economic rights)の項も参照されたい。

## 政治的権利

政治制度(Political system)及び政治的所属(Political affiliation)の項も参照されたい。

23.17 Freedom House のレポート『Women's Rights in the Middle East and North Africa 2010』は、次のように記している。「シリアの女性が解放されてから比較的長い年月が経っており、女性の権利については、アラブ世界の中でも先進的な国の1つである。女性は1949年に選挙権を獲得し、政治への関与は、前世紀の初め、オスマン帝国からの独立のための闘争にまで遡る。しかし、女性の政治参加の効果は、抑圧的な政治情勢の現実によって、疎外されてきた。」 [14c](Introduction)

23.18 国連開発計画 Programme on Governance in the Arab Region (UNDP-POGAR: United Nations Development Programme—Programme on Governance in the Arab Region)は、シリアの性別に関するページ(更新日付の記載無し)で、こう報じている。

ここから

「バッシャール・アル=アサド(Bashhar Al-Assad)大統領は、2006年3月23日、文化担当第二副大統領としてナジャーフ・アル=アッタール(Najah Al-Attar)博士を任命した。アル=アッタール(Al-Attar)夫人は、副大統領の地位に就いた最初のアラブ女性となった。73歳のアル=アッタール(Al-Attar)博士は、24年間シリアの文化大臣を務めた。英国の大学で英文学の博士号を取得している。アル=アッタール(Al-Attar)夫人は与党バアス党の党员ではない。」 [4b]夫人は現在も副大統領の地位に就いている。(シリア・アラブ通信社(SANA)、2013年4月11日) [87c]

23.19 USSD Report 2012 は次のように記している。「女性は... 一般的に規則に制限されることなく政治システムに参加することができる。しかし、文化的・社会的な大きな障壁が、意思決定の立場から女性を排除している。この年、副大統領、観光大臣(minister of tourism)、及び環境国務長官の3人の女性閣僚が入閣している。議会には、31人の女性議員がいる。」 [7b] (Section 3) 列国議会同盟(IPU: Inter-Parliamentary Union)の『Women in National Parliaments』のページでは、2012年3月31日現在、シリアの250名の国会議員のうち31名が女性であり、シリアは186ヶ国中98位に位置付けられたと報告されている。 [9b] Freedom House による調査報告書『Freedom in the World 2012』は、次のように記している。「シリアは女性に選挙権を与えた最初のアラブ国の1つであるが、シリアの政治と政府において、女性の参加はまだ十分とは言えない。政府は、2つの副大統領の地位の1つを含む上級職に、何人かの女性を指名したが、女性は立法議会の議席の12%を占めているに過ぎない。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

23.20 女性の権利に関する Freedom House の2010年版レポートは、次のように記している。

「女性政治家は、地方ではそれほど成功していない。2007年8月26日と27日、合計32,058人の候補者が、評議会の9,687議席を争った。当選した女性候補は、地方議会議員の3.2%を占める僅か319人であった。女性は地方議会の選挙に出馬することを躊躇する傾向にある。その理由の1つに、公的生活において女性に指導されることを嫌う社会規範があるが、市民が地方議会の整合性や有効性をあまり信頼していないことも原因である。」 [14c] (Political Rights and Civic Voice)

23.21 女性差別の撤廃に関する国連委員会(UN CEDAW: United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women)による2007年6月の最終所見は、次のように記している。「第9及び第10次5ヵ年計画で、意思決定の立場への女性進出率を30%に向上させるという締約国の目標を評価しつつ、委員会は、この目標の達成に向けた対策があまり採られていないこと、又、公的・政治的生活、及び意思決定の立場、中でも、市議会、町議会、村議会への女性の進出率が依然として低いことを懸念している。 [32b] (Paragraph 25)

23.22 女性の権利に関する Freedom House の2010年版レポートは、次のように記している。

「政府の第9及5ヵ年計画は、公的生活や意思決定の立場への女性進出率を30%に向上させることを目標としているが、市民社会活動家は、差別的な法律や政策の撤廃に向けたロビー活動を行う力が限られている。唯一存在する合法的な女性団体は、バアス党と繋がりを持ち、国から助成金を受けているシリア女性総同盟(GWU: General Union of Syrian Women)である。党の方針によると、シリア女性総同盟(GWU: General Union of Syrian Women)は全てのシリア人女性を代表する。その点では、個別の女性団体を結成する必要は無いということである。実際には、この独占状態が、政府の政策に対する反対意見を排除し、特定の問題に対する対策の実施を遅らせている。実行計画や苦情が、厄介で多層構造的なバアス党の行政組織を通過しなければならないからである。」

「個別の女性団体は、違法という立場にも拘わらず、様々な程度の内密性を保ちながら活動している。例えば、Syrian Women's League は、1948年以来、活動を続けている。しかし、この不安定な立場は、同団体の活動を困難なものにしている。特に、海外から補助金を受け入れることが禁止されているため、未登録の団体は資金調達の問題を抱えている。又、メンバーの募集や、女性に権利を主張するように奨励する上で、巨大な障壁にぶつかっている。」 [14c] (Non-discrimination and Access to Justice)

結社と集会の自由(Freedom of association and assembly)及び人権組織、組織、及び活動家(Human rights institutions, organisations and activists)の項も参照されたい。

## 社会・経済的権利

23.23 女性の権利に関する Freedom House の 2010 年版レポートは、次のように記している。

「男女平等に対する唯一最大の法律上の障害は、結婚や離婚などの問題に関して女性の自由意思を制限する身分法である。シリア社会での家庭内暴力の蔓延、及び、一部地域で見られる所謂名誉殺人に対する寛容な風習は、女性が身体の安全に対する脅威にも晒されていることを意味する。政府は、法律を改正し、こうした問題に対する社会に根付いた風習を改める必要性を認め始めており、2009年には名誉殺人を厳罰化する措置を採ったが、女性が日々の生活に変化を感じるには至っていない。」 [14c] (Autonomy, Security, and Freedom of the Person)

23.24 同報告書は、こうも記している。

「女性の権利向上に対する反対は、イスラム原理主義グループによるものの他にも、社会の中で女性を二次的立場に追いやる保守的な慣習によるものがあり、多くのシリア人にとって、それは正式な法律より大きな影響力を持っている。社会は、女性が家庭内の問題に関して責任を負うことを期待し、家族の名誉を守るという重荷を課している。社会的規範に背いた場合、家族や社会全体からの激しい圧力を受け、殺人に至ることもある。政府は、広範な政治目的のために、女性の権利に関するこうした感情をなだめることが多い。」 [14c] (Introduction)

『名誉』犯罪('Honour' crimes)の項も参照されたい。

23.25 Freedom House による調査報告書『Freedom in the World 2012』は、次のように記している。「夫は、シリア内務省(Ministry of Interior)に妻の海外渡航を禁止するよう要求することができる。又、女性は、男性とは異なり、一般的に配偶者の許可無しに子どもを連れて出国することは禁止されている。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties) USSD Report 2012 は次のように記している。「18歳以上の女性は、男性の親族の許可無しで旅行することができるが、夫は、シリア内務省(Ministry of Interior)に妻の海外渡航を禁止するよう申請することができる。」 [7b](Section 6)

23.26 女性の権利に関する Freedom House のレポートは、次のように記している。

「刑法第 509～516 条は売春を禁止している。売春婦が厳しく罰せられる一方、客は単なる証人として扱われる。女性の人身売買が一般的に禁止されていることと同様、女性を強要したり騙したりして、売春をさせることは禁じられているが、シリアには、人身売買された人々を被害者として扱う人身売買禁止に特化した法令が無い。代わりに、人身売買は売春を禁止する法律で対処されている。人身売買を禁止する法を起草するため、2005年に委員会が設立されたが、法律は未だに制定されていない。」 [14c] (Autonomy, Security, and Freedom of the Person)

人身売買(Trafficking)の項も参照されたい。

## 教育と雇用

23.27 女性の権利に関する Freedom House の 2010 年版レポートは、次のように記している。「憲法第 37 条の下で、公立の教育は無料であるものの、義務教育は初等教育のみであり、男子も女子も、中等教育で中退する率が非常に高くなっている。理由の一つとして、中等学校に入学する年齢の子どもたちが、お金を稼ぐ、家事をする、又は家族の経営する農場で働くことなどを強要されることが挙げられる。」 [14c] (Economic Rights and Equal Opportunity)

23.28 国連開発計画 Programme on Governance in the Arab Region (UNDP-POGAR: United Nations Development Programme—Programme on Governance in the Arab Region)は、シリアの性別に関するページ(更新日付の記載無し)で、こう報じている。「学校教育における男女格差は減少しているが、教育政策が男女の格差を考慮しているという明確な証拠は無い。教育制度において、女子の就学率は比較的高いが、雇用に大きな影響を及ぼしていない。技術教育又は中等教育しか受けていない卒業生の雇用において、性別に関する民間企業の偏見は、より顕著である。」 [4b]

23.29 2011年3月21日付の国連人権理事会(UN Human Rights Council)特別報道官による報告書『Report of the Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health, Anand Grover, mission to the Syrian Arab Republic』 [Report of Special Rapporteur 2011]は、次のように記している。

「シリアの若い女性は、若い男性に比べ、就職率が半分以下であり、失業率はほぼ2倍である。29歳の時点で、女性の約73%が無職である。但し、初等教育と中等後の教育を修了した女性の活動率はかなり高い(それぞれ36%と80%)。これらの数字は、女性の学歴が非常に重要であるただ一つの領域を示している。」 [56d] (Paragraph 33)

政治的権利(Political rights)の項も参照されたい。

23.30 女性の権利に関する Freedom House のレポートは、次のように記している。

「学校の教育課程や教科書は、長期に亘り、性別に基づいた固定観念を育成してきた。これに対し、シリア教育省(Ministry of Education)は、近年、小学校や大学のため、女子差別撤廃条約(CEDAW: Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women)に適合する資料の開発を進めており、教育や雇用に関する女性の役割についての認識も、社会的なレベルで変化してきている。中でも、経済状況の悪化により、保守的な家族さえ、娘が学位を取得し、公共部門で職を求めることを許可するようになってきている。」

「女性は、今では大学生の約46%を占めるようになった。但し、教育学や文学など、伝統的な男女の役割に関連した分野に集中している。」 [14c] (Economic Rights and Equal Opportunity)

23.31 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「憲法は、『全ての国民が労働の性質と収穫に基づいた報酬を得る権利』に関して、男女の平等を保証している。しかし、政府はこの法令を執行していない。家族法と刑法の中の一部の条項は、男性と女性を平等に扱っていない。更に、政権による暴挙が始まる前、正式な職に就いていた者の割合は、男性の72%に対して、女性は僅か16%であった。昨年、武力闘争が激化し、治安が悪化するに従い、女性の雇用率は下降した。又、女性の給与は平均して男性の5分の1であった。政府は、女性に対する従来の差別的な態度を排除しようと試み、大学など教育機関への平等な入学機会を与えることによって、女性の教育を奨励した。しかし、高等教育を受ける学生の中で女性の占める割合は41%に過ぎなかった。」 [7b] (Section 6)

23.32 国連開発計画 Programme on Governance in the Arab Region (UNDP-POGAR: United Nations Development Programme—Programme on Governance in the Arab Region)は、次のように報じている。「女性は、主に農学、薬学、教育学の分野に集中している。自分で事業を起

こす女性は非常に稀である。全ての女性は、産休として8週間の有給休暇を取ることができる。又、給与は減額されるが、休暇を延長することもできる。政府は、学校や職場に公立保育所を設置し、少額の保育料にて提供している。」[4b]

23.33 女性の権利に関する Freedom House の 2010 年版レポートは、次のように記している。

「... 雇用に関する女性の選択肢は、重複する法的規制、文化的規範によって制限されている。例えば、女性は、家の外で働くための許可を夫にもらう必要があるだけでなく、労働法(1959年雇用法第91号)の第131条及び第132条は、女性が、健康や道徳に有害である夜間と野外の労働に従事することを禁止している。この夜間就労禁止条項により、女性は重工業に従事することはできないが、医学、娯楽、航空などの業界では例外が設けられている。」[14c] (Economic Rights and Equal Opportunity)

23.34 女性差別の撤廃に関する国連委員会(UN CEDAW: United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women)による2007年6月の最終所見は、次のように記している。

「委員会は、労働市場における男性と女性の隔離、及び根強い賃金格差について、懸念を表明する。又、社会保障やその他の給付の無い非公式部門で女性が多く就労している状況を懸念する。委員会は、適切な保育施設の不足など、女性の雇用を阻害する要因について懸念している。更に、『雇用法(Employment Act)』がセクシャル・ハラスメントを禁止していないことも懸念している。」[32b](Paragraph 31)

## 女性の健康

23.35 2011年付の国連特別報道官による報告書[Report of Special Rapporteur 2011]は、学歴と雇用率の低さは、女性の健康に有害な影響を及ぼすと記している。

「これらの状況は、最終的には様々な面で、女性の健康に有害な影響を及ぼす。中でも、健康関連の情報を入手し、理解する能力が不足すること；医療品や医療やサービスを取得するために必要な財源が制限されること；国家が適切な性と生殖に関する教育を普及させることを阻むこと、等々が挙げられる。性と生殖に関する教育の相対的な欠如は、母性死亡率、早婚率、及び性感染症の感染率が高いこととも関連がある。シリアの若者が、同地

域の他の国の同年代の人々に比べ、こうした問題に関する知識が不足していることについて、懸念が表明された。」

「性と生殖に関する教育が、学校教育の過程で行われる可能性が高いという事実に照らし、女性の就学率の低さが懸念されている。この地域の若者が性と生殖に関する情報を両親から得ることを躊躇する傾向や、親の側にも性を議論する用意が無いことを考慮すると、学校での性教育が益々重要になってくる。他の健康関連の情報、特に食物と栄養に関する情報にも同じことが言える」。[56d] (Paragraphs 34-35)

## 母性の健康

23.36 Save the Children による 2013 年 3 月付のレポート『Childhood under fire』は、次のように記している。

「母親と新生児が出産の際に様々な事故に遭うリスクが高まっている。多くの病院や保健従事者が意図的に狙われるため、人々は、病院に行く危険を冒すことを躊躇している。全国で、病院の 3 分の 1 が機能を失っている。これは、多くの妊産婦が、自宅で熟練助産師の立ち会い無しで出産していることを意味している。両軍が支配権を争っている地域の病院に対し、主にシリア政府軍による攻撃が増えていることも、懸念材料である。どうにか機能し続けている病院でさえ、暖房設備の不足又は完全欠如、医師の疲弊、及び電力供給の中断により、高度な医療を提供することは難しくなっている。」[102a]

22.37 同レポートは、騒乱の最中、出産した母親の証言を掲載している。

『「妊娠中、とても具合が悪かったのですが、医師もおらず、開いている病院もありませんでした。以前の妊娠とは違っていました—画像診断も健診も受けられなかったのです。』

『「朝、陣痛が始まり、一日中続きました。とても疲れたことを覚えています。今までは、いつも病院で出産していました。家で出産したことなんて一度もありません。夜になって、病院に行かなくてはならないことを家族に伝えましたが、砲撃が始まっていたので、病院まで安全に行ける可能性はありませんでした。兵士は、夜間、目に入る物全てを撃ってきますし、検問所もたくさんあります—無事に通過することなんて無理でしょう。無事に通過できたとして、どこに行けばいいのでしょうか?今はどこの病院も開いていません。遠くに仮設診療所があるだけです。』

『午前4時頃、お産が始まりました。とても怖かった。痛くて死ぬかと思いました。お産の時に酷い事故がありました—近所の人々が助産婦を連れてきてくれたことを神に感謝します。赤ちゃんの首の周りに臍の尾が巻き付いていたのです—助産婦は赤ちゃんと、多分、私の、命の恩人です。』

『娘はお産の時に側にいましたが、全てに怯えてしまっていました。周りで起きていることに、どう対処していいか分からなかったのです—特に砲撃と絶叫には困惑したでしょう。』 [102a]

22.38 国境なき医師団(Medecins sans Frontieres)は、2013年3月6日付の特別レポート『Syria Two Years On: The Failure of International Aid』の中で、次のように記している。

「内戦前は、シリア人女性の95%が熟練した助産師の立会いの下、出産していた。これは、医療制度が崩れた今、殆どのシリア人女性にとって望めない状況となった。運に恵まれれば、妊産婦は助産師又は伝統的な助産婦の立会いの下で出産できるであろう。しかし、出産に問題があり、手術を必要とする場合は、適切な医療施設を見つけることが難しい。」

「去る[2013年]2月1日、シリア北部にある国境なき医師団(MSF: Medecins sans Frontieres)の医療施設で、ある女性が帝王切開で双子を出産した。双子の父親は、2週間をかけて、帝王切開の手術を行える病院を探したと語った。」 [75b]

## 生殖に関する権利

23.39 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「政府は、一般的に、夫婦や個人が差別、強制、暴力を受けること無く、子どもの数、及び出産の間隔と時期を決定する基本的権利を尊重している。全国域の武力闘争により、医療と生殖に関するケアを受けるには、高額な費用がかかり、危険が伴うようになっている。女性は、避妊をすることは殆どできないか、全くできないと報告されている。又、出産時の熟練助産婦の立会い、出生前のケア、そして必要な産科ケアと産後のケアも、殆ど受けられないか、全く受けられないと伝えられている。 [7b] (Section 6)

23.40 国連特別報道官による2011年版報告書[Report of Special Rapporteur 2011]は、次のように記している。「既婚女性の避妊普及率は58.3%であり、地域の平均を上回っている... 避妊を望んでいるにも拘らず、そのサービスを受けられない人の割合は、約11%である。

全国で家族計画サービスの利用率を高めるためには、国は女性の望む避妊方法を知り、文化的に適切な避妊手段の普及を促進しなければならない。」 [56d] (Paragraphs 43- 44)

23.41 女性の権利に関する Freedom House の 2010 年版レポートは、更なる情報を提供している。

「性と生殖に関する健康について、女性が意思決定を行う自由は、政府が家族計画プログラムの一環として、避妊用具の入手と使用を推進し始めた 1980 年代以降、促進されてきた。避妊は厳密には違法とされたままであるが、政府は国民の生殖に関する道具やサービスの 40%を支払い、残りは民間企業が支払っている。シリア家族問題委員会は(Syrian Commission for Family Affairs)は、全国に広がった医療センターと移動診療所を通じて産児制限プログラムを実施している。Syrian Women's League も避妊や産児制限や家族計画への意識を高める上で重要な役割を果たしている。情報や家族計画サービスは、政府の運営する医療施設、及びシリアの女性総同盟(GWU: General Union of Syrian Women)やシリア家族計画協会(Syrian Family Planning Association)の運営する診療所でも、同様に利用可能である。」 [14c] (Social and cultural rights)

## 中絶

23.42 同レポートは、次のように記している。

「中絶は犯罪であり、中絶した女性は少なくとも懲役 6 ヶ月、女性を幫助した人は少なくとも懲役 1 年に処され、状況によってはこれより厳しい刑が科せられる場合がある。こうした規制があるにも拘らず、手術を行う医師を見つけることは可能である。但し、多くの女性にとって手の届かない料金を請求され、不衛生な環境で行われることが多い。裕福な家庭では、妊娠した未婚の女子は、家族の名誉を維持するため、中絶を行うよう強要される。」 [14c] (Social and cultural rights)

## 結婚、一時的な結婚、離婚、子どもの親権、及び相続

23.43 女性差別の撤廃に関する国連委員会(UN CEDAW: United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women)による 2007 年 6 月の最終所見は、次のように記している。

「締約国が、差別的な条項を削除するために、『身分法(Personal Status Act)』の改訂作業に入っていることを認識する一方で、委員会は、改革が遅れていること、又、改革が段階的

に行われる可能性を締約国が示したことに對し、懸念を表明する。委員会は、既存の法律の下で、結婚、離婚、養育、及び相続に關し、女性の権利が男性と比べて不利であること、及び、一夫多妻制と児童の結婚の慣習が存在していることを特に懸念する。」 [32b] (Paragraph 33)

23.44 女性の権利に關する Freedom House の 2010 年版レポートは、次のように記している。

「政府は、2009年に新しい『身分法』を起草した。時代に逆行するような対策を新たに採用したこの法案は、採択されれば、既存の条項の中でも最も抑圧的なものとなっていたであろう... 法案が公衆に漏れた後、市民社会の活動家は猛烈な批判を浴びせた。活動家はソーシャルネットワークや電子通信機器を駆使して、法案の採択反対運動を展開した。オンライン上での反対運動が盛んに行われ、政府に法案の採択を思い留まらせることに成功した。」 [14c](Autonomy, Security, and Freedom of the Person)

インターネットの自由(Internet freedom)及び人権組織、組織、及び活動家(Human rights institutions, organisations and activists)の項も参照されたい。

23.45 国連開発計画 Programme on Governance in the Arab Region (UNDP-POGAR: United Nations Development Programme – Programme on Governance in the Arab Region)は、シリアの性別に關するページ(更新日付の記載無し)で、こう報じている。

「シリアの法律は、17歳以上の女性が結婚を望んだ場合、裁判官は女性の保護者に意見を求めなければならないと定めている。保護者が所定の期間内に異議を唱えなかった場合、又は虚偽の異議を唱えた場合は、夫が適格である場合に限り、裁判官は結婚を進めることができる。別の条項は、大人の女性が保護者の同意無しに結婚した場合、夫が適格でないと判断されれば、女性が妊娠していない限り、保護者は婚姻破棄を求めることができるとしている。」

「シリアの法律では、妻が夫の許可を得ずに家庭の外で働いた場合、扶養を受ける権利を失うと定められている。女性が正当な理由無しに嫁ぎ先の家を出ることは、結婚法の違反として定義されており、不在の期間中、扶養を受ける権利を喪失する。」 [4b]

23.46 しかし、国連特別報道官による 2011 年版報告書[Report of Special Rapporteur 2011]は、次のように記している。特別報道官は、所定の年齢[男性は 18 歳、女性は 17 歳]に満

たなくても（男性は15歳、女性は13歳）、裁判官に申請書を提出することにより結婚できることに対し、懸念を表明した。[56d](Paragraph 42)

23.47 Save the Children による 2013 年 3 月付のレポート『Childhood under fire』は、次のように記している。

「若い少女の結婚が増えているという報告もある。これは、生活に困窮し、生き残る手段が益々減ってきている Um Ali（注：オム・アリ「アリのお母さん」温かいスイーツの名前。妻を殺す残酷な寓話が背景にある。）の家族のような話として理解できる。食料を与える口数を減らそうとしているか、夫が娘を性的暴力の脅威から保護し、生活の安泰を与えてくれることを期待してのことであろう。しかし、シリアで活動する機関の事例報告では、早婚は性的搾取の『隠れ蓑』として行われ、少女は間もなく離婚され、家族の元に送り返されるという。」 [102a]

23.48 女性の権利に関する Freedom House の 2010 年版レポートは、次のように記している。

「多くの結婚が、依然として、新郎と新婦との間ではなく、家族同士で取り決められている。この現象を完全に把握することは困難であるが、女性は、恐らく経済的な理由、又は、家族がその結婚を望むからという理由で、完全に納得していない結婚に同意することを強要されているのであろう。」

「女性は、結婚の契約の中で合法的に権利を交渉する資格を持つが、社会的な制約により、その資格を制限されている。身分法第 14 条は、女性が嫁ぎ先の家の外で働くこと、結婚後も教育を受け続けること、離婚することなどに関する権利を保証するという規定を結婚契約に含めることを認めている。殆どの規定は、シャリア法の言葉や意図に反しない限り、有効である。しかし、実際問題として、多くの女性—特に貧しい女性や文盲の女性—は、こうした権利を認識していない。又、社会的慣習は、女性が多くを要求することを阻んでいる。」 [14c] (Autonomy, Security, and Freedom of the Person)

同レポートは、こうも記している。「一夫多妻制は合法であり、第 2 の結婚を有効とするためには、最初の妻の同意は必要な前提条件ではない。」[14c] (Autonomy, Security, and Freedom of the Person)

23.49 The Telegraph は、2013 年 1 月 23 日付の記事で、次のように報告している。

「僅か14歳の少女を含め、シリアの女性と少女は、難民になった後、強制結婚又は売春のために『売却』されていると、支援提供者や宗教的慈善活動家は語っている。」

「ヨルダン[の難民キャンプ]では、シリアで内戦が始まって以来、数百人の女性が非公式な人身売買の被害を受けている。シリア難民から女性を引き抜くために、仲介者が雇われている。」

「人身売買は、『結婚』を隠れ蓑として行われることが多い。イスラム社会で夫が花嫁の安全の保証として支払う習慣のある『支度金』は、性の代償になっている。又、『結婚』は、数日又はたった数時間で終了する出来事である。」

「『これは Mut'ah(快樂のための結婚)であると気付いたのです。』ヨルダンのシリア人難民を支援する最大の慈善団体の1つである Kitab al-Sunna の Ziyad Hamad は語った。『これは偽りの結婚です。Sheikh[宗教的指導者]によって登録されていない手書きの書類を使っている。サウジアラビアやその他の国から男たちが来て、キャンプの女性と結婚する。男たちはキャンプの外に家を借り、女性に面倒を見ると持ちかける。女性は男と性交渉を持ち、1週間後に離婚するのです。』...」

「ザータリ(Zataari)難民キャンプの警備員は、主にヨルダンかサウジアラビア出身のアラブ人男性が頻繁に現れ、『若くて可愛い花嫁』を見つけるため、キャンプへの出入りを求めることがあると、Daily Telegraph に伝えている。」 [94b]

23.50 離婚に関して、USSD Report 2012 は次のように記している。「離婚した女性は、扶養料を受け取る資格を失う場合がある。扶養料を諦めることを条件に、夫から離婚の同意を取り付けた場合などである。更に、法律の下で、離婚した母親は息子が13歳、娘が15歳に達した時点で親権と養育権を失い、親権は父方に移行する。」 [7b] (Section 6)

23.51 女性の権利に関する Freedom House の2010年版レポートは、次のように記している。

「離婚に関して、男性と女性の権利は不平等である。男性は取消し可能又は取消し不能な talaq の権利（一方的な絶縁権）を持っており、自分の意思を当局に通知するだけで事足りる。それに比べ、女性が離婚を望んだ場合は時間がかかり、困難を伴う。1つの選択肢として khula、即ち、妻が夫に支度金を返却し、扶養料を受け取る権利を放棄することによる

合意離婚がある。或いは、『意見の相違、偏見、愛情の欠如、不在、又は病気』などの根拠となる権利侵害を示すことにより、裁判所で離婚手続きを進めることができる。結婚における女性の権利は、離婚の理由を含め、法律よりむしろそれぞれの夫婦の結婚契約により左右される。夫が離婚を申し出た場合は、女性は僅か4ヶ月間しか財政支援を受けることができない。」

「離婚した場合、母親は、男子が13歳、女子が15歳に達するまで第1の保護者である。但し、母親が再婚した場合、養育権は自動的に父親に移行する。離婚した母親が養育者として不適格であるか、養育者としての役割を果たすことができない場合、養育権は父方の祖母へ、続いて他の女性親族へ移行する。既婚女性は、子どもの保護者—通常は父親—の許可を得ずに子どもを連れて旅行することを禁止されているが、子どもの養育権を持つ離婚した母親は、誰の許可も得る必要が無い。母親が子どもの養育権を保持している場合、父親や他の保護者は、子どもを連れて旅行する際、母親の許可を得なければならない。」 [14c] (Autonomy, Security, and Freedom of the Person)

出国と帰国(Exit and return)の項も参照されたい。

23.52 同レポートは、次のようにも記している。

「女性は離婚によって社会的に汚名を着せられ、自宅で家事に従事するか、低賃金の仕事で非公式に働いている場合が多いため、夫の経済的な支援無しで生計を立てることは難しい。離婚した妻には嫁ぎ先の家に住み続ける法的権利が無いため、この問題は更に深刻化する。離婚した女性は、自分の実家か男性親族の家に戻らなければならない。女性は、家を借りるか自分の家を持つかして、自立して生活する法的権利を持つが、それは伝統的に安全でない、又は不適切な行為と見なされており、たとえ可能であっても、既婚女性や独身女性が自立して生活することは比較的稀である。それでも、自活する若い女性の数は都市部を中心に徐々に増加している。」 [14c] (Social and Cultural Rights)

23.53 USSD Report 2012 は次のように述べている。「キリスト教徒を除き、全国民の財産相続は、政府によるイスラム法の解釈に基づいている。従って、イスラム教徒の女性は、男性相続人が相続する財産の半分を与えられるのが一般的である。全ての地域社会において、男性相続人は、相続財産が少ない女性親族に対し、財政支援を提供する必要がある。これを守らない場合、女性は告訴する権利を有する。この年[2011年]、一部の地域では、慣習が法律に優先され、女性が一切の相続を拒否されたとの報告があった。」 [7b] (Section 6)

23.54 女性の権利に関する Freedom House の 2010 年版レポートは、相続の問題に関し、詳細を記している。

「女性の相続権は、法律のみならず、慣習においても制限される。シャリア法に従い、女性は、親の不動産を、兄弟の半分しか相続することができない。故人に直接の男性相続人がいない場合、一族の別の男性親族が、故人の娘と相続を争う場合もある。こうした慣習は、文化的に見ても、法的に見ても、男性が、女性家族を扶養することに関して責任を持つという考えに基づいている。夫に先立たれたイスラム教徒の女性は、シャリア法の下、繰り延べ支度金(deferred dowry、離婚の際、又は夫の死亡の際に受け取る)と、不動産の合法的な相続分を受け取る。但し、イスラム教徒以外の女性は、イスラム教徒の夫から財産を相続することはできない。実際問題として、もともと限られている女性の相続権は、更に侵害されることが多い。特に、土地の相続に関し、女性は男性家族に譲るように強要される。イスラム教の相続法は、カトリック教徒以外の全ての宗教の信者に対して適用される。」 [14c] (Economic Rights and Equal Opportunity)

## カトリック身分法

23.55 女性の権利に関する Freedom House の 2010 年版レポートは、次のように記している。

「2006 年、シリアのカトリック コミュニティーは独自の身分法を採択した。女性は男性と同等の相続権を持ち、両親は、結婚が続いている限り、子どもに対して同等の養育権を持ち(但し、離婚した場合、養育権はまず父親に、次に母親に付与される)、結婚前にそれぞれが取得した財産は、婚姻の解消時に、元の所有者の単独所有に戻る。カトリックの女性は人口のごく一部であり、これらの規定がどの程度執行されているかは不明であるが、この法律は、法律上の女性の権利向上を表す代表的なものである。」 [14c] (Autonomy, Security, and Freedom of the Person)

信教の自由(Freedom of religion)の項も参照されたい。

## 女性に対する暴力

23.56 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の 2013 年 4 月 15 日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。

「2012年、結婚と性にまつわる文化的・社会的・宗教的な信念に阻害され、証拠を収集することが困難である中、国連諮問委員会(CoI: Commission of Inquiry)は、政府の民兵組織が強姦と性的暴力を働いていることを報告した。

「強姦、その他の性的暴力に対する恐怖が、多くの少女や女性の移動の自由を制限してきた。人道支援団体は、シリア人難民女性の性的搾取や、強制結婚に関する報告に対しても、懸念を提起した。」 [5c](p237)

23.57 2011年8月、国連人権理事会(UN Human Rights Council)は、近年の騒乱における人権侵害を調査するため、諮問委員会を設立した。2013年6月24日に発行された最新の報告書『シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会報告書－第23回セッション (Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic－23rd session)』は、性的暴力に関し、次のように記している。

「政府軍と政府支持民兵組織による性的暴力:」

「内戦の間、性的暴力は頻繁に見られた。起訴しない傾向が、この種の暴力の規模を測ることを困難にしている。強姦に対する恐怖は、家族が内戦を避けて避難する大きな動機となっている。」

「政府支持軍が働いた性的暴力は、家宅搜索、検問所、及び拘留施設で、諜報局による尋問に伴って行われることが多かった。ラタキア(Latakia)で拘束された女性は、尋問の際のギャング団による強姦の恐怖を説明した。他の被拘留者が衣服を脱がされ、電気ショックを与えられた様子も描写した... 上官が性的暴力を捜査、防止、又は処罰した形跡は一切無かった。

「人道に対する罪に相当する強姦、及びその他の非人道的な行為は、政府軍と政府支持民兵組織によって行われた。強姦、拷問、及び非人道的な扱いは、戦争犯罪として罰することが可能である。」

「反政府武装グループによる性的暴力:」

「数は多くないが、アレppo(Aleppo)市で、武装グループによる合同作戦の家宅搜索の際、女性が隔離され、性的暴力を受けた可能性があるという報告がある。インタビューに答えたある女性は、4月、ダマスカス(Damascus)市ヤルムーク(Yarmouk)で性的暴力の被害に遭ったと証言している。」

「ヤルムーク(Yarmouk)の襲撃の際、戦争犯罪である性的暴力が行われた。情報が限られ、この件に関する他の証言は得られなかった。」 [56h](Sexual violence)

23.58 Human Rights Watch(HRW)は、2013年1月31日付の World Report 2013—Syria の中で、次のように記している。「目撃者と被害者は、兵士や政府支持民兵が、居住地域の家宅捜索や一掃作戦の際、女性や少女(僅か12歳の少女を含む)に対し、性的暴力を働いたと証言している。」 [39b]

23.59 国連開発計画 Programme on Governance in the Arab Region (UNDP-POGAR: United Nations Development Programme—Programme on Governance in the Arab Region)は、シリアの性別に関するページ(更新日付の記載無し)で、こう報じている。「女性に対する暴力が発生したことは判明しているが、家庭内暴力や性的暴力に関する信頼できる統計は入手できない。殆どの事例は報告されないままである。」[4b] Freedom Houseによる調査報告書『Freedom in the World 2013』は、次のように記している。「女性に対する暴力は、特に地方では頻繁に見られる。」 [14a] (Political Rights and Civil Liberties)

23.60 女性の権利に関する Freedom House の2010年版レポートは、次のように記している。「社会における家父長制と政治の強権支配は、家庭の内外で、女性を性別に基づく暴力に晒している。最近の調査で、家庭内暴力はシリア全体で多く見られることが明らかになったが、こうした虐待は、特に非合法化されていない。配偶者による強姦は、強姦の法的な定義の下で、処罰に値する罪から除外されている。」 [14c] (Introduction)

強姦を罰する法律(Laws against rape)の項も参照されたい。

23.61 女性差別の撤廃に関する国連委員会(UN CEDAW: United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women)による2007年6月の最終所見は、次のように記している。「女性の保護のための国家計画(National Plan for the Protection of Women)の草案の準備が進められていることに留意する一方、委員会は、この計画が、家庭内暴力など女性に対する暴力を犯罪とするための特定の法律の策定を意図していないことに懸念を表明する。更に、委員会は、刑法の一部規定が、加害者の処罰を免除することによって、女性に対する暴力を許容していることに対し、懸念を表明する。」 [32b] (Paragraph 19)

23.62 家庭内暴力の問題に関し、国連特別報道官による2011年版報告書[Report of Special Rapporteur 2011]は、次のように記している。

「現地調査の間、特別報道官は、家庭内暴力を監視するため、行政区域ごとに監視センターを設置すると共に、家族保護局(Family Protection Unit)の設立も考慮されたが、この方面では殆ど進展が見られなかったと伝えられた。政府内のどの部署が、設立と運営を担当するか、又、その機能に対する認識を高めるための計画書を作成するかという点も、明確にされていない。暴力を通報し、行動を起こす仕組みを確立することは危急の課題である。これと並行して、現在の法律が数多くの脱落と不備を抱えていることを考慮すると、法の改正が必要であることは明らかである。」

「現在施行されている 1949 年刑法は、言葉による又は身体への嫌がらせや暴力から女性を保護すると定めているが、家庭内、その他の親密な関係、又は家族関係における暴力から女性を守る規定は殆ど無い。特別報道官は、女性の不適切な行為が加害者の行動に繋がった場合の、加害者に対する刑罰の免除に関する刑法第 548 条が最近になって廃止されたこと、又、『名誉犯罪』に対して 7 年の実刑判決を可能にする条項が設けられたことを歓迎した。しかし、それに代わる条項がやはり刑罰の軽減を認めていることは問題であり、加害者と結婚の契約を交わしている状況で生じた暴力は、無罪、又は減刑や量刑の軽減が可能であると定めている他の条項も残っている。」 [56d] (Paragraphs 47-48)

『名誉』犯罪('Honour' crimes)の項も参照されたい。

23.63 USSSD Report 2012 は、次のように記している。

「法令は、家庭内暴力を特に禁止していないため、女性に対する暴力は野放し状態で、罰せられることも無い。家庭内暴力と性的暴力の大多数は、通報されないままである。被害者は、社会的な汚名を着せられる恐れから、家庭外に支援を求めることを躊躇してきた。治安部隊は、女性に対する暴力を犯罪というよりも社会的な問題として扱ってきた。監視団体は、被害女性が警察に通報しようとしても、警察は全く捜査しないか、殆ど捜査しないと伝えている。そればかりか、警察が、性的嫌がらせ、言葉による嫌がらせ、髪の毛を引っ張る、平手打ちをするなどの虐待を被害女性に与えた事例もあるという。」 [7b](Section 6)

23.64 女性の権利に関する Freedom House の 2010 年版レポートは、次のように記している。

「家庭内暴力を禁止する法令は無い。農村部と都市部の 1,891 組の家族に対して行われた 2005 年の調査で、家庭内暴力がシリア全体で良く見られる習慣であることが判明した。調

査対象となった女性のうちの67%は、言葉による侮辱や小遣いの没収など、家族の面前で『罰せられた』ことがあり、またそのうちの87%は、殴られたことがあると答えた。同調査では、女性の21.8%が暴力を受けたことがあると主張している。女性が殴られた事例のうち80.4%で、加害者は家族一中でも夫や父親であった。こうした状況で女性の救済の手立ては少ない。警察は、家庭内暴力の被害者に対し、冷淡な態度をとる傾向があり、公共の避難所の数も少ない。被害者の家族は、裏では加害者を責めるかもしれないが、世間の注目を回避するため、女性が正式な訴えを起こすことを止める傾向にある。警察が介入する場合、夫婦を和解させようとするのが一般的であり、女性が男性に対して刑事告発する例はごく稀である。」 [14c](Autonomy, Security, and Freedom of the Person)

23.65 女性差別の撤廃に関する国連委員会(UN CEDAW: United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women)による2007年6月の最終所見は、次のように記している。

「第10次5ヵ年計画により暴力の女性被害者のための避難所やカウンセリングサービスの設置が進められ、シリア社会問題省(Ministry of Social Affairs)が虐待を受けた女性を保護するセンターの設立に着手し、家族相談センターを2つ設立する計画を立てていることを評価する一方、委員会は、女性に対する暴力の被害者のための避難所やサービスの不足が危急の問題であることに懸念を表明する。又、扶養料を受け取る権利や労働の権利に関する既存の法令が、女性に対する暴力の被害者にとって、避難所に保護を求めることの障害となる可能性についても、懸念を表明する。 [32b] (Paragraph 21)

社会・経済的権利(Social and economic rights)の項も参照されたい。

23.66 USSD Report 2012 は、次のように記している。「ダマスカスの(Damascus)の『The Sisters of the Good Shepherd』は、家庭内暴力の女性被害者のために、24時間対応の緊急避難所と電話ホットラインを運営し続けているが、警察は、内戦が激化するにつれ、女性に避難所を紹介することが少なくなっていると報告した。更に、Association for Women's Role Development、Oasis of Hope、及び、Syrian Family Planning Associationの各協会も、ダマスカス(Damascus)市の虐待を受けた女性に対し、家族カウンセリングや心理カウンセリングを提供している。」 [7b] (Section 6)

人身売買(Trafficking)及び外国人難民(Foreign refugees)の項も参照されたい。

## 強姦を罰する法律

23.67 シリア・アラブ共和国における女性に対する暴力に関する懸念し、女性差別の撤廃に関する国連委員会(UN CEDAW: United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women)による2007年6月の最終所見は、次のように記している。「委員会は、刑法第489条が、夫による強姦を強姦の定義から除外していること、又、刑法第508条が、強姦の加害者が被害者と結婚した場合、刑罰を免除するとしていることについて、懸念を表明する…」 [32b] (Paragraph 19)

23.68 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「強姦は重罪であるが、政府は、強姦を罰する既存の法律を有効に執行していない。1年を通じ、強姦事件が広い範囲で発生した。シャビーハ(shabbihah)を含む政府軍は、強姦を戦術として利用している。配偶者による強姦を罰する法律は存在しない。法律によると、強姦とは『男が妻ではない女性に対して性交渉を強要した場合に発生する』と考えられており、最低15年の懲役刑の対象になる。法律は、更に、加害者が被害者と結婚した場合、刑罰を免除することを規定している。被害者の家族は、強姦に伴う社会的汚名を回避するために、結婚に同意することがある。被害者が結婚適齢期に達していない場合、加害者はより長い実刑判決を受けることになる。」 [7b] (Section 6)

23.69 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2013年4月15日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。「[(2012年)1月3日、アサド(Assad)大統領は政令により刑法を変更し]強姦、その他の性的暴力に対し、最低2年の懲役刑を科すことを定めた。但し、加害者が被害者と結婚した場合、訴追又は処罰は正式に免除されるとされた。」 [5c](p237)

23.70 女性の権利に関する Freedom House の2010年版レポートは、次のように記している。「女性を強姦など屋外で発生する性的暴力から保護する法律が欠如している。刑法第489条は、強姦の加害者に対し、最低5年間の刑務所での重労働を科し、被害者が15歳未満であった場合、21年間の懲役を科すと定めている。但し、刑法508条は、加害者が被害者と結婚した場合、刑を免除する。又、刑法は、配偶者による強姦を強姦の定義から除外している。」 [14c] (Autonomy, Security, and Freedom of the Person)

## 『名誉』犯罪

23.71 シリア・アラブ共和国における女性に対する暴力に関する懸念し、女性差別の撤廃に関する国連委員会(UN CEDAW: United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women)による2007年6月の最終所見は、次のように記している。「... 委員会は、刑法第548条が『名誉犯罪』の加害者に対し、刑を免除することに... 懸念を表明する。」 [32b] (Paragraph 19)

23.72 女性の権利に関する Freedom House の2010年版レポートは、次のように記している。

「こうした [『名誉』] 殺人は、殆どが現実又は想像上の不正な性行為に触発されて発生したものであるが、家族の信仰から外れた結婚を罰するためにも行われてきた。2007年に16歳の Zahra Ezzo が兄弟による計画的な名誉殺人の犠牲になった事件は、名誉殺人を巡る国民的論争を引き起こし、シリアの著名な宗教指導者の間で、この慣習に対する非難を呼び起こした。当時、刑法第548条は、不正な性的行為に巻き込まれた妻、姉妹、他の身近な親族の女性、又は恋人を殺すか負傷させることについて、男性に完全な免責を認めていた。更に、刑法第192条は、家族の名誉回復に関連するあらゆる犯罪で有罪とされた者に対する判決について、裁判官に多大な裁量を認めている。刑法第548条が2009年に改訂され、刑期が最大1年から最低2年とされたが、第192条は改訂されていない。名誉犯罪により、毎年、推定200人の女性が殺されている。」 [14c](Autonomy, Security, and Freedom of the Person)

23.73 USSD Report 2012 も、次のように記している。

「法律は、殺人や強襲の容疑者が『名誉殺人』を主張した場合、裁判官が法的な刑罰を軽減することを認めている。容疑者が実際にそう主張することは多い。政府は、名誉殺人を主張する事例に関する正式な統計を取っていない。しかし、年間を通じ、こうした事件の報道や事例報告が数多く見られた。シリア内務省(Ministry of Interior)の推計によると、2008年半ばから2009年半ばまでの間に38件の『名誉』犯罪が発生している。NGOは、実際の件数が報告された件数よりも高い可能性を鑑み、年間で300から400件の名誉殺人があったと推定した。昨年は、『名誉殺人』と正式に報告された事例は無かった。しかし、地元の人権擁護団体は、内戦が続いているにも拘らず、又は内戦が続いているからこそ、名誉殺人の慣習が以前と同じ頻度で続いていると断定している。難民を支援しているNGOは、政府軍によって強姦された被害者を含め、国内の強姦の被害者は、『名誉』維持の理由で殺害されたと報じられていると伝えた。」 [7b](Section 6)

23.74 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2013年4月15日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、[2012年]1月3日、アサド(Assad)大統領が政令により刑法を改訂し、家族の『名誉』を名目とし、女性を対象とした殺人、その他の暴力犯罪に対する刑を、最低2年の懲役から、5～7年の懲役に厳罰化したと記している。」[5c](p237)

23.75 国連特別報道官による2011年版報告書[Report of Special Rapporteur 2011]は、次のように記している。「女性を対象とした『名誉殺人』やその他の極限的な暴力の蔓延度は、この地域ではシリアは低い方であるが、毎年、シリアで40～200件の名誉殺人が今でも発生していると推定される。こうした問題が蔓延していると認知されているが、公式なデータが無い場合、その程度を推定することは難しい。」[56d](Paragraph 46)

## 24. 児童

### 序論

24.01 2013年7月10日に最終更新されたCIA Factbookは、総人口22,457,336人(2013年7月の推定値)のうち、33.9%が0～14歳の児童(男3,900,073人、女3,707,117人)であると記している。[6a](People and Society)

24.02 STC: Save the Children スウェーデンの2011年8月付のレポート『Child Rights Situation Analysis for MENA Region』は、次のように記している。「シリアは、1990年9月18日に『国連子どもの権利条約(United Nations Convention on the Rights of the Child)』に署名し、1993年7月15日、この条約に批准した。批准に際し、シリアは第14条(思想・良心・宗教の自由)に条件を付けた。」同レポートは、次のように続けている。

「シリアは更に子どもの権利条約にほぼ準拠した『子ども権利法案(Child Rights Bill)』の最終案を作成した。委員会が提案した差別の撤廃、特に婚外子、女子、心身障害児、少数民族の子ども、シリアで生まれた国籍を持たないクルド人の子ども、及びシリア北部と北東部の辺境地で暮らす子どもに対する差別の撤廃への対応は、あまり進んでいない。2003年10月17日、シリアは『武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書(OPAC: Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict)』に批准し、2003年5月15日に『児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書(OPSC: Optional Protocol

to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography) 』に批准した。」 [33a](p181)

24.03 同レポートは、こうも記している。

「政府は、シリアの法律が、人種、出身、宗教、又は国籍を区別せず、全ての子どもたちを保護していること、又、イラクやトルコなどの国々から移住したクルド系の人々がサービスを受ける権利も提供していることを主張している。『これらの人々は不法に居住しているが、シリア政府は、『子どもの権利条約』の条項に従って、国籍を持たないクルド人の子どもが教育を受けられるように考慮してきた』。子どもの権利委員会(Committee on the Rights of the Child)は、無国籍クルド人の親を持つ子どもがシリア国籍を否定され続け、差別の対象となっていると主張している。」 [33a] (p111)

24.04 同レポートは、こうも指摘している。「子どもの権利委員会(Committee on the Rights of the Child)は、社会が子どもに対して昔からとってきた態度は、特に家庭や学校で、子どもの意見を軽んじることに繋がる恐れがあると、懸念を表明した。又、子どもに影響が及ぶ問題に関する裁判や行政上の手続で、子どもの意見が全く聞き入れられないことにも懸念を示した。」 [33a] (p111)

24.05 UN News Service は、『Syrian conflict risks leaving entire generation of children scarred for life』と題した2013年3月12日付の新聞発表で、次のように報じている。

「現世代のシリアの子どもたちは、シリアの内戦を原因とする弱まることのない暴力、避難生活、及び必要なサービスの欠如により、『一生涯の傷を負う』可能性がある... シリアと周辺地域に住む数百万人の子どもたちが、自分たちの過去と未来が長引く内戦による瓦礫と破壊の中に埋もれていくのを目撃するに従い、こうした子どもたちが失われた世代となってしまう可能性が日に日に増していくと、国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)の Anthony Lake 事務局長はこう語った。」

「... 国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)は、地域全体で200万人の子どもたちが影響を受けたと推定している。国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)はレポートの中で、子どもたちは、家族や友人が死ぬところを目撃したことにより精神的な外傷に苦しむと同時に、内戦の爆音や悲惨な光景にも恐怖を感じていると強調している。」 [67f]

## 法的権利

### 基本的な法律に関する情報

24.06 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。「男性は18歳、女性は17歳で法的に結婚が可能である。しかし、双方の当事者が結婚に乗り気であると裁判官が判断し、双方が『肉体的に成熟』しており、それぞれの父親や祖父が結婚に同意した場合、男性は15歳以上、女性は13歳以上で結婚することができる。」 [7b](Section 6)

24.07 早婚に関し、USSD Report 2012は次のように記している。「この数十年間で早婚はかなり減少したが、未だに一般的であり、あらゆるコミュニティーで見られる。地方や未開発の地域では特に多く行われている。」 [7b](Section 6)

女性(Women)－結婚(marriage)の項も参照されたい。

24.08 シリア・アラブ共和国に関する2009年8月14日最終更新の列国議会同盟(IPU: Inter-Parliamentary Union)のデータベースは、シリアの選挙権を得るには、満18歳に達し、シリア国民でなければならないと記している。 [9a](Electoral system)

政治制度(Political system)、政治的所属(Political affiliation)、及び女性(Women)の項も参照されたい。

### 司法権と刑事権

24.09 USSD Report 2012は、次のように記している。「政府は、前年より多くの未成年者を成人の施設で拘留している。」 [7b](Section 1c)

24.10 2009年2月付のHuman Rights Watch (HRW)レポート『Far From Justice – Syria’s Supreme State Security Court [SSSC)』は、次のように記している。

「HRW: Human Rights Watchは、2005年以降に国家最高治安裁判所(SSSC: Supreme State Security Court)によって裁判にかけられた、犯行を犯したとされる時に18歳に達していなかった最低4人の被告を特定した。国際法の下では、18歳未満の児童を刑法の手続きの対象とすることが認められているが、こうした手続きは、『子ども権利条約(CRC: Convention

on the Rights of the Child)』に完全に準拠している必要があり、シリアも同条約の締約国である。シリア法は、少年の脆弱性と特異性を配慮し、未成年者は特別少年裁判所で『少年問題の経験のある』裁判官により裁かれる必要があると定めている。」 [39c] (p48)

司法(Judiciary)及び刑務所の状況(Prison conditions)の項も参照されたい。

## 児童に対する暴力

24.11 STC: Save the Children スウェーデンの2011年8月付のレポートは、次のように記している。

「シリアの刑法は、加害者に対して厳しい罰則を規定することにより、未成年者を性的虐待から保護している。シリア刑法第489条は、被害者が15歳未満である場合に懲役21年の刑を定めている。1961年3月8日『売春防止法(Suppression of Prostitution Act)』第10号も、性的搾取や人身売買から子どもを保護するものであり、刑法は、貞節を損なう犯罪行為を目的として未成年者を誘拐した場合は、最低21年の重労働の刑を科すと規定している。刑法第479条及び第480条は、子どもに対する特定の行為を犯罪として挙げている。その中には、拉致、監禁、子どもの代用(子どもを他の子どもの代用にする行為)、子どもの斡旋(実の母親ではない女性に子どもを斡旋する行為)、捨て子、育児放棄(食物を与えず世話もせず子どもを放置する行為)、及び、公共の高速道路上への子どもの放置などが含まれている。」 [33a] (p182)

24.12 USSD Report 2012 は、次のように記している。「シリアには、子どもを虐待から守る正式な法律が無い。政府軍は、主に反政府抗議行動の鎮圧に関連し、児童に対して性的暴行、拷問、殺害などの行為をしたと伝えられている... SNHR: Syrian Network for Human Rights は、9,000人の子どもが刑務所に拘禁されており、32人が刑務所内で拷問や虐待を受け死亡したと報じている。同情報源は、2歳未満の子ども124人以上が殺害されたとも報告している。更に、国連、HRW: Human Rights Watch、及び地元報道局は、政府が子どもを人間の盾として利用していると伝えている。」 [7b] (Section 6)

24.13 国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)の2013年3月12日付のレポート『Syria's Children: A lost generation?』は、次のように記している。「数万人の子どもの保護に関して深刻な懸念がある。懸念事項として挙げられるのは、殺害と傷害、性的暴力、拷問、恣意的な拘束、軍や武装グループによる子どもの徴兵や利用、爆発性の戦争残余物、狭量な考え、及び医療施設の不足である。」 [19c]

24.14 Reuters は、シリア人権監視団(SOHR: Syrian Observatory for Human Rights)の Facebook への書き込みで、次のように記している。「反体制派のシリア人権監視団(SOHR: Syrian Observatory for Human Rights)は、日曜日、2年間に亘るシリアの内戦で、少なくとも8万2,000人が死亡し、12,500人が消息不明になっていると報じた... Abdulrahman によって7年前に英国に設立されたシリア人権監視団(SOHR: Syrian Observatory for Human Rights)は、死亡した市民34,473のうち、4,788人は子どもであると語った。」[68f]

24.15 国連総会の2012年4月26日付のレポート『Children and armed conflict: report of the Secretary-General』は、次のように記している。

「国連は、2011年3月以降、報告対象期間を通じて、2012年に入っても尚、シリア・アラブ共和国において子どもに対する重大な暴力が行われているとの報告を受けている。国連が事実確認をする必要があることから、2012年3月、子どもと武力紛争事務総長特別代表室(Special Representative for Children and Armed Conflict)は、地域の難民キャンプ、村、及び病院で被害者や目撃者に対してインタビューを行うため、技術使節団を派遣した。記録の残っている殆どの事例で、子どもが、シリア軍、諜報部隊、及びシャビーハ(shabbiha)民兵組織を含む政府軍と、自由シリア軍(FSA: Free Syrian Army)を含む反体制派との間で継続中の紛争における軍事行動の犠牲になっている。9歳の幼い子どもでさえ、殺害と傷害、恣意的な逮捕、拘留、拷問、及び、性的暴力や人間の盾として利用されるなど、虐待の被害者となっている。学校は頻繁に奇襲を受け、軍事基地や拘留施設として利用された。技術使節団が収集した情報は、シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会の調査結果と一致している。」[105a]

24.16 Save the Children による2013年3月付のレポート『Childhood Under Fire』は、次のように記している。「僅か8歳の子どもが人間の盾として利用されたという報告さえある... 子どもたちは無差別な砲火、砲撃、ロケット弾の投下などにより死亡・負傷している。」[102a]

24.17 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2013年4月15日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。

「国連諮問委員会(UN CoI: United Nations Commission of Inquiry)は、1月以降、125人以上の子どもが死亡し、11月にはダマスカス(Damascus)の学校が砲撃され、10人以上の子どもが死亡したと記録している。『子どもの権利条約(Convention on the Rights of the Child)』に従

ってシリアが負う義務に反し、僅か10歳の子どもが成人と一緒に拘留施設に収容されている... 成人男性の面前で男児に対して性的暴行を行うなど、拘留中の子どもに対する拷問があった。」[5c]

24.18 国連人権理事会(UN Human Rights Council)が2013年6月4日に発行した『シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会報告書—第23回セッション(Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic—23rd session)』は、政府軍と政府支持民兵組織による子どもの拉致、恣意的逮捕、拘留、及び拷問について、次のように記している。

「政府軍と政府支持民兵組織は、検問所や家宅捜索で子どもを拘束している。ダラア(Dar'a)で起きた数件の逮捕は、自由シリア軍(FSA: Free Syrian Army)のメンバーと疑われる子どもを狙ったものであると思われる。自由シリア軍(FSA: Free Syrian Army)の捕虜になった兵士と交換するために子どもを人質に取ることもある。[2013年]4月10日のサナマイン(Sanamayn)の攻撃で、子どもたちは、親が拷問を受けたり殺害されたりするところを見つめるしかなかった。4月には、ホムス(Homs)市ラスタン(Rastan)の検問所職員が、父親が尋問を受けている最中に泣き出した9歳と7歳の少女を銃で撃つと言って脅した。」[56h]

24.19 ... 反政府武装グループによる犯行も報じられている。「2012年12月、イドリブ(Idlib)市アル・フォウア(Al-Fou'a)で、女性と6歳の娘が誘拐され、サラキブ(Saraqib)の地下拘留施設に監禁された。2人はアル=ヌスラ戦線(Jabhat al-Nusra)に身代金を支払い、1月に釈放された。」[56h]

女性(Women)―結婚(marriage)の項も参照されたい。

## 児童労働

24.20 STC: Save the Children スウェーデンの2011年8月付のレポートは、次のように記している。

「児童就労に関し、シリアは、委員会の提案に従って、就労の最低年齢を15歳に引き上げた。『労働法』は、15歳以上の児童の労働時間数などの雇用条件を既定し、未成年者の就労を許可したり、見過ごしたりした雇用者や親に対して罰則を設けている。しかし、そうした法改革にも拘わらず、5～14歳の児童の約4%パーセントが法的保護を一切受けずに就労している。15歳以上の青年についても、現在の『労働法』では、農業や家族所有の企業

など、多くの子どもが就労し、搾取の対象とされていることが多い非公式部門で働く児童には、法的保護が適用されない。」 [33a] (p114)

24.21 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「労働法は、職場での搾取から児童を保護する。農業を除く殆どの労働に就ける最低年齢は、15歳か小学校課程修了のどちらか上の方であり、重労働を伴う産業における雇用の最低年齢は17歳である。18歳未満の児童は1日6時間以上働いてはならない。又、残業、夜勤、週末労働、又は法定の祝日の労働を行ってはならないと定められている。16歳未満の児童が就労するには、必ず親の許可が必要である。但し、児童労働に関する制限は、家業に就き給与を受け取っていない児童には適用されない。」

「国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)は、65万人以上の児童が児童労働に関わっていると推定する推定値を訂正した。一方、シリア労働福祉省(Ministry of Social Affairs and Labour)は、前年度の推定値(500人が早期労働に関わっているという推定)を全く更新しなかった。イラク難民の家族一法で労働を禁止されている一は、サービス業又は小さな農場で子どもを働かせ、その賃金を主な収入源として頼っている。」

「過去数年間に渡り、シリア労働福祉省(Ministry of Social Affairs and Labour)は18歳未満の労働者の雇用条件を監視してきたが、検査官の数が不足し、法への準拠を確認することはできなかった。児童労働に関する法律の執行に関する情報は、ほとんど公開されていない。全般的に、政府は児童労働を予防するため、又は廃止するための努力をあまり払っていない。政府による法の執行に関する独立した情報や監査結果を入手することはできなかった。」

「児童労働は、殆ど物乞い、家事、農業など、非公式部門で発生している。子どもは最も惨めな児童労働、特に物乞いにより傷つき易いと、事例証拠は示している。」 [7b](Section 7c)

24.22 国連・子どもの権利委員会(Committee on the Rights of the Child)は、武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書(Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict)に従ってシリアが提出した報告書に対する2007年10月の最終所見で、次のように記している。「締約国が選択議定書の批准に際して行った宣言、即ち、執行されている法令、及びシリア国防省(Ministry of Defence)に適用される法規は、18歳未満の人が現役軍、予備軍、又は予備部隊に加わることを禁じ、その年齢未満の人を隊員として登録することを禁じ、例外的な状況下でもこれに違反することは認めないとした宣言を歓迎する…」 [50a](p2)

24.23 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)の2013年4月15日付レポート『Human Rights and Democracy Report 2012』は、次のように記している。「国連諮問委員会(UN CoI: United Nations Commission of Inquiry)は、反政府武装グループが児童を使者やポーター(荷物持ち)として使っているのではないかと推測している。これが事実と証明されれば、戦争犯罪に相当する。」 [5c]

24.24 HRW: Human Rights Watch は、『Syria: Opposition Using Children in Conflict』と題した2012年11月29日付のレポートで、次のように記している。「HRW: Human Rights Watch は、本日、シリアで戦闘中の反政府武装グループは、児童を戦闘、及びその他の軍事目的で利用していると述べた。HRW: Human Rights Watch は、僅か14歳の子どもたちが、少なくとも3つの反政府部隊で、武器や備品の運搬や、見張りに携わっていることを突き止めた。又、僅か16歳の子どもたちが、武器を携行し、政府軍との戦闘に加わった。」 [39h]

24.25 国連人権理事会(UN Human Rights Council)が2013年6月4日に発行した『シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会報告書—第23回セッション(Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic—23rd session)』は、反政府武装グループによる児童の動員と利用について、次のように記している。

「武装グループの一部は、積極的な敵対行動に児童を動員・利用している。ホムス(Homs)出身の14歳の男児は、アブ・ユセフ(Abu Yusef)大隊で武器の使用訓練を受け、その後、Al-Waar で兵士の動きを見張るよう命じられた。その他のグループは、未成年者の志願を拒否している。デリゾール(Dayr az Zawr)の司令官は、15歳の男児の入隊を拒否し、両親に迎えに来るよう連絡した。」

「負傷者統計は、86人の児童が敵対行動における戦闘員として死亡したことを示している。このうち半数近くは2013年に死亡している。これらの統計は、戦闘に児童を関与させる事例が増えていることを示唆している。」 [56h]

政府軍以外の武装勢力による虐待(Abuses by non-government armed forces)の項も参照されたい。

## 育児と保護

24.26 STC: Save the Children スウェーデンの2011年8月付のレポートは、次のように記している。

「シリア憲法第44条第1項は、次のように定めている。『家族は社会の核となる単位であり、国家によって保護されている。』両親が家族の幸福と育児において最大の役割を果たす一方、国は、政府の各部門を通じて、又、様々な民間組織の支援を受けて、子どもに教育と幸福を提供し、子どもが障害に苦しんでいるか否かに関係なく、子どもの扱いに関して両親に助言を与えるよう努める。国連・子どもの権利委員会(UN Committee on the Rights of the Child(Committee))は、社会が子どもに対して昔からとってきた態度は、特に家庭や学校で、子どもの意見を軽んじることに繋がる恐れがあると、懸念を表明した。又、子どもに影響が及ぶ問題に関する裁判や行政上の手続で、子どもの意見が全く聞き入れられないことにも懸念を示した。」 [33a] (p180)

24.27 2012年2月26日の国民投票で承認されたシリア憲法の第22条第1項は、次のように定めている。「1. 国家は、全国民とその家族に対し、緊急事態、病気、障害、孤児、及び老齢の場合の保護を保証するものとする。」 [3a]

24.28 STC: Save the Children スウェーデンの2011年8月付のレポートは、次のように記している。

「体罰禁止を求める国連・子どもの権利委員会(UN Committee on the Rights of the Child(Committee))の2003年勧告への対応に関して、多少の進歩が見られた。『子ども権利法案(Child Rights Bill)』には、生徒に対して暴力的な教師の懲戒処分を規定する条項が盛り込まれており、シリア教育省(Ministry of Education)は、学校における身体への暴力、及び言葉による暴力の使用を禁止し、学校での体罰を監視するための通知票制度を導入する通達をいくつか発行した。しかし、公立学校での体罰を全面禁止する法令はまだ制定されてない。自宅や代替保育施設での体罰は、『限度内で』行われる限り、合法である。」 [33a] (p183)

24.29 2010年4月6日に閲覧した国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund) の『At a glance: Syrian Arab Republic』(更新日付未記入)は、次のように報告している。「証拠は全て、孤児が、家族や民間の慈善施設で適切に世話されていることを示している。市民社会組織によって運営される孤児院が30カ所ある。これらの施設では、2,578人の子どもを世話しており、子どもたちは地元の学校で教育を受けている。殆どの行政区域には、孤児院が最低1カ所設置されている。」 [19a] (The big picture)

24.30 STC: Save the Children スウェーデンの2011年8月付のレポートは、次のように記している。

「シリア社会の慈善事業の歴史は長く、コミュニティーや村で発生した必要に対応し、自主的な団体が次々と出現している。シリアの市民社会団体(CSO: Civil Society Organisation)には、慈善団体、宗教団体、文化的・社会的な協会、開発組織と労働組合が含まれる。市民社会団体(CSO: Civil Society Organisation)の数は増加している。2000年の推定数が450団体であったのに対し、2007年は1,200団体を超えた。子どもの権利に取り組む市民社会団体(CSO: Civil Society Organisation)は、障害を抱えた子どもや恵まれない農村部に住む子どもたちを特に対象に、サービスを提供することに努めている。

「こうした組織の多くは、一般的に福祉を与えることを目的としており、政策の立案や執行を目的とした提唱やロビー活動を行っている団体は、シリアでは非常に少ない... シリアで活動する国際機関は限られている。Save the Children、デンマーク赤十字(Danish Red Cross)、Première Urgence、及びTerre des Hommesが挙げられる。[33a] (p188)

24.31 孤児のための慈善団体であるSOS子どもの村(SOS Children's Villages)のウェブサイト(2013年5月14日閲覧)は、同団体のシリアでの活動について、次のように記している。

「SOS子どもの村(SOS Children's Villages)は、1970年代半ばからシリアで活動を続けている。現在、国内の2つの地域で、コミュニティーの子ども、青年、及びその家族を支援している。」

「現在、シリアには、SOS子どもの村(SOS Children's Villages)が2カ所、付属の青少年施設が2カ所、付属幼稚園1カ所、付属ソーシャルセンター1カ所がある。」 [73a]

24.32 Save the Childrenによる2013年3月付のレポート『Childhood Under Fire』は、次のように記している。

「[無差別的な武力行使からの]避難の際の混乱により、多くの子どもたちが家族と離れ離れになっている。両親が、子どもたちをより安全な地域に住む親戚の元に送るという苦渋の決断を下す場合もある。STC: Save the Childrenが危機に対応しているシリアの1地域で、4分の1の家庭が他の家庭の子どもを預かっているという事態が発生しているのは、こうした理由からである。状況が悪化するに従い、多くの受け入れ家庭が対応できなくなり、

子どもが施設に預けられたり、路上で生活するように放置されたり、紛争中の国で自活を強いられるリスクが高まっている。」 [102a]

## 教育

24.33 STC: Save the Children スウェーデンの2011年8月付のレポートは、次のように記している。「『義務教育法(Compulsory Education Act)』第2条で定められている通り、教育は、どの段階でも無料で提供され、15歳まで義務付けられている。」 [33a] (p114)

24.34 USSD Report 2011 は次のように記している。

「政府は、市民権を持つ子どもたちに対し、小学校から大学まで公立の無料教育を提供している。教育は6歳から12歳までの全ての子どもに義務付けられている。市民権を持たない子どもも、無償で公立学校に通うことができるが、シリア教育省(Ministry of Education)からの事前許可が必要である... 女子に早期の結婚と出産を求める社会的風潮により、特に農村部では、女子の進学が阻害され、学校中退率は依然として高い。」

「国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)は、この年、紛争が激化したことにより、多くの親が子どもを学校から中退させたと報告している。地元報道局は、政府と治安部隊が、ダマスカス(Damascus)とアレッポ(Aleppo)郊外の通学路で子どもたちを狙ったと報じている。更に、政府軍は、主にダマスカス(Damascus)郊外で、多くの学校を収容施設として代用している。収容施設として代用された学校の代わりとなる教育センターが提供されたという報告は無い。」 [7b](Section 6)

24.35 Save the Children による2013年3月付のレポート『Childhood Under Fire』は、次のように記している。

「シリアの内戦で、児童の教育がどの程度阻害されているかの全容を把握することは、データが不足しているため、難しい。しかし、入手できた具体的なデータ、及び STC: Save the Children が収集した情報は、非常に深刻な状態であることを示している。」

「内戦前のシリアでは、基本教育は無料で提供されていたため、就学年齢の児童の90%が学校に通っていた—この数字は、中東では最も高い部類に入る。しかし、内戦は、子どもが教育を受ける権利を否定し、安全な学習環境を奪い、国の未来同様、子どもたちの未来まで脅威に晒したため、以前の実績は全て損なわれてしまった... 子どもが学校に通えな

い期間が長引けば長引くほど、学校に戻ってくる可能性は低くなる。シリアの数百万人の子どもたちと若者が、自分の真の能力を発揮する機会を永遠に失ってしまうかもしれない…」

「数千校の学校[住宅、避難所、及び拘留施設として利用されているものを除く]が、戦闘により利用できなくなった。学校に対する攻撃は、子どもに対し、直接的且つ長期的に影響を与えるため、子どもの権利の重大な侵害である。それにも拘らず、シリア政府によると、内戦で、2,000校の学校が破壊されたという。国連の調査で、ある地域の4分の1の学校が損傷したか破壊されたことが判明している。子どもたちの教育の場が危険で使用不能になっているばかりではない。戦争が終結しても、子どもたちは恐怖のため学校に戻ることができないかもしれない。子どもたちの親が、攻撃、一斉射撃、又は直接銃撃されることを恐れて、子ども一特に女児一が…学校に通うことを許可しないと報じられている。そのため、出席率にかなり幅がある。特に避難民の子ども出席率には差がある。シリアの内戦で難民となった20万以上の子どもたちが学校に通えていないという推定もある。」  
[102a]

24.36 国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)の2013年3月12日付のレポート『Syria's Children: A lost generation?』は、次のように記している。「シリアの学校の、5校のうち1校は、損壊しているか、国内避難民の住居として使用されており、数十万人の子どもたちの学校教育が阻害されるか、停止されている。」 [19c]

24.37 STC: Save the Children スウェーデンの2011年8月付のレポートは、次のように記している。

「イラク人の子どもたちがシリアの学校に通うことを禁止する規定はないが、最近の調査によると、実際に学校に通うイラク人の子どもの数は低いと推定される。家族を支えるために働かざるを得ないことが主な理由である…」

「政府は、イラクやトルコ出身のクルド系の人々の身分は『違法』であるが、これらの人々に対し、サービスを受けることを認めていると主張している… シリア政府は、国籍を持たないクルド人の子どもたちが初等教育を受ける権利を一般的に認めているようであるが、無国籍クルド人の子どもたちが中等教育を受けることは難しい。」 [33a] (p185)

24.38 USSD Report 2012 は、次のように記している「一般的に、クルド人を含め、パレスチナ人やその他の国籍を持たない人々は、子どもを学校や大学に入学させることができる。

但し、国籍を持たないクルド人は、学業成績を証明する学位文書を受ける資格を持たない。」  
[7b] (Section6)

クルド人(Kurds)及び外国人難民(Foreign refugees)の項も参照されたい。

## 保健と福祉

24.39 Save the Children による 2013 年 3 月付のレポート『Childhood Under Fire』は、次のように記している。

「内戦は、子どもが生まれたその日から、その命を脅威に晒している。母親と新生児が出産の際に様々な事故に遭うリスクが高まっている。多くの病院や保健従事者が意図的に狙われるため、人々は、病院に行く危険を冒すことを躊躇している。全国で、病院の 3 分の 1 が機能を失っている。これは、多くの妊産婦が、自宅で熟練助産師の立ち会い無しで出産していることを意味している。両軍が支配権を争っている地域の病院に対し、主にシリア政府軍による攻撃が増えていることも、懸念材料である。どうにか機能し続けている病院でさえ、暖房設備の不足又は完全欠如、医師の疲弊、及び電力供給の中断により、高度な医療を提供することは難しくなっている。」

「子どもの健康に対するリスクが高まる一方、診療を受けることは非常に難しくなっている。多くの地域で、給水と排水のシステムが、武力によって破壊されたり、住民が避難したりしたことによって、使用不能となっている。Save the Children が活動するある地域では、殆ど全ての家族が、衛生的なトイレが無いことを訴えた。こうした不衛生な環境により、子どもたちの下痢が増加している。下痢は、世界中で子どもの命を奪う最大の原因である。」 [102a]

24.40 同レポートは、次のように続けている。「安全で保護を与えてくれる避難所の不足は、子どもたちの健康を危険に晒している。この年の冬、インフルエンザに似た症状を示す病気に罹った患者の中で、5~14 歳の子どもたちの占める率が、シリアで報告された全事例の 38%という最高値を記録した。子どもの命が直接的な危険に晒された事例もある。人々が暖をとる唯一の手段として焚火をしたため、一部の避難所で火災が発生し、子ども数人が死亡した。」 [102a]

24.41 同レポートは、子どもたちが確実に予防接種を受けられるようにすることは困難であると強調している。

「内戦により、麻疹やポリオなど、定例的なワクチンの接種が阻害されるか、完全に停止されているため、幼い子どもたちの健康は益々危険に晒されている。国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)が予防接種運動を展開し、140万人の子どもたちにワクチンが届けられたが、非常に困難な状況に見舞われることも多く、ダマスカス(Damascus)行政区の農村部や、反体制派が支配するシリア北部の地域にワクチンを届けることには、多大な困難が伴った。2013年1月時点で、シリア北部では3分の1の子どもがワクチンの接種を受けたに過ぎない。病気の大流行の危険性が日ごとに高まっている。」

[102a]

24.42 同レポートは、医療施設や医療従事者を狙った攻撃が子どもの健康に与える影響についても、次のように強調している。

「医療施設の破壊や医療従事者を狙った攻撃が増えていることを踏まえると、シリアにおける子どもの健康に対する脅威が益々懸念される... こうした破壊は、医療施設を狙った攻撃の結果であることが殆どである。シリアで活動する機関は、両軍が支配権を争っている地域の病院に対し、主にシリア政府軍による攻撃が続いていると報告している... 全国で、シリアの半分以上の病院が破壊され、3分の1近くが完全に機能を失っている。何とか機能し続けている病院も、治療を必要とする患者の増加に対応しきれていない。ある地域で、Save the Children は、困難な状況の中、勇気と熱意にあふれたスタッフが最善を尽くして治療に従事しているにも拘らず、暖房設備の不足又は完全欠如、医師の疲弊、電力供給の中断、及び小児科の患者の痛ましい状況などの事態に見舞われている病院があると報告している。[102a]

24.43 同レポートは、貧困な家庭が体験している災難について、次のように記している。

「最も貧困な家庭の健康も、益々大きな危険に晒されている。これらの人々は、清潔な水が殆ど又は全く手に入らず、衛生面にも問題のある人口過密な共同住宅に住んでいるからである。衛生状況が悪いため、下痢、A型肝炎、上気道疾患、及び皮膚発疹を患う子どもが益々増えている。Save the Children が活動するある地域では、殆ど全ての家族が、衛生的なトイレが無いことを訴えた。武器を携行した多くの男たちがいる中、親が娘の安全を心配している事例も多い。」 [102a]

24.44 国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund) の『At a glance: Syrian Arab Republic』には、7,000人の子どもを含む1万2,000人の難民が暮らすシリア北部の Bab Al

Salama キャンプの子どもたちの状況を記した2013年3月28日付のレポートが含まれている。

『キャンプで暮らす子どもたちにとって、最も大きな問題は... 恐らく皮膚病の問題であろう。清潔な風呂も、衛生的な水も、保険教育も行われない環境のため、恐らくリーシュマニア疥癬や真菌感染を患っているであろう。』 Baraa al Nasser 医師は語った。」

「驚くことに、子どもたちは1ヵ月のうち平均10日間は病気に罹っている。」

「Nasser 医師は、キャンプでは、15歳の子どものにも夜尿症が多く見られるが、これは、深い精神的外傷の症状であると思われる... と付け加えた。」

「学校はあるが、精神的にも肉体的にも健康で、学校に通える子どもは、僅か40%である。」

[19d]

医療問題(Medical issues)及び障害を持つ児童(Children with disabilities)の項も参照されたい。

## 25. 人身売買

25.01 米国国務省が2013年6月19日に発行した『Trafficking in Persons Report 2013 – Syria (USSD TiP Report 2013)』は、次のように記している。「治安が悪く、国土の大部分に出入りできない状態が続いているため、進行中の内戦によるシリアの人身売買の範囲と規模について、綿密な調査を行うことは不可能である。」

又、同レポートは、シリアを「第3クラス」、即ち、「政府が人身売買被害者保護法(TVPA: Trafficking Victims Protection Act)の最低基準を完全に満たしておらず、その努力も成されていない国」と評価した。同レポートは、続けて次のように記している。

「政治を巡る民衆蜂起や激しい争乱以前のシリアは、主に、強制労働や売春に従事させるための女性や子どもを対象とした人身売買の目的地の国だった。数千人の女性—殆どがインドネシア、フィリピン、ソマリア、及びエチオピアの出身—が、シリアで使用人として労働するため、雇用機関によって徴集されたが、その後、雇用主により強制労働を強要されていた。こうした女性の一部は、労働している個人住宅から出ることを許されず、シリアの法律に反して殆どが雇用主や労働者募集代理機関によってパスポートを没収されていた。労働者の出身国で交わされた契約は、シリア到着時に変更され、強制労働を強要され

る労働者の立場を弱くしていた。報告対象期間の終了時点で、不法入国のフィリピン家事労働者が、引き続き、ドバイ経由でシリアに移送されていると示唆する報告がある。こうした労働者は、特に強制労働を強要され易い立場にある。2012年9月、フィリピン政府が5,000人以上の女性と少女の帰還をシリアに求めたが、多くはホムス(Homs)やハマ(Hamah)など、包囲された都市から脱出することができなかった。前の報告対象期間と同様、エチオピア政府がシリアでの雇用に応じることを禁止したが、同国への労働者の流出を止めることはできなかった…」

「シリアは、イラク人の女性と少女、又、東南アジアや東アフリカから強制売春のために徴集された女性や少女を、欧州、サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦、及びレバノンに移送するための通過国となっている。近年の政情不安が起こる前は、東欧一特にウクライナ・ソマリア、モロッコ出身の女性は、シリアでキャバレーの踊り子として合法的に採用されていた。『芸能人』の一部は、その後、雇用主にパスポートを没収され、ホテルに監禁され、売春を強要された。」 [7d] (Syria)

25.02 女性差別の撤廃に関する国連委員会(UN CEDAW: United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women)による2007年6月の最終所見は、次のように記している。

「締約国が『国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(Protocol to prevent, suppress and punish trafficking in persons, especially women and children, supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime)』に批准したことを歓迎し、又、締約国が人身売買に関する法案を準備中であることも認識する一方、委員会は、人身売買や搾取の被害者が犯罪者として扱われ、売春罪で処罰されるか非行少年の更生施設に送られるかの処遇を受け、社会復帰の手段を奪われることに対し、懸念を表明する。」 [32b](para 23)

25.03 訴追に関して、TiP USSD Report 2013 は、次のように記している。

「報告対象期間中、政府は、人身売買に対処する法の整備を進めることはできなかった。騒乱が益々激化する中、人身売買を防止する法律を制定しようとする努力は、全て阻害された。不十分な法執行は、シリアにおける人身売買罪の特定と訴追に対する大きな障害となった。2011年6月、シリア政府は、包括的な対人身売買法『政令第3号』の実施の概要を描く執行命令を出した。この政令は、人身売買罪を罰し被害者を保護するための法的な

土台を提供するが、人身売買の明確な定義を示していない。最低7年の懲役刑を定めているが、この量刑は、強姦など他の重大な犯罪に対する刑罰には見合っていない。」[7d] (Syria)

25.04 同レポートは、政府による保護の欠如について、次のように記している。

「政府は、報告対象期間中、人身売買の被害者を特定・保護するための明確な対策を何ら講じていない。報告対象期間の終わりまでに、フィリピン政府は、毎月少なくとも100人を超えるフィリピン人がシリアに入国し、多くがハマ(Hamah)やホムス(Homs)に売られ、進行中の包囲攻撃で脱出することができなくなっている。フィリピン大使館は、前回の報告対象期間中から雇用主と交渉し、少なくとも95人のフィリピン人家庭内労働者の解放を求め続けているが、家庭内で奴隷として扱われている可能性のある被害者を含め、家庭内労働者の特定・保護において、シリア政府がフィリピン大使館を支援したという報告は無かった。前回の報告対象期間と同様、シリア政府は、人身売買の被害者に対し、NGOの運営する避難所を紹介していない。政府は、人身売買被害者の特定、インタビュー、照会のための体系的な工程も確立していない」 [7d] (Syria)

25.05 国際人権連盟(FIDH: International Federation for Human Rights)は2013年6月21日付のレポート『The Syrian refugee crisis: A sword of Damocles over the region』の中で、ヨルダンのザアタリ(Za'atari)難民キャンプについて、次のようにコメントしている。「国際人権連盟(FIDH: International Federation for Human Rights)とアラブ女性機構(AWO: Arab Women's Organisation)は、売春を含めた強制結婚と人身売買の報告について、深く懸念している。」 [31b]

## イラク人

25.06 Freedom Houseの2010年3月3日付のレポート『Women's Rights in the Middle East and North Africa 2010 – Syria』は、イラクの女性に関して次のように記している。「... 性的搾取を目的とした女性の人身売買は事実発生しており、イラク戦争により、売買された女性と子どもの流入が増加している。収入を得る手段を他に持たない多くのイラク難民女性が、売春業に足を踏み入れている。」 [14c]

25.07 USSD TiP Report 2013は、次のように記している。

「イラク難民の一部は、娘をシリアの家庭でメイドとして働かせる契約を交わしているが、娘はそこで強姦されたり、売春や労働を強要されたりしている可能性がある...」

「人身売買業者は、シリアに在留する大量のイラク難民を食い物にしている。イラクの女性や少女は、家族又は犯罪組織によって搾取されている。女性たちは、ナイトクラブに送られる、売春だけを目的とした一時的な『結婚』を強要される、又は、女性をより長い期間貸し出す売春斡旋業者に売却される、などの扱いを受けている。自分の娘たちをシリアとの国境のイラク側に放置し、シリアに入国してナイトクラブで働くための書類を人身売買業者が偽造してくれることを期待するイラク人の親もいると報じられている。イラク難民である両親がシリアを出国してより良い経済的環境を探す間、子どもたちが人身売買の危険に晒された状態でシリアに残っている事例もある。売春容疑でシリアから追放されたイラク人女性は、国境に沿って活動する犯罪組織により、人身売買や再売買の対象とされる危険がある。政情不安が続く中、シリアに残ったイラク難民の多くは、反政府デモに参加することを強制され、シリア当局から嫌がらせや虐待を受けている。こうしたこと全てが、立場の弱いこれらの人々を更なる人身売買の対象とし、その命を常に危険に晒す要因となっている。」 [7d] (Syria)

女性(Women)及び外国人難民(Foreign refugees)の項も参照されたい。

## 26. 医療問題

内戦が国全体に影響を与える前の医療の程度と有効性の詳細については、2012年8月15日付のシリア出身国別レポート第26章『医療問題(Medical issues)』を参照されたい。

26.01 国境なき医師団(MSF: Medecins Sans Frontieres)は、2013年3月6日付のレポート『Syria Two Years On: The Failure of International Aid』の中で、シリアの保健制度がほぼ完全に機能を失っていることを示している。

「内戦前、シリアの保健システムは上手く機能していた。政府は医療従事者、医療専門家、及び独自の製薬産業を養成していた。しかし、今日、これらの資源は戦線のどの側でもほぼ完全に失われている。保健供給網は、製薬産業が打撃を受けたこと、又はシリアに課された国際制裁による間接的な影響の結果、生じた供給問題や薬品不足のため、機能を失っている。」

「激しい武力抗争の中、機能している医療サービスを見つけることは非常に難しい。ホムス(Homs)、アレッポ(Aleppo)、及びダマスカス(Damascus)周辺の地域では、狙撃手が潜み、常に危険である。ある地区から別の地区に移動することは殆ど不可能であり、結果として

コミュニティー全体が医療不足に陥っている。救急処置を要する場合、患者は受診を見合わせるか、受診するために命の危険を冒すかの不吉な選択を迫られる。」

「患者は、運よく何らかの医療処置を受けられたとしても、設備の整っていない医療施設に送られることが多い。多くの病院では戦闘員の治療が最優先されるが、慢性的な病気(糖尿病、循環器系疾患、腎不全など)にせよ、産科医療、術後医療にせよ、多くの一般患者も治療を必要とし、なかなか受診できないでいる。」 [75b]

26.02 同レポートは、医療の受診について、更に詳しく分析している。

『多くの医療施設が、必須器材が不足しているために閉鎖されています。診療している医療施設も外傷の治療のみ行っています。そのため、診療を受けることが非常に難しくなっているのです。』シリアの国境なき医師団(MSF: Medecins Sans Frontieres)の医療コーディネーターである Miriam Alia はこう語った。『私たちが活動していた地域では、子どもたちが過去 18 ヶ月間、一度も予防接種を受けていません。麻疹や結核など、感染性の病気に対する免疫がありません。水不足のため、衛生状態が悪化し、病気のリスクも高まっています。』

「最近、アレッポ(Aleppo)県北部で皮膚リーシュマニア症の事例が数千件報告された。、デリゾール(Dayr az Zawr)の地元医師は、2月末までに、命にかかわることもある腸チフスの事例が 1,200 件、皮膚リーシュマニア症の事例が 450 件あったことを国境なき医師団(MSF: Medecins Sans Frontieres)に報告した。この地域では、数ヶ月に渡り、結核の薬を入手できていない。」

「糖尿病患者は定期的な治療と予後治療を必要とするが、現在、患者の自己管理に任せられている。『インシュリンを投与していないため、血糖値が 5 グラム/リットルに上昇した患者が来院しています。又、足が壊疽し、切断を必要とした事例もいくつかありました。』国境なき医師団(MSF: Medecins Sans Frontieres)の救急医師 Anne-Marie Pegg は、こう語った…」

「内戦前は、シリア人女性の 95%が熟練した助産師の立会いの下、出産していた。これは、医療制度が崩れた今、殆どのシリア人女性にとって望めない状況となった。運に恵まれれば、妊産婦は助産師又は伝統的な助産婦の立会いの下で出産できるであろう。しかし、出産に問題があり、手術を必要とする場合は、適切な医療施設を見つけることが難しい。」 [75b]

26.03 国境なき医師団(MSF: Medecins Sans Frontieres)は、2013年7月付の国際活動レポート2012の中で、シリアでMSFが提供している医療の概要を記している。

「国境なき医師団(MSF: Medecins Sans Frontieres)は、医療を提供する許可を政府から得ていないが、シリアの反体制派が支配する地域で活動することを決断した。イドリブ(Idlib)行政区に2つの病院を設立し、アレッポ(Aleppo)に第3の病院を開設した。」

「[2012年]6月、イドリブ(Idlib)市のある住宅に15床の外傷治療科が開設された。手術室、救急救命室、及び蘇生室が設置されている。11月、医療チームは術後の理学療法を提供し始めた。年末までに665件の手術が行われ、2,230人の患者が救急処置を受けた。」

「同じイドリブ(Idlib)市のジャバル・アル・アクラッド(Jabal Al-Akrad)地域の医療チームは、当初、洞窟の中で治療に当たっており、その後、改造した農場に移り、外来、救急救命室、及び手術室を設置した。年末までに、医療チームは7,200人以上の患者を診療した。病院のスタッフは、内戦で避難民となった人々に基本的な支援物資も配給している。」

「アレッポ(Aleppo)行政区の病院は、戦闘の負傷者を治療するだけでなく、産科医療、あらゆる救急医療、並びに基本的な医療を提供している。病院スタッフは毎月平均70件の手術を行っている。」

「診療を受けることが難しくなるに伴い、国境なき医師団(MSF: Medecins Sans Frontieres)は活動を基本的医療、予防接種、及び産科医療にまで拡張した。デリゾール(Dayr az Zawr)地域では、喘息、糖尿病、及び循環器系疾患など、慢性病の治療が中断していた患者が必要な医療を受けることができるようになった。」

「更に、国境なき医師団(MSF: Medecins Sans Frontieres)は、アレッポ(Aleppo)、ホムス(Homs)、イドリブ(Idlib)、ハマ(Hamah)、ダラア(Dar'a)、及びダマスカス(Damascus)の各行政区の医療施設に数トンの医薬品と医療備品を寄付した。」 [75c]

女性: 母性の健康(Women: Maternal health)の項も参照されたい。

26.04 IPS: Inter Press Serviceの2013年5月14日付のレポート『Syrian Attacks on Health Care System' Terrorising Population』は、米国ワシントンの人道支援グループについて報告している。同グループは、激化するシリアの内戦で、医療制度が意図的に狙われていることを警告している。

「バッシャル・アル=アサド(Bashhar Al-Assad)政権が医療制度を標的とし、その大きな部分を破壊したとされ、全国の病院の3分の1が機能を失ったため、医療支援は大きな障害にぶつかっている。」

『[シリアで]定例化した攻撃は...間違いなくその目的を達成した。』カナダの国境なき医師団(MSF: Medecins Sans Frontieres)の会長 Stephen Cornish は、最近ワシントンで行われたパネル討論会でこう語った。数多くの医療従事者が避難し、多くの病院が破壊され、公共医療が大きく阻害された。」

「ダマスカス(Damascus)を拠点とするシリアの人権団体である人権侵害証拠収集センター(Violations Documentation Center)によると、現在、469人の医療従事者がシリアで投獄されているという。米国ワシントンにあるシンクタンクである外交問題評議会(Council on Foreign Relations)の上席研究員 Tom Bollyky は、約1万5,000人の医師が出国したと推定している...」

「シリアの医療施設は、頻りに攻撃の標的にされることに加え、軍事目的に『代用』されていると報じられている。」

「Syrian American Medical Society の Zahir Sahloul 医師は、[2013年]5月10日、ある講演で、アレッポ(Aleppo)の主要な2つの病院—眼科病院と小児病院—で起こった略奪について語った。この2つの病院は、今では軍事部隊の作戦の拠点として利用されている。」

『公共医療制度が破壊されたことに加え、排水設備が不足している。』Sahloul 医師は語った。『電気が途絶え、水も時々途絶え...ディーゼル燃料も足りないことから、衛生状態が悪化している。そのため、以前は無かった病気が発生することがある。』

「内戦前は比較的治療し易かった慢性病—例えば糖尿病、高血圧—が、今までになく重篤な症状を引き起こしている。その結果、国境なき医師団(MSF: Medecins Sans Frontieres)の Cornish が呼ぶところの『静かな死傷者』が出ている。」

「こうした患者は、救急を要する事例ではないため、国外の医療施設に移送することはできない。しかし、必要な施設と医療従事者がもはや存在しないため、シリア国内でも治療することはできない。」

『癌を患い、化学療法を中断された患者には、苦痛を一時的に緩和する薬を投与することしかできない。』 Cornish はこう語る。『癌患者はゆっくりと、日に日に死んでいくのだ。』

「専門家によると、医療従事者が利用できる設備が減っているのに対し、問題は増えていくばかりである。政権は、医療従事者の忠誠心に対する疑惑から、その能力を削ごうとしている。」

『シリアでは、敵側の患者を治療すれば、命の危険を冒すことになる』 Sahloul 医師はこう語った。」 [112a]

26.05 国境なき医師団(Medecins sans Frontieres)は、2013年6月18日付のレポート『Syria: Measles Epidemic Reveals Growing Humanitarian Needs』の中で、予防接種プログラム中断による影響について、次のように記している。

「国際医療人道支援団体である国境なき医師団(Medecins sans Frontieres)は、本日、内戦により国の医療制度が破綻している結果として麻疹がシリア北部で流行していると警告した。」

「麻疹の流行は、シリア北部で人道的危機が深刻化していることと、国民の多くが居住している地域の悲惨な状況を示している。2011年の内戦開始、医療従事者と医療施設を狙った攻撃、及び、数百万人の人々がキャンプ、その他の過密で不衛生な仮設住宅に避難したことによって、シリアの定期予防接種プログラムは中断されている。国境なき医師団(Medecins sans Frontieres)の医療チームは、アレッポ(Aleppo)、ラッカ(Ar Raqqah)、及びイドリブ(Idlib)の各県で、75,000人以上の子どもに予防接種を施した。」

『二極化した内戦の中でこのような予防接種運動を行うことは、非常に難しいです。』国境なき医師団(Medecins sans Frontieres)の救急主任 Teresa Sancristóval 医師はこう語る。『しかし、予防接種運動と基本的な医療は、軍陣外科と同じくらい大切なものです。』

「内戦が勃発して以来、麻疹が少なくとも7,000件報告されており、死亡率は比較的低位に収まっているものの、基本的医療が欠如している環境では、子どもは麻疹に罹ることにより、致命的な感染症を起こす危険が増す...」

「国境なき医師団(Medecins sans Frontieres)の医療チームは、アレッポ(Aleppo)市で1万5,000人以上、アレッポ(Aleppo)県で2万2,000人以上の子どもたちに予防接種を施したが、

武力行使と人々の恐怖感が、予防接種運動の実施を非常に困難にした。予防接種を受けるために集合した人々が注意を引き、空襲又はミサイル攻撃の標的とされる可能性があるため、行列を作ることは回避された。[75a]

26.06 世界保健機関(WHO: World Health Organisation)は、シリア・アラブ共和国地域状況レポートの重点集(日付未記入)の中で、次のように記している。

「影響を強く受けている地域(ダマスカス(Damascus)農村部、ホムス(Homs)、及びアレッポ(Aleppo))に勤務する医療従事者の70%が、職場に赴くことに困難を感じている。」

「病院の36%、医療センターの7%が機能を失っている。」

「シリア・アラブ共和国では、もはや現在必要とされるインシュリン、酸素、麻酔薬、血清、及び静脈輸液が手に入らない。医療施設や地元の薬局は、特に慢性疾患の継続的な治療に必要な薬品を提供することができなくなっている。」[25d]

26.07 New York Times は、2013年3月23日付の記事で、次のように記している。「医師や反体制組織によると、過去2年間で、100人以上の医師が死亡し、数百人がシリアの刑務所に消えたという。政府は、負傷した反乱軍の兵士を治療することを『武器を携行するに等しい行為』と批判していると、薬剤師 Wadah Maktabi は語った。同レポートは続けて、訓練を受けていない人が小さな手術を行っていることも伝えている。

「アレッポ(Aleppo)などの戦火の激しい都市や農村部の広い範囲では、政府が惨劇を繰り返す、医師が避難しているため、医師と医薬品が枯渇している。医師が不足しているため、殆ど手術の経験の無い人—歯科医、医学生、看護師のみならず、自動車整備工やパン屋まで—が小手術を行っている。」

「今では、訓練を受けていないボランティアの多くが、胸や咽喉からは無理であるが、腕か脚からであれば弾丸を取り除くことができるようになっている。」[92d]

26.08 2013年2月5日付の『シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会報告書—第22回セッション(Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic—22nd session)』は、次のように記している。

「医薬品の配給が遅れている状況があり、医療が否定されているという報告が続いている。政府軍は病院や野戦病院を攻撃し、狙撃手を配備し、病院への出入りを妨害している。」

「病院、医局、医療従事者を狙った攻撃は、武力行使による社会経済的損失を重篤化している。医療スタッフは職場を放棄し、病院は医薬品不足に苦しみ、予防接種運動は一部地域で停止している。こうした影響は、最も弱い立場の人々も含め、多くの人々が受診する機会を大きく制限している。」 [56g]

26.09 同レポートに関する2013年3月11日付の口頭更新報告は、次のように付け加えている。

「政府が運営する病院の医療従事者は、反政府武装グループのメンバーを治療すれば処罰されるという恐怖を抱いているが、これには十分な根拠がある。医師や看護師は、処刑された武装グループの兵士の遺体を引き取り、死亡した患者として登録することを強制されたことがあると語っている。政府系病院の医療スタッフは、武装グループによって国家に忠実と見られ、拉致されることも恐れている。これは、人道的支援に係る職業を紛争に巻き込み、医療従事者という職業を戦争の手段として利用する行為である。」 [56i]

26.10 国境なき医師団(Medecins sans Frontieres)は、2013年3月6日付のレポート『Syria Two Years On: The Failure of International Aid』の中で、次のように記している。

「今では、シリアの病院は、紛争当事者の軍事作戦において、道具として利用されている。『解放された』地域では、病院がいくつか建設されるか改築されて、『自由シリア軍(FSA: Free Syrian Army)病院』、又は、『革命を支援する』目的を持って設立された病院になっている。結果として、これらの病院は攻撃の的にされるリスクがあり、民間人が受け入れられることは稀である...」

「爆撃が頻繁にあることを考えると、外傷の手術が必要であることは明らかであり、戦争によって傷ついた人々を治療することが優先事項となっている。但し、こうした処置を行うことは、非常に困難な任務である。」

「アレッポ(Aleppo)の医薬品の生産・流通経路は遮断されている。在庫は実際に枯渇している。ダマスカス(Damascus)からの供給も、もはや不可能である。概して、シリアに医薬品を搬入する唯一の方法は、近隣諸国から非公式な供給経路を通じて持ち込むことである。」

「更に、アレッポ(Aleppo)地域に電力を供給している発電所は破壊されている。病院は発電機を使っているが、そのための燃料を手に入れることは非常に困難である。医薬品が不足している中、これらの病院は最善を尽くしている。『消毒器具の無い救急救命室を見たことがあります。』最近、アレッポ(Aleppo)から帰還した国境なき医師団(Medecins sans Frontieres)のNatalie Roberts 医師は語った。『使用済みの資材を使って縫合するしかなかったのです。』

「負傷者を病院に搬送するための救急車も不足している。患者は、オートバイや自家用車で搬送されている。どちらの乗り物も、一般的に、患者を安定させるための機材を搭載していない。アレッポ(Aleppo)県内で、機能している救急車は10台程度である。更に、救急車などの乗り物は非常に目立つため、銃撃の的となり易い。」 [75b]

26.11 同レポートは、医療処置に利用できる血液の不足について、次のように続けた。

「戦闘で傷ついた患者の処置には大量の血液が必要である。アレッポ(Aleppo)で唯一の血液銀行は、内戦開始当時、空襲で破壊されたため、地域の病院は、数ヶ月に渡り、この困難な状況に必死に対処している。」

「献血者を見つけることは難しくない。多くの人が喜んで献血に応じる。問題は、血液バッグを保冷することである。殆どの病院には冷蔵庫が無い。万が一冷蔵庫があったとしても、電気が途絶えているため、発電機が必要である。」

「更に、この地域の病院には、血液型を判定する検査キットが無い。そのため、緊急に輸血を必要とする患者は、血液型の検査を受けずに輸血されている。これは致命的な結果となり得る。」 [75b]

## 27. 移動の自由

27.01 米国国務省の2013年4月18日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。

「憲法は『裁判所の決定又は法の執行によって制限されていない限り、国家の領土内の』移動の自由を認めている。年間を通じ、多くの地域(特にダマスカス(Damascus)とアレッポ(Aleppo))で戦闘が間断なく行われているため、移動の自由の相対的な程度は、地域と個人によって異なる。反対に、北部と西部の地域では、特に反乱勢力が地域の支配権を拡張し

ていたこの年の後半、移動が比較的自由であった。但し、政府支持者又は政府支持者と見られる人々(特にアラウィ派とシーア派)は、反乱勢力が支配する地域の移動を大きく制限されている。全般的に、政権と反体制派の両軍によって、国内の移動は厳しく規制されている。暴動、及び文化面の強い圧力により、女性は多くの地域で移動の自由を大きく制限されている。更に、法は、特定の男性親族が女性の移動を禁止することを認めている。」[7b] (Section 2d) 同レポートは、こうも記している。「政府は、検問所の役割を重視し、民間人居住地にまで検問所を設置した。外国の外交官は、国の殆どの地域への訪問を認められず、ダマスカス(Damascus)外に移動する許可を与えられることは稀だった。」[7b] (Section 2d)

27.02 2013年6月27日付の国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)Annual Report 2012は、次のように記している。

「イスラエル占領下ゴラン高原とシリア・アラブ共和国との間の移動は依然として制限されており、境界線のどちらの側に住む人も、反対側に住む親族を訪問することを禁止されている。治安の悪化により、イスラエルとシリアの当局は、親族間の訪問を再開する合意に至らなかった。それでも、ゴラン高原の住民は、国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)を中立の仲介者として、シリアの親族と多少の連絡を維持している。国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)と関連当局の援助の下、非武装区域で結婚式が2つ行われ、200人ほどの学生と人道支援団体が、どちらの側からも境界線を越えた。境界線によって引き裂かれたシリア人家族は、委任状、財産請求、及び出生、死亡、結婚の各証明書など、54枚の公式書類(30枚はシリアで提出した要請に基づく)を送付し、書類をやり取りした。その結果、財産を相続した者や、国から給付金を得た者もいる。[18a] (p445)

27.03 Freedom Houseによる2013年5月9日付のレポート『Freedom in the World 2012-Syria』は、次のように記している。「軍検問所、野戦、及び一般的な治安の悪化のため、2011年以降、人々の移動と必需品の運搬が大きく制限されており、地元住民、国内避難民、及び国外脱出を望む人々に影響を与えている。」[14a] (Political rights and civil liberties)

27.04 2011年11月23日付の国連人権理事会(UN Human Rights Council)による『シリア・アラブ共和国に関する独立国際諮問委員会報告書(Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic)』は、次のように記している。

「抗議行動に対する弾圧により、多くのシリア人が国外に脱出している... シリアの治安部隊とシリア国軍が、国外脱出を試みる人々に向けて実弾を発射し、死者も出ているという懸念される報告もある。2011年8月、イドリブ(Idlib)付近で、子どもを乗せた車でトルコ国境に向かっていた家族が、シリア軍の銃撃を受けた。家族のうち2人が死亡、1人が負傷した。又、2011年9月には、シリア軍が国境を越えてトルコに入国しようとした男性を殺害した。」

「多くの報告事例は、平和的な抗議行動に参加しただけの理由で、治安部隊の手配書に氏名が載り、国境を越えるしかないと感じた人々に関するものである。」

「無事に国境を越えられた人も、後に国境に接近した時、隣国の領土にいるにも拘わらず、シリア国軍に狙われた。」

「こうした一連の事例を踏まえ、委員会は、シリア軍がレバノン国境付近で地雷を敷設し、逃亡を余儀なくされた人々を重傷又は死亡の重大なリスクに晒しているという最近の報告に対し、更なる懸念を表明する。」 [56e]

27.05 上記レポートに続く同委員会の2013年2月5日付のレポートは、次のように記している。「[2012年]12月23日、自由シリア軍(FSA: Free Syrian Army)と政府軍との戦闘において、政府軍はデア・バルベイ(Deir Baalbeh)[ホムス(Homs)の東にある町]で民間人を包囲し、町からの脱出を妨害し、報告によると、逃げようとした家族を殺害した。ある地域の民間人を包囲し、後に攻撃するという行為は、政府軍の標的が最初から民間人であったことを示唆している。」 [56g]

27.06 HRW: Human Rights Watch は、『Iraq/Jordan/Turkey: Syrians Blocked from Fleeing War』と題した2013年7月1日付のレポートで、次のように記している。

「イラク、ヨルダン、及びトルコの国境警備隊は、シリア脱出を試みる数万人の人々の越境を阻んでいる。イラク、ヨルダン、及びトルコは、数多くの国境検問所を完全に封鎖するか、通過するシリア人の数を制限しているため、激しい内戦の繰り広げられているシリア国境付近に、数万人が危険な状態で立ち往生している。レバノンのみが内戦を避けて脱出するシリア人を受け入れる方針を貫いている...」

『イラク、ヨルダン、及びトルコは、シリアの国土を、国内の大虐殺を逃れることができない数万人のシリア人の野外刑務所に変えてしまうかもしれない。』 [Human Rights Watch

の主任難民研究員]である[Gerry] Simpson はこう語った。『難民の数が増加していることによってこれらの国々が感じている圧力も、シリア国内で支援していることも、迫害やその他の虐待を逃れて亡命を求める人々の基本的な権利を侵害することの正当な理由とはならない。』 [39i]

同レポートは、国境検問所の封鎖について、続けて記している。 [39i]

22.07 Freedom House の 2010 年 3 月 3 日付の特別レポート『Women's Rights in the Middle East and North Africa 2010 – Syria』は、次のように記している。

「既婚女性は... 身分法の下、移動の自由を制限されている。具体的に言うと、反抗的な妻は、夫に従うまで夫から財政支援を受ける権利を持たない。これは、シャリア法に違反する理由で婚家を出る、又は、夫に別居を請願するまで、夫が家に入ることを防止することを含むと広く解釈できる」 [14c] (Autonomy, Security, and Freedom of the Person)

出国と帰国(Exit and return)、国内避難民(Internally Displaced Persons)、及び女性(Women)の項も参照されたい。

## 28. 国内避難民(IDPs)

シリア・アラブ共和国における国内避難民(IDP: Internally Displaced Persons)に関する最近の情報については、国内避難民モニタリングセンター(IDMC: Internal Displacement Monitoring Centre)の文書一覧(List of Documents)を参照されたい。 [51b]

28.01 国内避難民モニタリングセンター(IDMC: Internal Displacement Monitoring Centre)の 2011 年 11 月 11 日付のレポート『Syria: State policies and military actions continue to threaten further displacement』は、次のように記している。

「シリアには、4 つの異なる国内避難民(IDPs)のグループがある。1 つは 2011 年 3 月に始まった民衆の抗議行動に対する継続的な武力弾圧により、避難を余儀なくされたグループであるが、他の 3 つは長期に亘り国内避難を余儀なくされているグループである。以前からの国内避難は、1 つは 1982 年のハマ(Hamah)市中心部の破壊によって、又 1 つは 1970 年代のシリア北東部からのクルド人追放によって、最後の 1 つは 1967 年以降のイスラエルによるゴラン高原の占拠によって、引き起こされたものである。」

「ゴラン高原からの避難を除き、シリアの全ての国内避難は、政府の政策や自国民に対する軍事行動の結果である。従って、これらの国内避難に関して調査する、又は情報を収集することは困難であった。」

「2011年3月以降の国内避難は国全体に影響を与えている。殆どは一時的に避難しただけ、即ち、攻撃の前又は最中に自分の村を逃れ、政府軍が撤退した後に戻るといふものである。しかし、戦車やその他の重火器の使用は、家屋や財産の破壊に繋がり、延いては影響を受けた人々に長期間の避難を強いる結果となった。」 [51c]

28.02 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices, Syria』は、次のように記している。

「シリアの赤三日月社(SARC: Syrian Arab Red Crescent)によると、2012年12月末時点で、シリアには250万人の国内避難民がいるという。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)、HRW: Human Rights Watch、及びAI: Amnesty Internationalは、内戦が続けばこの数字は増える可能性があるという点で意見が一致している。国内避難民モニタリングセンター(IDMC: Internal Displacement Monitoring Centre)によると、この年、避難民が急増し、内戦が激化するにつれ、人々が避難を強いられる期間も長引くようになっていくという。膨大な数の人々がダマスカス(Damascus)とアレッポ(Aleppo)に避難したが、やがて内戦がこれらの都市にも広がり、更に避難民が増えたと国内避難民モニタリングセンター(IDMC: Internal Displacement Monitoring Centre)は伝えている。国連の人道支援役員は、殆どの国内避難民が民間の住宅、学校、及びその他の過密な公共の建物に避難しているが、こうした施設の多くは不衛生で、支援物資の配給も不定期である。シリアの赤三日月社(SARC: Syrian Arab Red Crescent)は、政府支配地域、反体制派支配地域の両方で人道支援を提供するため、シリア国内で活動する多くの主要な国際人道支援団体の主な協力者として機能している。政府と自由シリア軍(FSA: Free Syrian Army)の両軍が支援の流れを妨害していることを含め、現地への移動に伴う困難が、困窮している人々に支援を提供する上での障害となっている。シリアの赤三日月社(SARC: Syrian Arab Red Crescent)、及び国連の協力機関は、支援分配のバランスを取るため、反体制派が支配する地域への物資の流れを増やそうとしている。国内避難民モニタリングセンター(IDMC: Internal Displacement Monitoring Centre)によると、シリアの赤三日月社(SARC: Syrian Arab Red Crescent)の支援を申請しない国内避難民もいるという。申請手続きによって氏名を特定され、政府の捜査員に標的にされることを恐れているのである。政府は、反乱勢力が支配する地域への人道支援の供給を頻繁に妨害している。」

「2012年10月と11月の支援団体からの報告によると、反体制グループも国内避難民への支援を妨害しているという。殆どの事例で、反体制グループは、こうした支援はアサド(Assad)政権と繋がっており、承認することはできないと主張している。国際連合世界食糧計画(World Food Program)及び国際赤十字赤新月社連盟(International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies)は、食糧と医療の支援を続けようとしたが、多くの事例で、政府も反体制派も支援を断固拒否した。政府は、国内避難民の再定住を支援しようとはしていない。」 [7b](Section 2d)

28.03 国内避難民モニタリングセンター(IDMC: Internal Displacement Monitoring Centre)の2007年10月付のレポート『Overview: Forty Years on, people displaced from the Golan remain in waiting』は、次のように報じている。

「シリア政府は、現在30万5,000人ほどが避難していると推定している。この数字には1967年に移住を強いられた人々の子孫が含まれている。40年が経過し、ゴラン高原の国内避難民は、殆どがシリア全国の現在の居住地で集団を作っている。但し、これらの人々は特に人道的なリスクに直面していないものの、多くがゴラン高原に戻りたいと訴え続けている。財産の返還問題、失われた財産や破壊された財産の賠償問題も未解決である。しかし、より危急の問題は、多くのシリア人国内避難民が、ゴラン高原の占領地に住む親戚との繋がりを維持することを阻害されていることである。」 [51a] (p1)

28.04 STC: Save the Children スウェーデンの2011年8月付のレポート『Child Rights Situation Analysis for MENA Region』は、次のように記している。

「1967年にイスラエルがゴラン高原を占領した結果として、27万5,000人が避難し、シリア国内での移住を余儀なくされた。推定2万のシリア人が、シリア領イスラエル占領下のゴラン高原に住み続けており、シリア政府が提供するサービスを受けることができない。 [33a] (p179)

28.05 2012年6月25日付の国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)Annual Report 2011は、イスラエルによるゴラン高原の占領により移住を余儀なくされた人々、分断された人々に対する支援の取組みについて、次のように記している。

「イスラエル占領下ゴラン高原とシリア・アラブ共和国との間の移動は依然として制限されており、境界線のどちらの側に住む人も、反対側に住む親族を訪問することを禁止されている。治安の悪化により、イスラエルとシリアの当局は、親族間の訪問を再開する合意

に至らなかった。それでも、ゴラン高原の住民は、国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)を中立の仲介者として、シリアの親族と多少の連絡を維持している。国際赤十字委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)と関連当局の援助の下、非武装区域で結婚式が2つ行われ、200人ほどの学生と人道支援団体が、どちらの側からも境界線を越えた。境界線によって引き裂かれたシリア人家族は、委任状、財産請求、及び出生、死亡、結婚の各証明書など、54枚の公式書類(30枚はシリアで提出した要請に基づく)を送付し、書類をやり取りした。その結果、財産を相続した者や、国から給付金を得た者もいる。[18a] (p443)

## 内戦を逃れて避難する人々

28.06 Amnesty International の 2013年6月20日付のレポート『Syria's internally displaced – 'The world has forgotten us』は、次のように記している。

「国境を越えて近隣国に逃れた難民が直面する悲惨な状況に関して多くが報告されている。しかし、激化する内戦によって自宅からの避難を余儀なくされた人々の大多数—425万人—はシリア国内で移住している。」

「これらの国内避難民(IDPs)は極めて不安定な立場に置かれ、その数は急増している。」

『国内避難民は、多くの場合、2011年に勃発した残虐な内戦の隠れた/忘れ去られた被害者となっています。メディアの注目も浴びず、全ての紛争当事者と国際的な後援者が政治的にいがみ合う中、ほぼ枠外に置かれているのです。』Amnesty International の Senior Crisis Response Adviser である Donatella Rovera は、こう語った。」

「シリア国内で避難した全ての難民、即ち数百万人の女性、子ども、及び男性が、国際的な支援を殆ど受けていないか、全く受けていない。殆どの難民は数度に亘って避難している。毎回、安全な環境を求めて避難しては攻撃を受けることの繰り返しである。実際、ここ数ヶ月で死亡した男性、女性、及び子どもの多くは、安全を求めて移住した先で災難に遭っている。」

「過去15ヶ月間に Amnesty International が訪問した数十のシリアの町や村の全てに多数の国内避難民が在留していた…」

「シリアの国内避難民の多くは、最初は親戚宅又は知人宅に避難したが、その後、全員揃って国外に脱出し、隣国を目指した。トルコが昨年8月～9月にシリアとの国境を封鎖した後、数万人の国内避難民が、アトマ(Atmeh)難民キャンプなど、国境に沿って出現した集合仮設キャンプに落ち着いた。」

「こうしたキャンプは比較的安全である—シリア政府軍は一般的に国境地域を爆撃しない—が、生活環境は悲惨である。食糧や医療品は殆ど無く、衛生設備が事実上存在しない。住居は過密状態で、雨風も避けられない。」 [12f]

2013年2月1日付の国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)の地図は、シリアの内戦を逃れて避難する人々の人数と所在地を示している。 [10e]

28.07 シリア地域対応計画(Syria Regional Response Plan)(2013年1月～6月)に関する国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)の2013年6月7日付の新聞発表は、次のように記している。

「前回の地域対応計画(RRP: Regional Response Plan) が2012年12月に実施されて以降、更に100万のシリア人が難民となり、レバノン、トルコ、イラク、及びエジプトに出国した。これは、この年最大の難民流出となった。近いうちに自宅に安全に帰還する期待を殆ど持たず、受入国での苦難が増す中、シリア難民は悲惨な状況に置かれている。同時に、シリア難民を受け入れている地域の政府と人道支援団体は、難民が必要とする火急の保護と支援を提供することに加え、地域全体のバランスを脅威に晒すような、困難と複雑を極める人道危機に直面している。」

「150万人以上のシリア難民が5カ国に避難しているが、それぞれの受入れ国が、シリアの出来事と難民の増加を中心とした国内の優先事項と懸案事項を抱えている。年頭以来の受け入れ状況から、地域全体で支援を必要とするシリア難民の数は、2013年年末には345万人に達することが予想される。これらの難民は、大多数が地元コミュニティーのキャンプで暮らしている。」 [10f]

28.08 同レポートは、以下の国々に登録済みの難民数、又は登録を待つ難民数を示している。

「レバノン 500,654人

ヨルダン	472,764 人
トルコ	372,326 人
イラク	154,372 人
エジプト	75,442 人」 [10f]

移動の自由(Freedom of movement)–27.06 及び 出国と帰国(Exit and return)の項も参照されたい。

## 29. 外国人難民

29.01 2013年7月16日閲覧に閲覧した国連難民高等弁務官事務所(UHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)の2013 country operations profile – Syrian Arab Republic は、次のように記している。

「シリア・アラブ共和国(シリア)の1年半に及ぶ騒乱により、数千人の人々が避難を余儀なくされ、世界でも最大の都市難民集団の1つに多大な影響を与えた。本レポートの執筆作業中、紛争は、イラク、及びその他の国々からの難民の大多数が暮らすダマスカス(Damascus)とその郊外にまで達した。命の危険が迫る中、多くの難民と亡命希望者が、不安定な出身国への帰国を望んでいる…」

「国内の状況が悪化するにつれ、難民が保護と支援を必要する度合いも高まっている。殺害、誘拐、家庭内暴力、脅迫、及び嫌がらせが報じられるなど、難民が直面する安全と保護を要する事象の発生率と重大性は、2012年中ごろに顕著に上がった。

「調査により、難民は、物価の上昇、生計を立てる手段の不足、及び、比較的安全な地域での家賃の高騰に悩まされていることが判っている。殆どの難民が、国連難民高等弁務官事務所(UHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)及びその他の組織より提供される支援物資に完全に依存している。国連難民高等弁務官事務所(UHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)は、難民の間で広がる恐怖感と孤立感への対応策として、心理社会的・地域社会的な支援を強化する必要がある。2012年に手続きと出国が劇的に減ったことから、第3国への再定住が必須問題として残っている。」 [10a]

29.02 UNHCR Syria Fact sheet は、2013年3月末時点で国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees) に難民として登録されている人々の出身国別人数について、次のように報告している。

・イラク	61,301 人
・アフガニスタン	1,720 人
・ソマリア	2,197 人
・スーダン	212 人
・その他	534 人

難民に関する事実と統計の詳細については、[UNHCR Syria Fact sheet](#) を参照されたい[10c]

29.03 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。

「以前とは異なり、シリア政府は、難民と亡命希望者の支援に関し、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees) やその他の人道支援団体とはあまり協力しようとしなかった。国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East) とは多少の協力をした。シリア政府の官僚は、6月と11月の諮問委員会会議に出席し、国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East) の役員と会談を続け、国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East) の運営する学校が操業できない時は、政府系学校の建物を提供した。」 [7b](Section 2d)

29.04 送還に関し、同レポートは次のように批評している。「この年、政府は少なくとも30人の亡命希望者を、生命や自由が脅威に晒されている場所へ強制送還した。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees) の努力により、又、シリア政府が進行中の危機への対応に追われたことにより、この数字は前年に比べ減少している。」 [7b](Section 2d)

29.05 STC: Save the Children スウェーデンの2011年8月付のレポート『Child Rights Situation Analysis for MENA Region』は、次のように記している。

「シリア保健省(Ministry of Health)は、イラク難民に対し、予防保健サービスや治療を無償で提供していると主張している。しかし、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)は、難民として登録されたイラク人の約20%が慢性的な病気に苦しんでいるとして、難民にとって保健が主要な懸念事項となっていると報じている。パレスチナ難民に関して、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)は、シリア政府が最近、シリア保健省(Ministry of Health)が運営する病院へのパレスチナ難民の受け入れを停止したと報告した。立場の弱いパレスチナ難民にとって、唯一の保健サービスの提供者は、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)のみとなった。」 [33a] (p186)

29.06 米国難民委員会(USCR: United States Committee for Refugees)のレポート『World Refugee Survey 2009』は、次のように記している。

「シリアの1959年『労働法』は、シリア労働福祉省(Ministry of Social Affairs and Labour)の許可を得た者で、且つシリア人の労働を許可している国の出身者に限り、外国人のための就労許可証を発行するとしている。『労働法』は、就労許可を持たない外国人の雇用、及び許可を得た職場以外での外国人の就労を禁止している。シリアの『労働法』の下、就労許可証を持つ外国人は、シリア国民と同等の保護の対象となり、社会保障を受ける資格を得る。」

「就労許可証を取得できる難民は非常に少ない。殆どが低賃金の非公式部門で就労するか、支援に依存している。」 [26a]

29.07 USSD Report 2012は、次のように記している。「法律は、パレスチナ人を除き、難民に就労の権利を明示的に認めていない。政府は難民に就労許可証を発行することは殆ど無い。しかし、多くの難民は、非公式部門の警備員、建設労働者、露天商、及びその他の手作業の仕事に雇用されている。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)は、懸念の対象となっている人々(約9万人の難民)のうち最低賃金以上の収入を得ているのは僅か10%であると報告している。」 [7b] (Section 2d)

パレスチナ人(Palestinians)の項も参照されたい。

## イラクからの難民

29.08 2013年7月17日に閲覧した *Refugees International* のシリアに関するウェブページ(更新日付未記入)は、次のように記している。

「内戦が勃発する前、国連難民高等弁務官事務所(UHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)は、シリア、主にダマスカス(Damascus)及びその周辺で、難民として登録された多数のイラク人を支援していた。これらの難民は、雇用機会が非常に少ないため、人道支援に大きく依存している。しかし、国連難民高等弁務官事務所(UHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)は、内戦のため、支援の規模を半分近くに縮小せざるを得なかった。これにより、イラク難民の一部は保護と支援を打ち切られた。2013年6月時点で数万人のイラク難民が帰国し、故郷で宗派間の紛争に巻き込まれると同時に、基本的サービスの欠如と失業に直面している。」 [40a]

29.09 USSD Report 2012 は、次のように記している。「政府は... イラク難民に対し、保健と教育など公共のサービスを受けることを認めている。」 [7b](Section 2d)同レポートは、更にこう記している。「イラク難民は、内戦の激化により、大多数が自宅から、又は灰色経済(注:「灰色経済」は納税されない領域の資金。その一部分は政府の管理範囲以外に行われる経済活動であり、社会的には直接的な損害を与えないが、国の税収に大きく影響する。)の部門で就労している。」 [7b](Section 2d)

29.10 米国難民委員会(USCR: United States Committee for Refugees)のレポート『World Refugee Survey 2009』は、次のように記している。「2007年12月以降、国連難民高等弁務官事務所(UHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)は、シリア中部及び南部からのイラク難民を即座に難民と認定し、北部のクルド人支配地域からのイラク難民に対しては亡命希望者証明書を発行している。」 [26a]

29.11 少数民族の権利(MRG: Minority Rights Group International)の2012年6月28日付レポート『State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2012: Syria』は、次のように記している。「武力闘争[現在の民衆蜂起]の中、シリアのイラク難民は、故郷イラクで体験したものと同一の宗派間抗争を恐れ、もはやシリアも安全ではないと感じている。しかし、多くは政情不安と武力闘争が継続しているイラクに帰国することも躊躇している。シリアには、約100万人のイラク難民がいる—そのうち10万人以上が難民として国連難民高等弁務官事務所(UHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)に登録されている。」 [41b]

29.12 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)は、『Iraqi refugees flee war-torn Syria and seek safety back home』と題した2013年6月18日の新聞発表で、次のように記している。

「イラクの多くの行政区において、依然として治安が安定していないため、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)は、イラク難民のイラクへの帰還を積極的に推進していない。しかし、2012年6月以降、1年以内で、5万人以上のイラク難民がシリアの内戦を避けてイラクに帰国した... イラクに帰国しても、多くが住宅不足と家賃の高騰により、粗悪な環境での生活を強いられている。およそ6万5,000人のイラク難民が、シリア国民と同等の苦難を体験しつつ、シリアに残留している。」 [10d]

29.13 同レポートは、あるイラク難民の家族の出国に同行し、こう報じている。

「イラクへの帰国の旅は危険に満ちていた。女性たちは子どもを連れて、トラックでダマスカス(Damascus)からイラクとの国境に向かった。通常は、人目を避けて夜間に移動した。『ガランとした村や廃墟となった町を抜けて真っ暗闇の中を移動しました。』 Zeinab はこう語った。『電気が通ってなくて、街灯も点いていなかった。砲撃や爆撃の音が聞こえていました。』

「この家族はアルワリード(Al Waleed)で国境検問所を通過してイラクに入国し、バスで南に向かった。」 [10d]

人身売買－イラク人(Trafficking－Iraqis)の項も参照されたい。

## パレスチナ人

29.14 国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: United Nations Relief and Works Agency)の2012年1月1日時点の公式統計によると、シリアには48万6,000人以上のパレスチナ難民が在留し、9つの公式キャンプと3つの非公式キャンプで暮らしている。 [11a]

29.15 USSD Report 2012は、次のように記している。「難民に対する虐待が発生している。例えば、政府は12月にダマスカス(Damascus)南部にある非公式なヤルムーク(Yarmouk)パレスチナ難民キャンプに空襲をかけた。パレスチナ自治政府のアッバース(Abbas)大統領が国連安全保障理事会(UN Security Council)に宛てた書簡は、この攻撃によりヤルムーク

(Yarmouk)では少なくともパレスチナ人 25 人が死亡したと記している。」 [7b](Section 2d)同レポートは、法律が、パレスチナ難民に対して身分証明証を発行し、シリア国民と同等の基本的サービスを受ける権利を与えることを認めていると記している。」 [7b]

29.16 UN News Service は、2013年6月4日付の新聞発表で、次のように記している。「国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)は、シリアでは、武力闘争が激化する中、内戦の勃発以来、既に7万人以上の民間人が命を落としたが、死亡、負傷、又は避難するパレスチナ難民の数も増えていと報じている。」 [67d]

29.17 UN News Service は、2013年6月17日付の新聞発表で、次のように記している。

「国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)の Filippo Grandi 事務局長によると、同機関が運営する 12 の難民キャンプのうち7つには、出向くことが事実上不可能であるという。」

『殺人、誘拐、貧困、破壊及び恐怖が日常生活の一部となってしまった。』 Filippo Grandi 事務局長は、ヨルダンのアンマン(Amman)で開催された国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)諮問委員会の年2回の会合で、こう述べた。」

「ある国際団体の役員は、本日、Filippo Grandi 事務局長が、国連に難民として登録されているシリアのパレスチナ難民 53 万人のうち、多くが避難していると考えられるとも述べたことを伝えている。隣接するレバノンに脱出した 6 万人超、ヨルダンに脱出した 7,000 人を含め、全パレスチナ難民の 15%ほどが国外に脱出した。」 [67e]

29.18 国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)は、ウェブページ(更新日付未記入)でも次のように記している。「パレスチナ難民は、シリア政府が提供する社会的サービスを含め、シリア国民と同じ権利を多く認められているが、開発指標は、高い乳児死亡率と低い就学率など、主要分野においてシリア国民と同レベルでないことを示している。」 [11a]

29.19 米国難民委員会(USCR: United States Committee for Refugees)のレポート『World Refugee Survey 2009』は、次のように記している。「シリアに 10 年間以上在住しているパレスチナ難民は、シリア人とほぼ同等の権利を持ってシリアで就労することができる。し

かし、1956年後にシリアに移住したパレスチナ難民は、シリア政府の公職をに就くことはできない。」同レポートは、こうも記している。「初等教育は、パレスチナ人の子どもたちに無償で提供される。国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)が運営する118の小学校と予備教育学校と並び、シリアの小学校にも通うことが可能である。国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)は、パレスチナ難民のための職業訓練センターも運営している。」更に、次のようにも記している。「長期在住のパレスチナ難民は、一般的に国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)が提供する保健サービスを受けている。緊急を要する場合はシリアの病院に搬送され、助成率に基づいた料金を支払って、治療を受ける。」 [26a]

29.20 STC: Save the Children スウェーデンの2011年8月付のレポート『Child Rights Situation Analysis for MENA Region』は、次のように記している。「国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)に難民として登録されているパレスチナ難民のうち20万人以上が18歳以下である。パレスチナ難民には居住資格が与えられ、社会サービスを受ける権利、及び労働の権利においてはシリア国民と同等であるが、市民権や投票権は認められていない。」 [33a] (p179)

29.21 米国難民委員会(USCR: United States Committee for Refugees)のレポート『World Refugee Survey 2009』は、次のように記している。

「1963年の法律は、General Authority for Palestinian Arab Refugeesに登録し、シリアの暫定身分証明書を取得したパレスチナ難民に対し、シリアの渡航文書を発行すると定めている。渡航文書は、有効期間が6年間、海外のシリア領事館で再発行でき、ビザ無しでシリアに帰国することを可能にする。更に、長期在住のパレスチナ難民は、シリア政府発行の身分証明書やアラブ連盟発行の渡航文書を使用し、シリアとレバノンの間を行き来することができる。イラク難民が渡航することは認められていない。」 [26a]

29.22 2013年7月17日に閲覧した米国国務省(USSD)の『Syria Reciprocity Schedule』(日付未記入)は、次のように記している。

「シリアは、シリア在住のパレスチナ難民に対し、渡航文書を発行している。シリア在住のパレスチナ難民は、国籍と政治上の権利を除き、シリア国民と同じ義務と責任を負う。1960年、政令第28号は、シリアに住むパレスチナ人にパレスチナ渡航文書を発行するこ

とを認めた。1963年には、法令第1311号が、シリアに住むパレスチナ難民に対し、GAPAR: The General Administration For Palestinian Arab Refugees に登録し、シリアの暫定身分証明書を保持することを義務付けた。」

「パレスチナ渡航文書は、シリアのパスポートと同様、6年間有効であり、ビザ無しでシリアに帰国することを可能にする。渡航文書は、シリア国外の任意のシリア代表事務所で再発行が可能である。1999年に新しい法律が制定され、シリアのパレスチナ難民は身分証明書を提示することによってレバノンとの行き来が可能になった。」

「パレスチナ難民はシリア国内全域において移動が認められている。」

「シリア政府は、エジプト、ヨルダン、及びイラクの渡航文書を持つパレスチナ難民がシリアに再定住することに対する予防措置として、これらの難民の入国を制限するための厳しい対策を採っている。」 [7f]

2013年7月17日に閲覧した[国連パレスチナ難民救済事業機関\(UNRWA: United Nations Relief and Works Agency\)](#)のシリア・アラブ共和国に関するウェブページには、シリアにおける同機関の保健、教育、及び社会サービスプログラム、並びに[難民キャンプの様子](#)に関する詳細情報が掲載されている。 [11a]

## 難民の子どもと教育

29.23 USSD Report 2012 は、次のように記している。「市民権を持たない子どもも無償で公立学校に通うことができるが、シリア教育省(Ministry of Education)からの許可が必要である一般的に、パレスチナ人及びその他の国籍を持たない人々は... 子どもを学校や大学に入学させることができる。」 [7b](Section 6)

29.24 同レポートは、こうも記している。「イラク難民の家族一法で労働を禁止されている一は、サービス業又は小さな農場で子どもを働かせ、その賃金を主な収入源として頼っている。」 [7b](Section 7c)

29.26 米国難民委員会(USCR: United States Committee for Refugees) のレポート『World Refugee Survey 2009』は、次のように記している。「シリアは、アラブ系の難民の子どもが無償で、又は少額の費用で、公立学校に通うことを認めている。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)は、イラク人学生に

制服を提供し、学校に資金援助を行い、学校の建物を再建する上で教育省を支援している。国連難民高等弁務官事務所(UHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)は、アラブ系以外の難民の子どもがシリアの学校の授業を理解できるように、アラビア語の授業を提供している。」 [26a]

29.27 STC: Save the Children スウェーデンの 2011 年 8 月付のレポート『Child Rights Situation Analysis for MENA Region』は、次のように記している。

「国籍を持たない人々が受けられる教育は、法的身分と民族種に左右される。パレスチナ人は、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)の運営する学校、及びシリアの公立学校、私立学校に通うことができる。平均すると、パレスチナ難民の 80%が国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)の運営する学校、残りの 20%が公立又は私立の学校に通っている。国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA: UN Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)は、119 の 2 交代制の学校を運営し、65,479 人のパレスチナ難民の子どもたちに初等教育及び予備教育を提供している…」

「イラク人の子どもがシリアの学校に通うことを禁止する規定はないが、実際に学校に通うイラク人の子どもの数は少ないと推定される。最近の調査で、家族を支えるために就労していることが主な理由であることが判っている。シリア教育省(Ministry of Education)は… 全てのイラク人の子どもは無償で学校に通えると主張している。」 [33a](p184)

教育(Education)及びパレスチナ人(Palestinians)の項も参照されたい。

## 30. 市民権と国籍

30.01 アメリカ合衆国人事管理局(OPM: United States Office of Personnel Management)が 2001 年 3 月に発行した『Citizenship Laws of the World』の総合記録は、シリアの市民権について以下の情報を記している。

「・出生に基づく: シリア領土内での出生は、自動的に市民権を取得できることを意味していない。

・血統に基づく:

・シリア人の父から生まれた子は、出生国に拘わらず、市民権を与えられる。

- ・シリア人の母と、国籍不明又は国籍を持たない父から生まれた子は、市民権を与えられる。
- ・帰化に基づく：帰化による市民権は、シリア国民と結婚し、シリアに10年以上在住することによってのみ与えられる。」

「二重国籍：認められる。」

「例外：シリアの法律は二重国籍を認めているが、二つの国籍を持つシリア国民はまず第1にシリア人として認識されると明言されている。」

「市民権の喪失：

・自由意思に基づく喪失：自由意思に基づいてシリア市民権を放棄することは法律で認められているが、Syrian Information Office は、手続きが非常に煩雑なため、申請することは奨励しないと述べている。実際、同団体によると、シリア市民権の放棄を思い留まらせるために、故意に手続きを複雑にしているという。シリアの元国民は、恐らく非公式の二重国籍の状態を維持し、シリアに帰国することがあれば、再びシリア国民としてシリアの法律に従うことになるであろう。

・例外：兵役に適した年齢の者が市民権を放棄することは認められない。

・自由意思に基づかない喪失：[アメリカ合衆国人事管理局(OPM: United States Office of Personnel Management)]は情報を入手できなかった。」 [27a](p192)

30.02 Freedom House の2010年3月3日付の特別レポート『Women's Rights in the Middle East and North Africa 2010 – Syria』は、次のように記している。「国籍法は、今でも女性が国籍を子どもに引き継がせることを禁止している。一方、男性にはそのような制限は無い。この制限は、約50万のパレスチナ人と、最近入国してきた約150万人のイラク難民の融合に、特に影響を与える。」 [14c](Introduction)

30.03 国連難民高等弁務官(UN High Commissioner for Refugees)が2013年3月8日付で発行したレポート『Revised Background Note on Gender Equality, Nationality Laws and Statelessness』は、次のように記している。「シリアでは、母親が子どもに国籍を与えられるのは、父親が子どもと認知しない場合、又は出生時に子どもが他の国籍を取得できない場合に限られている。シリアには、国内で出生した子どもが無国籍になることを防止するための安全策が設けられているが、この策が実際に適用されているかは不明である。」 [10h]

30.04 米国国務省の2012年5月24日付レポート『2011 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2011)』は、次のように記している。「国籍は、生存、死亡に拘わら

ず、父親のみから受け継ぐものである。政府は、国籍を持たないクルド人(次の章を参照されたい)を含め、シリア在住のクルド人の出生を登録していない。出生が登録されないことは、サービスが受けられないことに繋がる。[7b](children)

外国人難民(Foreign refugees)の項も参照されたい。

## 国籍を持たないクルド人

30.05 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。

「1962年の国勢調査により、約15万のシリア系クルド人が市民権を失った。1962年にたった1日で行われたこの国勢調査は、立法令によって義務付けられ、ハサケ(Al Hasakah)県の住民への予告なしに実施された。政府は、このような手段を採った理由として、1945年以降に入国したクルド人を確認することであった。実際には、何らかの理由で登録されていないか、必要な全ての書類を持っていなかった人は、その日以降、『外国人』と見なされ、国勢調査に応じなかった人は『未登録』と記録された。その日以降、市民権を失った結果として、クルド人とその子孫は、身分証明書を持たないため、医療や教育などの行政サービスを受けることができなくなった。又、社会的・経済的な差別を受けた。更に、国籍を持たないクルド人は、資産を相続・遺贈する権利を持たず、市民権又は身分証明書を持っていないことから、入出国が制限された。」

「2011年4月に、アサド(Assad)大統領は、政令第49号を発行し、『外国人』として登録されているハサケ(Al Hasakah)県の無国籍クルド人が市民権を申請することができると宣言した。2011年9月の時点で、KurdWatchのウェブサイトは、5万1,000人の国籍を持たないクルド人が、市民権を示す身分証明書を受け取ったと報じた。しかし、この政令は、約16万の『未登録』のクルド人には適用されず、これらの人々は、年末時点で国籍を持たないままであった。」 [7b] (Section 2d)

30.06 2013年2月20日に更新され、2013年7月30日現在で未だ最新のJane's Sentinel Country Risk Assessmentは、次のように記している。「政府にとって不運なことに、ハサケ(Al Hasakah)に住む30万のクルド人が長く待ち望んでいた市民権を認めることによって、抗議行動に参加することを阻止しようとする政府の企みは、失敗したようである。クルド人は以前の沈黙を破り、抗議行動に参加しようとしている。」 [8a]

クルド人(Kurds)の項も参照されたい。

## 31. 偽造公式文書及び不正に取得された公式文書

31.01 2013年7月17日に閲覧した米国国務省(USSD)の『Syria Reciprocity Schedule』(日付未記入)は、出生、婚姻、離婚、死亡の各証明書、警察、懲役、裁判及び兵役の各記録、国籍を証明するIDカードやパスポート、及びその他の渡航文書を含む、シリアの公式書類に関する情報を提供している。これら全ての書類の詳細については、同ウェブサイトを参照されたい。[7f](Documents)パスポートに関して、相互取決め表(Reciprocity Schedule)には、次のように記載されている。

「有効なパスポートの種類: シリアのパスポートには4種類ある。

1. 軍(Service)(緑色)
2. 外交官(赤色)
3. 特別(薄茶色)
4. 通常(紺色)」

「その他の有効な文書:

1. シリア在住のパレスチナ難民の渡航文書
2. 海外でパスポートを消失したか盗難に遭った場合のトランスポーターション・レター(Transportation Letter)

料金: 通常: 4,000 シリア・ポンド 急ぎ: 15,000 シリア・ポンド」

「特別な紋章/色/形式: シリア政府は、写真がデジタル化され、機械による読み取りが可能なセキュリティ機能付きパスポートを発行している。現在のパスポートは、大きさが5インチ×3.5インチ、色は紺色で、中央に金色のイヌワシの紋章があしらわれている。シリアのパスポートは、以下の主要な特徴を備えている。

- ・ 48 ページあり、ICAO 形式(以前のものよりも小さい)である。
- ・ 機械による読み取りが可能である。
- ・ 写真はデジタル化され略歴ページに印刷されている。
- ・ 略歴ページに小さな OVD のイヌワシが印刷されている。
- ・ 略歴ページに父親及び母親の名前が記載されている。
- ・ 略歴ページは薄いプラスチックラミネートで覆われている。
- ・ 略歴ページの穿孔も同様にラミネートで覆われている。

- ・略歴ページの裏面には署名も印刷される。
- ・パスポートにはレーザーによる穿孔がある。
- ・通常のページには、マイクロテキストで下線が引かれた **visas** の文字があり、各ページの下には、一直線に英語とフランス語で『シリア・アラブ共和国』と印刷されている。
- ・通常のページの背景には、歴史的な又は現代の名所が青色で印刷されている。
- ・表表紙と裏表紙の内側には凹版印刷が施されている。」 [7f](Documents)

31.02 DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が共同で行った、ダマスカス(Damascus)、シリア、ベイルート、レバノン、及びイラク クルディスタン地域(KRI: Kurdistan Region of Iraq)の現地調査に関する2010年5月版レポート『Human rights issues concerning Kurds in Syria』は、非公式の情報筋からの情報を記している。「移民局の職員を買収して、シリアのパスポートを偽名で発行してもらうには数千米ドルが必要であるが、正規のシェンゲン・ビザを取得し、パスポートに挿入してもらうには約1万米ドルかかる。」 [60a](p16)

31.03 IRIN: Integrated Regional Information Networks は、2012年3月21日付のレポート『Jordan-Syria: Refugees say it is becoming harder to leave』の中で、ホムス(Homs)の騒乱を避けて脱出することを決意した男性が、渡航文書を取得するために支払った賄賂に関する詳細を、次のように報告している。「男性は、妻と子どもたちのパスポートを取得するためにダマスカス(Damascus)に出向かなければならなかった。シリアの全ての若い男性が必要とする渡航許可を得る手続きは5~6日かかり、2万5,000シリア・ポンド(436ドル)の賄賂を支払った。最近の武力闘争から逃れるための渡航であることを隠すため、渡航許可証には古い日付を記入するよう依頼した。この男性は、渡航許可が下りたのは、息子が病気だったからこそであると語っている。」 [42a]

31.04 Ekathimerini.com は、2013年6月5日付の記事で、次のように報じている。

「年齢31歳と36歳の2人のシリア人が [2013年6月5日]、ギリシャの都市イラクリオン(Iraklion)のクレタ港(Cretan port)で、移民に対し、ギリシャに在留するため、又は西欧に渡航するための偽造書類を密売した罪で告訴された。」

「警察はイラクリオン(Iraklion)近くのカミア(Kaminia)地域の倉庫を奇襲し、様々な欧州諸国に向かう航空便に登場するためにイラクリオンの国際空港への輸送を待っていたシリア移民16人—少年2人を含む—を発見した。」

「警察は、パソコン数台、書類を偽造するための機器、及び偽造書類を押収した。」 [37a]

## 32. 出国と帰国

32.01 米国国務省の2013年4月19日付レポート『2012 Country Reports on Human Rights Practices(USSD Report 2012)』は、次のように記している。「シリア国民は自由に海外に渡航することを法的に認められているが、政府は、内戦を表向きの理由として、出国ビザの要件を継続・拡張し、ダマスカス(Damascus)空港や国境検問所を頻繁に封鎖している。」 [7b](Section 2d)

32.02 USSD Report 2012 は、次のように記している。

「... 政府は、人権活動家や市民社会活動家、その家族と提携者の移動を禁止することが多い。多くの市民は、出国を止められて初めて渡航が禁止されていることを知る。政府は通常、根拠や期間について説明せずに渡航を禁止している。健康上の理由により渡航する場合も同様である。反体制派の渡航は全面的に禁止され、渡航を試みた反体制派は攻撃の標的にされた。地元メディアと人権団体は、反体制活動家とその家族は、空港や国境で攻撃されることを恐れ、シリアを出国することを躊躇していると繰り返し訴えている。」 [7b](Section 2d)

32.03 Freedom House による調査報告書『Freedom in the World 2013』は、次のように記している。「軍検問所、野戦、及び一般的な治安の悪化のため、2011年以降、人々の移動と必需品の運搬が大きく制限されており、地元住民、国内避難民、及び国外脱出を望む人々に影響を与えている。」 [14a] (Political rights and civil liberties)

32.04 国連難民高等弁務官事務所(UHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)が2012年11月30日にジュネーブで行ったシリアに関する報告説明には、次のような内容が含まれている。

「ヨルダンに到着したシリア難民から、国境へ向かう途中で攻撃を受けたという報告を受けている。国連難民高等弁務官事務所(UHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)は、全ての紛争当事者に対し、民間人の安全な通行を保証することを求める。」

「難民は、出国の理由として、内戦全般、個人やその家族を標的とした脅迫、及び、基本的サービスの崩壊を挙げている。ヨルダンの病院には、負傷した難民が毎日のように搬送されている。」

「こうした危険な旅は、女性や子どもにとって特に辛いものである。国連難民高等弁務官事務所(UHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)の職員は、女性や子どもが傷ついているのは明らかであると報告している。出産の回復期にある女性も移動を強いられている。出発前に出産を人工的に早めているという報告もある。昨夜、生後12日の新生児を連れた女性が到着した。過去数日間の間に、生後1ヵ月に満たない新生児を連れた家族が数組到着している。多くの家族は、旅の途中、子どもを落ち着かせ、平静と沈黙を維持させようとしている。」 [10i]

政治的所属(Political affiliation)、信教の自由(Freedom of religion)、及び民族グループ(Ethnic groups)の項も参照されたい。

32.05 女性に関し、USSD Report 2012 は次のように記している。「18歳以上の女性は、男性の親族の許可無しで旅行することができるが、夫は、シリア内務省(Ministry of Interior)に妻の海外渡航を禁止するよう要請を提出することができる。」 [7b](Section 6)

32.06 女性の権利に関する Freedom House の 2010 年版レポートは、次のように記している。「女性が自由に旅行したり移動したりする権利は、法と社会の規制を受けている。憲法第33条はシリアの全国民に対し、移動の自由を認めているが、海外渡航に関しては触れていない。従って、女性は1人でパスポートを取得して、夫の許可を得ずに渡航することはできるが、夫は妻が子どもを連れて渡航することを防止することができる。」 [14c](Autonomy, Security, and Freedom of the Person)

女性(Women)の項も参照されたい。

32.07 DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が共同で行った、ダマスカス(Damascus)、シリア、ベイルート、レバノン、及びイラク クルディスタン地域(KRI: Kurdistan Region of Iraq)の現地調査に関する2010年5月版レポートは、次のように記している。ある西側外交筋によると、シリア人がトルコに旅行するにはパスポートが必要であるが、両国の行き来にはビザが必要ない。シリア人は、身分証明書又はパスポートを使ってレバノンに旅行することができる。」 [60a] (p15)

32.08 UN News Agency は、2013年7月12日付の新聞発表で、次のように記している。

「国連難民機関は、今日、エジプトの空港でシリア人を乗せたかなりの数の航空便が強制送還されているという報告に対して懸念を表明し、内戦を逃れたシリア人を受け入れ、保護することを全ての国の政府に繰り返し求めた。」

「国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)によると、強制送還された航空機に搭乗していたシリア人は、ダマスカス(Damascus)やラタキア(Al Ladhhiqiyah)など、航空機の出発地に帰還したという。」

「これは、シリア国民に対し、エジプトへの渡航前にビザとセキュリティ・クリアランスの申請を出すことを要求する[2013年]7月8日の決定に基づく措置である。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR: Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)は、ダマスカス(Damascus)のエジプト大使館は、現在、ビザを発行できる状態にないと指摘している。」 [67g]

32.09 Reuters は、2013年5月22日付のレポートで、次のように記している。

「トルコは、今月2度の凄惨な爆撃を受けてセキュリティを強化し、今でもバッシュャール・アル=アサド(Bashhar Al-Assad)大統領の支配下にあるシリアとの国境検問所の最後の1つ[レイハンル(Reyhanli)から約90km(55マイル)の距離になるヤイラダウ(Yayladagi)検問所]を封鎖した。」

「5月11日、トルコ南部のハタイ(Hatay)県にあるレイハンル(Reyhanli)の町で、爆弾を積んだ2台の車がトルコ国境を突破し、51人が死亡した。この事件は、シリアの内戦が隣接国にも拡散しているという恐怖感を煽った。」

「この攻撃に関し、トルコはシリアを非難したが、ダマスカス(Damascus)は一切の関与を否定している。」 [68a]

内戦を逃れて避難する人々(People fleeing internal violence)の項も参照されたい。

## 不法出国

32.10 オーストラリア難民上訴裁判所(Australian Refugee Review Tribunal)は、2008年10月13日付の調査返答書で、次のように記している。

「[シリアを不法に出国して強制送還された人に対する]取り扱いは、当該人物の渡航禁止の理由によって異なる。犯罪又は治安上の理由で渡航禁止とされた場合、扱いは、拘束を含め、より厳格なものとなる。家族法に基づく理由で渡航禁止とされた場合は、罰金が科されることがある...」

「シリアの入国と出国の手続きは厳格に行われる。オーストラリア外務通産省(DFAT: Australian Department of Foreign Affairs and Trade)の経験によると、出国に関し、渡航禁止はかなり厳しく執行されている。渡航禁止を無視して出国を試みた場合の刑罰は、渡航禁止が科された理由によって異なる。犯罪や国家安全保障に係る問題で渡航禁止となった場合は、より厳しい刑罰が適用される傾向がある。」 [76a]

人身売買(Trafficking)の項も参照されたい。

## 帰国

32.11 シリアへの帰国に関して、USSD Report 2012 は、次のように記している。

「他国への亡命を求めて失敗した者、及び、ムスリム同胞団と過去の繋がりを持つ者は、シリアに帰国した際、罪に問われる。法律は、シリアでの刑罰を逃れるために外国に避難しようとする者に対し、刑罰を用意している。政府は、数年、或いは数十年に亘る自主亡命の後、シリアに帰国しようとした反体制派や政治的背景が不明な元国民を、日常的に逮捕している。」 [7b] (Section 2d)

32.12 国連合同エイズ計画(UNAIDS) の2011年12月付のレポート『MENA (中東及び北アフリカ(Middle East and Northern Africa))] Regional Report on AIDS 2011』には、HIV感染者の入国、滞在、及び居住を制限している MENA 諸国の地図が掲載されている。この地図は、シリアが『HIV感染者の入国と出国を禁止している』ことを示している。 [24a] (p68)

兵役(Military service)及び政治的所属(Political affiliation)の項も参照されたい。

## 亡命を認められなかった人々

32.13 USSD Report 2012 は、次のように記している。「他国への亡命を求めて失敗した者は... シリアに帰国した際、罪に問われる。」 [7b](Section 2d)

32.14 KHRP: Kurdish Human Rights Project の2010年6月付の『Submission to the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, Special Rapporteur on contemporary forms of racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance』の中で、次のように記している。「... 海外で暮らした後、シリアに送還されたシリア人の一部は、帰国時に、又は帰国して間もなく、恣意的に逮捕されている。海外に亡命を求める行為は、シリア政府に対する批判の表明と見なされるため、送還された亡命希望者は、逮捕される可能性が高い。」 [61b](p42)

32.15 DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が共同で行った現地調査に関する2010年5月版レポートは、亡命に失敗した人々、及び不法にシリアを出国した人々は、一般的に、帰国時に逮捕や捜査の対象となるという点で、多数の情報提供者の意見が一致していると記している。」 [60a](p55-56)

「[ある西側外交筋によると]出入国管理局で人物のスクリーニングに使用されているコンピューターシステムは、上手く機能しているという。国境警備隊は、シリアに入国する人物が治安局の手配者リストに載っているか否かを確認する。手配書には、カミシリ (Al-Qamishli)を含む全国各地の様々な治安局事務所からの情報が含まれている。こうして、入国管理当局は、帰国者がどこかの治安部隊に記録管理(ファイル)されているか否かを確認し、これらの都市や市の当局に、ファイルの詳細を問い合わせることができる。情報提供者は更に、単一の手配者リストが存在するのではなく、それぞれの治安局が独自の手配者リストを持っていることを報告した。治安部隊のいずれかが、帰国者をファイルしている場合、その帰国者は、移民局の拘留施設から治安局の拘留施設に移送されることになる。」

「(別の)西側外交筋は、尋問のために治安部隊に召喚され、応じなかった場合は逮捕されると伝えている。又、国外に脱出して召喚に応じなかった場合は、指名手配者リストに氏名が掲載されるとも語った。このような人物は、シリア帰国時に逮捕され、治安部隊の尋問を受けることになる。しかし、情報源は、このような事例で何が起きるかを正確に知ることは非常に困難であると強調している。」 [60a] (p56)

移動の自由(Freedom of movement)の項も参照されたい。

# 付属書

## 付属書 A: 主要な出来事の年表

2013年7月23日更新の BBC Timeline から引用[28a]

1936年 フランスは、原則的にはシリアの独立に同意したが、フランス軍の駐留及び経済的支配を維持する協定に調印した。

1940年 第二次世界大戦:フランスがドイツ軍に敗北した後、シリアは枢軸国の支配下となる。

1941年 英国軍と自由フランス軍がシリアを占領する。ドゴール(De Gaulle)将軍はフランスによる委任統治を終了することを約束。

1945年 フランス軍の撤退が速やかに行われなかったことに対し、抗議の声が発生。

1946年 フランス軍の最後の部隊がシリアを去る。

1947年 ミシェル・アフラク(Michel Aflaq)とサラーフッディーン・アル=ビータール(Salah-al-Din al-Bitar)がアラブ社会主義バース党を設立。

1949年 陸軍将校アディブ・アッ=シーシャクリー (Adib al-Shishakli)がその年3度目の軍事クーデターで政権を奪取。

1952年 アッ=シーシャクリー(Al-Shishakli)が全ての政党を解散させる。

1954年 陸軍将校たちがアッ=シーシャクリー(Al-Shishakli)に対するクーデターを先導し、文民政府に権限を返還した。

1955年 退役軍人ナショナリストのシュークリ・クワトリー(Shukri al-Quwatli)が大統領に選出される。シリアはエジプトとの関係強化を目指す。

1958年

2月 シリアとエジプトがアラブ連合共和国(UAR: United Arab Republic)に加盟。エジプト大統領ガマル・アブドゥル=ナセル(Gamal Abdul Nasser)が新国家を率いる。同大統領はシリアの政党の解散を命じた。連合を目指して活動を行っていたバアス党は失望した。

1961年

9月 アラブ連合共和国 (UAR: United Arab Republic)におけるエジプトの優位に不満を抱いたシリアの陸軍将校たちがダマスカス(Damascus)で権力を掌握し、連合を解散させた。

1963年

3月 陸軍将校が権力を掌握。バアス党内閣が任命され、アミン・アル=ハーフェズ(Amin al-Hafiz)が大統領となる。

1966年

2月 サラーフ・ジャディード(Salah Jadid)が文民のバアス党政権に対する内部クーデターを先導。アミン・アル=ハーフェズ(Amin al-Hafiz)を打倒し、サラーフッディーン・アル=ビータール(Salah al-Dinal-Bitar)とミシェル・アフラク(Michel Aflaq)を逮捕する。ハーフェズ・アル=アサド(Hafez al-Assad)が防衛大臣になる。

1967年

6月 イスラエル軍がシリアからゴラン高原を奪取し、シリア空軍の大部分を壊滅させる。

1970年

11月 ハーフェズ・アル=アサド(Hafez al-Assad) はヌーレッディーン・アル=アターシー(Nur al-Din al-Atasi)大統領を打倒し、サラーフ・ジャディード(Salah Jadid) を投獄する。

1971年

3月 アサド(Assad)は国民投票により任期7年の大統領に選出される。

1973年 アサド(Assad)が大統領はイスラム教徒でなければならないという憲法の条項を破棄した後に暴動が勃発。アサド(Assad)は無神論者の政権を目指していると非難される。軍隊が暴動を制圧した。

10月 シリアとエジプトはイスラエルと開戦するが、1967年のアラブ・イスラエル戦争で占領されたゴラン高原の奪還に失敗する。

1974年

5月 シリアとイスラエルは停戦協定に署名。

1976年

6月 シリア軍はレバノンの現体制維持のために内戦に介入し、マロン派(Maronites)が権力の座に留まる。

1978年 エジプト・イスラエル間のキャンプ・デービッド和平合意を受けて、アサド(Assad)大統領は、イスラエルとの戦略的平等条約の獲得に乗り出す。

1980年 イランのイスラム革命後、イスラム教徒グループがアレppo(Aleppo)、ホムス(Homs)及びハマ(Hamah)で暴動や反乱を扇動。アサド(Assad)大統領は、シリアのイスラム教支持を強調し始める。

ムスリム同胞団 (Muslim Brotherhood)のメンバーがアサド(Assad)大統領の暗殺を試みる。

9月 イラン・イラク戦争勃発。シリアはイラクとシリアのバアス党指導部間の伝統的な敵対関係に基づきイランを支持。[28a]

1981年

12月 イスラエルがゴラン高原を併合。

1982年

2月 ハマ(Hamah)市でムスリム同胞団(Muslim Brotherhood)が武装決起。反乱は軍によって制圧される。

6月 イスラエル軍がレバノンに侵攻、シリア軍を攻撃し、一部地域からの撤退を余儀なくさせる。イスラエルはベイルート(Beirut)でパレスチナ解放機構(PLO)の基地を攻撃する。

1983年

5月 レバノンとイスラエルが戦争の終結を発表。シリア軍はレバノンに残留する。

1987年

2月 アサド(Assad)はベイルート(Beirut)で停戦を実行するためにレバノンに二度目の部隊派遣を行う。

1990年 イラクがクウェートに侵攻。シリアは米国主導の対イラク連合軍に参加。これはエジプトと米国との関係改善に繋がる。

1994年 アサド(Assad)大統領の後継者と目されていた息子バジル(Basil)が自動車事故により死亡。

1998年 アサド大統領の弟リファート(Rifaat)は、副大統領の『地位から解放』される。

1999年

12月 ゴラン高原に関するイスラエルとの交渉が米国で開始。

2000年

1月 シリア・イスラエル会談が無期延期される。

6月 アサド(Assad)大統領が逝去。息子バッシュャール(Bashhar)が後継者となる。

11月 バッシュャール(Bashhar)は政治犯 600 人の釈放を命じる。

2001年

4月 非合法のムスリム同胞団(Muslim Brotherhood)が、指導者たちの逃亡後 20 年を経て政治活動の再開を宣言。

6月 レバノン人批評家からの圧力を受け、シリア軍がベイルート(Beirut)から撤退し、レバノンの他の地域の配置に就く。

9月 国会議員やその他の改革推進活動家の拘留は、過去のハーフェズ・アル=アサド(Hafez al-Assad)の独裁政権との決別への希望を断つ。

2001年

11月 英国のトニー・ブレア(Tony Blair)首相が反テロキャンペーンへの支持を強化しようとシリアを訪問する。ブレア(Blair)首相とアサド(Assad)大統領は、テロの定義について合意に至らなかった。

11月 100人以上の反体制派が恩赦を受ける。活動家は数百人の政治犯が刑務所に残留していると語った。

#### 2002年

5月 米政府高官は、ブッシュ大統領が1月に最初に発表した『悪の枢軸』を構成する国家のリストにシリアを含めた。ジョン・ボルトン(John Bolton)国務次官がダマスカス(Damascus)は大量破壊兵器を取得していると述べる。

#### 2003年

4月 米国は、ワシントンが適切な決断と呼ぶものをダマスカス(Damascus)が選択しなかった場合、制裁措置を採ると圧力をかける。シリアは、化学兵器を開発し、逃亡中のイラク人を助けているという米国の主張を否定する。

10月 イスラエル軍がダマスカス(Damascus)付近のパレスチナ過激派キャンプと見られる施設を空爆。シリアはその行為を『軍事的侵略』であると批判。

#### 2004年

1月 アサド(Assad)大統領がシリア人指導者として初めてトルコを訪問。数十年間に亘る冷戦状態に終止符が打たれた。

3月 少数民族のクルド人、警察、及びシリア北東部のアラブ人の間で衝突が起こり、少なくとも25人が死亡した。

5月 米国が、シリアは「テロ」支援し、過激派のイラクへの流入を食い止めることに失敗したとして、経済制裁を科す。

9月 全ての外国部隊にレバノン撤退を求める国連安全保障理事会(UN Security Council)決議案が採択される。

12月 当局は政治犯112人に恩赦を与えたと発表。

#### 2005年

2月～3月 ベイルート(Beirut)でのハリリー(Hariri)元レバノン首相が暗殺された後、米国との緊張が高まる。ワシントンはレバノンにおけるシリアの影響に言及する。ダマスカス(Damascus)はレバノンから軍隊を撤退するようとの強い勧告を受ける。

4月 シリアはレバノンからの完全撤退を発表。

10月 当局は、内務大臣で在レバノン シリア諜報局の元局長ガジ・カナーン(Ghazi Kanaan)が自殺したと報告した。

ラフィーク・ハリリー(Rafik Hariri) 元レバノン首相の暗殺に関し、国連調査委員会はシリア高官の関与を示唆した。

12月 亡命中の Abdul Halim Khaddam 元シリア副大統領は、ハリリー(Hariri) 元レバノン首相が暗殺される前に、シリアの政府高官らが元首相を脅迫していたと訴える。

#### 2006年

2月 デンマークの新聞が預言者ムハンマドの風刺漫画を掲載したことに対する反対デモの最中に、ダマスカス(Damascus)にあるデンマークとノルウェーの両大使館が放火される。

7月 イスラエルによるレバノン爆撃から逃れるために数千人がシリアに避難。

9月 ダマスカス(Damascus)の米国大使館が襲撃される。狙撃手4人が発砲し、手榴弾を投げるが、車載爆弾の起爆には失敗。狙撃手のうち3人が死亡、1人が逮捕される。

11月 イラクとシリアが、ほぼ四半世紀ぶりに外交関係を復活させる。

12月 援助機関は、内戦を逃れてシリアに避難するイラク人が増加しているため、対処に苦勞していると語る。

12月 米国政府に勧告を行う Iraq Study Group のレポートが、近隣諸国はイラクの治安と国民和解を推進するための支援グループを形成すべきであると宣言する。シリアは参加する機会を得たことに歓迎の意を表明する。

#### 2007年

3月 欧州連合(EU: European Union)がシリアとの対話を再開。

4月 米下院議長ナンシー・ペロシ(Nancy Pelosi)がダマスカス(Damascus)でアサド(Assad)大統領と会談。近年シリアを訪問した米国政治家の中では最高位である。

4月 議会選挙が行われる。

5月 コンドリーザ・ライス(Condoleezza Rice) 米 국무長官がシリア外務大臣ワリード・アル=ムアッリム(Walid Muallem)と会談。両国間のこのレベルでの会談は2年振りである。

5月 反体制派の主要な指導者の1人であるカマル・アル・ラブワニ(Kamal Labwani)、及び著名な政治家作家マイケル・キロ(Michel Kil)は、人権弁護士アンワル・アル・ブンニ(Anwar al-Bunni)が投獄された僅か数週間後に長期の懲役刑を宣告された。

アル・アサド(Al-Assad)が大統領として2期目の7年間を務めることが承認された。

9月 イスラエル軍がシリア北部の軍事施設を空襲。

10月 シリアは難民の流入に対処することはできないと宣言し、イラク人に対し、厳しいビザの制限を科す。

## 2008年

1月 レバノン大統領に関する合意を巡ってダマスカス(Damascus)とパリとの間で外交上の口論が発生。

3月 シリアがアラブ連盟首脳会議のホスト国となる。多くの親欧米国家が、レバノンに対するシリアの姿勢に抗議し、低レベルの代表団を送った。

4月 米国は、北朝鮮が秘密裏に原子炉を構築することをシリアが支援したと非難する。その施設は、2007年にイスラエル軍により爆撃された。

5月 アサド(Assad)大統領が、食品や暖房用燃料の価格高騰の影響を緩和するために、公務員給与の25%引上げを発表した。

7月 アサド(Assad)大統領がパリでニコラ・サルコジ(Nicolas Sarkozy)仏大統領と対談する。この訪問は、2005年のラフィーク・ハリリー(Rafik Hariri)元レバノン首相暗殺に続く西側諸国との外交的断絶の終結を象徴する。パリ滞在中、アサド(Assad)大統領は最近再選されたミシェル・スライマーン(Michel Suleiman)レバノン大統領とも面会する。2人は2国間の完全な外交関係の樹立に向けて努力することに同意した。

9月 ダマスカス(Damascus)は、中東和平に向けた取組みの後押しを呼びかけるために、シリア、フランス、トルコ、カタールの4ヶ国首脳会談を開催。ダマスカス(Damascus)郊外で爆発事件が発生し、17人が死亡した。ここ数年内にシリアで発生した最も凄惨な攻撃となる。政府はイスラム過激派による犯行と発表した。

10月 シリアはレバノンとの外交関係を樹立する。両国が1940年代に独立して以来、初めてのことである。

#### 2009年

3月 近東担当の米国国務長官補佐官代行(acting assistant US secretary of state for the Near East)Jeffrey Feltman は、ホワイトハウス国家安全保障補佐官(White House national security aide)ダニエル・シャピロ(Daniel Shapiro)と共に、ほぼ4年振りの高レベル米国外交使節団としてダマスカス(Damascus)を訪問。シリア外務大臣ワリード・アル=ムアッリム(Walid Muallem)と面会した。

シリアの証券取引所で取引が開始、国家統制経済の段階的な自由化の兆しを見せる。

4月 元レバノン首相ラフィーク・ハリリー(Rafik Hariri)暗殺の主要容疑者がドバイ(Dubai)で逮捕される。元シリア情報部局員 Mohammed Zuhair al-Siddiq がハリリー(Hariri)元首相暗殺を目撃していた。

5月 シリアの作家/民主化運動家マイケル・キロ(Michel Kilo)が3年間の懲役を終えて釈放される。

6月 国連核監視機関である国際原子力機関(IAEA)は、未申告の人工ウランの痕跡がダマスカス(Damascus)の原子炉で発見されたと述べた。人工ウランの痕跡が発見されたのはシリアで2ヶ所目となる。IAEAは、2007年にイスラエル軍の空襲で破壊された施設は原子炉であったという米国の主張を調査していた。

7月 米国特使ジョージ・ミッチェル(George Mitchell)が中東和平についてアサド(Assad)大統領と会談するためにシリアを訪問。

8月 イラクとシリアは、バグダッド(Baghdad)への一連の凄惨な爆弾攻撃に対する責任の所在に関する話し合いが決裂したことを受け、それぞれの使節を呼び戻す。

## 2010年

2月 米国が5年振りにシリアに大使を派遣。

5月 米国は、ダマスカス(Damascus)がテロリストグループを支援し、大量破壊兵器を導入し、国連決議に違反してスカッドミサイルをレバノンのヒズボラ(Hezbollah)に提供していると非難し、シリアに更なる制裁を科す。

6月 Syrian Organisation for Human Rights の責任者である著名な弁護士 Mohannad al-Hassani が、逮捕からほぼ1年後、「虚偽の情報を広め、国民の士気を弱めた」罪で懲役3年に処される。

7月 シリアとイランは、イスラエル軍がシリア上空を越えてイランの核施設を攻撃することを防止する高度なレーダーシステムをイランがシリアに提供したとする米国メディアの報道を否定する。

高等教育大臣(Higher Education Minister)Ghiyath Barakat が、顔を覆うベールを大学で着用することを禁止する法案を導入する。シリアの大学の学術的価値や伝統に反するというのが理由である。

## 2011年

3月 ダマスカス(Damascus)とシリア南部の都市ダラア(Dar'a)で、政治犯の釈放を求める抗議行動が発生。治安部隊がダラア(Dar'a)で大勢の人々を射殺したことにより、暴動が誘発され、続く数ヶ月に亘って着実に全国に広がっていった。

政府は騒乱を静めるためにいくつかの懐柔策を発表した。アサド(Assad)大統領は、政治犯数十人を釈放し、政府を解散し、4月には非常事態法を48年振りに停止した。しかし、アサド(Assad)大統領は、抗議者たちがイスラエルの手先であるとして非難した。

5月 陸軍の戦車が反体制抗議行動を鎮圧するためにダラア(Dar'a)、バニヤース(Banyas)、ホムス(Homs)、及びダマスカス(Damascus)郊外に進攻。米国と欧州連合(EU: European Union)は更なる制裁を科す。アサド(Assad)大統領は政治犯の恩赦を発表する。

6月 政府は、シリア北西部の町ジスル・アッシュューール(Jisr al-Shughour)で治安部隊のメンバー120人が「武装ギャング団」によって殺害されたと発表した。政府部隊が町を包囲

し、10,000人以上がトルコに避難する。アサド(Assad)大統領は改革に関する「国民対話」の開始を約束する。

7月 アサド(Assad)大統領はシリア北部のハマ(Hamah)県で大規模なデモが発生した後、同県の知事を解任した。事態收拾のために最終的に部隊が派遣されたが、多くの人命が犠牲となった。反体制活動家は、反対派を統合するためにイスタンブール(Istanbul)で会合を開く。

8月 バラク・オバマ(Barack Obama)米大統領と同盟国がアサド(Assad)大統領に退任を求める。

10月 新たに形成されたシリア国民評議会(Syrian National Council)は、国内と(亡命した)国外の反体制活動家が共同戦線を築いたと述べる。ロシアと中国はシリアを非難する国連決議を拒否した。

11月 アラブ連盟はアラブの和平案実施の失敗に関してシリアを非難し、除名する決議を下し、制裁を科す。軍の離反者らがダマスカス(Damascus)付近の軍の基地を攻撃した。これは、抗議行動開始以来、自由シリア軍(Free Syrian Army)が仕掛けた中でも最も重要な攻撃である。政府支持者が外国大使館を襲撃する。

12月 シリアはアラブ連盟の決議に同意し、アラブ監視団の入国を許可する。数千人のデモ隊がこれを出迎えるためにホムス(Homs)に集結したが、武力闘争が激化したため、同連盟は1月の派遣予定を中止した。

ダマスカス(Damascus)の治安局の建物外で2件の同時自爆テロが発生し、44人が死亡した。首都での一連の大爆破事件の皮切りとなり、翌年の夏まで続く。反体制派はこれらとその後の攻撃について、政府を非難する。

## 2012年

2月 国連安全保障理事会(UN Security Council)の対シリア決議草案をロシアと中国が拒否。シリア政府はホムス(Homs)及びその他の都市に対する爆撃を強化し、翌月ホムス(Homs)のババアムル(Baba Amr)地区を奪還した。国連は、治安部隊による弾圧が始まって以来、7,500人以上が死亡したと発表した。

3月 国連安全保障理事会(UN Security Council)は、国連特使コフィ・アナン(Kofi Annan)が起草した拘束力の無い和平案を支持する。中国とロシアは、以前の厳しい案が修正された後に、計画を支援することに同意。国連の声明は正式な決議としては不十分であり、暴動は夏まで続行する。

5月 国連安全保障理事会は(UN Security Council)は、シリア政府がホムス(Homs)近くの小さな町 Houla(Houla)で重火器を使用し、民兵が民間人を殺害したことを「可能な限り強い言葉で」非難する。女性や子供が大多数を占める 100 以上がこの攻撃で死亡した。フランス、英国、ドイツ、イタリア、スペイン、カナダ、及びオーストラリアが、抗議の印としてシリアの上級外交官を追放した。

6月 アサド(Assad)大統領が改造後の内閣に対し、「真の戦争」に直面していることを伝え、紛争が長引くこと、他の全ての問題を一旦保留することが必要になると当局が確信していることを示す。

シリア領土に迷い込んだトルコの航空機をシリアが追撃したことを受け、トルコは交通規則を変更し、シリア軍がトルコの国境に接近した場合、軍事的脅威と見なすと宣言した。北大西洋条約機構(NATO)は会議でトルコへの強い支持を表明した。

7月 自由シリア軍(Free Syrian Army)がダマスカス(Damascus)で治安局長 3 名を爆殺し、シリア北部のアレッポ(Aleppo)を制圧した。政府によるアレッポ(Aleppo)奪還作戦は前進しなかった。

8月 シリア政府は更なる打撃に苦悩する。アサド(Assad)大統領退任を求める国連総会決議が提出される。リヤド・ヒジャブ(Riyad Hijab)首相など、要人の離反が多発。オバマ(Obama)大統領が化学兵器を使用すれば米国が介入すると警告。

国連は、国連・アラブ連盟合同特使コフィ・アナン(Kofi Annan)の後任としてアルジェリアのベテラン外交官 Lakhdar Brahimi を任命。

9月 自由シリア軍(Free Syrian Army)がダマスカス(Damascus)にある軍司令部に対する2件の爆破事件に関し、犯行声明を出す。政府は「自爆テロ」により警備員 4 名が死亡したと発表。

10月 シリア軍がトルコ国境付近の町を砲撃し、民間人5人が死亡したことを受け、シリアとトルコの間で緊張が高まる。トルコ軍は反撃し、ロシアからの武器を搭載していると思われるシリア軍航空機を迎撃した。どちらの国も、自国の領空における相手国の航空機の飛行を禁止した。

様々な都市で戦闘と爆撃が続く中、アレッポ(Aleppo)で火災が発生し、歴史的市場の大部分が破壊された。

国連の調停により、イスラム教の祝日イード・アル＝アドハー(Eid al-Adha)に合わせて停戦協定が締結されたが、シリア政府は攻撃を続行し、停戦協定は破られた。

11月 カタールで開催された会議で、シリア国民評議会(Syrian National Council)など、いくつかの主要な反体制勢力が統合し、シリア国民連合(National Coalition for Syrian Revolutionary and Opposition Forces)が結成された。アラブ連盟(Arab League)はこれを完全には承認しなかった。アル＝ヌスラ (Al-Nusra)とタウヒード旅団 (Liwa al-Tawhid) を含むアレッポ(Aleppo)のイスラム過激派は、同連合を「陰謀」と非難し、加入することを拒否した。

ゴラン高原を横切って敷かれたシリア軍陣地から数ヶ月に亘り頻繁な砲撃を受け続けたイスラエル軍が、シリアの砲撃隊に砲火を浴びせる。1973年中東戦争以来、初めての反撃である。

12月 米国が英国、フランス、トルコ、湾岸諸国に続き、シリアの反体制派であるシリア国民連合(National Coalition)をシリア国民の「正当な代表」として公式に承認した。

## 2013年

1月 シリアはイスラエル軍の航空機がダマスカス(Damascus)近くの軍研究所を攻撃したと非難したが、レバノンに向けて武器を運んでいたトラックが攻撃されたとする報道を否定した。イスラエル軍は大量破壊兵器をレバノンに輸送する使命を負ったイラン人司令官を狙ったとする報道があるが、確認は取れていない。

国際慈善団体が、シリアの内戦で被害を受けた市民に対し、15億ドル(9億5,000万ポンド)の支援を約束した。

3月 反乱軍がシリア北部の都市ラッカ(Ar Raqqa)を制圧した後、シリア軍戦闘機が同都市を爆撃。米国と英国は反乱軍に対する非軍事的な支援を約束し、英国とフランスは欧州連合(European Union)の武器輸出禁止令の停止を提案。反乱軍であるシリア国民連合(National Coalition)は、暫定的な「首相」として米国で教育を受けた専門技術者ハッサン・ヒット(Ghassan Hitto)を選出した。

4月 米国と英国は、シリア政府が化学兵器を使用したという報告に関して調査を命じる。シリアのワイル・ナーディル・ハルキー(Wael Nader Al-Halqi)首相はダマスカス(Damascus)中心部で爆撃に遭い、九死に一生を得た。

反体制派のシリア国民連合(National Coalition)のムアーズ・アル＝ハティーブ(Moaz al-Khatib)議長は、外国の後援者が同連合を操作しようとしているとして辞任した。後任はシリア国民評議会(Syrian National Council)の指導者を務めたベテラン社会主義者ジョージ・サブラ(George Sabra)である。

5月 イスラエル軍とシリア軍がゴラン高原で砲火を交える。

欧州連合(EU)上層部はシリアへの武器輸出禁止令を継続更新しないことで合意した。EU諸国がシリアの反乱軍へ武器を提供することを自由化する方針の一環と見られる。

5月～6月 シリア政府と政府支持のヒズボラ(Hezbollah)が、ホムス(Homs)とレバノン国境との間にある戦略的に重要な都市クサイル(Qusayr)を奪還。反乱軍の司令官は、反体制派のキャンプにいるイスラム主義者に対する国際的懸念から、武器の供給が途絶えがちであると不満を表明した。

7月 反体制派は指導部を入れ替えた。サウジアラビアが推すアームド・ジャルバ(Ahmed Jarba)が、カタールが推す候補者を抑え、主要な反体制派同盟の指導者を暫定的に務めていたジョージ・サブラ(George Sabra)の後を引き継いだ。暫定的な首相ハッサン・ヒット(Ghassan Hitto)は、反乱軍支配地域で政府を樹立することに失敗したとして辞任した。

反乱軍は、2カ月に及ぶ政府軍との激戦の後、政府支配下にある最後の主要都市であるアレppo(Aleppo)県西のカーン・アルアッサル(Khan al-Assal)を奪取したと宣言した。

# 付属書 B

## 要人

2013年2月20日付の Jane's Sentinel Security Assessment – Syria – Political Leadership より引用。[8a]

大統領	バシヤール・アル=アサド(Bashar al-Assad)
副大統領	ファールーク・アッ=シャルア ( Farouq al-Sharaa) ナジャーフ・アル=アッター博士(Dr Najah al-Attar)
首相	ワーイル・ナーディル・ハルキー(Wael Nader Al-Halqi)
通信技術大臣	イマード・アブドゥルガニー・サーブーニー(Imad Abdel-Ghani Sabouni)
財務大臣	ムハンマド・ジュレイラーティー(Mohammad al-Jleilati)
外務大臣	ワリード・アル=ムアッリム(Walid Muallem)
産業大臣	Fouad Kourdi
情報大臣	オムラン・ゾウビ(Omran al-Zohbi)
内務大臣	ムハンマド・イブラヒム・アル=シャアール(Mohammad Ibrahim al-Chaar)
司法大臣	Ridwan al-Habib
大統領府担当相	Mansour Fadlallah Azzam
人民議会議長	Mahammed Jihad al-Laham

シリアの反体制派に関する 2013年7月12日付の BBC News ガイドより引用。[28f]

シリア国民連合(National Coalition of Syrian Revolution and Opposition Forces)議長  
アーメッド・ジャルバ(Ahmed Jarba)

シリア国民評議会(Syrian National Council)議長 ジョージ・サブラ(George Sabra)

政党(合法及び違法)とその指導者、政治的圧力団体とその指導者については、政治制度 (Political system)パラグラフ 5.03 も参照されたい。

# 付属書 C

## 略語一覧

AI	アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)
CEDAW	女性差別の撤廃に関する国連委員会(Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women)
CPJ	ジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists)
EU	欧州連合(European Union)
EBRD	欧州復興開発銀行(European Bank for Reconstruction and Development)
FCO	外務および英連邦省(英国)(Foreign and Commonwealth Office (UK))
FGM	女性性器切除(Female Genital Mutilation)
FH	フリーダムハウス(Freedom House)
GDP	国内総生産(Gross Domestic Product)
HIV/AIDS	ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群(Human Immunodeficiency Virus/Acquired Immunodeficiency Syndrome)
HRW	ヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch)
IAG	違法武装グループ(Illegal Armed Group)
ICG	国際危機グループ(International Crisis Group)
ICRC	国際赤十字委員会(International Committee for Red Cross)
IDP	国内避難民(Internally Displaced Person)
IFRC	国際赤十字赤新月社連盟(International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies)
IMF	国際通貨基金(International Monetary Fund)
IOM	国際移住機関(International Organisation for Migration)
MSF	国境なき医師団(Médecins sans Frontières)
NATO	北大西洋条約機構(North Atlantic Treaty Organisation)
NGO	非政府組織(Non Governmental Organisation)
OCHA	国連人道問題調整事務所(Office for the Coordination of Humanitarian Affairs)
ODIHR	Office for Democratic Institutions and Human Rights
ODPR	Office for Displaced persons and Refugees
OECD	経済協力開発機構(Organisation of Economic Cooperation and Development)
OHCHR	国連人権高等弁務官事務所(Office of the High Commissioner for Human Rights)

OSCE	欧州安全保障協力機構(Organisation for Security and Cooperation in Europe)
RSF	国境なき記者団(Reporters sans Frontières)
STD	性感染症(Sexually Transmitted Disease)
STC	セーブ・ザ・チルドレン(Save The Children)
TB	結核(Tuberculosis)
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)
UN	国際連合(United Nations)
UNAIDS	国連合同エイズ計画(Joint United Nations Programme on HIV/AIDS)
UNESCO	国際連合教育科学文化機関(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)
UNHCHR	国連人権高等弁務官事務所(United Nations High Commissioner for Human Rights)
UNHCR	国連難民高等弁務官事務所(United Nations High Commissioner for Refugees)
UNICEF	国連児童基金(United Nations Children's Fund)
UNODC	国連薬物犯罪事務所(United Nations Office on Drugs and Crime)
USAID	米国国際開発局(United States Agency for International Development)
USSD	米国国務省(United States State Department)
WFP	国連世界食糧計画(World Food Programme)
WHO	世界保健機関(World Health Organization)

# 付属書 D

## 参考資料一覧

英国内務省は外部ウェブサイトの内容に関して責任を負わない。

本文書の更新過程で古い資料の一部が削除されたため、参考資料の番号が連続していない場合がある。

[1] **Europa World** [www.europaworld.com](http://www.europaworld.com) (予約購読のみ。請求すればハードコピー入手可能)。

a Syria – Country Profile

2012年3月12日閲覧

b Syria – Directory: Government & Politics

2012年5月15日閲覧

[2] **United Nations Cartographic Section (UNCS)**

<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

a Syrian Arab Republic、2012年4月

<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/syria.pdf>

2013年5月22日閲覧

[3] シリア・アラブ共和国政府

a 2012年憲法。下記 URL より閲覧

<http://www.refworld.org/cgi-bin/tehis/vtx/rwmain?page=country&docid=5100f02a2&skip=0&coi=SYR&querysi=orphan&searchin=fulltext&sort=date>

2013年5月14日閲覧

[4] **国連開発計画(UNDP: United Nations Development Programme)** <http://www.undp.org/>

a Programme on Governance in the Arab Region (POGAR) – Judiciary、更新日付未記入

<http://www.pogar.org/countries/judiciary.asp?cid=19>

2012年3月13日閲覧

b Programme on Governance in the Arab Region (POGAR) – Gender、更新日付未記入

<http://www.pogar.org/countries/gender.asp?cid=19>

2012年3月19日閲覧

[5] 外務および英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office) <http://www.fco.gov.uk/en/>

a

b Human Rights and Democracy Report 2011、2012年4月30日発行

<http://www.hrdreport.fco.gov.uk/wp-content/uploads/2011/01/Human-Rights-and-Democracy-2011.pdf>

2012年5月1日閲覧

c Human Rights and Democracy Report 2012、2013年4月15日発行

<http://www.hrdreport.fco.gov.uk/wp-content/uploads/2011/01/2012-Human-Rights-and-Democracy.pdf>

2013年5月23日閲覧

d Human Rights and Democracy Report 2010、2011年3月31日発行

<http://s3-eu-west-1.amazonaws.com/htcdn/Human-Rights-and-Democracy-The-2010-Foreign-Commonwealth-Report.pdf>

2013年5月1日閲覧

[6] 米国中央情報局(CIA : United States Central Intelligence Agency) <http://www.cia.gov>

a The World Factbook: Syria、2013年7月10日最終更新

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/sy.html>

2013年5月1日閲覧

b The World Factbook: Field Listing – Military branches、最終更新日付未記入(オンライン版 Factbook は毎週更新される)

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/fields/2055.html>

2012年3月12日閲覧

[7] 米国国務省(USSD : United States Department of State) <http://www.state.gov>

a Background Note: Syria、2012年3月9日

<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/3580.htm>

2012年3月14日閲覧

b 2012 Country Reports on Human Rights Practices: Syria、2013年4月19日発行

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm#wrapper>

2013年4月19日閲覧

c International Religious Freedom Report 2012: Syria、2013年5月20日

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm>

2013年5月23日閲覧

d Trafficking in Persons Report 2013 – Syria、2013年6月19日

<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2013/210551.htm>

2013年7月9日閲覧

e Country Reports on Terrorism 2010 – Chapter 3: State Sponsors of Terrorism、2011年8月18日

<http://www.state.gov/j/ct/rls/crt/2010/170260.htm>

2012年5月15日閲覧

f Syria Reciprocity Schedule – Documents、発行日付未記入

[http://travel.state.gov/visa/fees/fees\\_5455.html?cid=9712#docs](http://travel.state.gov/visa/fees/fees_5455.html?cid=9712#docs)

2013年6月11日閲覧

g 2009 Country Reports on Human Rights Practices: Syria、2010年3月11日発行

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/nea/136080.htm>

2010年3月31日閲覧

**[8] Jane’s Information Group** <http://sentinel.janes.com/public/sentinel/index.shtml>

予約購読のみ。請求すればハードコピー入手可能。大英図書館は最新のコピーを保持している。

a Sentinel Country Risk Assessments: Syria、2011年11月25日から2012年7月20日にかけて更新

2012年3月12日閲覧

**[9] 列国議会同盟(IPU : Inter-Parliamentary Union)** <http://www.ipu.org/>

a Syrian Arab Republic: Majlis Al-Chaab (People’s Assembly)、2011年8月9日最終更新

<http://www.ipu.org/parline-e/reports/2307.htm>

2012年3月31日閲覧

b Women in National Parliaments、2012年3月31日時点の状況

<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>

2012年5月15日閲覧

**[10] 国連難民高等弁務官事務所(UHCR: United Nations High Commissioner for Refugees)**

<http://www.unhcr.org/>

a 2013 UNHCR country operations profile – Syria

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/page?page=49e486a76>

2013年7月16日閲覧

b Submission to the Office of the High Commissioner for Human Rights‘ Compilation Report-  
Universal Periodic Review: Syria、2011年5月

<http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/session12/SY/UNHCR-eng.pdf>

2012年3月14日閲覧

c UNHCR Syria Factsheet、2012年2月

<http://www.unhcr.org/4ec630e09.html>

2012年4月4日閲覧

d Iraqi refugees flee war-torn Syria and seek safety back home、2013年6月18日

<http://www.unhcr.org/51c0399c9.html>

2013年7月17日閲覧

e Syria: Numbers and Locations of People Fleeing Internal Violence、2013年2月1日

[https://hiu.state.gov/Products/Syria\\_DisplacementlRefugees\\_2013Feb01\\_HIU\\_U729.pdf](https://hiu.state.gov/Products/Syria_DisplacementlRefugees_2013Feb01_HIU_U729.pdf)

2013年7月15日閲覧

f Syria Regional Response Plan (January – December 2013), Donors、2013年6月7日

<http://unhcr.org/51b04c9c9.html>

2013年7月15日閲覧

g Regional Refugee Response Information Sharing Portal

<http://data.unhcr.org/syrianrefugees/regional.php>

2012年7月3日閲覧

h Revised Background Note on Gender Equality, Nationality Laws and Statelessness、2013年3月  
8日

<http://www.refworld.org/country,...SYR,,4f59bdd92,0.html>

2013年4月17日閲覧

i UNHCR Syria assessment team finds acute humanitarian needs in Homs、2012年11月30日

<http://www.unhcr.org/50b898899.html>

2013年7月23日閲覧

**[11] 国連難民救済事業機関(UNRWA : United Nations Relief and Works Agency)**

<http://www.unrwa.org/>

a Where UNRWA works – Syria、2012年1月1日 <http://www.unrwa.org/etemplate.php?id=55>

2012年7月17日閲覧

**[12] Amnesty International (AI) <http://www.amnesty.org/en/>**

a Human Rights by Country: Syria、2012年5月4日発行(閲覧日時点の最新版)

<http://www.amnestyusa.org/our-work/countries/middle-east-and-north-africa/syria>

2012年5月15日閲覧

b Annual Report 2013 (報告対象期間 2012年1月～12月): Syria、2013年5月23日発行

<http://www.amnesty.org/en/region/syria/report-2013>

2013年5月28日閲覧

bb Annual Report 2011 (報告対象期間 2010年1月～12月): Syria、2011年5月13日発行

<http://www.amnesty.org/en/region/syria/report-2011>

2012年3月12日閲覧

c Death sentences and executions in 2011、2012年3月発行

[http://www.amnesty.org.uk/uploads/documents/doc\\_22432.pdf](http://www.amnesty.org.uk/uploads/documents/doc_22432.pdf)

2012年3月22日閲覧

d 'Your son is not here': Disappearances from Syria's Saydnaya Military Prison、2010年7月5日

発行 <http://www.amnesty.org/en/library/info/MDE24/012/2010/en>

2012年5月15日閲覧

e Syria: Briefing to the Committee against Torture、2010年4月20日発行

<http://www.unhcr.org/refworld/type.COUNTRYBRIEF...4c7fbee62.0.html>

2012年5月15日閲覧

f Syria's internally displaced – 'The world has forgotten us'、2013年6月12日発行

<http://www.amnesty.org/en/news/syria-s-internally-displaced-world-has-forgotten-us-2013-06-19>

2013年7月15日閲覧

g Urgent Action – Syria: Two Syrians at risk after deportation: Hassan Baroudi, Kutiba al-Issa、

2010年4月27日発行

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE24/009/2010/en/c4cdf53-7986-49e6-bffe-d218278139ca/mde240092010en.html>

2012年4月16日閲覧

h The long reach of the mukhabaraat: Violence and harassment against Syrians abroad and their relatives back home (United Kingdom の章)、2011年10月3日発行

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/MDE24/057/2011/en/31e11754-c369-4f17-8956-548b2f7e1766/mde240572011en.pdf>

2012年3月22日閲覧

i

j

k

2012年5月2日閲覧

l Syria: Health crisis: Syrian government targets the wounded and health workers、2011年10月

25日 <http://www.amnesty.org/sites/impact.amnesty.org/files/PUBLIC/mde240592011eng.pdf>

2012年6月26日閲覧

m Background information、2012年7月3日閲覧

[http://action.amnesty.org.uk/ea-campaign/action.retrievestaticpage.do?ea\\_static\\_page\\_id=1931](http://action.amnesty.org.uk/ea-campaign/action.retrievestaticpage.do?ea_static_page_id=1931)

2012年7月3日閲覧

[13] 米国平和研究所(USIP : United States Institute of Peace) <http://www.usip.org/>

b Special Report: The Kurds in Syria – Fueling Separatist Movements in the Region?、2009年4月 <http://www.usip.org/files/resources/kurdsinsyria.pdf>

2012年3月13日閲覧

[14] Freedom House (FH) <http://www.freedomhouse.org/>

a Freedom in the World – 2013: Syria、下記 URL で 2013年5月7日に発表

<http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?page=country&docid=5194a2eb18&skip=0&coi=SYR&querysi=Political&searchin=fulltext&sort=date>

2013年5月21日閲覧

b Freedom of the Press – 2011: Syria、下記 URL で 2011年10月17日に発表

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=4e9bec24c&amp;skip=0&amp;coi=SYR&amp;querysi=press&amp;searchin=title&amp;display=10&amp;sort=date>

2012年3月13日閲覧

c Women's Rights in the Middle East and North Africa – 2010: Syria、下記 URL で 2010年3月3日に発表

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=4b99011dc&amp;skip=0&amp;coi=SYR&amp;querysi=women&amp;searchin=title&amp;display=10&amp;sort=date>

2012年3月20日閲覧

d The Worst of the Worst 2013、2013年

<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/freedom-world-2013>

2013年5月28日閲覧

e Countries at the Crossroads 2011- Syria、下記 URL で 2011年11月10日に発表

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=4ecba6432b&amp;skip=0&amp;coi=SYR&amp;querysi=Jehovah&amp;searchin=fulltext&amp;display=10&amp;sort=date>

2012年7月14日閲覧

f Freedom on the Net 2012

<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-net/2012/syria>

2013年7月2日閲覧

[15] ジャーナリスト保護委員会(CPJ: Committee to Protect Journalists) <http://www.cpj.org/>

a Attacks on the Press 2012 – Syria、2013年3月

<http://cpj.org/2013/02/attacks-on-the-press-in-2012-syria.php>

2013年7月1日閲覧

b Middle East Bloggers: The Street Leads Online、2009年10月14日投稿

<http://cpj.org/reports/2009/10/middle-east-bloggers-the-street-leads-online.php>

2012年5月15日閲覧

c Toronto's Citizen Lab uses forensics to fight online censors、2009年11月2日

<http://cpj.org/blog/2009/11/torontos-citizen-lab-fights-online-censors.php#more>

2012年5月15日閲覧

d 10 Worst Countries to be a Blogger、2009年4月30日

<http://cpj.org/reports/2009/04/10-worst-countries-to-be-a-blogger.php>

2012年5月15日閲覧

e Syria、2012年3月1日発行(閲覧日時点の最新版) <http://cpj.org/mideast/syria/>

2012年3月13日閲覧

f Decade into al-Assad's rule, media suffering in Syria、2010年7月30日

<http://cpj.org/2010/07/decade-into-al-assads-rule-media-suffering-in-syri.php#more>

2012年5月13日閲覧

g Journalist deaths spike in 2012 due to Syria, Somalia、2012年12月18日

<http://www.cpj.org/reports/2012/12/journalist-deaths-spike-in-2012-due-to-syria-somal.php>

2013年7月2日閲覧

h In Syria, fourth journalist killed in past week、2012年2月27日

<http://cpj.org/2012/02/in-syria-fourth-journalist-killed-in-past-week.php>

2012年3月13日閲覧

i 10 Most Censored Countries、2012年5月2日

<http://www.cpj.org/reports/CPJ.Ten.Most.Censored.5.2.12.pdf>

2012年5月8日閲覧

[16] 国境なき記者団(RSF: Reporters sans Frontières) <http://www.rsf.org/>

a World Report – Syria、2011年9月1日更新

<http://en.rsf.org/report-syria,163.html>

2012年3月13日閲覧

b Syria、2012年3月1日発行(閲覧日時点の最新版) <http://www.rsf.org/en-pays163-Syria.html>

2012年3月13日閲覧

c Press Freedom Index 2013、2013年1月30日

<http://en.rsf.org/press-freedom-index-2013.1054.html>

2013年7月2日閲覧

d Syria using 34 Blue Coat servers to spy on Internet users、2013年5月23日

<http://en.rsf.org/syria-syria-using-34-blue-coat-servers-23-05-2013.44664.html>

2013年5月23日閲覧

e Ten years after Bashar el-Assad's installation, the government still decides who can be a journalist、2010年7月15日

<http://en.rsf.org/syrie-ten-years-after-bashar-el-assad-s-15-07-2010.37959.html>

2012年5月15日閲覧

f Abduction of journalists becoming increasingly common、2013年1月29日

<http://en.rsf.org/syria-abduction-of-journalists-becoming-29-01-2013.43965.html>

2013年7月1日閲覧

g Number of citizen journalists killed and arrested rise daily

<http://en.rsf.org/syria-number-of-citizen-journalists-01-06-2012.42715.html>

2012年6月13日閲覧

h Syria using 34 Blue Coat servers to spy on Internet users、2013年5月23日

<http://en.rsf.org/syria-syria-using-34-blue-coat-servers-23-05-2013.44664.html>

2013年5月23日閲覧

#### [17] 戦争抵抗者インターナショナル(WRI : War Resisters' International)

<http://www.wri-irg.org/from-off.htm>

a Refusing to Bear Arms – A worldwide survey of conscription and conscientious objection to military service: Syria、1998年4月25日

[http://www.wri-irg.org/programmes/world\\_survey/country\\_report/en/Syria](http://www.wri-irg.org/programmes/world_survey/country_report/en/Syria)

2012年4月6日閲覧

b Syria shortens term of conscription、2011年3月19日

<http://wri-irg.org/node/12388>

2012年5月9日閲覧

#### [18] 国際赤十字委員会(ICRC : International Committee of the Red Cross)

<http://www.icrc.org/eng>

a Annual Report 2012: Syria、2013年6月27日発行

<http://www.icrc.org/eng/assets/files/annual-report/icrc-annual-report-2012.pdf>

2013年7月9日閲覧

b The ICRC in Syria、2012年5月8日発行(閲覧日時点の最新版)

<http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/syria?OpenDocument>

2012年5月15日閲覧

[19] 国連児童基金(UNICEF : United Nations Children's Fund) <http://www.unicef.org/>

a At a glance: Syrian Arab Republic、日付未記入 <http://www.unicef.org/infobycountry/syria.html>

2012年3月20日閲覧

b UNICEF denounces killings of children, women in Syrian city of Homs、2012年3月12日

[http://www.unicef.org/media/media\\_61971.html](http://www.unicef.org/media/media_61971.html)

2012年3月21日閲覧

c Syria's Children: A lost generation? 2013年3月12日

[http://www.unicef.org/infobycountry/files/Syria\\_2yr\\_Report.pdf](http://www.unicef.org/infobycountry/files/Syria_2yr_Report.pdf)

2013年5月8日閲覧

d Children's health suffering, medical care insufficient, at camp sheltering Syrians、2013年3月28日

[http://www.unicef.org/infobycountry/syria\\_68491.html](http://www.unicef.org/infobycountry/syria_68491.html)

2013年5月13日閲覧

[20] Global Gayz

a Gay Life in Syria: an Interview with a Gay \_Refugee'、2012年4月23日

<http://www.globalgayz.com/middle-east/syria/gay-life-in-syria-an-interview-with-a-gay-refugee/>

2012年6月18日閲覧

[21] Transparency International (TI) <http://www.transparency.org>

a 2012 Corruption Perceptions

<http://www.transparency.org/cpi2012/results>

2013年7月2日閲覧

[22] 国際レズビアン・ゲイ協会(ILGA : International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association) <http://www.ilga.org/>

a Syrian Arab Republic: News、2011年12月8日発行(閲覧日時点の最新版)

<http://ilga.org/ilga/en/countries/SYRIAN%20ARAB%20REPUBLIC/Articles>

2012年5月15日閲覧

b State Sponsored Homophobia Survey 2012、2012年6月発行

[http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA\\_State\\_Sponsored\\_Homophobia\\_2012.pdf](http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2012.pdf)

2012年6月13日閲覧

c Response to SOGI Human Rights statement, read by Syria、2008年12月18日発行

<http://ilga.org/ilga/en/article/mkjJMT21ax>

2012年3月19日閲覧

d UN Gen. Assembly Statement Affirms Rights for all、2008年12月19日発行

<http://ilga.org/ilga/en/article/1211>

2012年3月19日閲覧

e Syrian Arab Republic – Law

<http://ilga.org/ilga/en/countries/SYRIAN%20ARAB%20REPUBLIC/Law>

2013年5月1日閲覧

**[23] Hands Off Cain** <http://www.handsoffcain.info/>

a Database: Syria – Retentionist、2012年

<http://www.handsoffcain.info/bancadati/schedastato.php?idcontinente=23&nome=syria>

2013年6月12日閲覧

b Hands Off Cain 2009 Report – the most important facts of 2010 (and the first six months of 2011)

<http://www.handsoffcain.info/bancadati/index.php?tipotema=arg&idtema=16000614>

2012年3月13日閲覧

**[24] 国連合同エイズ計画(UNAIDS : Joint United Nations Programme on HIV/AIDS)**

<http://www.unaids.org/en/>

a MENA Regional Report on AIDS, 2011、2011年12月発行

<http://www.unaids.org/en/media/unaids/contentassets/documents/unaidspublication/2011/JC2257>

[UNAIDS-MENA-report-2011\\_en.pdf](http://www.unaids.org/en/media/unaids/contentassets/documents/unaidspublication/2011/JC2257_UNAIDS-MENA-report-2011_en.pdf)

2012年3月28日閲覧

**[25] 世界保健機関(WHO: World Health Organisation)** <http://www.who.int/>

a Syria Country Profile、2010年8月最終更新

[http://www.who.int/immunization\\_monitoring/data/syr.pdf](http://www.who.int/immunization_monitoring/data/syr.pdf)

2012年3月21日閲覧

b Mental Health Country Profile: Syrian Arab Republic、日付未記入

[http://www.who.int/mental\\_health/evidence/atlas/profiles\\_countries\\_s1.pdf](http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles_countries_s1.pdf)

2012年4月3日閲覧

c Syrian Arab Republic: Health Profile、2011年4月4日更新

<http://www.who.int/gho/countries/syr.pdf>

2012年3月28日閲覧

d Syrian Arab Republic Regional situation reports (highlights 日付未記入)

<http://www.emro.who.int/emergency/eha-news/syria-sitrep.html>

2013年7月23日閲覧

[26] 米国難民委員会(USCR : United States Committee for Refugees) <http://www.refugees.org/>

a World Refugee Survey 2009: Syria

<http://www.refugees.org/resources/refugee-warehousing/archived-world-refugee-surveys/2009-world-refugee-survey.html>

2012年4月16日閲覧

[27] アメリカ合衆国人事管理局(US OPM: United States Office of Personnel Management)

<http://www.opm.gov/>

a Citizenship Laws of the World、2001年3月

<http://www.opm.gov/EXTRA/INVESTIGATE/is-01.PDF>

2012年4月16日閲覧

[28] 英国放送協会(BBC: British Broadcasting Corporation) <http://news.bbc.co.uk/>

a Timeline: Syria、2013年5月21日最終更新

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle\\_east/country\\_profiles/827580.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/country_profiles/827580.stm)

2012年6月26日閲覧

b Q&A: Syria sanctions、2012年3月23日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-15753975>

2013年5月21日閲覧

c Journalists Marie Colvin and Remi Ochlik die in Homs、2012年2月22日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-17124786>

2012年3月13日閲覧

d Profile: Syria's al-Nusra Front

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-18048033>

2013年5月29日閲覧

e UN mission head Robert Mood: Only Syrians can end violence、2012年4月30日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-17890218>

2012年5月8日閲覧

f Guide to the Syrian opposition、2013年7月12日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-15798218>

2013年7月23日閲覧

g UN observers suspend Syria work、2012年6月16日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-18471686>

2012年6月19日閲覧

h Jihadists' Twitter presence becomes more sophisticated、2012年6月22日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-18532839>

2012年6月25日閲覧

i Syria election results show support for reforms, says Assad、2012年6月16日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-18084827>

2012年6月25日閲覧

j Syria unrest: Who are the shabiha?、2012年5月29日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-14482968>

2012年6月25日閲覧

k Turkey PM Erdogan issues Syria border warning、2012年6月26日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-18584872>

2012年6月26日閲覧

l Syrian internet back after 19-hour blackout、2013年5月8日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-22447247>

2013年7月2日閲覧

m Syria: The military, the militias and the spies、2012年5月28日

<http://m.bbc.co.uk/news/world-middle-east-18241830>

2012年7月3日閲覧

n Artificial legs made from drainpipes used to help Syrian war victims、2013年3月12日

<http://www.bbc.co.uk/news/uk-england-birmingham-21764558>

2013年5月1日閲覧

o Syria profile: Media、2013年1月30日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-14703914>

2013年7月2日閲覧

p Syria death toll now above 100,000, says UN chief Ban、2013年7月25日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-23455760>

2013年7月31日閲覧

[29] Gocurrency.com <http://www.gocurrency.com/>

a Syria

<http://www.gocurrency.com/countries/syria>

2013年5月21日閲覧

[30] 国際 SIL(SIL International); Lewis, M. Paul (ed.) <http://www.ethnologue.com/web.asp>

a Ethnologue: Languages of the World, Sixteenth edition, 2009 – Languages of Syria

[http://www.ethnologue.com/show\\_country.asp?name=SY](http://www.ethnologue.com/show_country.asp?name=SY)

2012年3月12日閲覧

b Ethnologue: Languages of the World, Sixteenth edition, 2009 – Languages of Syria – map of

Jordan and Syria [http://www.ethnologue.com/show\\_map.asp?name=SY&seq=10](http://www.ethnologue.com/show_map.asp?name=SY&seq=10)

2012年3月12日閲覧

[31] 国際人権連盟(FIDH: International Federation of Human Rights) <http://www.fidh.org/>

a Syria – Latest News、2012年4月27日発行(閲覧日時点の最新版) <http://www.fidh.org/-Syria->

2012年5月15日閲覧

b The Syrian refugee crisis: A sword of Damocles over the region、2013年6月21日発行

<http://www.fidh.org/the-syrian-refugee-crisis-a-sword-of-damocles-over-the-region-13529>

2013年7月9日閲覧

[32] 女性差別の撤廃に関する国連委員会(UN CEDAW: United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women)

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/sessions.htm>

a Consideration of reports submitted by States Parties under article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women – Initial report of States Parties – Syria, 下記 URL で 2005年8月29日に発表

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4537782e0.html>

2012年5月15日閲覧

b Concluding comments of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women: Syrian Arab Republic、下記 URL で 2007年6月11日に発表

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/468b5bf02.html>

2012年5月15日閲覧

[33] Save the Children (STC) Sweden – regional programme for the Middle East and North Africa <http://www.savethechildren.se/Where-we-work/Middle-East-and-Northern-Africa/>

a Child Rights Situation Analysis For MENA Region、2011年8月

<http://mena.savethechildren.se/PageFiles/2867/Regional%20MENA%20CRSA.pdf>

2012年3月21日閲覧

[34] **世界拷問防止機構(OMCT : World Organisation against Torture)** <http://www.omct.org/>

a Steadfast in Protest – Observatory for the protection of human rights defenders: Annual Report 2009 – North Africa and Middle East、2009年6月19日

[http://www.omct.org/files/2009/06/5606/obs\\_annual\\_report\\_2009\\_eng.pdf](http://www.omct.org/files/2009/06/5606/obs_annual_report_2009_eng.pdf)

2012年5月15日閲覧

b Steadfast in Protest – Observatory for the protection of human rights defenders: Annual Report 2011 – North Africa and Middle East、2011年10月24日

[http://www.omct.org/files/2011/10/21443/obs\\_2011\\_uk\\_complet.pdf](http://www.omct.org/files/2011/10/21443/obs_2011_uk_complet.pdf)

2012年4月16日閲覧

[35] **Fafo Institute for Applied International Studies, Norway** <http://www.fafo.no/ais/index.htm>

a Youth engagement in Syria – Expected but not encouraged、2010年

<http://www.fafo.no/pub/rapp/10097/10097.pdf>

2012年5月15日閲覧

[36] **Syria Direct** <http://www.syriadirect.org/>

a Syria denies forceful conscription, opposition council calls for ‘jihad’ to protect nation、2013年3月13日

<http://www.syriadirect.org/sas/30-latest-news/218-syria-denies-forceful-conscription-opposition-council-calls-for-jihad-to-protect-nation>

2013年6月11日閲覧

[37] **Ekathimerini.com** <http://www.ekathimerini.com/ekathi/news>

a Two Syrians arrested in connection with forged ID racket、2013年6月5日

[http://www.ekathimerini.com/4dcgi/\\_w\\_articles\\_wsite1\\_1\\_05/06/2013\\_502816](http://www.ekathimerini.com/4dcgi/_w_articles_wsite1_1_05/06/2013_502816)

2013年7月17日閲覧

[38] **Israel Nation News**

a Syrian Opposition Leader: Israelis Can Remain in Golan、2011年9月5日

<http://www.israelnationalnews.com/News/News.aspx/144012>

2012年5月14日閲覧

[39] Human Rights Watch (HRW) <http://www.hrw.org/>

a Syria、2012年5月14日発行(閲覧日時点の最新版)

<http://www.hrw.org/en/middle-eastn-africa/syria>

2012年5月15日閲覧

b World Report 2013: Syria – Events of 2012、2013年1月31日発行

<http://www.refworld.org/docid/510fb4cd40.html>

2013年6月10日閲覧

c Far From Justice – Syria’s Supreme State Security Court、2009年2月発行

<http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/syria0209web.pdf>

2012年3月22日閲覧

d Group Denial – Repression of Kurdish Political and Cultural Rights in Syria、2009年11月発行

[http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/syria1109webwcover\\_0.pdf](http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/syria1109webwcover_0.pdf)

2012年5月14日閲覧

e Syria: Visit Reveals Torture Chambers、2013年5月17日発行

<http://www.hrw.org/news/2013/05/16/syria-visit-reveals-torture-chambers>

2013年6月10日閲覧

f Syria: Detainees Hidden from International Monitors、2011年12月27日発行

<http://www.hrw.org/news/2011/12/27/syria-detainees-hidden-international-monitors>

2012年6月18日閲覧

g Syria: A Wasted Decade – Human Rights in Syria during Bashar al-Asad’s First Ten Years in

Power、2010年7月発行 <http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/syria0710webwcover.pdf>

2012年5月15日閲覧

h Syria: Opposition Using Children in Conflict、2012年11月29日発行

<http://www.hrw.org/news/2012/11/29/syria-opposition-using-children-conflict>

2013年5月13日閲覧

i Iraq/Jordan/Turkey: Syrians Blocked from Fleeing War、2013年7月1日発行

<http://www.hrw.org/news/2013/07/01/iraqjordanturkey-syrians-blocked-fleeing-war>

2013年7月15日閲覧

j

k

l —By All Means Necessary Individual and Command Responsibility for Crimes against

Humanity in Syria、2011年12月15日発行

[http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/syria1211webwcover\\_0.pdf](http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/syria1211webwcover_0.pdf)

2012年6月25日閲覧

m Syria: Armed opposition groups committing abuses、2012年3月20日発行

<http://www.hrw.org/news/2012/03/20/syria-armed-opposition-groups-committing-abuses>

2012年7月3日閲覧

o Torture Archipelago: Arbitrary Arrests, Torture, and Enforced Disappearances in Syria's Underground Prisons since March 2011、2012年7月3日発行

[http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/syria0712webwcover\\_0.pdf](http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/syria0712webwcover_0.pdf)

2012年7月4日閲覧

q Syria: Attacks on Religious Sites Raise Tensions

<http://www.hrw.org/news/2013/01/23/syria-attacks-religious-sites-raise-tensions>

2013年4月17日閲覧

**[40] Refugees International (RI)** <http://www.refugeesinternational.org/>

a Syria <http://www.refugeesinternational.org/where-we-work/middle-east/syria>

2012年4月16日閲覧

b Buried Alive: Stateless Kurds in Syria 下記 URL で 2006年1月に発表

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,RI,,SYR,,47a6eba80,0.html>

2012年5月15日閲覧

**[41] 少数民族の権利(MRG: Minority Rights Group International)**

<http://www.minorityrights.org/>

a State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2011: Syria、2011年7月5日

<http://www.minorityrights.org/10848/state-of-the-worlds-minorities/state-of-the-worlds-minorities-and-indigenous-peoples-2011.html>

2012年3月14日閲覧

b State of the World's Minorities and Indigenous Peoples 2012: Syria、2012年6月28日

<http://www.minorityrights.org/11374/state-of-the-worlds-minorities/state-of-the-worlds-minorities-and-indigenous-peoples-2012.html>

2012年7月3日閲覧

**[42] United Nations Integrated Regional Information Networks (IRIN)**

<http://www.irinnews.org/>

a Jordan-Syria: Refugees say it is becoming harder to leave、2012年3月21日

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=4f7033742&amp;skip=0&coi=SYR&querysi=refugees&searchin=title&display=10&sor t=date>

2012年4月16日閲覧

**[43] 国連 エイズ特別総会(UNGASS: United Nations General Assembly Special Session on HIV/AIDS)**

a Country Progress Report 2010 – Syrian Arab Republic (SAR) Narrative Report (Draft) 2008年1月～2009年12月、下記 URL でに発表 2010年3月30日に発表

[http://data.unaids.org/pub/Report/2010/syrianarabrepublic\\_2010\\_country\\_progress\\_report\\_en.pdf](http://data.unaids.org/pub/Report/2010/syrianarabrepublic_2010_country_progress_report_en.pdf)

2012年5月15日閲覧

**[44]シリア人権委員会 (SHRC: Syrian Human Rights Committee)**

<http://www.shrc.org/default.aspx>

a Appeals,

2011年4月23日発行(閲覧日時点の最新版) <http://www.shrc.org/data.aspx/60NEWSEN.aspx>

2012年5月15日閲覧

b Ninth Annual Report on Human Rights Status in Syria (報告対象期間 2009年1月～12月)、

2010年2月16日発行 <http://www.shrc.org/data/pdf/ANNUALREPORT2010.pdf>

2012年3月12日閲覧

c Tenth Annual Report on Human Rights Status in Syria (報告対象期間 2010年1月～12月) 2012年2月発行

<http://www.shrc.org/data/pdf/ANNUALREPORT2011.pdf>

2012年3月12日閲覧

**[46] The Observatory for the Protection of Human Rights Defenders**

a Violations of the right of NGOs to funding: from harassment to criminalisation、2013年2月

[http://www.omct.org/files/2013/02/22162/obs\\_annual\\_report\\_2013\\_uk\\_web.pdf](http://www.omct.org/files/2013/02/22162/obs_annual_report_2013_uk_web.pdf)

2013年7月2日閲覧

**[47] Syria Today <http://www.syria-today.com/>**

a

b

2012年3月19日閲覧

c On their own、2009年10月

<http://www.syria-today.com/index.php/october-2009/440-focus/3406-on-their-own>

2012年4月3日閲覧

d Labour in Vain、2012年1月

<http://www.syria-today.com/index.php/january-2012/940-focus/17955-labour-invain>

2012年5月9日閲覧

**[48] International Support Kurds in Syria Association – SKS** <http://supportkurds.org/about-sks/>

a Syria、閲覧日時点での最終更新日付は 2012年3月14日 <http://supportkurds.org/sks/syria/>

2012年3月14日閲覧

b Reports、閲覧日時点での最終更新日付は 2012年3月14日

<http://supportkurds.org/sks/reports/>

2012年3月14日閲覧

c Decree 49 – ethnic cleansing of Kurds in Syria、2010年8月1日

<http://supportkurds.org/reports/decree-49-ethnic-cleansing-of-kurds-in-syria/#more-2986>

2012年5月14日閲覧

**[49] Alkarama (Dignity)** <http://en.alkarama.org/>

a Syria: 25 Kurds die under mysterious circumstances while on military duty、2010年6月10日

[http://en.alkarama.org/index.php?option=com\\_content&view=article&id=530:syria-25-kurds-die-under-mysterious-circumstances-while-on-military-duty-&catid=36:communiqu&Itemid=198](http://en.alkarama.org/index.php?option=com_content&view=article&id=530:syria-25-kurds-die-under-mysterious-circumstances-while-on-military-duty-&catid=36:communiqu&Itemid=198)

2012年5月15日閲覧

**[50] 子どもの権利委員会(UN Committee on Rights of the Child)**

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/>

a Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 8 of the Optional Protocol to the Convention of the Rights of the Child on the Involvement of Children in Armed Conflict :

concluding observations : Syrian Arab Republic、下記 URL で 2007年10月17日に発表

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,CRC,,SYR,,4718d1ed2,0.html>

2012年3月21日閲覧

**[51] 国内避難民モニタリングセンター (IDMC : Internal Displacement Monitoring Centre)**

<http://www.internal-displacement.org/>

a Syria、2007年10月31日発行

[http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/\(httpInfoFiles\)/029F4FEDCB0DEED3C12578F50036EA2D/\\$file/Syria+-+October+2007.pdf](http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/(httpInfoFiles)/029F4FEDCB0DEED3C12578F50036EA2D/$file/Syria+-+October+2007.pdf)

2012年4月4日閲覧

b List of Documents、2012年3月6日発行(閲覧日時点の最新版)

[http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/httpCountry\\_Documents?ReadForm&country=Syria&count=10000](http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/httpCountry_Documents?ReadForm&country=Syria&count=10000)

2012年4月4日閲覧

c Syria: State policies and military actions continue to threaten further displacement、2011年11月11日発行

[http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/\(httpInfoFiles\)/85D4C57B52517548C1257945004A6235/\\$file/syria-overview-nov2011.pdf](http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/(httpInfoFiles)/85D4C57B52517548C1257945004A6235/$file/syria-overview-nov2011.pdf)

2012年4月4日閲覧

**[54] 国際赤十字赤新月社連盟(IFRC : International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies)**

a Syria: Population Displaced from Iraq 2010-2011、2011年8月22日

<http://www.ifrc.org/docs/appeals/11/MDRSY002du4.pdf>

2012年4月16日閲覧

**[55] 子ども兵士徴用廃止をめざす連合(CSC: Coalition to Stop the Use of Child Soldiers)**

<http://www.child-soldiers.org/>

a Global Report 2008 – Syria、2008年5月20日

<http://www.childsoldiersglobalreport.org/content/syria>

2012年3月12日閲覧

**[56] 国連人権理事会(United Nations Human Rights Council)**

a Report of the Special Rapporteur on contemporary forms of racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance, Githu Muigai – Addendum – Summary of cases transmitted to governments and replies received、下記 URL で 2010年5月21日に発表

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4c29c1fd2.html>

2012年5月15日閲覧

b Report of the Special Rapporteur on independence of judges and lawyers, Gabriela Carina Knauth de Albuquerque e Silva – Addendum – Communications to and from Governments、下記 URL で 2010年6月18日に発表 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4c29b4bd2.html>

2012年5月15日閲覧

c Summary : [Universal Periodic Review] : Syrian Arab Republic / prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph 15 (c) of the annex to Human Rights Council resolution 5/1、下記 URL で 2011年7月25日に発表

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,UNHRC,,SYR,,4e98175f2,0.html>

2012年3月13日閲覧

d Report of the Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health, Anand Grover, mission to the Syrian Arab Republic、2011年3月21日

<http://documents.un.org/mother.asp> 資料を閲覧するには次のコードを検索オプションのシンボルボックスに入力する A/HRC/17/25/ADD.3

2012年3月19日閲覧

e Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic、2011年11月23日(第17回特別会議)

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=4edde9d02&amp;skip=0&coi=SYR&querysi=asylum&searchin=fulltext&display=10&sort=date>

2012年4月16日閲覧

f Oral Update of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic、2012年6月26日

[http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session20/COI\\_OralUpdate\\_A.HRC.20.CRP.1.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session20/COI_OralUpdate_A.HRC.20.CRP.1.pdf)

2012年7月2日閲覧

g Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic (22nd session)、2013年2月5日

<http://www.refworld.org/docid/513727e62.html>

2013年5月28日閲覧

h Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic (23rd session)、2013年6月4日

<http://www.refworld.org/docid/51aee9484.html>

2013年6月10日閲覧

i Oral Update of the Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic (22nd session)、2013年3月11日

[http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/CoISyria/PeriodicUpdate11March2013\\_en.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/CoISyria/PeriodicUpdate11March2013_en.pdf)

2013年7月23日閲覧

[57] 国連拷問禁止委員会 (UN CAT : United Nations Committee Against Torture)

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/index.htm>

a 国連拷問禁止委員会(UN CAT : United Nations Committee Against Torture)第44回会議 2010年4月26日～5月14日。Consideration of reports submitted by States parties under article 19 of

the convention – ADVANCE UNEDITED VERSION – Concluding observations of the Committee against Torture: SYRIAN ARAB REPUBLIC

下記 URL より閲覧 <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/CAT.C.SYR.CO.1.pdf>

2012年5月15日閲覧

[58] **ProCon.org** <http://www.procon.org/>

a Israeli-Palestinian conflict: Map - The Golan Heights, undated

<http://israelipalestinian.procon.org/view.background-resource.php?resourceID=934>

2012年5月15日閲覧

[59] **Chatham House** <http://www.chathamhouse.org.uk/>

a The Syrian Kurds: A People Discovered、2006年1月

<http://www.chathamhouse.org/sites/default/files/public/Research/Middle%20East/bpsyriankurds.pdf>

2012年5月16日閲覧

b Palestinian Refugees: The Regional Perspective、2009年4月

<http://www.isn.ethz.ch/isn/Digital-Library/Policy-Briefs/Detail/?lng=en&id=100016>

2012年4月16日閲覧

[60] **Danish Immigration Service** [www.newtodenmark.dk](http://www.newtodenmark.dk) 及び **ACCORD/Austrian Red Cross**

<http://www.rotekreuz.at/accord>

a Human rights issues concerning Kurds in Syria – DIS: Danish Immigration Service と ACCORD/Austrian Red Cross が 2010年1月21日～2月8日に共同で行った、ダマスカス(Damascus)、シリア、バイルート、レバノン、及びイラク クルディスタン地域 (KRI: Kurdistan Region of Iraq)であるアルビール(Erbil)とドホーク(Dohuk)の現地調査に関するレポート

2010年5月発行

<http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/FF03AB63-10A5-4467-A038-20FE46B74CE8/0/Syrienrapport2010pdf.pdf>

2012年4月16日閲覧

[61] **Kurdish Human Rights Project (KHRP)** <http://www.khrp.org/>

a Impact Report 2009 (報告対象期間 2009年1月～12月)

[http://www.khrp.org/khrp-news/human-rights-documents/impact-reports/doc\\_download/263-impact-report-2009.html](http://www.khrp.org/khrp-news/human-rights-documents/impact-reports/doc_download/263-impact-report-2009.html)

2012年4月16日閲覧

b Submission to the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, Special Rapporteur on contemporary forms of racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance、2010年6月21日

[http://www.khrp.org/khrp-news/human-rights-documents/doc\\_download/264-submission-for-un-re-view-of-discrimination-and-intolerance.html](http://www.khrp.org/khrp-news/human-rights-documents/doc_download/264-submission-for-un-re-view-of-discrimination-and-intolerance.html)

2012年4月16日閲覧

c Culture and Language Rights – Mother-tongue Education in the Kurdish Regions、2011年7月-briefing paper launch summary

<http://www.khrp.org/latest-news/662-khrp-publishes-briefing-paper-on-mother-tongue-education-in-the-kurdish-regions.html>

2012年3月19日閲覧

d Culture and Language Rights – Mother-tongue Education in the Kurdish Regions、2011年7月-briefing paper- full report (ページ9)

[http://khrp.org/khrp-news/human-rights-documents/briefing-papers/cat\\_view/40-briefing-papers-and-speeches.html](http://khrp.org/khrp-news/human-rights-documents/briefing-papers/cat_view/40-briefing-papers-and-speeches.html)

2012年3月19日閲覧

**[62] 世界銀行(World Bank Group)** <http://web.worldbank.org/>

a Country Brief、2011年9月更新

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/MENAEXT/SYRIANARABEXT/N/0,,menuPK:310557~pagePK:141132~piPK:141107~theSitePK:310548,00.html>

2012年3月12日閲覧

**[63] Jamestown Foundation**

a Global Terrorism Analysis: Hizb-ut-Tahrir's Growing Appeal in the Arab World、2006年12月27日更新

[http://www.jamestown.org/programs/gta/single/?tx\\_ttnews%5Btt\\_news%5D=999&tx\\_ttnews%5BbackPid%5D=181&no\\_cache=1](http://www.jamestown.org/programs/gta/single/?tx_ttnews%5Btt_news%5D=999&tx_ttnews%5BbackPid%5D=181&no_cache=1)

2012年5月14日閲覧

b Global Terrorism Analysis: The History of Political and Militant Islam in Syria、2005年8月15日

[http://www.jamestown.org/programs/gta/single/?tx\\_ttnews%5Btt\\_news%5D=550&tx\\_ttnews%5BbackPid%5D=180&no\\_cache=1](http://www.jamestown.org/programs/gta/single/?tx_ttnews%5Btt_news%5D=550&tx_ttnews%5BbackPid%5D=180&no_cache=1)

2012年5月14日閲覧

c Terrorism Monitor Volume: 10 Issue: 22

Jihad in Syria: A Profile of Jabhat al-Nusra、2012年11月30日

[http://www.jamestown.org/single/?no\\_cache=1&tx\\_ttnews%5Btt\\_news%5D=40176&tx\\_ttnews%5BbackPid%5D=13&cHash=d6339cc5cfe63e2b5a5cbd79e35beb0a](http://www.jamestown.org/single/?no_cache=1&tx_ttnews%5Btt_news%5D=40176&tx_ttnews%5BbackPid%5D=13&cHash=d6339cc5cfe63e2b5a5cbd79e35beb0a)

2013年5月29日閲覧

[64] 米国平和研究所(USIP : United States Institute of Peace)上級研究員 Radwan Ziadeh 博士 (参考資料[13])

a The Muslim Brotherhood in Syria and the Concept of ‘Democracy’、Center for the Study of Islam and Democracy 第9回年次会議で2008年5月14日に発表された論文を下記 URL で入手、[https://www.csidonline.org/9th\\_annual\\_conf/Radwan\\_Ziadeh\\_CSID\\_paper.pdf](https://www.csidonline.org/9th_annual_conf/Radwan_Ziadeh_CSID_paper.pdf)

2012年5月14日閲覧

[65] The Guardian (英国) <http://www.guardian.co.uk>

a Comment is free: Syria's attack on gay people must end、2010年7月7日

<http://www.guardian.co.uk/commentisfree/2010/jul/07/homosexual-syria-persecution-lgbt-rights>

2012年3月12日閲覧

b US blacklists Syria's al-Nusra Front as terrorist group、2012年12月11日

<http://www.guardian.co.uk/world/2012/dec/11/us-blacklists-syria-al-nusra-front-terrorist>

2013年5月29日閲覧

c

d Syrian diplomats expelled from countries around the world、2012年5月29日

<http://www.guardian.co.uk/world/2012/may/29/syrian-ambassadors-expelled-britain-france>

2012年6月13日閲覧

[66] Gay Middle East <http://www.gaymiddleeast.com>

a Syrian authorities release the group of men alleged of ‘gay parties’、2010年7月22日

<http://www.gaymiddleeast.com/news/news%20217.htm>

2012年3月19日閲覧

b Syria cracks down on gays, at least 25 men arrested!、2010年6月23日

<http://www.gaymiddleeast.com/news/news%20210.htm>

2012年3月19日閲覧

c Why Syrian LGBT People Should Join the Revolution、2011年10月6日

<http://www.gaymiddleeast.com/news/news%20329.htm>

2012年3月19日閲覧

**[67] 国連ニュースセンター(UN News Centre)**

a Syria: UN rights panel voices alarm at reported torture of children、2011年11月25日

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=40512&Cr=Syria&Cr1=>

2012年3月12日閲覧

b Images of alleged torture in Syrian hospitals ‘shocking’ – UN rights office、2012年3月6日

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=41469&Cr=syria&Cr1>

2012年3月12日閲覧

c UN peacekeeping chief calls on parties in Syria to ensure cessation of violence、2012年5月1日

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=41898>

2012年5月8日閲覧

d Despite constraints, UN agency delivers for Palestinian refugees in war-torn Syria、2013年6月4日

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=45077>

2013年7月16日閲覧

e Palestinian refugee camps in Syria now 'theatres of war' – UN agency chief、2013年6月17日

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=45198>

2013年7月17日閲覧

f Syrian conflict risks leaving entire generation of children ‘scarred for life’ – UNICEF、2013年3月12日

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=44347>

2013年5月7日閲覧

g UN agency concerned over new restrictions for Syrian refugees fleeing to Egypt、2013年7月12日

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=45400&Cr=syria&Cr1=refugee>

2013年7月23日閲覧

**[68] Reuters <http://www.reuters.com/>**

a Turkey shuts Syria border crossing after deadly bombs、2013年5月22日

<http://www.reuters.com/article/2013/05/22/us-syria-crisis-turkey-idUSBRE94L0FD20130522>

2013年7月23日閲覧

b UNICEF says 384 children killed so far in Syria、2012年1月27日

<http://mobile.reuters.com/article/topNews/idUSTRE80Q0V920120127>

2012年3月21日閲覧

c Strained Syrian army calls up reserves; some flee、2012年9月4日

<http://www.reuters.com/article/2012/09/04/us-syria-crisis-army-deserters-idUSBRE8830CH20120904>

2013年6月11日閲覧

d

e Syria says two bishops kidnapped by rebels、2013年4月22日

<http://www.reuters.com/article/2013/04/22/us-syria-crisis-bishops-idUSBRE93L13120130422>

2013年4月23日閲覧

f Syrian war death toll rises to 82,000: opposition group、2013年5月12日

<http://www.reuters.com/article/2013/05/12/us-syria-crisis-toll-idUSBRE94B0AD20130512>

2013年5月13日閲覧

[69] **Pink News** <http://www.pinknews.co.uk/>

a Comment: What life is really like for gay Syrians、2011年6月16日

<http://www.pinknews.co.uk/2011/06/16/comment-what-life-is-really-like-for-gay-syrians/>

2012年3月19日閲覧

[70] **United Nations Enable**(国連障害者の権利条約事務局ウェブサイト)

<http://www.un.org/disabilities/default.asp?id=17>

a Convention and Optional Protocol Signatures and Ratifications

<http://www.un.org/disabilities/countries.asp?id=166#S>

2012年3月19日閲覧

[71] **米国社会保障(United States Social Security Administration)** <http://www.ssa.gov/>

a Social Security Programs Throughout the World: Asia and the Pacific、2010年

<http://www.ssa.gov/policy/docs/progdsc/ssptw/2010-2011/asia/syria.html>

2012年3月19日閲覧

[72] **国際連合教育科学文化機関(UNESCO: United Nations Education, Scientific and Cultural Organisation)** <http://www.unesco.org/new/en/>

a Review of marginalisation of people with disabilities in Lebanon, Syria and Jordan、2009

<http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/FIELD/Beirut/pdf/Background%20paper%20EFA%202010-Marginalization%20in%20Jordan%20Syria%20and%20Lebanon.pdf>

2012年3月19日閲覧

[73] **SOS 子どもの村(SOS Children's Villages)**

<http://www.sos-childrensvillages.org/Pages/default.aspx>

a General information on Syria

<http://www.sos-childrensvillages.org/where-we-help/asia/syria/Pages/default.aspx>

2012年3月21日閲覧

[74] **Philippine Daily Inquirer** <http://www.inquirer.net/>

a DFA seeks Syria help vs trafficking、2012年1月4日

<http://globalnation.inquirer.net/22169/dfa-seeks-syria-help-vs-trafficking>

2012年3月28日閲覧

[75] **国境なき医師団(Medecins sans Frontieres)**

a Syria: Measles Epidemic Reveals Growing Humanitarian Needs、2013年6月18日

<http://www.doctorswithoutborders.org/press/release.cfm?id=6820&cat=press-release>

2013年7月23日閲覧

b Syria Two Years On: The Failure of International Aid、2013年3月6日

<http://www.doctorswithoutborders.org/publications/article.cfm?id=6669&cat=special-report>

2013年7月23日閲覧

c International Activity Report, 2012、2013年7月

[http://www.msf.org/sites/msf.org/files/msf\\_activity\\_report\\_2012\\_interactive\\_100.pdf](http://www.msf.org/sites/msf.org/files/msf_activity_report_2012_interactive_100.pdf)

2013年7月30日閲覧

[76] **Australia Refugee Review Tribunal**

a Syria: Exit Procedures、2008年10月13日

[www.mrt-rrt.gov.au/ArticleDocuments/107/syr33787.pdf.aspx](http://www.mrt-rrt.gov.au/ArticleDocuments/107/syr33787.pdf.aspx)

2012年4月16日閲覧

b Syria: 1. Please provide information on conscription and military service in Syria. 2. Is it likely that someone who has completed his military service is considered a reservist and has been called upon to serve in that capacity?、2012年1月20日

<http://www.refworld.org/docid/50f935822.html>

2013年6月11日閲覧

[77] **世界経済フォーラム(World Economic Forum)** <http://www.weforum.org/>

a Gender Gap Index 2012

[http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GenderGap\\_Report\\_2012.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_GenderGap_Report_2012.pdf)

2013年7月9日閲覧

[78] **Economist Intelligence Unit** <http://www.eiu.com/>

a Country Report of Syria、2015年5月1日

予約購読サイトー請求すればハードコピー入手可能

2012年5月2日閲覧

[79] **国際戦略研究所、武力闘争データベース(International Institute for Strategic Studies, Armed Data Base)**

a Syria uprising

予約購読サイトー請求すればハードコピー入手可能

2012年5月2日閲覧

[80] **Geneva Academy of International Humanitarian Law and Human Rights , Rule of Law in Armed Conflicts Project** <http://www.adh-geneva.ch/RULAC/index.php>

a Current conflicts – Syria – Anti-government protests and violence, 2011-2012

[http://www.adh-geneva.ch/RULAC/current\\_conflict.php?id\\_state=211](http://www.adh-geneva.ch/RULAC/current_conflict.php?id_state=211)

2012年5月8日閲覧

[81] **German Institute for International and Security Affairs** <http://www.swp-berlin.org/>

a The Violent Power Struggle in Syria、2012年3月

[http://www.swp-berlin.org/fileadmin/contents/products/comments/2012C09\\_ass\\_wmm.pdf](http://www.swp-berlin.org/fileadmin/contents/products/comments/2012C09_ass_wmm.pdf)

2012年5月8日閲覧

[82] **シリア国民評議会(Syrian National Council)** <http://www.syriancouncil.org/en/about.html>

2013年5月29日閲覧

[83]

[84] **欧州議会(European Parliament)** <http://www.europarl.europa.eu/portal/en>

a About the Reform Party of Syria、2005年

[http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2004\\_2009/documents/dv/about%20reform%20party%20of%20syria/about%20reform%20party%20of%20syriaen.pdf](http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2004_2009/documents/dv/about%20reform%20party%20of%20syria/about%20reform%20party%20of%20syriaen.pdf)

2012年5月14日閲覧

**[85] The Washington Post** <http://www.washingtonpost.com/>

a Syria's Muslim Brotherhood is gaining influence over anti-Assad revolt、2012年5月14日  
[http://www.washingtonpost.com/world/syrias-muslim-brotherhood-is-gaining-influence-over-anti-assad-revolt/2012/05/12/gIQAAtIoJLU\\_story.html](http://www.washingtonpost.com/world/syrias-muslim-brotherhood-is-gaining-influence-over-anti-assad-revolt/2012/05/12/gIQAAtIoJLU_story.html)

2012年5月14日閲覧

**[86] Middle East Research and Information Project** <http://www.merip.org/>

a The Evolution of Kurdish Politics in Syria、2012年8月31日

<http://www.merip.org/mero/mero083111>

2012年5月15日閲覧

**[87] シリア・アラブ通信社(SANA: Syria Arab NewsAgency)**

[http://www.sana.sy/index\\_eng.html](http://www.sana.sy/index_eng.html)

a Presidential Decree Grants Amnesty to Conscripted Defaulted from Compulsory Military Service、  
2011年11月5日

<http://www.sana.sy/eng/361/2011/11/05/380134.htm>

2012年6月13日閲覧

b Decree Reducing Payment in Lieu of Military Service to USD 5,000、2011年7月31日

<http://www.sana.sy/eng/361/2011/07/31/361356.htm>

2012年6月13日閲覧

c Al-Attar Promoting Arabic to Create Arab Educated Generation

<http://81.2.216.117/eng/28/2013/04/11/476942.htm>

2013年7月9日閲覧

d No Truth in News about Issuing General Call for Conscription、2013年3月12日

<http://sana.sy/eng/337/2013/03/12/472151.htm>

2013年6月11日閲覧

**[88] France 24** <http://www.france24.com/en/>

a Syria economy faces 'significant' contraction: IMF

<http://www.france24.com/en/20120502-syria-economy-faces-significant-contraction-imf>

2012年6月18日閲覧

**[89] Political Geography Now** <http://www.polgeonow.com/p/about-this-site.html>

a Syria Uprising Map: March 2013 (#9)

<http://www.polgeonow.com/search/label/syria>

2013年6月24日閲覧

**[90] Institute for the Study of War** <http://www.understandingwar.org/>

a Middle East Security Report, Syria's Armed Opposition, by Joseph Holliday、2012年3月

[http://www.understandingwar.org/sites/default/files/Syrias\\_Armed\\_Opposition.pdf](http://www.understandingwar.org/sites/default/files/Syrias_Armed_Opposition.pdf)

2012年7月2日閲覧

b The Assad Regime、2013年3月

<http://www.understandingwar.org/sites/default/files/TheAssadRegime-web.pdf>

2013年7月29日閲覧

**[91] Strategic Research and Communication Centre** <http://strescom.org/>

a Safe Area for Syria – An Assessment of Legality, Logistics and Hazards、2011年12月24日

[http://www.foreignpolicy.com/files/fp\\_uploaded\\_documents/111228\\_intervention\\_Syria\\_paper.pdf](http://www.foreignpolicy.com/files/fp_uploaded_documents/111228_intervention_Syria_paper.pdf)

2012年7月3日閲覧

**[92] The New York Times** <http://www.nytimes.com/>

a Syrian Pilot Granted Asylum in Jordan、2012年6月21日

[http://www.nytimes.com/2012/06/22/world/middleeast/syrian-warplane-is-reported-missing.html?\\_r=1](http://www.nytimes.com/2012/06/22/world/middleeast/syrian-warplane-is-reported-missing.html?_r=1)

2012年7月3日閲覧

b Syria's threatened Christians、2012年6月28日

[http://www.nytimes.com/2012/06/29/opinion/syrias-threatened-christians.html?\\_r=1](http://www.nytimes.com/2012/06/29/opinion/syrias-threatened-christians.html?_r=1)

2012年7月3日閲覧

c Christians Squeezed Out by Violent Struggle in North Syria、2013年2月13日

<http://www.nytimes.com/2013/02/14/world/middleeast/christians-squeezed-out-by-violent-struggle-in-north-syria.html?pagewanted=all>

2013年4月17日閲覧

d In Syria's Civil War, Doctors Find Themselves in Cross Hairs、2013年3月23日

[http://www.nytimes.com/2013/03/24/world/middleeast/on-both-sides-in-syrian-war-doctors-are-often-the-target.html?pagewanted=all&\\_r=0](http://www.nytimes.com/2013/03/24/world/middleeast/on-both-sides-in-syrian-war-doctors-are-often-the-target.html?pagewanted=all&_r=0)

2013年7月23日閲覧

**[93] Al-Monitor** <http://www.al-monitor.com/pulse/home.html>

a Syrian Kurds Trade Armed Opposition for Autonomy、2012年6月22日

<http://www.al-monitor.com/pulse/politics/2012/06/syrias-kurds-oppose-the-regime-y.html>

2012年7月3日閲覧

b Jabhat al-Nusra, Ghassan Hitto Divide Syrian Opposition、2013年4月

<http://www.al-monitor.com/pulse/ar/contents/articles/politics/2013/04/syria-jabhat-nusra-opposition-hitto.html>

2013年5月15日閲覧

#### [94] The Telegraph

a The Syrian rebels' war of attrition、2012年1月30日

<http://blogs.telegraph.co.uk/news/michaelweiss/100133520/the-syrian-rebels-war-of-attrition/>

2012年7月3日閲覧

b Syrian girls 'sold' into forced marriages、2013年1月23日

<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/syria/9821946/Syrian-girls-sold-into-force-d-marriages.html>

2013年7月10日閲覧

#### [95] USA Today <http://www.usatoday.com/>

a Christians in Syria live in uneasy alliance with Assad, Alawites、2012年5月11日

<http://www.usatoday.com/news/world/story/2012-05-09/syria-christians-crisis/54888144/1>

2012年7月4日閲覧

#### [96] Damascus Bureau <http://www.damascusbureau.org/>

a A Decade in Power, Part 4: Syria Kurds – Bolder but Still Oppressed、2010年10月27日

<http://www.damascusbureau.org/?p=864>

2012年7月4日閲覧

#### [97] Deutsche Welle <http://www.dw.de/about-dw/who-we-are/s-3325>

a Religious divides deepen in Syria、2013年2月24日

<http://www.dw.de/religious-divides-deepen-in-syria/a-16624528>

2013年4月17日閲覧

#### [98] 国際危機グループ (International Crisis Group) <http://www.crisisgroup.org/en/about.aspx>

a Syria's Kurds: A Struggle Within a Struggle、2013年1月22日

<http://www.crisisgroup.org/en/regions/middle-east-north-africa/egypt-syria-lebanon/syria/136-syria-s-kurds-a-struggle-within-a-struggle.aspx>

2013年4月23日閲覧

[99] **Huffington Post** <http://www.huffingtonpost.co.uk/>

a Have Syria's Kurds Had a Change of Heart? 2013年4月8日

[http://www.huffingtonpost.com/daniel-nisman/have-syrias-kurds-had-a\\_b\\_3036931.html](http://www.huffingtonpost.com/daniel-nisman/have-syrias-kurds-had-a_b_3036931.html)

2013年4月23日閲覧

[100] **Newsweek/The Daily Beast** <http://www.thedailybeast.com/newsweek.html>

a Gays of Syria, Unite!、2012年8月29日

<http://www.thedailybeast.com/articles/2012/08/29/gays-of-syria-unite.html>

2013年4月24日閲覧

[101] **Danny Says** <http://samasays.wordpress.com/>

a Transgenderism and Prostitution in Syria、2012年3月10日

<http://samasays.wordpress.com/2012/03/10/transgenerism-and-prostitution-in-syria/>

2013年5月1日閲覧

[102] **Save the Children** <http://www.savethechildren.org.uk/about-us>

a Childhood Under Fire: The impact of two years of conflict in Syria、2013年3月

<http://www.savethechildren.org/atf/cf/%7B9def2ebe-10ae-432c-9bd0-df91d2eba74a%7D/CHILDHOOD%20UNDER%20FIRE%20EMBARGOED%20UNTIL%202013TH%20MARCH.PDF>

2013年5月1日閲覧

[103] **Disability Rights Syria** <http://disability-rights-syria.blogspot.co.uk/>

a Rapid Assessments of the Needs of War Victims with Disabilities in Syria、2013年3月17日

<http://disability-rights-syria.blogspot.co.uk/2013/03/rapid-assessments-of-needs-of-war.html>

2013年5月1日閲覧

[104] **Handicap International** <http://handicap-international.ca/en/>

a Access to care: a major challenge for the people of Syria (日付未記入)

<http://handicap-international.ca/en/access-to-care-a-major-challenge-for-the-people-of-syria>

2013年5月1日閲覧

[105] **国連総会(UN General Assembly)**

a Children and armed conflict: report of the Secretary-General、2012年4月26日

<http://www.refworld.org/cgi-bin/tehis/vtx/rwmain?docid=4fd706472>

2013年5月7日閲覧

b Situation of human rights in the Syrian Arab Republic : resolution / adopted by the General Assembly、2013年2月12日

<http://www.refworld.org/docid/514084392.html>

2013年5月29日閲覧

**[106] Encyclopaedia of Nations**

a Syria - Judicial system、日付未記入

<http://www.nationsencyclopedia.com/Asia-and-Oceania/Syria-JUDICIAL-SYSTEM.html>

2013年5月14日閲覧

**[107] Pravda** <http://english.pravda.ru/>

a Al-Assad announces establishment of Syrian anti-terrorism court、2012年7月28日

[http://english.pravda.ru/world/asia/28-07-2012/121772-syria\\_court-0/](http://english.pravda.ru/world/asia/28-07-2012/121772-syria_court-0/)

2013年5月15日閲覧

**[108] Al Arabiya** <http://english.alarabiya.net/>

a Rebel courts regulate life in Syria's Aleppo、2013年4月12日

<http://english.alarabiya.net/en/perspective/features/2013/04/12/Rebel-courts-regulate-life-in-Syria-s-Aleppo-.html>

2013年5月15日閲覧

**[109] 米国議会調査局(United States Congressional Research Service)**

<http://www.loc.gov/crsinfo/>

a Armed Conflict in Syria: U.S. and International Response、2012年8月21日

<http://www.refworld.org/docid/506c03012.html>

2013年5月21日閲覧

**[110] The Cairo Institute for Human Rights Studies** <http://www.cihrs.org/?lang=en>

a Delivering Democracy: Repercussions of the ‘Arab Spring’ on Human Rights、2013年5月

<http://www.cihrs.org/wp-content/uploads/2013/05/Delivering-Democracy-Synopsis-of-2012-Report.pdf>

2013年5月28日閲覧

[111] **Al-Jazeera** <http://www.aljazeera.com/>

a Red Cross declares Syria conflict a civil war

<http://www.aljazeera.com/news/middleeast/2012/07/2012716231913738.html>

2013年5月28日閲覧

[112] **Inter Press Service** <http://www.ipsnews.net/>

a Syrian Attacks on Health Care System \_Terrorising Population‘、2013年5月14日

<http://www.ipsnews.net/2013/05/syrian-attacks-on-health-care-system-terrorising-population/>

2013年7月23日閲覧